

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	技能実習生に対する事故・疾病防止対策等事業		担当部局庁	職業能力開発局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成9年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	海外協力課 外国人研修推進室		外国人研修推進室長 山田 敏充		
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法 第29条第1項第2号及び第3号		関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	技能実習生受入れ企業に対する安全衛生、健康確保に対する助言・指導等を中心とした事故・疾病防止対策等を講じ、技能実習生の安全衛生の確保を図ることにより技能実習制度の適正かつ円滑な推進に資することを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	①安全衛生等対策検討委員会を設置し、技能実習生の事故・疾病防止に関するマニュアル、チェックリスト等の作成を行う ②安全衛生アドバイザー及びメンタルヘルスアドバイザーを配置し、実習実施機関・監理団体に対し巡回指導等を行う ③受入れ企業・団体に対し技能実習生に係る労災保険制度の適用についての周知等を行う							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	40	38	36	79	68	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
	計		40	38	36	79	68	
	執行額		28	38	36	-	-	
執行率(%)		70.0%	100.0%	100.0%	-	-		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	(平成23年度) 技能実習生の死傷者年千人率(休業4日以上)が同年の日本人を含む全産業における死傷者年千人率(休業4日以上)の数値以下		成果実績	%	2.9	6.39	集計中	-
	(平成24年度以降) 災害が発生しやすい1年目の技能実習生1号の死傷者年千人率が前年度の実績値以下		目標値	%	2.2	6.48	6.39	設定中
			達成度	%	75.9	101.4	集計中	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	①安全衛生アドバイザーによる実地指導の実施 ②メンタルヘルスアドバイザーによる実地指導の実施 (平成25年度からの追加指標) ③監理団体・実習実施機関に対してのセミナー		活動実績	件	①555件 ②101件	①547件 ②105件	①446件 ②105件 ③16回	-
			当初見込み	件	①540件 ②90件	①540件 ②90件	①300件 ②90件 ③16回	①850件 ②150件 ③12回
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	単位当たりコスト = X / Y		単位当たりコスト	円	185	266	237	520
	X:「各年度執行額」 Y:「各年の技能実習生の外国人登録者数」		計算式	X / Y	27,769,236円 / 150,088人	37,829,958円 / 141,994人	35,837,106円 / 151,482人	78,782,000円 / 151,482人
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	(目)労働災害防止対策事業委託費	79	68	実績に基づく単価見直しに伴う減額				
	計	79	68					

事業所管部局による点検・改善						
項目		評価	評価に関する説明			
国 費 投 入 の 必 要 性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	技能実習制度は、国が制度の管理・運用をしている国際協力の一つであって、全国で制度が活用され、数多くの技能実習生が受け入れられている。また、技能実習生には日本人と同様に労働関係法令が適用されることから、国自らが責任を持ち、労働関係法令の遵守を徹底させるため、本事業については、国費を投じなければ事業目的が達成できないものである。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	技能実習生には日本人と同様に、労働関係法令が適用されることから、全国斉一的・中立的に技能実習生を対象とする事故・疾病防止対策を推進することが必要である。このため、本事業の実施は、地方自治体、民間等に委ねることは困難である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	本事業の実施により、技能実習生の安全衛生面での問題や、言語の相違等によるストレス等のメンタルヘルス上の問題について、専門的な知識を有する者より、直接、実習生や受入れ企業を対象に実地で助言等を行うことができる。よって、当該政策目的を達成するに当たって、優先度の高い事業である。		
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		△	労働安全衛生法、入管法に定める在留手続き等について専門的知識を有していなければならず、作成するマニュアルの内容や具体的な支援方法の企画内容によって事業の成果に差異が生じるため、企画競争方式としている。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-	-		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	実習生安全衛生確保のため、実地指導とセミナーによる集団指導方式を効果的に組み合わせ、対象とする実習実施機関数等を確保しつつ効率的な事業執行を徹底している。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	本事業の費目・使途については、その全てのものが技能実習生を対象とする事故・疾病防止対策に係るものであり、費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	個々の企業の状況に合わせた効果的な指導を実施している。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	これまでの本事業の実施状況を踏まえ、活動見込みをたてており、活動実績は当該見込みに見合ったものである。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	本事業により技能実習生の事故・疾病防止対策のために作成された資料については、十分に活用をされている。		
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	事業番号849については、技能実習生が的確な技能移転が行われるよう受入れ団体・企業に対して、労働関係法令、入管法令の遵守状況等について巡回指導や技能実習生に対して母国語による電話相談、受入れ団体・企業において不正行為認定時等の際には、技能実習生に対して実習継続支援等を行うものであるため、本事業とは重複していない。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	849	技能実習制度推進事業	厚生労働省職業能力開発局外国人研修推進室			
点 検 ・ 改 善 結 果	点検結果	本事業については、国費投入の必要性、事業の効率性、事業の有効性を踏まえ、行政事業として行うことが適当であると判断できる。				
	改善の方向性	業務効率化の観点から、実地指導に加えて新たにセミナーによる集団指導方式を導入することにより、これまでよりも多くの、実習実施機関等に対する指導実績を向上させることができた。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現 状 通 り	引き続き、技能実習生の安全衛生の確保を図ることに必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現 状 通 り	-					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	588	平成24年	525	平成25年	340

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
36百万円

技能実習生受入れ企業に対する安全衛生、健康確保に対する助言・指導等を中心とした事故・疾病防止対策等を講じ、技能実習生の安全衛生の確保を図ることにより技能実習制度の適正かつ円滑な推進に資することを目的とする。



【企画競争・委託】

A. (公財)国際研修協力機構
36百万円

- ① 安全衛生等対策検討委員会を設置し、技能実習生の事故・疾病防止に関するマニュアル、チェックリスト等の作成を行う。
- ② 安全衛生アドバイザー及び外国人ストレス対策アドバイザーによる相談・助言を行うとともに、要請等に基づき実施相談を行う。
- ③ 受け入れ企業・団体に対し技能実習生に係る労災保険制度の適用についての周知等を行う。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

A.(公財)国際研修協力機構			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
業務費	巡回指導アドバイザー旅費・謝金、セミナーの開催、マニュアル等の作成・配付等	23			
人件費	本部及び地方スタッフ	11			
消費税		2			
計		36	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(公財)国際研修協力機構	① 安全衛生等対策検討委員会を設置し、技能実習生の事故・疾病防止に関するマニュアル、チェックリスト等の作成を行う。 ② 安全衛生アドバイザー及び外国人ストレス対策アドバイザーによる相談・助言を行うとともに、要請等に基づき実施相談を行う。 ③ 受け入れ企業・団体に対し技能実習生に係る労災保険制度の適用についての周知等を行う。	36	企画競争 (随意契約) 2者	-
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

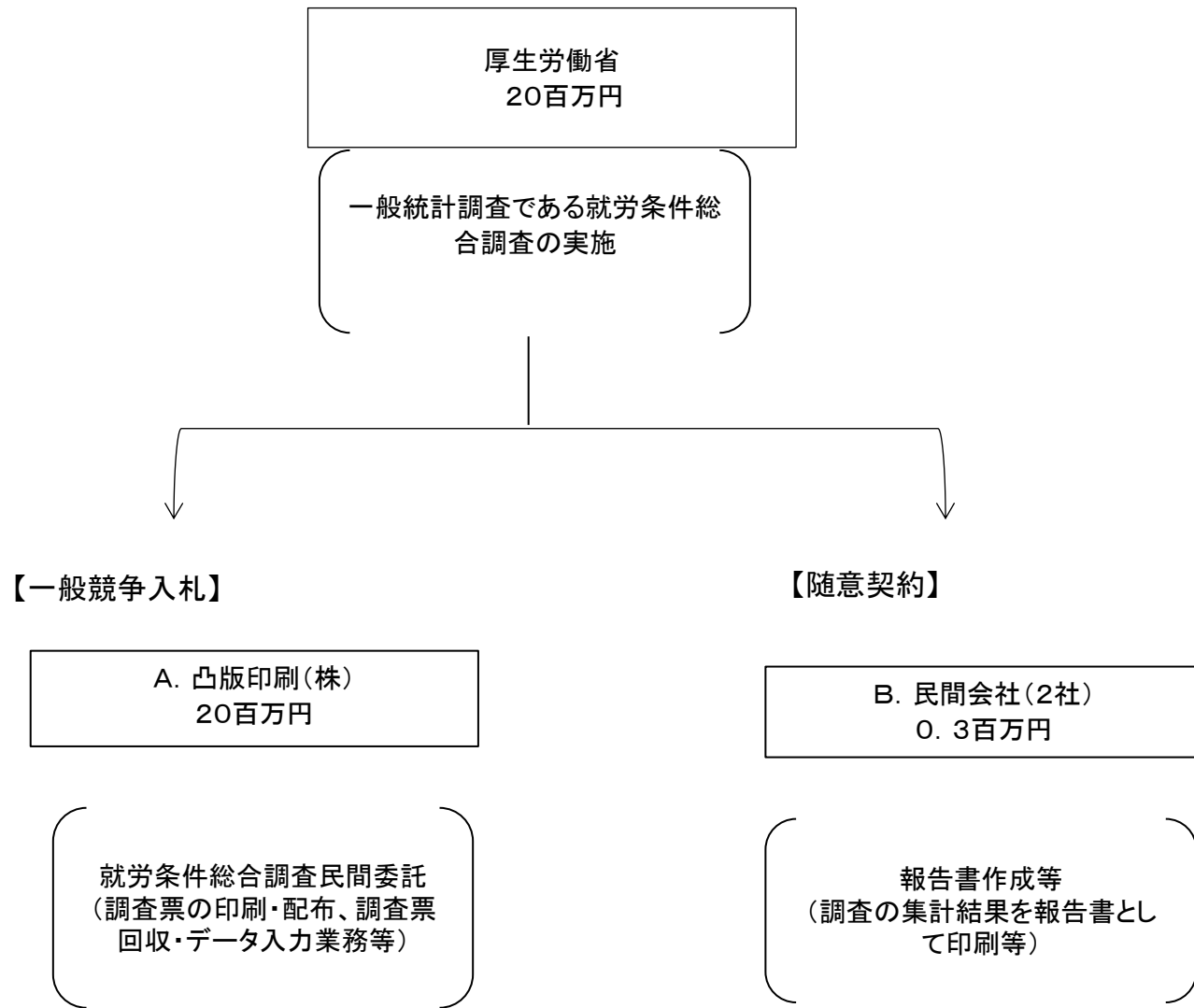
平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	就労条件総合調査費		担当部局庁	大臣官房統計情報部		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度 : 平成12年度 終了(予定)年度 : 終了予定なし		担当課室	雇用・賃金福祉統計課賃金福祉統計室		室長 野地 祐二			
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	統計法(平成19年5月23日法律第53号)第19条		関係する計画、通知等	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、 「高齢者等職業安定対策基本方針」					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	主要産業における企業の労働時間制度、定年制等、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的とする。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	総務省が実施している「経済センサス-基礎調査」から産業・企業規模別に抽出された15大産業に属する常用労働者30人以上の民営企業を調査対象として公共サービス改革法に基づく民間委託により調査を実施し、厚生労働省において集計・公表を行う。								
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算の状況	当初予算	31	24	24	29	29		
		補正予算	—	—	—	—	—		
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—		
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—		
		予備費等	—	—	—	—	—		
	計		31	24	24	29	29		
	執行額		21	20	20	—	—		
執行率(%)		68.1	86.0	86.4	—	—			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値(26年度)	
	取りまとめ公表できた調査の数			成果実績	調査	1	1	1	
				目標値	調査	1	1	1	1
				達成度	%	100	100	100	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	調査客体数:6,200企業 公表予定:平成26年10月			活動実績	企業	6,128	6,144	※未公表のため —	—
				当初見込み	企業	6,200	6,200	6,200	6,300
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	単位当たりコスト=X/Y X:執行額 Y:調査客対数			単位当たりコスト	円	3,338	3,306	3,289	4,541
				計算式	X / Y	20,455/6,128	20,312/6,144	20,393/6,200	28,608/6,300
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由					
	諸謝金	0.1	0.1						
	委員等旅費	0.02	0.02						
	消耗品費	0.1	0.1						
	印刷製本費	0.6	0.6						
	通信運搬費	0.5	0.5						
	借料及び損料	0.07	0.07						
	会議費	0.003	0.003						
	雑役務費	27	27						
計	29	29							

事業所管部局による点検・改善						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	厚生労働白書や「仕事と生活の調和」を図るための指標などに活用され、広く国民のニーズがあり、国費を投入しなければ事業目的が達成できない。(公共サービス改革法に基づく民間委託により調査を実施している)		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	公共サービス改革法に基づく民間委託により調査を実施し、厚生労働省において集計・公表を行っている。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	厚生労働白書や「仕事と生活の調和」を図るための指標などに活用され、国民にも広く利用されており、優先度の高い事業となっている。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	一般競争入札及び少額随契により調達している。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-	-		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	前年の単位当たりコスト(3,306円/調査客体)と同程度の水準であり、妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	民間委託、報告書作成、審査委員会開催などの事業目的に必要な費目・使途に限定している。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	印刷物の部数等を見直したことにより、不用が発生したものである。		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	公共サービス改革法に基づく民間委託により調査を実施している。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	-		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	成果物は報告書及びHPにて公表し、厚生労働白書や「仕事と生活の調和」を図るための指標など、幅広く活用されている。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検・改善結果	点検結果	調査内容については、他省ヒアリング等を踏まえた上で適切に決定の上、調査を実施しており、毎年、厚生労働省の所管事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料として公表に至っていることから、成果目標を達成しており、効果的に事業を実施できている。				
	改善の方向性	今後も調査を確実に実施し、実績に基づく予定価格の設定に努めることとする。また、調査に当たっては調査協力依頼及び督促を行い回答率を高めることに一層努めるとともに、調査結果については、わかりやすくポイントを示すなど国民にわかりやすいように公表資料を作成し遅滞なく公表する。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	点検結果も妥当であり、行政の運営に必要な調査であることから、引き続き、適正な予算額を確保するとともに、適正な執行を行うこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	-					
備考						
市場化テストの対象となっていることから、本調査費については、平成23年度に国庫債務負担行為を行っている。						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	589	平成24年	526	平成25年	341

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

A.凸版印刷(株)			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
雑役務費	調査票の印刷・配布、調査票回収・データ入力業務等	20			
計		20	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

A.民間会社(1社)【一般競争入札】

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	凸版印刷(株)	就労条件総合調査における調査関係用品の印刷・配布(送付を含む)、調査票の回収・受付、督促、照会対応、個票審査、データ入力及び調査対象企業名簿の修正	20	5	75.1%
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.民間会社(2社)【随意契約】

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)三響社	平成25年就労条件総合調査報告の印刷	0.26	随意契約	—
2	サンテックサービス(株)	平成25年就労条件総合調査報告の発送	0.08	随意契約	—
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

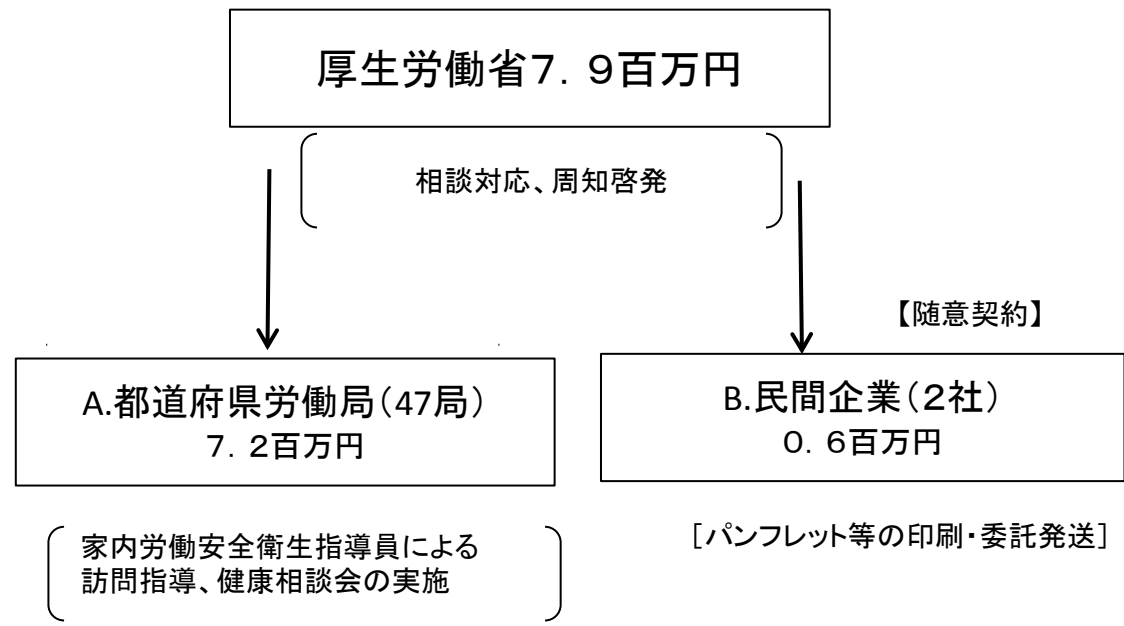
平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	家内労働安全衛生管理費		担当部局庁	雇用均等・児童家庭局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度 : 昭和49年度 終了(予定)年度 : 終了予定なし		担当課室	短時間・在宅労働課		短時間・在宅労働課長 宿里 明弘		
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	・家内労働法第25条 ・労働者災害補償保険法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等	家内労働安全衛生指導員規程(平成13年1月6日 厚生労働省訓第45号)家内労働者の安全衛生対策事業の実施について(平成20年3月21日付け雇児発第0321005号)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	・家内労働者の安全の確保及び健康の保持 ・危険有害業務に従事する家内労働者の職業性疾病の早期発見及び予防							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	・家内労働者又は委託者(家内労働者に原材料等を提供し、物品の製造・加工等の仕事を直接委託する者)を対象に、都道府県労働局において委嘱された家内労働安全衛生指導員が、家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関する事項について必要な指導を行う。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算の状況	当初予算	21	18	14	14	14	
		補正予算	—	—	—	—	—	
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—	
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—	
		予備費等	—	—	—	—	—	
	計		21	18	14	14	14	
	執行額		9	9	8	—	—	
執行率(%)		43%	50%	57.1	—	—		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)について、指導の結果、改善の意向ありと回答した者の割合85%以上		成果実績	%	95.7%	93.8%	96.3%	—
			目標値	%	85.0%	85.0%	85.0%	85%以上
			達成度	%	112.6%	110.4%	113.3%	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行う家内労働者・委託者数		活動実績	人	987人	869人	911人	—
			当初見込み	人	(1,000人)	(880人)	(800人)	(800人)
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	単位当たりコスト = X / Y X: 執行額 Y: 家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行う家内労働者・委託者数		単位当たりコスト	円/人	9,237	10,046	8,687	16,884
			計算式	X / Y	9,117千円 / 987人	8,730千円 / 869人	7,914千円 / 911人	13,507千円 / 800人
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	諸謝金	6	6					
	職員旅費	0.4	0.4					
	委員等旅費	2	2					
	印刷製本費	2	2					
	通信運搬費	2	2					
	賃金等	1	1					
計	14	14						

事業所管部局による点検・改善						
項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	家内労働者の安全衛生に関する措置義務については、家内労働法に定められており、その履行確保のためには、家内労働安全衛生指導員が、委託者及び家内労働者に対し、きめ細かい指導を国費を投入して行うことが必要である。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	本事業は、委託者及び家内労働者に法令の遵守を求めることを内容としており、国が実施することが適当である。			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	家内労働者の安全衛生に関する措置義務については、家内労働法に定められており、その履行確保のためには、家内労働安全衛生指導員が、委託者及び家内労働者に対し、きめ細かい指導を行うことが必要であり、家内労働者の安全の確保等に向けて、優先度の高い事業である。			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	パンフレットの印刷・発送は少額随契により調達している。			
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	本事業は、事業主及び特別加入対象者から徴収した労災保険料を財源とし、特別加入対象者である家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関する事項について必要な指導を行うものであり、妥当である。			
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○	家内労働安全衛生指導員の活動実績等に関する都道府県労働局からの報告及び支出額を踏まえコストの削減を図った。また、家内労働安全衛生指導員等が、家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関する事項について必要な指導を行うための活動経費としている。			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—	—			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	本事業は、家内労働安全衛生指導員等が、委託者及び家内労働者を直接訪問し、必要な指導を行うための指導員謝金、旅費等の活動経費であり、必要最低限のものとなっている。			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	家内労働安全衛生指導員が委託者や家内労働者等を訪問する際、官用車等の活用等により、支出を抑えることができたこと等のため。			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	本事業は、家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関する事項について、家内労働安全衛生指導員による面接指導により実施しており、成果目標を上回っているため、実効性は高い。			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	当初見込みに見合った活動実績となっている。			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関するパンフレットは、都道府県労働局において委託者及び家内労働者に配付され、活用されている。			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	危険有害業務に従事する家内労働者における災害等の発生の予防対策に必要な情報を得るため、家内労働者等の実態把握に関する調査等を行う家内労働安全衛生確保事業と異なり、本事業は危険有害業務に従事する個々の家内労働者における災害等の発生の予防に資する事業として、家内労働者等への訪問指導を行う家内労働安全衛生指導員等に係る経費である。			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	419	家内労働者安全衛生確保事業	厚生労働省雇用均等・児童家庭局			
点検・改善結果	点検結果	家内労働安全衛生指導員の活動実績に関する都道府県労働局からの報告により事業の実施内容等を把握しており、成果実績(アウトカム)については、家内労働安全衛生指導員による個別指導で要改善事項があった委託者・家内労働者のうち改善の意向を示した者の割合が96.3%と目標を上回っている。一方、活動実績(アウトプット)についても、家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行う家内労働者・委託者数が911人と当初見込みを上回っており、効果的に事業を実施できている。				
	改善の方向性	今後も引き続き、家内労働安全衛生指導員によるきめ細かい訪問指導を行うことにより、委託者及び家内労働者の安全衛生意識を高めることが必要である。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の一部改善	点検結果は妥当であるが、ここ数年の執行率が低調であることから、予算額を縮減すること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	危険有害業務に従事する家内労働者の半数以上が、危害を防止するための措置を講じていない現状にある。また、「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」が平成26年8月25日に公布され、11月1日に施行されるが、これに伴う家内労働法施行規則の改正についても周知徹底を図る必要がある。このため、本事業の家内労働安全衛生指導員を活用して、家内労働者及び委託者にきめ細やかな指導等を行う必要があることから、前年度と同額で予算要求することとしている。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	590	平成24年	527	平成25年	342

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.山梨労働局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
諸謝金	家内労働安全衛生指導員活動謝金	0.5			
委員等旅費	家内労働安全衛生指導員活動旅費	0.1			
計		0.6	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	山梨労働局	・家内労働者の安全の確保及び健康の保持 ・危険有害業務等に従事する家内労働者の職業性疾病の早期発見及び予防	0.6	-	-
2	大阪労働局	・家内労働者の安全の確保及び健康の保持 ・危険有害業務等に従事する家内労働者の職業性疾病の早期発見及び予防	0.5	-	-
3	愛知労働局	・家内労働者の安全の確保及び健康の保持 ・危険有害業務等に従事する家内労働者の職業性疾病の早期発見及び予防	0.5	-	-
4	茨城労働局	・家内労働者の安全の確保及び健康の保持 ・危険有害業務等に従事する家内労働者の職業性疾病の早期発見及び予防	0.4	-	-
5	京都労働局	・家内労働者の安全の確保及び健康の保持 ・危険有害業務等に従事する家内労働者の職業性疾病の早期発見及び予防	0.4	-	-
6	東京労働局	・家内労働者の安全の確保及び健康の保持 ・危険有害業務等に従事する家内労働者の職業性疾病の早期発見及び予防	0.4	-	-
7	新潟労働局	・家内労働者の安全の確保及び健康の保持 ・危険有害業務等に従事する家内労働者の職業性疾病の早期発見及び予防	0.4	-	-
8	福井労働局	・家内労働者の安全の確保及び健康の保持 ・危険有害業務等に従事する家内労働者の職業性疾病の早期発見及び予防	0.4	-	-
9	千葉労働局	・家内労働者の安全の確保及び健康の保持 ・危険有害業務等に従事する家内労働者の職業性疾病の早期発見及び予防	0.3	-	-
10	北海道労働局	・家内労働者の安全の確保及び健康の保持 ・危険有害業務等に従事する家内労働者の職業性疾病の早期発見及び予防	0.3	-	-

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社大和プリント	パンフレット等の印刷	0.6	随意契約	-
2	株式会社内山回漕店	パンフレット等の委託発送	0.04	随意契約	-
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	女性労働者健康管理等対策費		担当部局庁	雇用均等・児童家庭局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度: 昭和48年度 終了(予定)年度: 終了予定なし		担当課室	職業家庭両立課		職業家庭両立課長 蒔苗 浩司		
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者安心して働くことができる職場づくりを推進すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等	妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針(平成9年労働省告示第105号) 子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定) 健やか親子21(平成12年度策定)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性の健康管理指導等を実施し、もって労働災害の防止を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	男女雇用機会均等法に基づく事業主の義務である妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置が、事業所内において適切に実施されるようにするため、事業主への啓発、指導等を行うことにより、母性健康管理の措置に関する円滑な施行を図る。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位: 百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	16	15	14	20	20	
		補正予算	—	—	—	—	—	
		前年度から繰越し	5	—	—	—	—	
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—	
		予備費等	—	—	—	—	—	
	計		21	15	14	20	20	
	執行額		13	7	7	—	—	
執行率 (%)		61.9%	46.7%	50.0%	—	—		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	母性健康管理に関する相談件数	成果実績	件	3,169	2,950	3,416	—	
		目標値	件	3,319	3,319	3,199	3,199	
		達成度	%	95.5%	88.9%	106.8%	—	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	パンフレット「女性労働者の母性健康管理のために」の作成・配布部数	活動実績	冊	—	34,200	31,000	—	
		当初見込み	冊	30,000	34,200	31,000	32,000	
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	単位当たりコスト = X / Y			単位当たりコスト	—	30	31	31
	X: パンフレット作成費 Y: パンフレット作成・配布部数			計算式	X / Y	—	1,026千円/ 34,200	949千円/ 31,000
平成26・27年度予算内訳 (単位: 百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	諸謝金	1	1					
	職員旅費	1	1					
	委員等旅費	1	1					
	庁費	17	17					
	計	20	20					

事業所管部局による点検・改善						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	女性労働者・事業主に対し情報提供・周知啓発を実施する本事業は、男女雇用機会均等法で定める母性健康管理に係る事業主の義務が適切に履行されるために国費を投じて実施する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	本事業は、女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性の健康管理指導等を実施し、もって労働災害の防止等を図るためのものであり、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	本事業は、母性健康管理を推進する事業であり、労働災害の防止という政策目的達成に向けて、優先度の高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	パンフレットの印刷の支出先は一般競争入札により決定しており、その他は会計法及び予算決算及び会計令に基づく少額の随意契約である。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は、事業主から徴収した労働保険料を財源に、女性労働者や事業主に対して母性健康管理に関する情報提供、周知・啓発を行っており、労働災害の予防等に資するものであり、負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	単位当たりコストの削減に努めており、事業費の支出は適切なものである。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	法の周知及び履行確保に必要な最低限のものに限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	印刷物の調達を一般競争入札により実施したことにより、価格が抑えられたため。		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	相談、助言、指導、及び勧告により実効性を確保するとともに、パンフレットにより効果的に情報提供を行っている。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	当初見込みに見合った活動実績となっている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	女性労働者の特性に見合った健康管理対策に関するパンフレットは、法の周知及び履行確保のため十分に活用されている。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	—	—	—			
点検・改善結果	点検結果	母性健康管理の措置に資するために必要な経費であり、成果指標であるパンフレット「女性労働者の母性健康管理のために」の作成・配布部数についても当初見込みどおり31,000部を作成・配布し、適正な執行を図っているところである。 ※成果実績については現時点未確定				
	改善の方向性	今後も予算の執行状況を把握し、事業の適正な実施を図っていく。 ※成果実績は現時点未確定				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の一部改善の	ここ数年における執行率が低調であることから、予算額を縮減すること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	「日本再興戦略(改訂2014)」において女性の活躍推進が明記されており、政府の重要政策の一環であることから、パンフレット等により一層の周知を図る必要があるため。					
備考						
23年度のパンフレットについては、母性保護のための「女性労働基準規則の改正」(平成24年4月10日公布)の内容を反映させることが効果・効率的と判断したため、作成しなかった。						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	591	平成24年	528	平成25年	343

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
7百万円

【事業管理、パンフレットの作成】



【委託・一般競争入札】

A. 都道府県労働局(47局)
3百万円

B. 民間会社(4社)
4百万円

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

山梨労働局			E.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
庁費、職員旅費	母性健康管理に係る指導経費	0.3			
計		0.3	計		0
B.株式会社アイネット			F.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
印刷製本費	パンフレット作成費	3			
計		3	計		0
C.			G.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
計		0	計		0

費目・用途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と用途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

A. 都道府県労働局

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	山梨労働局	母性健康管理に係る指導	0.3	—	—
2	鳥取労働局		0.1	—	—
3	新潟労働局		0.1	—	—
4	岐阜労働局		0.1	—	—
5	福島労働局		0.1	—	—
6	広島労働局		0.1	—	—
7	滋賀労働局		0.1	—	—
8	神奈川労働局		0.1	—	—
9	宮崎労働局		0.1	—	—
10	高知労働局		0.1	—	—

B. 民間会社

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社アイネット	パンフレットの印刷・製本(女性労働者向け)	3	5	63.4
2	小宮山印刷工業株式会社	パンフレットの印刷・製本(事業主向け)	1	10	76.3
3	サンテックサービス株式会社	パンフレットの発送(女性労働者向け)	0.4	随意契約	—
4	サンテックサービス株式会社	パンフレットの発送(事業主向け)	0.1	随意契約	—
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成26年行政事業レビューシート

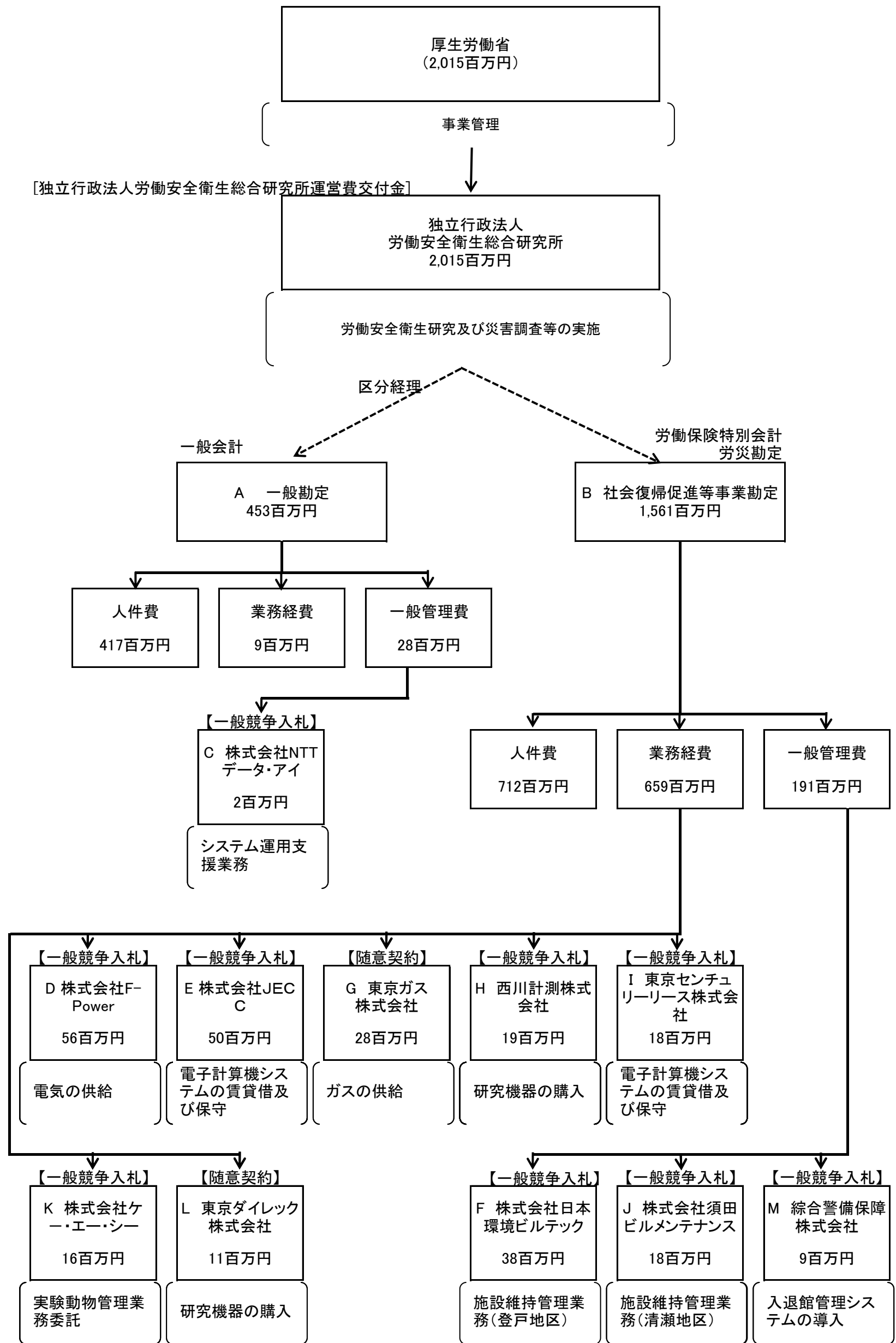
(厚生労働省)

事業名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費交付金に必要な経費		担当部局庁	労働基準局安全衛生部	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成18年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	計画課	美濃 芳郎			
会計区分	一般会計 労働保険特別会計労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	独立行政法人労働安全衛生総合研究所法第11条		関係する計画、通知等	独立行政法人労働安全衛生総合研究所中期目標・中期計画 独立行政法人労働安全衛生総合研究所年度計画				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	①プレス、木材加工機械等による労働災害、建設業における足場の倒壊、墜落、土砂崩壊による労働災害、化学設備等における爆発火災災害、感電災害等を防止するための産業安全面の調査及び研究や、②じん肺、職業がん、腰痛等の職業性疾病、メンタルヘルス、健康保持増進、有害物質を除去するための局所排気装置等に関する労働衛生面の調査及び研究を行うことにより、労働災害防止対策が図られることを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	(独)労働安全衛生総合研究所が行う事業の運営に必要な経費を交付する。 応用研究の基本である測定や分析等の基盤技術の研究を行うとともに、災害原因の詳細な究明と防止策について調査及び研究を行っている。 研究の成果については、行政施策の策定に活用されるほか、論文等として一般に公表している。また、同種現場を有する事業場での活用が図られるように研究所の独自指針を策定公表しているものもある。 その他、重大な労働災害や原因究明が困難な労働災害について、行政の要請を受けて研究員を派遣し、災害調査の実施を通して災害原因を科学技術的な側面から究明した上で、行政に報告している。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input checked="" type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算の状況	当初予算	2,048	2,023	2,015	1,971	2,007	
		補正予算	—	△ 36	—	—	—	
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—	
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—	
		予備費等	—	—	—	—	—	
	計	2,048	1,987	2,015	1,971	2,007		
	執行額	2,048	1,941	2,015	—	—		
執行率 (%)	100.0%	97.68%	100.0%	—	—			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	
	【平成23年度～24年度】 独立行政法人労働安全衛生総合研究所第二期中期目標を達成する(対象期間:平成23年4月～平成28年3月)。なお、平成23年度及び24年度計画に対する数値目標は以下のとおり。 ・講演、口頭発表等について、研究員一人あたり4回、論文発表等については、2報を目標とする。		成果実績	【23・24】人、回、報 【25から】件	・講演、口頭発表等については、研究員一人あたり4.4回、論文発表等については、4.6報を達成。	・講演、口頭発表等については、研究員一人あたり4.2回、論文発表等については、4.0報を達成。	18件	—
	【平成25年度から】 独立行政法人労働安全衛生総合研究所第二期中期目標(5年間で50件)の達成に向けて、調査研究で得られた科学的知見が、労働安全衛生関係法令・指針・通達、国内外の労働安全衛生に関する基準の制改定等へ反映された件数を10件程度とすることを目標とする。		目標値	【23・24】人、回、報 【25から】件	・講演、口頭発表等については、研究員一人あたり4回、論文発表等については、2報を目標とする。	・講演、口頭発表等については、研究員一人あたり4回、論文発表等については、2報を目標とする。	10件程度	10件程度
			達成度	%	100	100	100	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	【平成24年度まで】 中期計画に示したプロジェクト研究課題のうちの13課題、プロジェクト研究に準ずる研究として、社会的要請の変化により早急に対応する必要があると認められる課題として、世界保健機関(WHO)の「労働者の健康推進に関するWHOアクションプラン」に基づく研究(GOHNET(ゴーネット)研究)の2課題を実施する。		活動実績	課題	・プロジェクト研究課題13課題及びGOHNET(ゴーネット)研究の2課題実施。	・プロジェクト研究課題13課題及び(GOHNET(ゴーネット)研究)の2課題実施。	・プロジェクト研究課題12課題実施	—
	【平成25年度から】 中期計画に示したプロジェクト研究課題のうち、平成25年度については12課題、平成26年度については11課題を実施する。		当初見込み	課題	15課題	15課題	プロジェクト研究課題12課題	プロジェクト研究課題11課題
単位当たりコスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	単位当たりコスト = X / Y		単位当たりコスト	百万円/課題	137百万円/課題	129百万円/課題	168百万円/課題	179百万円/課題
	X:「執行額」 Y:「研究課題数」		計算式	X / Y	2,048百万円 / 15課題	1,941百万円 / 15課題	2,015百万円 / 12課題	1,971百万円 / 11課題
平成26・27年度予算内 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費交付金	1,971	2,007	退職手当額の増による増				
	計	1,971	2,007					

事業所管部局による点検・改善						
項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	我が国は年間50万人以上が労災で被災するなど依然として安全衛生上の様々な課題を有している中で、労働安全衛生に関する行政等のニーズに対応した課題について、調査及び研究を実施している。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	労働安全衛生に関する総合的な研究、労働災害の調査及びその社会への還元を目的とした労働安全衛生総合研究所で行っている事業については、地方自治体、民間企業における実施は本質的になじまない。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	労働安全衛生に関する行政等のニーズに対応した課題について、調査及び研究を実施することは優先度が高い。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	主として、研究所では、労働者の災害防止や健康管理等の研究を実施しており、事業者から徴収した労災保険料(特別会計)から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。また、一般会計についても災害防止の研究は、労働者の健康管理等の研究結果は広く国民の健康管理にも応用できることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	一般競争入札によりコスト削減に努めており妥当な水準になっている。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	研究計画段階でヒアリング・評価するなど精査しており、上記欄に記載の事業目的に限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	プロジェクト研究については12課題実施するなど、いずれも見込みからの乖離はなく、目標を達成している。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	施設は各研究に活用しているほか、成果物である研究成果は行政施策の関係法令・指針・通達等に18件反映するなど活用している。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検・改善結果	点検結果	中期計画に沿った予算執行がなされていること、また、成果目標及び活動指標を達成できていることから、効率的な業務運営のもと、行政施策推進上有益な研究が適切に実施されているものと評価できる。				
	改善の方向性	引き続き、中期計画に基づき、効率的な業務運営に努めるとともに、行政施策に直結するような社会的ニーズの高い研究の適切な実施を図ることとしたい。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	点検結果も妥当であり、本事業は、労働者の安全及び健康の確保に資するための調査・研究を実施している(独)労働安全衛生総合研究所を運営する事業であることから、引き続き、必要な予算額を確保しつつ、適正な執行を行うこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	一般管理費、事業費及び人件費については、運営費交付金算定ルールに基づき、減額要求を行った。なお、退職手当額が増えることにより、交付金全体では、増額要求となっている。					
備考						
○平成25年度に行われた財務省による予算執行調査の結果を踏まえた対応について ・勘定区分の目的と執行の実態について指摘を受けたことから、勘定区分の目的に沿った経理を行うため、勘定区分を振り替えて予算措置した。 ・研究成果の有効性評価について具体的な指標の設定がなされていないと指摘を受けたことから、可能な限り研究計画策定時に労働災害防止への貢献目標を具体的指標として設定し、研究終了後の適正な時期に追跡評価を実施することとした。 ・保有施設・設備の稼働率等を把握する仕組みがないと指摘を受けたことから、取得価格1,000万円以上の固定資産を対象として資産利用簿を作成し、利用状況を把握する取組を導入した。						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	781	平成24年	689	平成25年	344

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を
 行っているかについて
 補足する)
 (単位: 百万円)



費目・用途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と用途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.一般勘定			E. 株式会社JECC		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
役員報酬	役員給与	23	保守・修繕費	電子計算機システムの賃貸借及び保守	50
給与手当	職員給与	309			
法定福利費	労働保険料等	49	計		50
旅費交通費	職員旅費、外部講師旅費	4	F.株式会社日本環境ビルテック		
外部委託費	英文翻訳・校正等	4	費目	用途	金額 (百万円)
消耗品費	事務機器等の購入	2	外部委託費	施設維持管理業務(登戸地区)	38
保守・修繕費	オフィス機器等の保守・修繕	9			
支払手数料	システム運用支援等	2	計		38
図書印刷費	図書購入、印刷・製本等	3	G.東京ガス株式会社		
通信運搬費	宅急便、郵便等	2	費目	用途	金額 (百万円)
運営費交付金 債務	運営費交付金債務残高	43	水道光熱費	ガスの供給	28
計		450			
B.社会復帰促進等事業勘定			計		28
費目	用途	金額 (百万円)	H.西川計測株式会社		
役員報酬	役員給与	35	費目	用途	金額 (百万円)
給与手当	職員給与	488	工具器具備品	ガスクロマトグラフ質量分析計の購入	19
退職金	職員退職金	142			
法定福利費	労働保険料等	71	計		19
旅費交通費	職員旅費、外部講師旅費	25	I.東京センチュリーリース株式会社		
外部委託費	英文翻訳・校正、施設維持管理等	90	費目	用途	金額 (百万円)
消耗品費	研究機器等の購入	75	保守・修繕費	電子計算機システムの賃貸借及び保守	18
備品費	研究機器等の購入	40			
賃借料	研究機器等の賃借	1	計		18
保守・修繕費	研究機器等の保守・修繕	239	J.株式会社須田ビルメンテナンス		
水道光熱費	水道光熱費	83	費目	用途	金額 (百万円)
支払手数料	特許費用等	16	外部委託費	施設維持管理業務(清瀬地区)	18
図書印刷費	図書購入、印刷・製本等	40			
通信運搬費	宅急便、郵便等	15	計		18
工具器具備品	研究機器等の購入	89	K.株式会社ケー・エー・シー		
ソフトウェア	研究・事務等システム	7	費目	用途	金額 (百万円)
運営費交付金 債務	運営費交付金債務残高	70	外部委託費	実験動物管理業務委託	16
計		1,526			
C.株式会社NTTデータ・アイ			計		16
費目	用途	金額 (百万円)	L.東京ダイレック株式会社		
支払手数料	独立行政法人会計システム運用支援業務	2	費目	用途	金額 (百万円)
			工具器具備品	ナノ粒子計測システムの購入	11
計		2			
D.株式会社F-Power			計		11
費目	用途	金額 (百万円)	M.総合警備保障株式会社		
水道光熱費	電気の供給	56	費目	用途	金額 (百万円)
			工具器具備品	入退館管理システムの導入	9
計		56	計		9

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(独)労働安全衛生総合研究所	労働安全衛生研究及び災害調査等の実施	134		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(独)労働安全衛生総合研究所	労働安全衛生研究及び災害調査等の実施	1,847		

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)NTTデータ・アイ	独立行政法人会計システム運用支援業務	2	1	非公表

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)F-Power	電気の供給(登戸地区)	30	1	非公表
2	(株)F-Power	電気の供給(清瀬地区)	26	1	非公表

E.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)JECC	電子計算機システムの賃貸借及び保守(計4件)(※)	50	※	非公表

※いずれも会計規程等に基づく一般競争入札を実施。

F.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)日本環境ビルテック	施設維持管理業務(登戸地区)	38	5	非公表

G.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京ガス(株)	ガスの供給(登戸地区)	27	随意契約	非公表
2	東京ガス(株)	ガスの供給(清瀬地区)	1	随意契約	非公表

H.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	西川計測(株)	ガスクロマトグラフ質量分析計の購入	19	2	非公表

I.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京センチュリーリース(株)	電子計算機システム(学術情報ネットワーク接続システム)の賃貸借及び保	18	2	非公表

J.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)須田ビルメンテナンス	施設維持管理業務(清瀬地区)	18	17	非公表

K.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)ケー・エー・シー	実験動物管理業務委託	16	1	非公表

L.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京ダイレック(株)	ナノ粒子計測システムの購入	11	1	非公表

M.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	総合警備保障(株)	入退館管理システムの導入	9	3	非公表

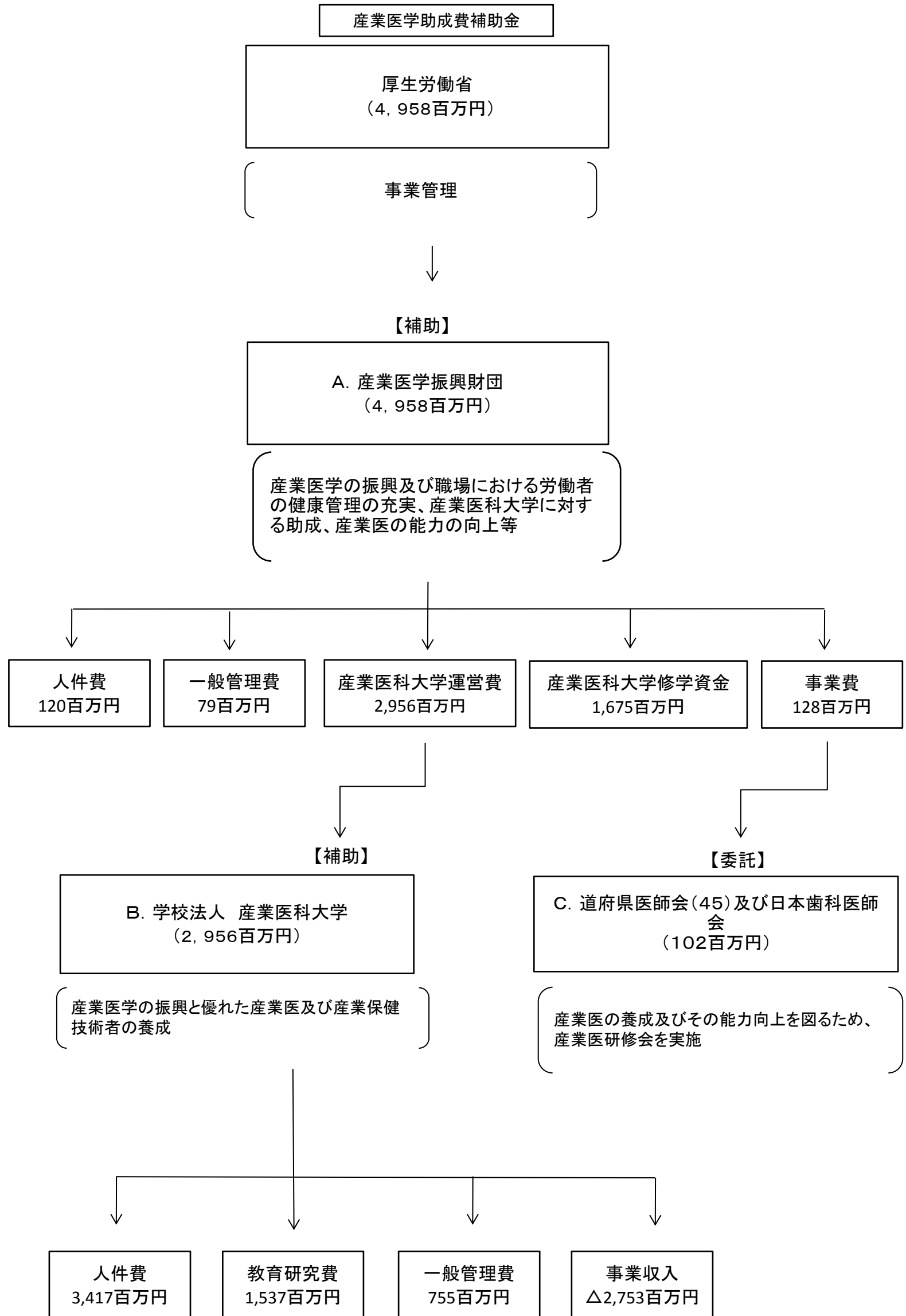
平成26年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	産業医学助成費補助金	担当部局庁	労働基準局安全衛生部	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:昭53年度 終了(予定)年度:終了予定なし	担当課室	計画課	美濃 芳郎				
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定	政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号	関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	産業医科大学に対する助成、修学資金の貸与を行うとともに、産業医の資質の向上、産業医学に関する研究の促進等を図り、もって産業医学の振興及び職場における労働者の健康確保の充実に資することを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	①産業医科大学の運営に対する助成及び産業医科大学の学生に対する修学資金貸与事業 ②産業医の養成及び資質の向上を図る研修事業							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	5,453	4,998	5,012	5,010	5,368	
		補正予算	—	—	—	—	—	
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—	
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—	
		予備費等	—	—	—	—	—	
	計	5,453	4,998	5,012	5,010	5,368		
	執行額	5,453	4,969	4,999	—	—		
執行率(%)	100	99.4	99.7	—	—			
成果目標及び 実績 (アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	
	【平成23年度】 ①実践能力の高い産業医を養成する体制を維持するとともに、産業医数を毎年20名以上純増させる。 ②認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学、医学部卒業生に対して行う日本医師会認定産業医基礎研修のうち、当該講座が有効であった旨の回答の割合を85%以上にする。		成果実績	名・%	①産業医数:22名増加 ②有効との回答:93.3%	①産業医数:23名増加 ②有用との回答:91.6% ③有用との回答:95.2%	①卒業生:78名 ②有用との回答:93.2% ③有用との回答:96.7%	—
	【平成24年度】 ①平成23年度の成果指標と同一である。 ②平成23年度の成果指標と同一である。 ③産業医研修事業において、当研修が有用であった旨の回答の割合を85%以上にする。		目標値	名・%	①20名以上 ②85%以上	①20名以上 ②85%以上 ③85%以上	①70名以上 ②85%以上 ③85%以上	①70名以上 ②85%以上 ③85%以上
	【平成25年度以降】 ①実践能力の高い産業医を養成する体制を整備するとともに、産業医科大学卒業の産業医を新たに70名以上従事させる。 ②平成24年度成果指標と同一である。 ③平成24年度成果指標と同一である。		達成度	%	100%	100%	100%	—
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	【平成23年度まで】 ①医師国家試験の合格率については、常に全国医学部・医科大学80校中上位20位以内の合格率を維持する。 ②産業医の資格取得希望者のための研修の参加者を550人以上とする。 ③企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座や産業医活動に関心を持つ方に対してオープンキャンパスを実施し、これらの講座等の参加者を780人以上とする。		活動実績	位人%	①合格率順位:23位 ②研修参加者:604人 ③参加者:850人	①合格率98.0% ②研修参加者:604人 ③参加者:814人 ④受講者30,714人	①合格率96.8% ②研修参加者:605人 ③参加者:793名 ④受講者31,464人	—
	【平成24年度】 ①医師国家試験の合格率を95%とする。 ②平成23年度の活動指標と同一である。 ③平成23年度の活動指標と同一である。 ④産業医研修事業の受講者を25,000人以上とする。		当初見込み	位人%	①合格順位20位以内	①合格率95%	①合格率95%	①合格率95%
	【平成25年度】 ①平成24年度の活動指標と同一である。 ②平成24年度の活動指標と同一である。 ③平成24年度の活動指標と同一である。 ④産業医研修事業の受講者を26,000人以上とする。				②研修参加者550人以上 ③参加者780人以上	②研修参加者550人以上 ③参加者780人以上	②研修参加者550人以上 ③参加者780人以上	②研修参加者550人以上 ③参加者780人以上
【平成26年度以降】 ①平成24年度の活動指標と同一である。 ②平成24年度の活動指標と同一である。 ③平成24年度の活動指標と同一である。 ④産業医研修事業の受講者を27,000人以上とする。				③参加者780人以上 ④受講者:25,000人以上	④受講者:26,000人以上	④受講者:27,000人以上		
単位当たり コスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	事業内容が多岐に渡ることから、単位あたりコストを算出することが困難である。		単位当たりコスト	—	—	—	—	
			計算式	X/Y	—	—	—	
平成26・27年度 予算内 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	産業医学振興財団運営費	1,843	2,166	修学資金の返還額が前年度より大幅に減少する見込みとなったことに伴う 修学資金に係る補助金額の増加等				
	産業医科大学運営費	3,167	3,202					
計	5,010	5,368						

事業所管部局による点検・改善					
		項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	産業医育成及び産業医の資質の向上は、労働衛生の向上につながるため、国民のニーズがある。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	当該事業は、労働安全衛生法に基づき設置する産業医の育成や資質の向上を図るものであり、労働者の健康確保に資するものであることから、国で実施することが適当である。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	産業医育成及び産業医の資質の向上は、労働衛生の向上につながるものであり、優先度が高い事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	B(学校法人産業医科大学)への補助については、大学設立時における私立大学審議会の審査において、経常的経費については国から直接補助しない方法とするよう条件が示されたため、A(産業医学振興財団)を通じて補助を実施しているところである。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	当補助金の財源は労災保険料(事業主の負担)によるものであり、事業主の義務である労働者の健康確保に資する当該事業に対する補助は、受益と負担の関係において適切である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-	-	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○	B(学校法人産業医科大学)への補助については、私立大学審議会の審査において、経常的経費については国から直接補助しない方法を検討すること等の条件が示されたため、A(産業医学振興財団)を通じて補助を実施しているところである。	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	補助金交付要綱により、産業医学振興財団(以下「振興財団」という。)が行う産業医の資質の向上、産業医学に関する研究等に要する経費並びに振興財団が行う学校法人産業医科大学への助成に限定し、補助することとしている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	大学で中期目標・中期計画を策定し、事後チェックも実施しており、目標は達成している。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	産業医の資質の向上、産業医学に関する研究の促進に寄与し、活用されている。	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点検・改善結果	点検結果	毎年、成果目標及び活動指標を達成しており、産業医育成及び産業医の資質の向上に向けた業務運営の効率化が図られていると考える。			
	改善の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 効果的・効率的な研修を実施するために医師会と密接な連携を図り、また、最新の産業医学情報の提供を行う等、受講者が満足を得られる研修内容とするよう努めていく。 広く研修受講者の受入を行い、ニーズを踏まえたカリキュラムを編成していく。 産業医数増加のための対策を推進し、基本方針に基づき、産業医への就職を強く要請していく。 医師国家試験の合格率については、成績下位者の底上げを図るべく低学年からの学力向上に努めるとともに、成績下位者の早期からの個別指導を強化する。 引き続き、公開講座やオープンキャンパスを実施し、講座等への参加者数の増加を図る。 			
外部有識者の所見					
必要性はある程度理解できるが、昭和53年度からの事業であり、他大学運営が厳しい状況であることを鑑み、他大学の経営状況を勘案した支出費目内の精査が必要である。(井出)					
行政事業レビュー推進チームの所見					
部容事改の業善一内	本事業の管理諸費834百万円(25年度実績)の縮減を図り、真に必要な経費に充てることで、産業医科大学に対する助成及び産業医科大学の学生に対する修学金貸与事業自体をより事業効果の大きいメニューに重点化すること。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
縮減	行政事業レビュー推進チーム及び外部有識者の指摘、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針(平成26年7月25日閣議決定)」の決定内容を踏まえ、要求内容を見直し、一般管理費及び人件費の削減を行った。 なお、修学資金の返還額が前年度より大幅に減少する見込みとなったことに伴い、修学資金に係る補助金額が増加すること等により、補助金全体では、増額要求となっている。				
備考					
-					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
	平成23年	922	平成24年	793	平成25年 345

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



A.(公財)産業医学振興財団			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
産業医科大学 運営費	産業医科大学の運営に対する助成	2,956			
産業医科大学 修学資金	産業医科大学学生への修学資金貸与	1,675			
人件費	職員給与	120			
産業医研修経 費	都道府県医師会及び日本歯科医師会 産業医研修委託事業	102			
管理諸費	諸謝金、旅費、庁費、借料、諸税等	79			
その他事業費	産業医学情報室等経費、修学資金管理経 費、全国産業医代表者協議会開催経費等	26			
計		4,958	計		0
B.学校法人 産業医科大学			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	教職員	3,417			
教育研究費	教育研究に係る庁費、電算借料、研究費等	1,537			
管理経費	諸謝金、旅費、庁費、借料、諸税等	755			
事業収入	学納金、手数料等	△ 2,753			
計		2,956	計		0
C.京都府医師会			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
謝金	研修会講師謝金	1			
その他の経費	旅費、会場借料、教材購入費、印刷製本費 等	4			
計		5	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	産業医学振興財団	産業医学の振興及び職場における労働者の健康管理の充実、産業医科大学に対する助成、産業医の資質の向上等	4,958	—	—

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	学校法人産業医科大学	産業医学の振興と優れた産業医及び産業保健技術者の養成	2,956	—	—

C.

	支出先	業務概要	支出額	入札者数	落札率
1	京都府医師会	産業医研修会の実施	5	—	—
2	大阪府医師会	産業医研修会の実施	4	—	—
3	愛知県医師会	産業医研修会の実施	4	—	—
4	岐阜県医師会	産業医研修会の実施	4	—	—
5	岡山県医師会	産業医研修会の実施	4	—	—
6	福岡県医師会	産業医研修会の実施	3	—	—
7	長野県医師会	産業医研修会の実施	3	—	—
8	宮崎県医師会	産業医研修会の実施	3	—	—
9	北海道医師会	産業医研修会の実施	3	—	—
10	埼玉県医師会	産業医研修会の実施	3	—	—

平成26年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	労働災害防止対策費補助金	担当部局庁	労働基準局安全衛生部	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	開始年度: 昭和39年 終了(予定)年度: 終了予定なし	担当課室	計画課	美濃 芳郎				
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定	政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 労働災害防止団体法第54条 船員災害防止活動の促進に関する法律第58条	関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	労働災害の防止を目的として設立された中央労働災害防止協会、業種別労働災害防止協会(5協会)及び船員災害防止協会に対し補助金を交付し、作業現場等の実態に即したきめ細かい労働災害防止活動の進展を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	事業主による自主的な安全衛生活動を促進し、その労働災害の防止に繋げるため、以下の事業を行う。 ①調査研究事業 ②安全衛生啓発事業 ③安全衛生管理活動事業 ④労働災害防止活動事業							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	当初予算	1,844	1,516	1,377	1,367	1,367		
	補正予算	—	—	—	—	—		
	前年度から繰越し	—	—	—	—	—		
	翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—		
	予備費等	—	—	—	—	—		
	計	1,844	1,516	1,377	1,367	1,367		
	執行額	1,484	1,431	1,219	—	—		
執行率(%)	80.48%	94.3	88.5	—	—			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	
	【平成23年度】 ①労働災害防止団体における安全衛生管理活動(個別事業場指導)を1,900回以上実施する。 ②業種別労働災害防止団体においては、業種ごとの労働災害による死亡災害について、前年と比べて減少させる。	成果実績	回 %	①実施回数:1,550回 ②死亡者数対22年比(23年死亡者数) ・建設業 △6.3%(342人) ・陸上貨物運送事業 △16.2%(129人) ・林業 △35.6%(38人) ・港湾荷役業 100.0%(10人) ・鉱業 120.0%(11人)	①安全衛生水準の向上に効果があったとした事業場の割合:97%	①安全衛生水準の向上に効果があったとした事業場の割合:84%	—	
	【平成24年度・平成25年度】 ①労働災害防止団体及び船員災害防止団体が実施する現場指導等事業場等のうち、安全水準向上に効果があったとした事業場等の割合を80%以上とする。 ②労働災害防止及び船員災害防止に関する教育研修等の受講者のうち、災害防止に効果があったとした者の割合を80%以上とする。	目標値	回 %	①実施回数:1,900回 ②死亡者数対22年比(23年死亡者数)4%以上減少	①安全衛生水準の向上に効果があったとした事業場の割合:80%	②災害防止に効果があったとした者の割合:80%	①安全衛生水準の向上に効果があったとした事業場の割合:80%	②安全衛生水準の向上に効果があったとした事業場の割合:80%
	【平成26年度目標】 ①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導のうち、安全衛生水準の向上に効果があったとした事業場等の割合を80%以上とする。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導のうち、安全衛生水準の向上に効果があったとした事業場等の割合を80%以上とする。	達成度	%	—	100%	100%	—	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	【平成23年度】 ①労働災害防止に関する教育研修等の参加者数を40,900人以上とする、	活動実績	人事業場件	①参加人数:32,073人	①現場指導等事業場等数:21,597人 ②教育研修等受講者数:63,734人	①現場指導等事業場等数:25,418人 ②教育研修等受講者数:63,734人	—	
	【平成24年度・平成25年度】 ①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する現場指導等事業場等数を18,900事業場以上とする。 ②労働災害防止及び船員災害防止に関する教育研修等受講者数を62,700人以上とする。	当初見込み	人事業場件	40,900人以上	①18,900事業場以上 ②62,700人以上	①18,900事業場以上 ②62,700人以上	①3,667件以上 ②690件以上	
	【平成26年度目標】 ①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導を3,667件以上とする。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導を690件以上とする。							
単位当たりコスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	事業内容が多岐に渡ることから、単位あたりのコストを算出することが困難である。	単位当たりコスト	—	—	—	—	—	
	計算式	X / Y		—	—	—	—	
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	中央労働災害防止協会 補助	814	843	業種別労働災害防止団体の事業規模見直しによる減。				
	建設業労働災害防止協会 補助	71	71					
	陸上貨物運送事業労働災害防止協会 補助	124	105					
	林業・木材製造業労働災害防止協会 補助	174	165					
	港湾貨物運送事業労働災害防止協会 補助	155	154					
	船員災害防止協会 補助	30	30					
計	1,367	1,367						

事業所管部局による点検・改善						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	労働災害及び船員災害の防止に寄与するものであり、優先度が高い事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	労働災害防止団体法及び船員災害防止活動の促進に関する法律に基づき設立された法人が実施する事業場に対する補助であり、地方自治体や民間等に委ねるべきものではない。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	労働災害及び船員災害の防止に寄与するものであり、優先度が高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	労働災害防止団体法及び船員災害防止活動の促進に関する法律に基づき補助しているものであり、支出先は妥当である。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	当補助金の財源は労災保険料(事業主の負担)によるものであり、労働災害防止に関する事業主の自主的な取り組みに対する補助は受益と負担の関係において適切である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-	-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	補助金交付要綱により、中央労働災害防止協会、業種別労働災害防止協会及び船員災害防止協会が行う中小規模事業場に対する安全衛生管理活動等に要する経費に限定し、補助することとしている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	労働災害防止団体法及び船員災害防止活動の促進に関する法律に基づく法人が実施する労働災害防止及び船員災害防止の自主的な取り組みに対し補助するものであり、実効性が高いものである。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	前年度の実績結果に基づき、必要な見直しを実施している。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	補助事業実施による成果はHPIに掲載し公開するなど十分な活用が出来ている。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)					
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検・改善結果	点検結果	平成24年度以降、成果目標及び活動指標が達成されていること、また昨年度に開催された「労働災害防止団体運営評価会議」において、労働災害防止団体改革検討専門委員会報告書の各指摘を踏まえ改善の実現に向けた取り組みについて一定の評価を受けていることから、効率的な業務運営が図られている。				
	改善の方向性	平成25年度から中央労働災害防止協会、平成26年度から業種別の労働災害防止協会において行っている中小事業場に対する個別指導・集団指導について、実績を踏まえつつ、引続き取り組みの強化を図る。 また、昨年度に開催された「労働災害防止団体運営評価会議」において、業務の改善の実現に向けた取り組みについて一定の評価を受けているものの、既に具体的な改善策を講じた団体と、具体的な改善が部分的には乏しい団体があり、取り組む速度に差が生じていること等から、更なる改善に取り組む。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	点検結果も妥当であり、本事業は、労働災害防止団体法等に基づき、事業主による自主的な安全衛生活動を促進するための事業であることから、引き続き、必要な予算額を確保しつつ、適正な執行を行うこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	各労働災害防止団体の事業規模を見直しつつ、必要額を要求した					
備考						
-						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	794	平成24年	794	平成25年	346

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

労働災害防止対策費補助金

厚生労働省
(1,219百万円)

事業管理

【補助】

A. 中央労働
災害防止協
会
(704百万
円)

B. 建設業
労働災害防
止協会
(61百万円)

C. 陸上貨
物運送事業
労働災害防
止協会
(100百万
円)

D. 林業・林
材製造業労
働災害防止
協会
(136百万
円)

E. 港湾貨物
運送事業労
働災害防止
協会
(155百万
円)

F. 鉱業労働
災害防止協
会
(31百万円)

G. 船員災
害防止協会
(30百万円)

安全衛生
管理活動
経費39百
万円、労働
災害防止
活動経費
340百万円、
管理士経
費239百万
円、補助対
象従事者
経費86百
万円

安全衛生
管理活動
経費61百
万円

安全衛生
管理活動
経費49百
万円、労働
災害防止
活動経費
27百万円、
補助対象
従事者経
費24百万
円

安全衛生
管理活動
経費73百
万円、労働
災害防止
活動経費
38百万円、
補助対象
従事者経
費25百万
円

安全衛生
管理活動
経費16百
万円、労働
災害防止
活動経費
108百万円、
補助対象
従事者経
費31百万
円

安全衛生
管理活動
経費15百
万円、労働
災害防止
活動経費
10百万円、
補助対象
従事者経
費7百万円

労働災害
防止活動
経費
15百万円、
補助対象
従事者経
費15百万
円

資金の流れ
(資金の受け取
り先が何を行っ
ているかについ
て補足する)
(単位：百万
円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.中央労働災害防止協会			E.港湾貨物運送事業労働災害防止協会		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
労働災害防止活動経費	各種研修の助成に係る経費等	340	労働災害防止活動経費	安全衛生教育事業の実施に係る経費等	108
管理士経費	安全管理士、衛生管理士の活動経費等	239	補助対象従事者経費	補助対象事業従事者の労務費等	31
補助対象従事者経費	補助対象事業従事者の労務費等	86	安全衛生管理活動経費	個別指導に係る経費等	16
安全衛生管理活動経費	セミナー開催、安全衛生管理の促進に関する手法の検討に係る経費等	39			
計		704	計		155
B.建設業労働災害防止協会			F.鉱業労働災害防止協会		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
管理士経費	安全管理士の活動経費等	61	安全衛生管理活動経費	陸運事業場の安全衛生管理水準の向上のための支援・指導事業に係る経費等	15
			労働災害防止活動経費	安全衛生講習会の実施に係る経費等	10
			補助対象従事者経費	補助対象事業従事者の労務費等	7
計		61	計		31
C.陸上貨物運送事業労働災害防止協会			G.船員災害防止協会		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
安全衛生管理活動経費	陸運事業場の安全衛生管理水準の向上のための支援・指導事業に係る経費等	49	労働災害防止活動経費	安全衛生講習会の実施に係る経費等	15
労働災害防止活動経費	安全衛生教育を実施するために係る経費等	27	補助対象従事者経費	補助対象事業従事者の労務費等	15
補助対象従事者経費	補助対象事業従事者の労務費等	24			
計		100	計		30
D.林業・林材製造業労働災害防止協会			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
安全衛生管理活動経費	安全パトロール、個別指導に係る経費等	73			
労働災害防止活動経費	振動障害予防のための特殊検診等の定着促進事業に係る経費等	38			
補助対象従事者経費	補助対象事業従事者の労務費等	25			
計		136	計		0

支出先上位10者リスト

A.中央労働災害防止協会

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	中央労働災害防止協会	事業主による自主的な安全衛生活動を促進するための事業を実施	704	—	—

B.建設業労働災害防止協会

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	建設業労働災害防止協会	事業主による自主的な安全衛生活動を促進するための事業を実施	61	—	—

C.陸上貨物運送事業労働災害防止協会

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	陸上貨物運送事業労働災害防止協会	事業主による自主的な安全衛生活動を促進するための事業を実施	100	—	—

D.林業・林材製造業労働災害防止協会

	支出先	業務概要	支出額	入札者数	落札率
1	林業・林材製造業労働災害防止協会	事業主による自主的な安全衛生活動を促進するための事業を実施	136	—	—

E.港湾貨物運送事業労働災害防止協会

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	港湾貨物運送事業労働災害防止協会	事業主による自主的な安全衛生活動を促進するための事業を実施	155	—	—

F.鉱業労働災害防止協会

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	船員災害防止協会	事業主による自主的な安全衛生活動を促進するための事業を実施	31	—	—

G.船員災害防止協会

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	船員災害防止協会	事業主による自主的な安全衛生活動を促進するための事業を実施	30	—	—

平成26年行政事業レビューシート

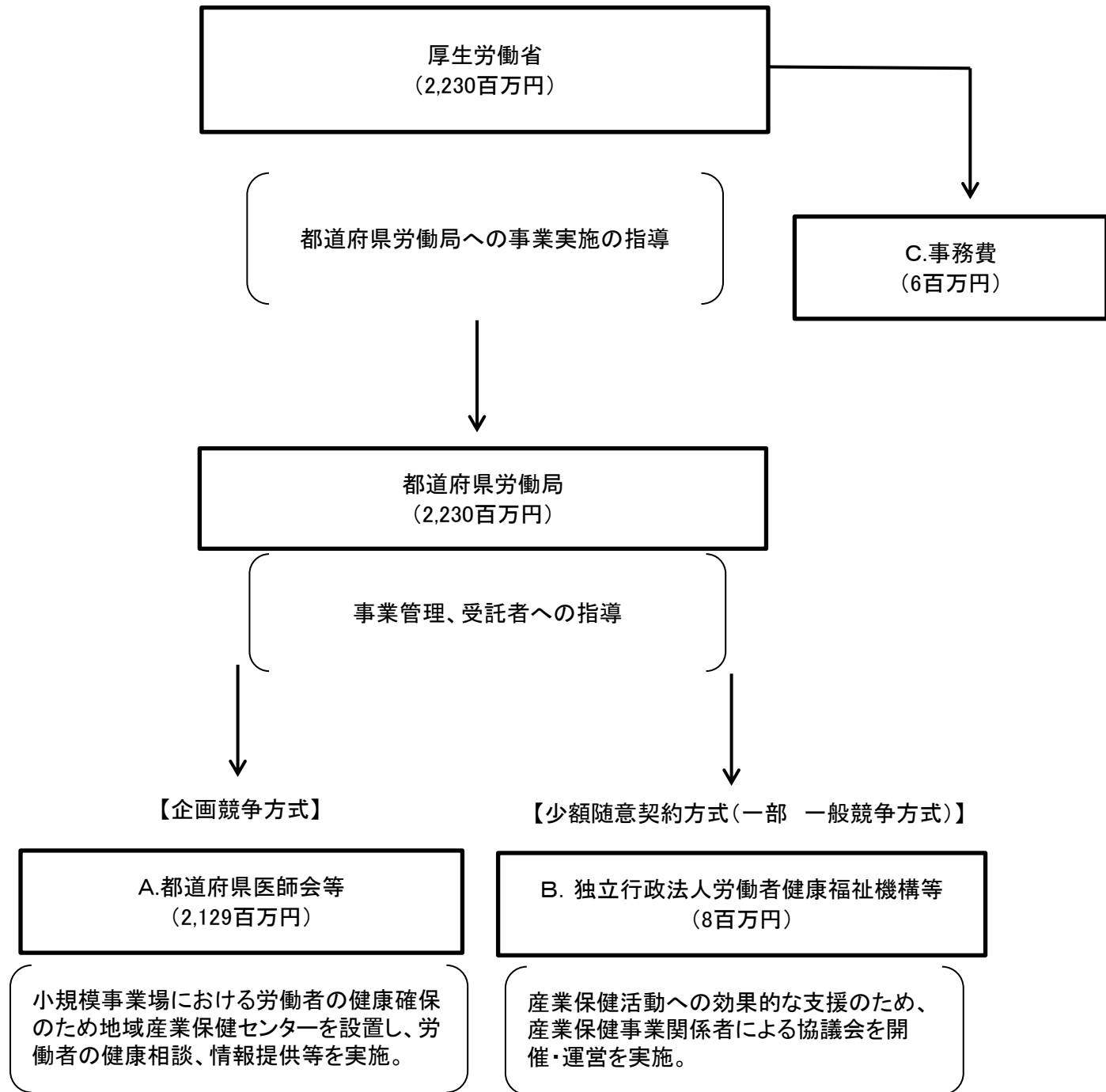
(厚生労働省)

事業名	地域産業保健センターの整備事業		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度 :平成5年度 終了年度 :平成25年度		担当課室	労働衛生課		泉 陽子			
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 労働安全衛生法第19条の3		関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	産業医の選任義務のない、使用する労働者が50人未満の小規模事業場に対して、健診結果に基づく医師の意見聴取等、労働安全衛生法に規定する労働者の健康管理を実施するのに必要な産業保健サービスを提供することにより、小規模事業場の労働者の健康確保を図る。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	小規模事業場における労働者の健康確保のため、地域の医療機関等を活用し、労働安全衛生法第19条の3に規定されている小規模事業場における労働者の健康管理に係る国の援助として、健康診断結果に基づく医師の意見聴取への対応、メンタルヘルス不調に係る相談、長時間労働の面接指導等を行う。								
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算の状況	当初予算	2,032	2,125	2,230	-	-		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
	計		2,032	2,125	2,230	-	-		
	執行額		1,914	1,986	2,144	-	-		
執行率(%)		94	93	96	-	-			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	
	健康相談の年間利用人数 平成24年度:87,825人 平成25年度:92,216人			成果実績	人	83,895	105,868	123,443	-
				目標値	人	85,129	87,825	92,216	-
				達成度	%	80.6	120.5	133.9	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	事業場訪問及び医療機関等における健康相談の実施回数 平成24年度:30,178回 平成25年度:31,748回			活動実績	回	28,862	30,624	32,054	-
				当初見込み	回	10,127	30,178	31,748	-
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	単位当たりコスト = X / Y X:「執行額」 Y:「健康相談等利用人数」			単位当たりコスト	円/人	22,815	18,759	17,368	-
				計算式	X / Y	1,914百万円 / 83,895人	1,986百万円 / 105,868人	2,144百万円 / 123,443人	-
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由					
	-	-	-	平成25年度限りの事業					
	計	-	-						

事業所管部局による点検・改善					
項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	産業医の選任義務のない小規模事業場の労働者に対する健康診断後の事後措置の実施率は、依然として低調であるが、我が国の業務上疾病の約7割が50人未満の小規模事業場で発生しており、国費を投入して小規模事業場の労働者の健康管理を推進する必要性は高い。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	経営基盤の脆弱な小規模事業場の労働者の健康確保のためには、国として支援が必要である。なお、労働安全衛生法第19条の3に基づき、産業医の選任義務のない小規模事業場の労働者の健康の確保に資するため、必要な援助として、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	平成25年度からの5年間を計画期間とする「第12次労働災害防止計画」において、講ずべき施策として、「健康管理の徹底による労働者の健康障害リスクの低減」が掲げられており、小規模事業場における労働者の健康診断実施後の事後措置等の健康管理の徹底を推進するためには、本事業の一層の推進が求められており、優先度の高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	△	本事業は、医師を実施者とした高度の医学的知見を要する専門的なものであり、産業医等の実務に精通した事業者から、保健指導や面接指導等の具体的な内容や実施方法等について、専門的な知識やノウハウに基づいた企画提案を得なければ実施できないため、企画競争により契約先を選定している。 また、産業保健事業の効率的・効果的な実施のための関係者による協議会の運営については、少額随意契約が可能な額であり、協議会の効率的かつ円滑な運営の観点から、産業保健事業関係者と契約を締結している。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	本事業は、作業関連疾患等の疾病を予防するために、小規模事業場の労働者の健康管理を行うものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出することは妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○	事業場周辺の地域の医療機関における活動を推進し、効率的な事業運営を図っている。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	委託費は、主として、小規模事業場の労働者に対する健康診断後の対応や長時間労働者に対する面接指導等の産業保健業務に使用されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-	精査中		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	小規模事業場の事業主及び労働者に対し、直接産業保健サービスを提供しており、事業の成果は十分活用されている。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	本事業については、「産業保健を支援する事業の在り方に関する検討会」報告書を踏まえ、「メンタルヘルス対策支援センター事業」と併せて、平成26年度より「産業保健活動総合支援事業」に一元化し、ワンストップサービスとして産業保健サービスを提供することとした。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
	364	メンタルヘルス対策支援センター事業	厚生労働省労働基準局安全衛生部		
26-034	産業保健活動総合支援事業	厚生労働省労働基準局安全衛生部			
点検・改善結果	点検結果	本事業は、平成25年度においても成果目標や活動指標を達成しており、有効に実施されている。 平成26年度より、産業保健推進センター事業及びメンタルヘルス対策支援事業とともに一元化し、産業保健活動総合支援事業として、事業場の産業保健活動を総合的に支援することとした。			
	改善の方向性	平成25年度限りの事業			
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現状通り	平成26年度に一元化された産業保健活動総合支援事業において、適正な執行を図ること。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り	単独事業としては平成25年度に廃止し、平成26年度からは、産業保健推進センター事業及びメンタルヘルス対策支援事業とともに一元化し、産業保健活動総合支援事業として、事業場の産業保健活動を総合的に支援している。				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成23年	0927	平成24年	0795	平成25年	347

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

地域産業保健事業



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.公益社団法人東京都医師会			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
諸謝金	健康相談等窓口謝金	97.6			
旅費	健康相談等窓口旅費	11.4			
庁費	健康相談窓口等開設経費	28.3			
管理運営費	協議会等経費	7.1			
消費税	消費税	7.2			
計		151.6	計		0
B.独立行政法人労働者健康福祉機構			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	※百万円未満のため記載せず。				
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	公益社団法人東京都医師会	小規模事業場において地域の医療機関等を活用し、健診結果に基づく医師の医師の意見聴取等を実施	152	1	—
2	独立行政法人労働者健康福祉機構	小規模事業場において地域の医療機関等を活用し、健診結果に基づく医師の医師の意見聴取等を実施	113	1	—
3	公益社団法人福岡県医師会	小規模事業場において地域の医療機関等を活用し、健診結果に基づく医師の医師の意見聴取等を実施	97	1	—
4	公益社団法人愛知県医師会	小規模事業場において地域の医療機関等を活用し、健診結果に基づく医師の医師の意見聴取等を実施	96	1	—
5	公益社団法人神奈川県医師会	小規模事業場において地域の医療機関等を活用し、健診結果に基づく医師の医師の意見聴取等を実施	94	1	—
6	一般社団法人北海道医師会	小規模事業場において地域の医療機関等を活用し、健診結果に基づく医師の医師の意見聴取等を実施	85	1	—
7	一般社団法人広島県医師会	小規模事業場において地域の医療機関等を活用し、健診結果に基づく医師の医師の意見聴取等を実施	65	1	—
8	一般社団法人新潟県医師会	小規模事業場において地域の医療機関等を活用し、健診結果に基づく医師の医師の意見聴取等を実施	64	1	—
9	一般社団法人静岡県医師会	小規模事業場において地域の医療機関等を活用し、健診結果に基づく医師の医師の意見聴取等を実施	61	1	—
10	一般社団法人兵庫県医師会	小規模事業場において地域の医療機関等を活用し、健診結果に基づく医師の医師の意見聴取等を実施	58	1	—

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	独立行政法人労働者健康福祉機構	兵庫における協議会の開催・運営業務	0.9	随意契約	—
2	独立行政法人労働者健康福祉機構	沖縄における協議会の開催・運営業務	0.6	随意契約	—
3	独立行政法人労働者健康福祉機構	香川における協議会の開催・運営業務	0.5	随意契約	—
4	独立行政法人労働者健康福祉機構	東京における協議会の開催・運営業務	0.5	随意契約	—
5	独立行政法人労働者健康福祉機構	北海道における協議会の開催・運営業務	0.4	随意契約	—
6	独立行政法人労働者健康福祉機構	熊本における協議会の開催・運営業務	0.4	随意契約	—
7	一般社団法人山形県医師会	山形における協議会の開催・運営業務	0.4	随意契約	—
8	独立行政法人労働者健康福祉機構	神奈川における協議会の開催・運営業務	0.4	随意契約	—
9	一般社団法人秋田県医師会	秋田における協議会の開催・運営業務	0.3	随意契約	—
10	独立行政法人労働者健康福祉機構	三重における協議会の開催・運営業務	0.3	随意契約	—

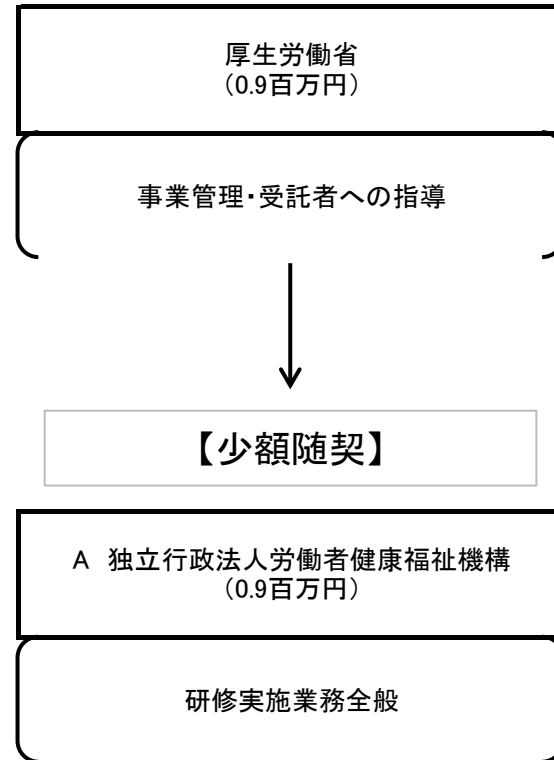
平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	じん肺診断技術等研修事業		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度 : 昭和49年度 終了(予定)年度: 終了予定なし		担当課室	労働衛生課		泉 陽子			
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	業務によってじん肺に罹患した者に対して、適切なじん肺管理区分決定がなされるよう、地方じん肺診査医に対してじん肺管理区分に必要な技術等を習得させ、じん肺法に基づくじん肺健康管理の齊一的な運用を図るもの。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	じん肺法に基づくじん肺健康管理の齊一的な運用を図るため、地方じん肺診査医及び地方じん肺診査医就任内定者を対象に、じん肺管理区分決定に係る診査を適切に行うために必要な技術等を習得させるための研修を実施する。								
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
		補正予算	-	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	-	
		計	1	1	1	1	1	1	
	執行額	1	1	1	-	-	-		
	執行率 (%)	100	100	100	-	-	-		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	
	研修後の参加者アンケートにおいて、本件集の有用性を問う設問に対し、「有用である。」「概ね有用である。」と回答した者の割合を、全回答者数の80パーセント以上とする。			成果実績	%	100	100	100	-
				目標値	%	80	80	80	80
				達成度	%	125	125	125	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	参加者数を1回あたり10名以上とする。			活動実績	人	6	10	8	-
				当初見込み	人	10	10	10	10
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	単位当たりコスト = X / Y X:「執行額」 Y:「参加人数」			単位当たりコスト	円/人	149,167	89,000	111,250	92,100
				計算式	X / Y	895,000円/6人	890,000円/10人	890,000円/8人	921,000円/10人
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由					
	委託費	1	1	-					
計	1	1							

事業所管部局による点検・改善					
		項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	じん肺診査の精度向上は、常に国民より要求されている事項で、広く国民のニーズがあり、国費を投入しなければ事業目的が達成できない。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	じん肺診査の結果は、行政庁の処分に直結するものであるから、その精度向上については、国が実施すべき事業である。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	じん肺診査の結果は、行政庁の処分に直結するものであり、適切なじん肺管理区分決定がなされるという政策目的達成に向けて、優先度の高い事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		△	予算額が100万円未満のため、随意契約により実施。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は事業者責任によりじん肺に罹患した労働者のじん肺管理区分の決定の精度向上に資する事業であり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。		△	年度によって参加人数にばらつきがあるため、単位当たりのコストは変動する。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	研修の実施費用以外には支出されていない。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	仕様書に基づき忠実に活動されている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	研修で得た知識は、都道府県労働局におけるじん肺管理区分決定のための診査に活かされている。	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	本事業は、厚生労働大臣が任命する地方じん肺診査医(就任内定者含む)に対し、じん肺管理区分の決定に必要な技術等を習得させることを目的とするものであるが、「じん肺有所見者に対する普及啓発事業」は、粉じん事業場等の産業医等に対してじん肺の基礎知識及び粉じんばく露防止対策の講義等を行い、じん肺有所見者に対する適切な健康管理が行われるよう普及啓発を目的とするものであり、事業内容が異なるものである。	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
	360	じん肺有所見者に対する普及啓発事業	厚生労働省労働基準局安全衛生部		
点検・改善結果	点検結果	成果目標は達成されており、有効に研修は実施されているものと考え、活動指標である研修の参加者数は年度によりばらつきがあり、また、事業の目的を達成するため、新規で任用となる地方じん肺診査医(任用予定者も含む)に対し、じん肺管理区分に必要な技術等を習得させる必要があるため、引き続き本事業を実施する必要がある。			
	改善の方向性	年度によって参加人数にばらつきがあるため、開催にあたっては案内をできるだけ早くする等積極的な参加勧奨を行うことはもとより、新規にじん肺診査医の委嘱をする際に、本省から直接地方じん肺診査医に呼びかけるなどの方法を検討し、積極的に参加者の確保に努める。			
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現状通り	点検結果も妥当であり、本事業は、地方じん肺審査医及び地方じん肺審査医就任内定者を対象に、じん肺管理区分決定に係る審査に必要な研修を行うための事業であることから、引き続き、必要な予算額を確保しつつ、適正な執行を行うこと。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り	-				
備考					
-					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成23年	0948	平成24年	0800	平成25年	348

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(独)労働者健康福祉機構	じん肺管理区分決定に係る研修	0.9	随意契約	—

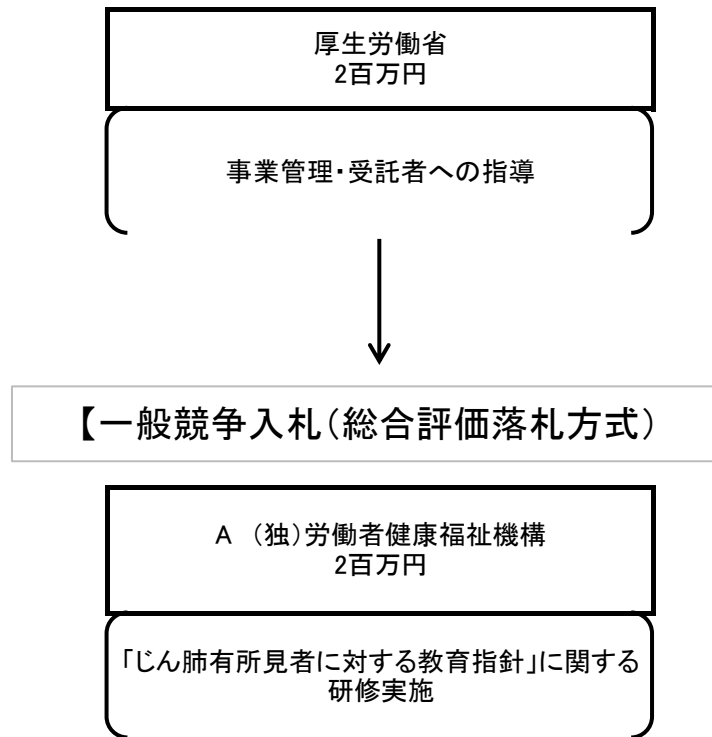
平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	じん肺有所見者に対する普及啓発事業		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成9年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	労働衛生課		泉 陽子			
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	不可逆性の疾病であるじん肺について、産業医等に対してじん肺有所見者に対する教育指針の普及啓発により、労働者のじん肺対策の一層の推進を図るもの。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	全国7都市において、主に粉じん作業を行う事業場の産業医等を対象とする講習会を開催し、「じん肺有所見者に対する教育指針」が各事業場において定着するよう普及啓発を行うとともに、じん肺の基礎知識及び粉じんばく露防止対策について、専門家からの講義を行うことで、じん肺有所見者に対する適切な健康管理と、粉じん障害防止対策の更なる徹底を図る。								
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	10	3	3	3	3		
		補正予算	—	—	—	—	—		
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—		
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—		
		予備費等	—	—	—	—	—		
	計		10	3	3	3	3		
	執行額		4	3	2	—	—		
執行率(%)		40	77	49	—	—			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	
	研修後の参加者アンケートにおいて、本研修が有意義であったかどうかを問う設問に対し、「有意義だった。」「まあ有意義だった」と回答した者の割合を、全回答数の80%以上とする。			成果実績	%	80	91	96	—
				目標値	%	80	80	80	80
				達成度	%	100	114	120	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	参加人数を一会場当たり最低45人以上とする。			活動実績	人	43	42	55	—
				当初見込み	人	45	45	45	45
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	単位当たりコスト = X / Y X:執行額 Y:「参加人数(全会場合計)」			単位当たりコスト	円/人	9,611	6,952	3,688	5,409
				計算式	X / Y	4,113,328円 / 468人	2,600,000円 / 374人	1,648,626円 / 447人	3,354,000円 / 620人
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由					
	委託費	3	3	—					
	計	3	3						

事業所管部局による点検・改善						
項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	現在でも毎年250名前後のじん肺有所見者が出ていることから、これらの者に対する適正な健康管理と粉じん障害防止対策の徹底を図るための本事業は、国民のニーズがあり、じん肺対策は国の責務であることから、国費を投入しなければ事業目的は達成できない。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	じん肺の健康管理については、国が責任を持ってその精度の運用に当たるべきものであり、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	現在でも毎年250名前後のじん肺有所見者が出ていることから、これらの者に対する適正な健康管理と粉じん障害防止対策の徹底を図るための本事業は、政策目的達成に向けて、優先度の高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	一般競争入札(総合評価落札方式)で実施した。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	事業場の産業医等に対してじん肺有所見者の健康管理等の徹底を図る事業であり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	昨年度と比べて、一会場当たりの参加人数は増加する一方、執行額が大幅に減ったため、単位当たりコストは大幅に減った。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	研修実施関連業務以外への支出はない。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	不用が生じた理由は、研修会場の借料がかからなかったこと等によるものであるが、成果目標及び活動指標ともに達成しており、効率的な事業運営がなされた結果であると認められることから、妥当である。		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	研修形態で行う事は、多くの事業場に健康管理上の留意点を普及定着させるにあたって、実効性の高い手段である。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	目標以上の活動実績があった。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	研修会テキスト等は労働者の健康管理に活用されている。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	本事業は、粉じん事業場等の産業医等に対してじん肺の基礎知識及び粉じんばく露防止対策の講義等を行い、じん肺有所見者に対する適切な健康管理が行われるよう普及啓発を目的とするものであるが、「じん肺診断技術等研修事業」は、厚生労働大臣が任命する地方じん肺診断医(就任内定者含む)に対し、じん肺管理区分の決定に必要な技術等を習得させることを目的とするものであり、事業内容が異なるものである。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	359	じん肺診断技術等研修事業	厚生労働省労働基準局安全衛生部			
点検・改善結果	点検結果	成果目標及び活動指標はともに達成しており、引き続き産業医等に対して、じん肺有所見者に対する教育指針の普及啓発を行う必要がある引き続き本事業を実施する。				
	改善の方向性	単位当たりのコスト削減には、参加人数の一層の確保が重要であるが、仕様書で規定した参加見込み数を下回っている会場もあるため、さらに参加者数を増やすために、当該教育が必要とされる業種や事業場を絞って参加案内を行う等により、労働局及び労働基準監督署が連携して周知等を積極的に行う。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の一部改善	当該事業の対象を見直して広報する等、事業効果を上げるための措置を講じること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
執行等改善	当該教育が必要とされる業種や事業場を絞って参加案内を行う等により、労働局及び労働基準監督署が連携して周知等を積極的に行い、一会場当たりの参加人数を増やすための改善策を講じる。					
備考						
-						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	0946	平成24年	0801	平成25年	349

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位：百万円)

A.(独)労働者健康福祉機構			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
謝金	講師謝金	0.1			
旅費	講師旅費、事務職員旅費	0.1			
会場費	会場費	0.6			
事務費	テキスト製本費、案内状郵送	0.7			
消費税		0.1			
計		1.6	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(独)労働者健康福祉機構	「じん肺有所見者に対する教育指針」に関する研修実施	1.6	1	48

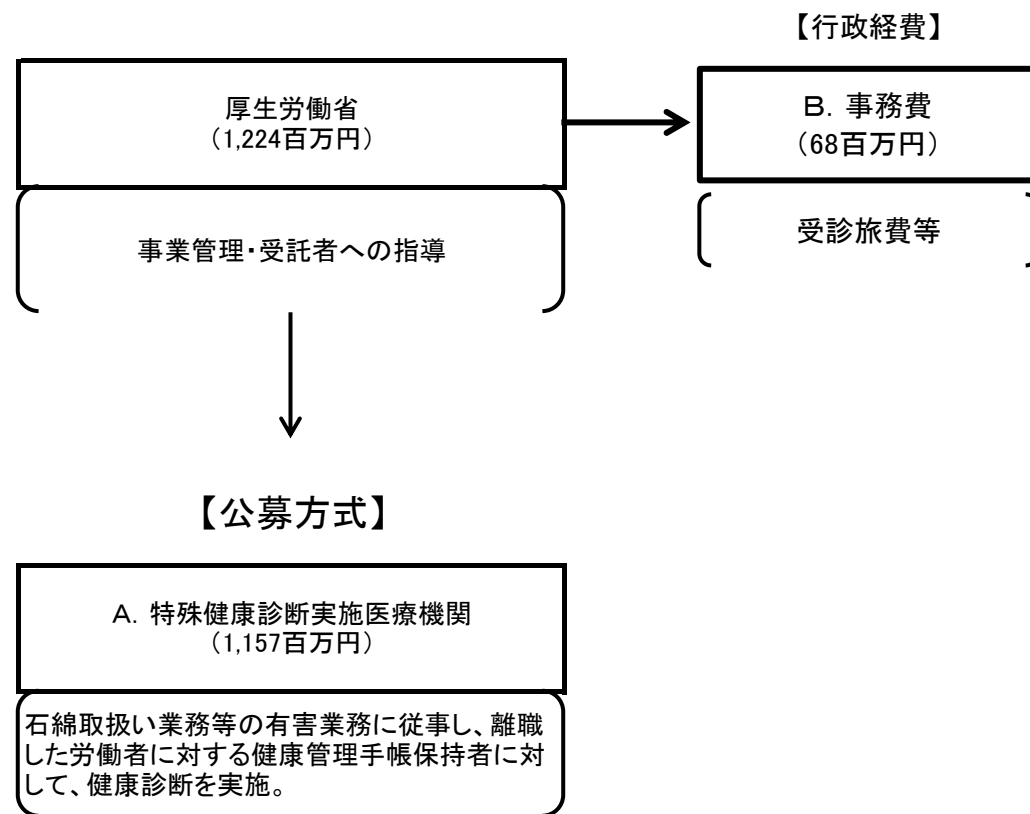
平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	特定有害業務従事者の離職者特殊健康診断実施事業		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:昭和47年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	労働衛生課		泉 陽子			
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 労働安全衛生法第67条		関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	労働安全衛生法第67条に基づき、健康管理手帳を交付し、離職労働者の健康管理を行っているものであり、健康管理手帳保持者に対して、年2回(じん肺は1回)委託医療機関において健康診断を受診させることにより、離職労働者の健康管理の確保に資するもの。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	石綿取扱い業務等に従事し、離職した労働者に対し、労働安全衛生法第67条に基づき、健康管理手帳を交付し、離職労働者の健康管理を実施する。健康管理手帳保持者に対して、年2回(じん肺は1回)委託医療機関において健康診断を受診させ、離職労働者の健康管理の確保を行っている。								
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算の状況	当初予算	1,100	1,199	1,192	1,416	1,393		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	11	-	-		
	計		1,100	1,199	1,203	1,416	1,393		
	執行額		1,357	1,198	1,224	-	-		
執行率(%)		125	100	102	-	-			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値(26年度)	
	健康管理手帳所持者の健康診断受診率を、前年度の実施率以上とする。			成果実績	%	54.8	53.7	54.8	-
				目標値	%	53.7	54.8	53.7	54.8
				達成度	%	102	98	102	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	健康管理手帳所持者に対して、健康診断の案内通知の送付とその際の受診勧奨を47都道府県において行う。			活動実績	県	47	47	47	-
				当初見込み	県	47	47	47	47
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	単位当たりコスト = X / Y X:「執行額」 Y:「延べ受診者数」			単位当たりコスト	円/人	24,231	20,522	19,850	18,648
				計算式	X / Y	1,311,000,000円/54,104人	1,151,000,000円/56,086人	1,157,000,000円/58,287人	1,325,762,000円/71,095人
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由					
	社会復帰促進等旅費	60	60	受診旅費対象者の増。 健康管理手帳印刷経費の減。 健診受診者の減。					
	庁費	30	28						
	委託費	1,325	1,305						
計	1,416	1,393							

事業所管部局による点検・改善						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	有害業務に従事し、離職した者に対して健康管理を実施する本事業は、広く国民のニーズがあり、国費を投入しなければ事業目的が達成できない。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	労働安全衛生法第67条において、政府の責務として実施することが明記されていることから、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	有害業務に従事し、離職した者に対する健康管理を実施するものであり、離職労働者の健康管理の確保に資するという政策目的達成に向けて、優先度の高い事業である。		
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		△	健康管理手帳の健康診断を実施する医療機関においては、所定の検査を適切に行える設備と医師の確保が必要不可欠であることから、公募し、労働局にて審査の上決定する必要がある。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	事業者責任で有害業務に従事し、離職した労働者の健康管理を行う事業であり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	一人当たりの受診料として妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	健康診断の実施及びそれに伴う経費(受診者の旅費等)以外には支出されていない。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	活動実績は概ね見込みどおりである。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	健診結果は健康管理手帳所持者の健康管理に活用されている。		
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)					
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検・ 改善結果	点検結果	成果目標、活動指標を達成しており、健康管理手帳所持者の健康管理を確実に行うことが必要であることから、引き続き本事業を実施する。健康管理手帳に基づく健康診断費用については、その所持者が漏れなく健康診断を受けられるようにすることが重要であると考えられる。一方、予算が十分活かされるためには、受診率の向上を目指すことが重要であると考えられ、今後も積極的な受診勧奨等が図られるよう、健康診断機関を指導する必要がある。				
	改善の方向性	今後も積極的な受診勧奨等が図られるよう、健康診断機関を指導するとともに、受診案内した者が受診しなかった場合にフォローできないか否かを検討するなど、受診率の向上に努める。				
外部有識者の所見						
-						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状 通り	引き続き、必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。					
	所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
縮減	「行政事業レビュー推進チームの所見」においては、「現状通り」との評価をいただいているところであるが、積算を見直した上で必要な経費について要求している。					
備考						
-						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	0947	平成24年	0802	平成25年	350

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.神鋼会 神鋼病院			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
健診費	石綿等健康診断実施費	55			
計		55	計		0
B.事務費			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
社会復帰促進 等旅費	石綿等健康診断等に係る旅費	54			
庁費	役務・物品の購入等	14			
計		68	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	神鋼会 神鋼病院	健康診断実施費用	55	随意契約	—
2	岡山労災病院	健康診断実施費用	45	随意契約	—
3	中部労災病院	健康診断実施費用	42	随意契約	—
4	川崎病院	健康診断実施費用	32	随意契約	—
5	旭労災病院	健康診断実施費用	31	随意契約	—
6	三菱重工業(株)長崎造船所病院	健康診断実施費用	24	随意契約	—
7	(独)国立病院機構 近畿中央胸部疾患センター	健康診断実施費用	21	随意契約	—
8	北海道中央労災病院	健康診断実施費用	21	随意契約	—
9	玉野三井病院	健康診断実施費用	20	随意契約	—
10	神奈川県予防医学協会	健康診断実施費用	19	随意契約	—

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	社会復帰促進等旅費	石綿等健康診断に係る旅費	54	—	—
2	庁費	役務・物品等の購入	14	—	—

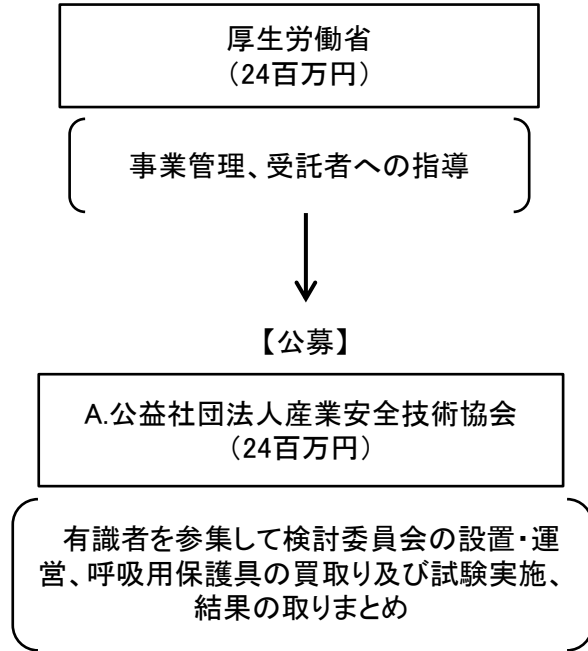
平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	呼吸用保護具の性能の確保のための買取り試験		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度 :平成12年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	化学物質対策課環境改善室		濱本 和孝		
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 労働安全衛生法第42条、第43条の2		関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	市場に流通する国家検定に合格した型式の防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具(以下「呼吸用保護具」という。)の買取り試験を実施し、呼吸用保護具の性能の確保を図ることで、労働者が粉じんや有害な化学物質を吸入することによる健康障害を防止することを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	型式検定に合格した呼吸用保護具の中から、市場の流通状況等を踏まえ、型式検定の有効期間5年間のうちに1回以上買取り試験が実施できるように、買取り試験対象型式を選定する。 また、市場に流通している呼吸用保護具について、地域等の偏りがないよう留意しつつ、試験に必要な数の買取りを行い、国家検定に沿った形で試験を行う。その結果について、試験を行った呼吸用保護具が構造規格を具備しているか否かを専門家を参集して検証を行い、委託元に報告を行う。委託元は、案件に応じて製造者らに必要な指導等を行う。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	22	22	24	24	28	
		補正予算	—	—	—	—	—	
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—	
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—	
		予備費等	—	—	—	—	—	
	計		22	22	24	24	28	
	執行額		22	22	24	—	—	
執行率(%)		100	100	100	—	—		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	(平成24年度まで) 現在市場に流通しており、本年度中に有効期間が終わる呼吸用保護具のうち、有効期間内に買取り試験を実施した型式の割合を100%とする。		成果実績	%	100%	100%	100%	—
	(平成25年度以降) 買取り試験を通じて不具合が発見され、改善が必要とされた場合、改善のための指導を100%実施する。		目標値	%	100%	100%	100%	100%
			達成度	%	100%	100%	100%	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	(平成24年度まで) 本事業におけるアウトプット指標となり得るのは、検討会の開催回数又は調査のための保護具の買取り数であるが、いずれも不具合の発見の有無によって増減し、経年比較を行うための指標としては妥当でないため、アウトプット指標は設定できない。		活動実績	%	—	—	100%	—
	(平成25年度以降) 現在市場に流通しており、本年度中に有効期間が終わる呼吸用保護具のうち、有効期間内に買取り試験を実施した型式の割合を100%とする。		当初見込み	%	—	—	100%	100%
	※指標の設定については、アウトプットとアウトカムの考え方に関して見直すべき旨指摘があったことを踏まえ、平成25年度に見直しを行ったもの。							
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	単位当たりコスト = X / Y		単位当たりコスト	円/個	—	—	28,614円/個	50,275円/個
	X=事業費 Y=買取り実施数		計算式	X / Y	—	—	21,890,193円 / 765個	23,780,393円 / 473個
内訳 (単位:百万円)	平成26年度	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由			
	27年度	委託費	24	28	平成26年6月の労働安全衛生法改正により、平成26年12月(予定)から電動ファン付き呼吸用保護具(PAPR)が型式検定の対象となることを踏まえ、試験対象数を拡充するため。			
	計	24	28					

事業所管部局による点検・改善						
項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	呼吸用保護具は、国が定める性能要件を満たす必要があるところ、ある型式の呼吸用保護具が所定の性能を具備しているかどうかについては、厚生労働大臣の登録を受けた検定機関が行う型式検定を通じて確認を行っている。 しかしながら、検定に合格していても、製造ラインの問題により所定の性能を具備しない製品群が市場に混入するおそれがあり、労働者の健康確保の観点からは、流通段階でも性能を確認することが必要である。 他方、呼吸用保護具は、型式にもよるものの、1型式あたり年間数百～数万個の単位で製造されており、一つの型式に製造時の不具合が発生することが与える影響は大きい、外観だけでは不具合の有無が判断としないこともあり、個々の事業場で市場に流通している呼吸用保護具の性能を確認するのは困難である。 したがって、流通段階での性能要件の担保のためには、国が調査を実施する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	呼吸用保護具は、一箇所で製造されたものが広く全国に流通しているものであること、また、呼吸用保護具の性能要件を定めているのは国であり、不具合が発生した場合に製造者に対して指導を行う責任・権限を有するの国であることから、地方自治体や民間等に事業を委任するのは適当ではなく、国が実施すべきものである。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	職場における化学物質管理の強化は、厚生労働省が重点施策として掲げる課題の一つであり、本事業はその具体的な取組の一つとして優先度の高い事業に位置づけられている。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		△	調査研究等に必要な特定の設備又は特定の技術等を有する者が極めて限られていることから、1者のみの応募が見込まれるため、平成24年度から公募により調達を実施している。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は労働者の健康確保を図る観点から行っている事業であり、事業主から徴収した労災保険料から経費を支出しており、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	不具合製品が発見された場合など、試験結果によっては追加試験の必要が発生すること等もあるため、単位あたりコストが年次ごとに増減する部分はあるが、連続して試験を実施する等により総試験時間数の削減に努めるなど、全体としてコストの削減に努めており、妥当な水準に抑制されている。なお、平成24年度と比べると、単位当たりコストは増大しているが、単価が高い電動ファン付き呼吸用保護具を新たに対象に加えたことによるもの。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	使途は、委員の謝金や製品の買取料金、検査料金等、事業の運営に必要なものに限定されている。なお、平成25年度に新たに買取対象に加えた電動ファン付き呼吸用保護具については、平成25年度の事業実施実績を踏まえ、平成26年度は買取を行うサンプル数等について見直しを行っている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—	—		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—	—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		—	—		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	本事業により確認された不具合製品については、受託者から速やかに委託者へ報告がなされ、委託者において事案に応じて指導等を行っており、本事業の成果を活用している。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	類似する事業はない。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検・改善結果	点検結果	本事業は市場に流通している呼吸用保護具について、抜き取りで買取りを行い、構造規格に定めた性能等を具備しているかの検査を行うとともに、専門家を交え判定するものである。事業の対象となる型式については活動指標のとおり100%試験が実施されており、また、当該判定の結果、不具合製品については100%が速やかに委託者へ報告され、事案に応じて委託者からメーカー等へ必要な指導を行っており、改善が図られている。呼吸用保護具は流通量も多く、見た目では欠陥の有無を判断できないものであるところ、国による本事業の実施は労働者の健康確保を図る上で有効に機能している。 また、新旧の入れ替えはあるものの、有効型式総数は全体として横ばいで、各年度に試験を実施すべき型式数には変化がない中、本事業はこれまで不用も全く出さずに効率的に事業を運営してきている。				
	改善の方向性	平成25年度からは、電動ファン付き呼吸用保護具を試験の対象に加えており、当該実績も踏まえ、平成26年度は買取サンプル数等について見直しを行っている。今後は、その実施状況にも留意しつつ、引き続き効率的な事業運営に努めてまいりたい。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現 り 状 通	点検結果も妥当であり、本事業は、市場に流通する国家検定に合格した型式の防じんマスク等の買取り試験を実施し、呼吸用保護具の性能の確保を図ることで、労働者が粉じんや有害な化学物質を吸入することによる健康障害を防止する事業であることから、引き続き、必要な予算額を確保しつつ、適正な執行を行うこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
通 現 り 状	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成23年	952	平成24年	803	平成25年	351	

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.公益社団法人産業安全技術協会			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
買取試験費	製品購入料、試験機器費用	11			
諸謝金	検討会出席謝金、研究員謝金	7			
その他	事務経費、管理費	4			
消費税等	消費税等	1			
旅費	検討会旅費、買取調査旅費	1			
計		24	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	公益社団法人産業安全技術協会	有識者を参集して検討委員会の設置・運営、呼吸用保護具の買取り及び試験実施、結果の取りまとめ	24	公募	—

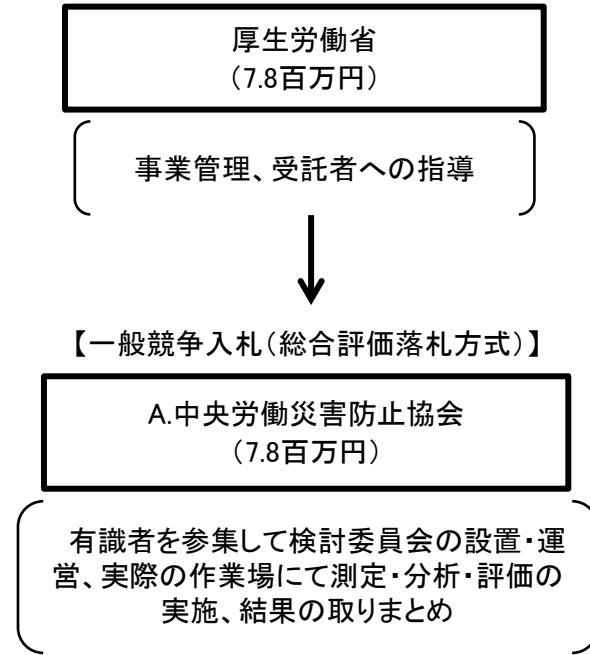
平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	作業環境における個人ばく露測定に関する実証的検証事業		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成22年度 終了(予定)年度:平成25年度		担当課室	化学物質対策課環境改善室		濱本 和孝		
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	欧米で採用されている個人サンプラー方式での測定による管理について、一定の条件下では個人サンプラー方式の方が作業個人レベルのばく露状況をより的確に把握できる可能性があることも踏まえ、当該測定結果と現行の測定方法(場の管理)とを比較検討すること等により、個人サンプラー方式での測定を実施することが可能か検討を行う。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	作業個人レベルのばく露状況を的確に把握することができるとされている個人サンプラー方式による測定方法について、各種作業形態及び作業場所において実際に測定を行い、その測定方法・測定機器・測定結果の評価方法などについて実証的に検証を行うとともに、現行の作業環境測定方式と比較検討を行うことで、今後の作業環境測定のあり方についての検討を進める上でのデータを収集する。また、検討された個人サンプラー方式による測定方法について、現行の作業環境測定制度の見直しも見据えた基礎資料(事例集、実施者育成用の研修カリキュラム等)を作成する。(25年度限りの事業)							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	17	12	10	—	—	
		補正予算	—	—	—	—	—	
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—	
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—	
		予備費等	—	—	—	—	—	
	計		17	12	10	—	—	
	執行額		12.4	11.5	8	—	—	
執行率(%)		73.2%	97.3%	75.6%	—	—		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	(平成24年度まで) 本事業は、個人サンプラーによる測定手法の将来的な導入に向けて、当該測定手法に係るデータ収集を行うなど、現時点で研究段階のものであり、アウトカムを設定出来る段階には至っていない。		成果実績	冊	—	—	1	—
	(平成25年度) 平成26年度以降に具体的な作業環境測定制度の改善等に係る行政施策の検討に着手できるだけの内容を伴う報告書1冊を作成する。		目標値	冊	—	—	1	—
			達成度	%	—	—	100	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	(平成24年度)個人サンプラーによる測定手法について、これまでの知見収集・実証検証等を踏まえて、測定方法等をまとめたマニュアルを作成する(1件)。		活動実績	件	—	1	1	—
	(平成25年度)個人サンプラーによる測定手法の導入に必要な測定の実施を統括管理する者を育成するための研修カリキュラムの素案を作成する(1件)。		当初見込み	件	—	1	1	—
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	本事業は、現行の作業環境測定手法と個人サンプラーによる測定手法について、取扱物質や作業形態などの条件を変えて測定結果の比較を行うことにより、各測定手法の優位性の検証等を行うものであるが、測定条件によって測定手法及び結果の評価方法は異なり、かかる費用も変わるため、単位当たりのコスト評価を出すことは困難である。		単位当たりコスト	—	—	—	—	—
			計算式	—	—	—	—	—
内訳 (単位:百万円)	平成26・27年度予算	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由			
					平成25年度限りの事業			
		計						

事業所管部局による点検・改善					
項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	作業環境測定は、国が労働安全衛生法令により、一定の有害業務を行う作業場に広く実施義務を課しているものであるところ、より効果的な測定手法の開発・導入は、全国の作業場における作業環境管理のあり方に大きく影響する。 個人サンプラーによる測定方法は、一定の作業形態において現行の作業環境測定方法(場の測定)より優位にあることが、これまでの本事業の中で確認されている。同手法の具体化は、全国の事業者により、的確な作業環境の実態把握を可能とさせ、国民の利便性を向上させるものであり、広くニーズが存在する。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	作業環境測定の方法は、国が労働安全衛生法令で規定しているものであるところ、新たな知見等を踏まえた実証的検証を通じ、新たな作業環境測定手法の検討を行うものである本事業は、国が実施すべきものである。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	職場における化学物質管理の強化は、厚生労働省が重点施策として掲げる課題の一つであり、本事業はその具体的な取組の一つとして優先度の高い事業に位置づけられている。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	本事業は、一般競争入札(総合評価落札方式)により調達を実施している。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	個人サンプラーを使用した作業環境測定手法の開発に向けた検証を行う本事業は、作業形態に応じてより的確な作業環境の実態把握を可能にするものであり、事業者及び労働者双方に有益なものであるところ、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-	-	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-	
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	用途は、委員の謝金や測定地までの旅費、実地測定に必要な料金等、事業の運営に必要なものに限定されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	-	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	平成26年度には、平成25年度までに得られた成果に基づき、具体的な制度の改善等に係る行政施策の検討を開始することを予定しており、本事業の成果はこの中で活用していくこととしている。	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	類似する事業はない。	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点検・改善結果	点検結果	平成22年度から実施してきた事業の成果として、個人サンプラーによる測定方法は、一定の作業形態において現行の作業環境測定方法(場の測定)より優位にあることが確認されており、事業は有効に運営できているものと評価できる。			
	改善の方向性	本事業については、平成25年度事業の中で具体的な制度の改善等に係る行政施策の検討に移行できるだけの成果が得られており、平成25年度をもって終了する。			
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
通現り状	事業の達成状況等を検証し、廃止の妥当性を検討すること。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
通現り状	事業の達成状況等を踏まえ、予定通り廃止する。				
備考					
-					
関連する過去のレビューシートの実績番号					
平成23年	953	平成24年	804	平成25年	352

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.中央労働災害防止協会			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
その他経費	実地測定及び分析費用、検討会会議費用、事業管理に係る人件費、通信費など	6.5			
旅費	検討会旅費、実地測定に係る旅費など	0.5			
消費税等	消費税等	0.4			
諸謝金	検討会出席謝金、執筆謝金	0.2			
借料・損料	機材、会場等の借料など	0.2			
計		7.8	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	中央労働災害防止協会	有識者を参集して検討委員会の設置・運営、実際の作業場にて測定・分析・評価の実施、結果の取りまとめ	7.8	1	75.6%

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	メンタルヘルス対策支援センター事業		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成20年度 終了(予定)年度:平成25年度		担当課室	労働衛生課		泉 陽子			
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	職場のメンタルヘルスに関する状況を見ると、精神障害等に係る労災認定件数は増加傾向にあり、また、全国の自殺者数は15年ぶりに3万人を下回ったものの、このうち「被雇用者・勤め人」は約3割を占め、自殺対策としても職場におけるメンタルヘルスの取組は重要なものとなっている。一方、実際の事業場での心の健康対策の取組みに対する状況を見ると、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場は約5割にとどまっているため、メンタルヘルス対策の専門家による相談対応、個別の事業場に対する訪問支援を実施し、職場のメンタルヘルス対策の促進を行うことを目的とする。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	本事業の目標を達成するため、事業者、産業医、衛生管理者等の産業保健スタッフからの相談への対応、専門家による個別の事業場への訪問支援(メンタルヘルス対策に関する助言、管理監督者に対する教育、職場復帰支援プログラムの作成支援)等、メンタルヘルス不調の予防から、不調者の早期発見と適切な対応、休職者の職場復帰に至るまで事業者の取り組むメンタルヘルス対策を総合的に支援する。								
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	1,268	1,263	665	-	-		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
	計		1,286	1,263	665	-	-		
	執行額		1,270	1,250	631	-	-		
執行率(%)		98.8	99	95	-	-			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	
	メンタルヘルス対策支援センターによる訪問支援を受けた事業場について、メンタルヘルスに関する措置を導入又は導入予定としている事業場の割合を90%以上とする。(平成24年度から目標を変更)			成果実績	%	93	94	92	-
				目標値	%	90	90	90	-
				達成度	%	103	104	102	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	事業場に対する訪問支援件数			活動実績	件	25,779	30,441	19,033	-
				当初見込み	件	(21,600)	(23,510)	(10,713)	-
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	単位当たりコスト=X/Y			単位当たりコスト	円/件	23,475	21,146	18,002	-
	X:相談及び訪問支援経費 Y:相談及び訪問支援件数			計算式	X/Y	1,187,657千円/50,592件	1,164,226千円/55,057件	630,542千円/35,027件	-
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由					
	-	-	-	平成25年度限りの事業					
	計	-	-						

事業所管部局による点検・改善					
項目		評価	評価に関する説明		
国 必 費 投 入 の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	職場でのメンタルヘルス対策は喫緊の課題であるが、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は5割にとどまっている。事業場への積極的な訪問を行うこと等により、事業者に対し職場のメンタルヘルス対策の支援を行い、労働者の心の健康の保持増進に資する本事業は国民のニーズがあり、国費により実施する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	労働安全衛生法第71条に、労働者の健康の保持増進に関する措置の実施に対する国の援助が努力義務で規定されていることから、本事業は国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	第12次労働災害防止計画に掲げられている目標「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする」の達成手段として、事業場におけるメンタルヘルスの取組を支援する本事業は、優先度が高い。		
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	本事業は、平成22年度まで企画競争により全国1単位で調達を行っていたものを、平成23年度から全国を6地区に分割して調達を行っている。平成25年度は、最低価格落札方式での調達を行い、1地区で複数応札となっている。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	本事業は労働者の精神障害等による労災の予防のため、事業者に対し支援を行うものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○	相談窓口を設置するだけでなく、事前申込による訪問支援を行うことで、空き時間が極力生じないようコストの削減に努めている。 単位あたりコストは、メンタルヘルス対策に関する専門のスタッフが助言等を行うものとして妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	専門スタッフに対する謝金や旅費等本事業の事業目的のみに使用されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-		
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	活動実績は見込みを上回っている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	相談窓口や、メンタルヘルスに係るパンフレット等による周知は十分活用されている。		
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	本事業については、「産業保健を支援する事業の在り方に関する検討会」報告書を踏まえ、「地域産業保健センターの整備事業」と併せて、平成26年度より「産業保健活動総合支援事業」に一元化し、ワンストップサービスとして産業保健サービスを提供することとした。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
	358	地域産業保健センターの整備事業	厚生労働省労働基準局安全衛生部		
26-034	産業保健活動総合支援事業	厚生労働省労働基準局安全衛生部			
点 検 ・ 改 善 結 果	点検結果	平成25年度は、成果目標及び活動指標ともに達成しており、有効に事業が実施されたものと考えられる。 平成26年度より、産業保健推進センター事業及び地域産業保健センター事業とともに一元化し、産業保健活動総合支援事業として、事業場の産業保健活動を総合的に支援することとした。			
	改善の方向性	平成25年度限りの事業			
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現 状 通 り	事業の必要性、効率性及び有効性の観点から、特段問題ない。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現 状 通 り	事業の達成状況等を踏まえ、予定通り廃止する。				
備考					
-					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成23年	0925	平成24年	0806	平成25年	353

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
(631百万円)

事業管理、受託者への指導

【一般競争入札】

A.(独)労働者健康福祉機構
(631百万円)

メンタルヘルス対策の専門家による相談
対応、個別訪問、メンタルヘルス不調の予
防及び早期発見と適切な対応についての
支援の実施

資金の流れ
(資金の受け取
り先が何を行っ
ているかについ
て補足する)
(単位：百万
円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.(独)労働者健康福祉機構			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	謝金、交通費、会場借料等	523			
管理諸経費	管理諸経費	77			
消費税	消費税	30			
計		631	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(独)労働者健康福祉機構	北海道地区における事業者、産業医、衛生管理者等の産業保健スタッフ等からの相談への対応、管理監督者等に対する教育支援等の実施	19	2	94
1	(独)労働者健康福祉機構	東北地区における事業者、産業医、衛生管理者等の産業保健スタッフ等からの相談への対応、管理監督者等に対する教育支援等の実施	74	1	93
1	(独)労働者健康福祉機構	北海道地区における事業者、産業医、衛生管理者等の産業保健スタッフ等からの相談への対応、管理監督者等に対する教育支援等の実施	179	1	99
1	(独)労働者健康福祉機構	北海道地区における事業者、産業医、衛生管理者等の産業保健スタッフ等からの相談への対応、管理監督者等に対する教育支援等の実施	109	1	80
1	(独)労働者健康福祉機構	北海道地区における事業者、産業医、衛生管理者等の産業保健スタッフ等からの相談への対応、管理監督者等に対する教育支援等の実施	153	1	90
1	(独)労働者健康福祉機構	北海道地区における事業者、産業医、衛生管理者等の産業保健スタッフ等からの相談への対応、管理監督者等に対する教育支援等の実施	96	1	99

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	職域対象のメンタルヘルス対策事業		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成21年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	労働衛生課		泉 陽子			
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	<p>職場のメンタルヘルスに関する状況を見ると、精神障害等に係る労災決定件数は増加傾向にあるなど、職場におけるこころの健康保持増進のための取組みが喫緊の課題となっているが、実際の事業場での心の健康対策の取組みに対する状況を見ると、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場は約5割にとどまっている。また、取組みを行っていない事業場の理由として「取組み方が分からない」としている事業場が多いため、これら事業者のニーズに対応できるよう、職場のメンタルヘルスに関する様々な情報を提供し、職場のメンタルヘルス対策の促進を行うことを目的とする。</p> <p>さらに、労働安全衛生法の改正に伴い、国は労働者等からの健康相談に対応するための体制整備を行うよう努めることとされたため、メンタルヘルスに関して労働者、産業保健スタッフ等から寄せられる相談への対応するための受け皿を整備し、これらの者が職場のメンタルヘルス問題に円滑に対処できるよう支援を行う。</p>								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>本事業の目的を達成するため、厚生労働省のホームページ上に、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を設置し、事業者、産業医等の産業保健スタッフ、労働者やその家族等に対して、職場のメンタルヘルスに関する最新の情報、メンタルヘルス対策に関する基礎知識、事業場の取組み事例等、職場のメンタルヘルスに関する様々な情報提供を行うとともに、労働者等を対象としたメール相談サービスを実施する。</p> <p>併せて、労働安全衛生法の改正に伴う相談体制整備のため、労働者等からのメンタルヘルスに係る問題の相談に応じる電話相談窓口を設置する。</p>								
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	61	61	49	49	88		
		補正予算	7	—	—	—	—		
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—		
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—		
		予備費等	—	—	—	—	—		
	計		68	61	49	49	88		
	執行額		68	50	23	—	—		
執行率(%)		100	81	47	—	—			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	
	メンタルヘルス・ポータルサイトを利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を90%以上とする。			成果実績	%	98	98	97	—
				目標値	%	90	90	90	90
				達成度	%	108	109	107	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	メンタルヘルス・ポータルサイトへのアクセス件数 ※前年度の実績に応じて当年度の目標件数を設定。			活動実績	件	642,956	1,064,094	2,115,150	—
				当初見込み	件	400,000	600,000	800,000	2,500,000
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	単位当たりコスト = X / Y			単位当たりコスト	円	105	47	11	20
	X:「精算額(26年度は予算額)」 Y:「アクセス数」			計算式	X / Y	67,774千円 / 642,956件	49,515千円 / 1,064,094件	22,834千円 / 2,115,150件	49,287千円 / 2,500,000件
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由					
	委託費	49	88	既存事業におけるシステム改修・維持費の減。新規委託事業の要求による増。					
計	49	88							

事業所管部局による点検・改善						
	項目	評価	評価に関する説明			
国 必 費 投 入 の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	職場でのメンタルヘルス対策は喫緊の課題であるが、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合が5割にとどまっている。インターネットを通じて情報提供を行うことにより、事業者に対しメンタルヘルス対策の取り組み方等の支援を行い、労働者の心の健康の保持増進に資する本事業は、国民のニーズが高く、国費により事業を実施する必要がある。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	労働安全衛生法第71条に、労働者の健康の保持増進に関する措置の実施に対する国の援助が努力義務で規定されていることから、本事業は国が実施すべき事業である。			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	第12次労働災害防止計画に掲げられている目標「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする」の達成手段として、事業場におけるメンタルヘルス対策の取り組み方法を含め網羅的な情報提供等を行う本事業は、優先度が高い。			
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	本事業は平成23年度まで企画競争方式により調達を行っていたが、平成24年度からは競争性を確保するため一般競争入札により調達を行っている。			
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	本事業は労働者の精神障害等による労災の予防のため、事業者に対し支援を行うものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。			
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○	利用者の増加が単位あたりコストの削減に繋がるので、利用者のニーズに合致したコンテンツの作成に努めている。 単位あたりコストは、メンタルヘルス対策に関する情報提供等を行うものとして妥当である。			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	委託費のほとんどがサーバー機器のレンタル費用やコンテンツの作成費用等の事業の実施に必要なものに使用されている。			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	不用が生じた理由は、ホームページコンテンツの作成料が抑えられた等によるものであるが、成果目標及び活動指標は達成していることから、効率的な事業運営がなされた結果であると認められ、妥当である。			
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	活動実績は、見込みを上回っている。			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	本事業でできたコンテンツは、事業場での教育等で広く活用されている。			
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	-			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点 検 ・ 改 善 結 果	点検結果	第12次労働災害防止計画(平成25年2月策定)の目標(「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上」)を達成するには、より多くの事業者等に対し、職場のメンタルヘルスに関する情報を提供することにより取り組みの促進を図る必要があるところ、本事業は成果目標及び活動指標を達成しており、引き続き本事業を実施する。 掲載するコンテンツについては、利用者のアンケート結果や専門職の検討結果を踏まえ、利用者のニーズに合致した質の高いものとなるよう努め、アクセス数のさらなる増加及び成果目標、活動実績の達成、充実を目指す。また、アクセス数の増加により単位あたりコストの削減につながることを期待される。				
	改善の方向性	委託費執行の実態については委託事業実施計画書に沿って把握し、適宜効率的かつ適正な執行が行われるよう事業管理及び受託者への指導等に努めることとしたい。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
一 部 改 善 の 事 業 内 容	執行率は低いものの、今後、法改正等を契機として事業場においてメンタルヘルス対策への対応の必要性の意識が高まることが予想される事業であることから、より効果的な他の手法に重点化すること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮 減	既存事業においては、システム改修・維持費の減により予算縮減を図るとともに、労働安全衛生法の改正によりニーズの高まりが予想される相談対応事業等を新規要求するなど、メンタルヘルス対策事業の重点化を図る。					
備考						
「職域対象のメンタルヘルス対策についてのポータルサイト事業」から名称変更						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	0953	平成24年	0807	平成25年	354

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
(23百万円)

事業管理、受託者への指導



【一般競争入札(総合評価落札方式)】

A.(社)日本産業カウンセラー協会
(23百万円)

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を設置し、メンタルヘルスに関する総合的な情報提供やメール相談を実施。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.(社)日本産業カウンセラー協会			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	コンテンツ作成、ポータルサイト広告	18			
管理諸経費	管理職員賃金	3			
消費税	消費税	1			
計		23	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(社)日本産業カウンセラー協会	働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」の運営	23	1	90.3

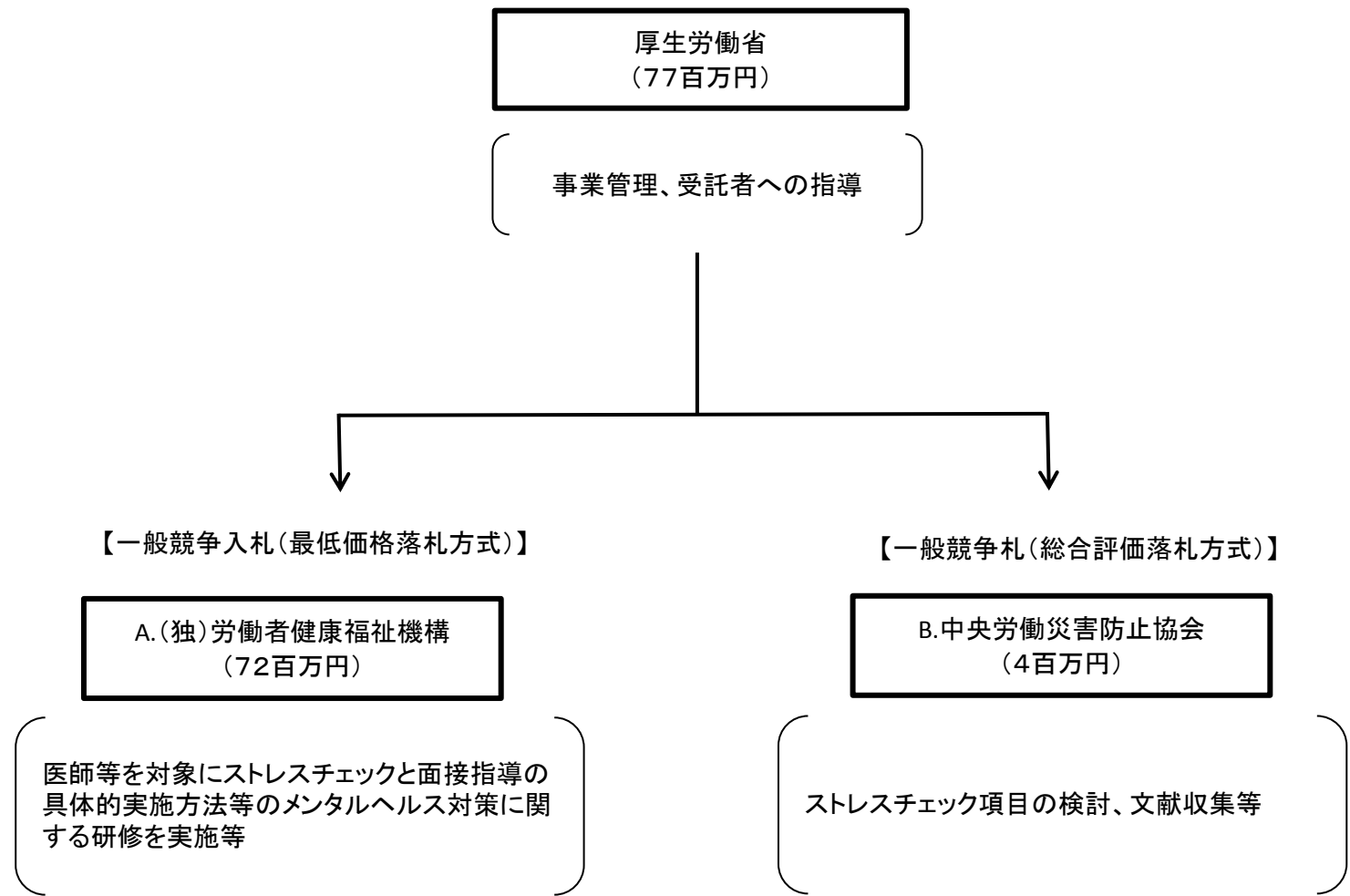
平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	ストレス症状を有する者に対する面接指導に関する研修事業		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成17年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	労働衛生課		泉 陽子		
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	平成26年3月に、労働者に対する医師又は保健師によるストレスチェックと医師による面接指導等の実施を事業者に義務づける労働安全衛生法の改正案を国会に提出し、現在審議中である。本事業では、ストレスチェックと面接指導等が適切に実施されるよう、医師等を対象にストレスチェックと面接指導の具体的実施方法等のメンタルヘルス対策に関する研修を実施し、職場のメンタルヘルス対策に資することを目的とする。 ※平成25年度までは、産業医等を対象に、メンタルヘルス全般に関する資質の向上のための研修を実施。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	本事業の目標を達成するため、医師等を対象にストレスチェックと面接指導の具体的実施方法等のメンタルヘルス対策に関する研修を実施する。 ※ 本事業は産業医等を対象に、メンタルヘルスに関する資質の向上を図ることを目的として実施してきたもので、これまでは法改正を前提としたものではなかったところ、24年度は労働安全衛生法改正の内容を盛り込んで実施する予定であったが、改正案が11月に廃案となったため、法改正の内容を盛り込むことができず、また廃案となった時期も11月であったことから、従前の内容での事業執行もできなかった。よって、以下、24年度の実績については記載を省略している。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
		当初予算	160	97	148	149	-	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
	計	160	97	148	149	-		
	執行額	104	0	77	-	-		
執行率(%)	65	0	52	-	-			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値(26年度)	
	研修を受講した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を90%以上とする。	成果実績	%	92	-	91	-	
		目標値	%	90	-	90	90	
		達成度	%	102	-	101	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	研修の実施回数240回(1回当たりの最低受講者数20名) ※平成25年度まではストレスチェックを行う医師、保健師等向けの研修であったが、平成26年度は労働安全衛生法改正に伴い導入されるストレスチェックの方法等を講義する者向けの研修としている。	活動実績	回	71	-	280	-	
		当初見込み	回	94	-	280	240	
		算出根拠	単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
単位当たりコスト	単位当たりコスト = X / Y		単位当たりコスト	千円/回	1,471千円	-	206千円	616千円
	X:「精算額(26年度は予算額)」 Y:「開催回数」		計算式	X / Y	104,493千円 / 71回	-	57,668千円 / 280回	147,723千円 / 240回
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	委託費	148	-	平成26年度限りの事業				
	行政経費	1	-					
計	149	-						

事業所管部局による点検・改善					
項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	第12次労働災害防止計画(平成25年2月策定)の目標(「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上」)を達成するため、ストレスチェックと面接指導等に係る適切な実施方法について研修する本事業は優先度が高く国費を投入して実施すべきものである。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	第12次労働災害防止計画の目標(「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上」)を達成するため、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	第12次労働災害防止計画において、メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を引き上げることを政策目標としており、ストレスチェック等に関する研修を行う本事業は、これを達成する手段として、優先度が高い。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	一般競争入札(最低価格落札方式)としており、競争性は確保されている。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	本事業は労働者の精神障害等による労災の予防のため、事業者に対し支援を行うものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○	研修実施回数が増加しているため、単位当たりコストは減少している。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	研修会の講師や会場スタッフの謝金や旅費、研修会テキストの作成費等の研修会の実施に必要な費用に限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	ストレスチェックと面接指導等が適切に実施されるためには、具体的手法等の習得はもとより、実施する医師等の不安や疑問を解消する必要があり、研修の実施は最も実効性の高い手段である。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	実績は見込みに見合ったものとなっている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	事業場で産保活動を行う医師等の資質の向上に役立っている。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点検・改善結果	点検結果	職場のメンタルヘルス対策の一環であるストレスチェックと面接指導等を適切に実施するためには、医師等に対する研修が重要なものであるところ、本事業は成果目標及び活動指標ともに達成し、効率的に事業が実施されていることから、引き続き事業を実施する。			
	改善の方向性	委託費執行の実態については委託事業実施計画書に沿って把握し、適宜効率的かつ適正な執行が行われるよう事業管理及び受託者への指導等に努めることとする。なお、研修の実施に当たって、効果的・効率的な周知方法や実施方法等を検討し、単位あたりコストの削減に努めることとする。			
外部有識者の所見					
<ul style="list-style-type: none"> ・1者応札で落札率が50%となった実績を踏まえ、競争性確保のために精査を行うとともに平成25年度執行額を参考に予算要求ににおいて減額の検討をすること。 ・アウトカム指標についてはメンタルヘルスによる休職者の減少など、アンケート結果以外の情報を指標とすることを追加検討すること。 ・研修実施回数ではなく、受講者数についてもアウトプット目標に追記されるように検討すること。(横田) 					
行政事業レビュー推進チームの所見					
部容事改の業善一内	執行状況を踏まえ、予算額の縮減を図ること。 また、アウトカム指標について、事業の効果測定を適切に行えるよう、アンケート結果以外の情報を指標とすることを追加検討すること。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
廃止	平成26年6月に成立した改正労働安全衛生法において、ストレスチェック及び面接指導制度の創設が盛り込まれ、国が医師等に対する研修の実施に努めることとされたこと、また、附帯決議に「小規模事業場のメンタルヘルス対策について、産業保健活動総合支援事業による体制整備など必要な支援を行うこと」とされたことを受けて、本事業の内容を、産業保健活動総合支援事業の中で実施することを検討している。これに伴い、本事業は平成26年度限りの事業とする予定である。				
備考					
-					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成23年	0957	平成24年	0808	平成25年	355

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取
り先が何を行っ
ているかについ
て補足する)
(単位:百万
円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.(独)労働者健康福祉機構			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	講師謝金、旅費、会場借料等	62			
一般管理費	管理費	6			
消費税	消費税	3			
計		72	計		0
B.中央労働災害防止協会			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	講師謝金、旅費等	3			
管理諸経費	委託業務管理費	0.8			
消費税	消費税	0.2			
計		4	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(独)労働者健康福祉機構	産業医、保健師等の産業保健スタッフや労働者の診察に当たる精神科医に対し、メンタルヘルス対策に関する研修を実施	72	1	50

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	中央労働災害防止協会	ストレスチェックの項目について、専門家による検討を行うとともに、労働者の健康や職場環境改善の効果等に関する内外の文献収集を行う。	4	1	99

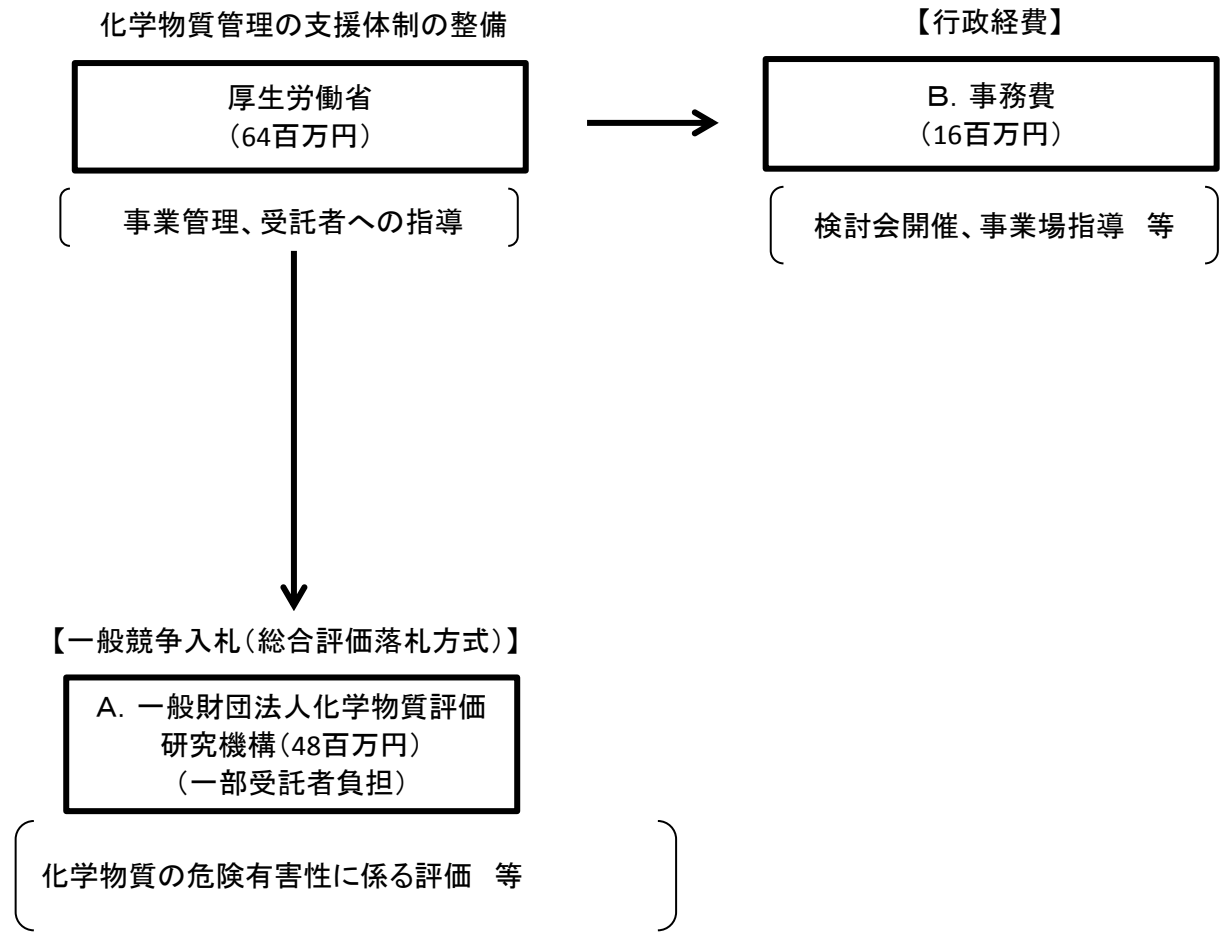
平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	化学物質管理の支援体制の整備		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成12年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	化学物質対策課		森戸 和美			
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	化学物質による労働災害の防止を推進するには、リスクに基づく合理的な管理が不可欠であり、労働安全衛生法関係法令においては、事業者には、化学物質を取り扱う際のリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減措置を努力義務とするとともに、譲渡提供時における化学物質の危険有害性情報の表示・通知(SDS(安全データシート)の提供)を義務若しくは努力義務としている。これら事業者の実施するリスクアセスメントやSDSの作成等を支援することにより、事業場における自律的な化学物質管理を促進することを目的とする。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質のGHS(化学品の分類及び表示に関する国連勧告)分類の実施及びGHSに対応したモデルSDSの作成 化学物質が原因で発生した労働災害事案をもとに、事業場における災害防止活動等に使用できる災害事例の資料を作成する。(以下は平成26年度新規) SDSやラベル表示等化学物質管理に関する電話相談等を受け付ける相談窓口を設置するとともに、ニーズに応じて訪問指導を実施する。 化学物質の危険有害性等に関し、海外等における新たな知見の収集等を実施する。 								
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	126	83	75	114	216		
		補正予算	—	—	—	—	—		
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—		
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—		
		予備費等	—	—	—	—	—		
	計		126	83	75	114	216		
	執行額		115	78	64	—	—		
執行率(%)		91%	94%	85%	—	—			
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	
	モデルSDSのアクセス件数を前年度以上にする。			成果実績	万件	119	170	200	—
				目標値	万件	661	119	170	200
				達成度	%	18.0%	143.0%	117.6%	—
	モデルSDSについて、「役に立った」とする割合を60%以上にする。			成果実績	%	98.0%	98.2%	98.0%	—
				目標値	%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%
達成度				%	163.3%	163.3%	163.3%	—	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	所定の数の化学物質についてGHS(化学品の分類と表示に関する国連勧告)分類を行う。			活動実績	GHS分類 を行った 物質の数	201物質	162物質	152物質	—
				当初見込み		200物質	160物質	150物質	SDS交付義務 対象の640物 質の見直し
単位当たり コスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	本事業は「化学物質のGHS(化学品の分類及び表示に関する国連勧告)分類の実施及びGHSに対応したモデルSDS(安全データシート)の作成」等の複数の事業を実施しており、それぞれに要するコストの中に切り分けることができない費目が含まれるため、単位あたりのコストを算出することができない。			単位当たり コスト	—	—	—	—	
				計算式	X / Y	—	—	—	—
平成26・27年度 予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由					
	委託費	95	199	平成26年6月の労働安全衛生法改正により、化学物質に係るリスクアセスメントが義務化されることとなったことを踏まえ、中小規模事業者向けの支援等を拡充するため。					
	行政経費	19	17						
計	114	216							

事業所管部局による点検・改善						
	項目	評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	化学物質の危険有害性に係る評価は、職場において化学物質の適正な管理を行う上で必要となるものであるが、職場において使用されている化学物質は約60,000物質存在するところ、この化学物質一つ一つについて個々の事業者が評価を行うのは困難であり、国が実施する必要がある。 また、化学物質の取扱いは業種を問わず全国様々な事業場で行われているものであるところ、そこで働く労働者の保護のための本事業には広く国民のニーズが存在する。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	化学物質の適正な管理は、特定の地域・業種についてのみ求められるものではなく、又、化学物質の危険有害性に係る評価が地域・業種によって異なるのは望ましくないことから、化学物質の危険有害性に係る評価等を実施する本事業は、国が実施する必要がある。			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	職場における化学物質管理の強化は、厚生労働省が重点施策として掲げる課題の一つであり、本事業はその具体的な取組の一つとして優先度の高い事業に位置づけられている。			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	本事業は、一般競争入札(総合評価落札方式)により調達を実施している。			
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	職場における化学物質の適正な管理のために必要な、化学物質の危険有害性に係る評価を行う本事業は、適正な化学物質管理の実施に資するものであり、事業者及び労働者双方に有益なものであるところ、受益者との負担関係は妥当である。			
	単位当たりコストの水準は妥当か。	-	-			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	使途は、専門家への謝金や旅費等、事業の運営に必要なものに限定されている。			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	委託費の不用率は12.6%と大きくはないものであったが、一般競争入札において落札した者(受託者)が選定した検討会委員が、見込みよりも旅費を多く要する地方委員の数が少なく、旅費が節減できたこと等により、10%を超えるものとなったものである(ただし、精算に当たっては、一部受託者の自己負担も発生しており、受託者の当初積算が必ずしも十分でなかった部分もあったと考えられる。) なお、本事業は、成果目標及び活動指標ともに当初目標を達成しており、効率的な事業運営がなされた結果であると思料されることから、当該不用は妥当な範囲と認められる。			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	毎年度、活動実績は当初見込みを上回るものとなっている。			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	本事業の成果として得られた危険有害性評価や災害事例については、ホームページで公開するなど活用を図っている。			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	左記の事業は、化学物質による健康障害を防止のための事業である点では本事業と同じであるが、左記の事業が、職場における化学物質規制の見直し・検討を行うものであるのに対し、本事業は、ラベル・SDSの作成や具体的なリスクアセスメント手法の開発・普及等を行うことにより、事業者の支援を行うものであり、事業内容に重複はない。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	414	職場における化学物質管理に関する総合対策	厚生労働省労働基準局安全衛生部			
点検・改善結果	点検結果	GHS分類に係る活動は、毎年度当初見込みを上回る実績を残しているほか、SDS等の情報にかかるサイトアクセス数も、平成23年度以降、順調に前年度比で増加傾向にあり、有効に事業を実施できていると評価できる。				
	改善の方向性	引き続き、適切な積算及び有効な事業の運営に努めてまいりたい。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
通現り状	点検結果も妥当であり、本事業は、職場における化学物質の危険有害性情報を表示・通知するための事業であることから、引き続き、必要な予算額を確保しつつ、適正な執行を行うこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	平成26年度事業の落札率を勘案し、一部事業の経費を削減した。なお、平成26年6月の労働安全衛生法改正を踏まえ、事業の拡充を図っているため、全体としての要求額は増加している。					
備考						
「化学物質管理支援事業」から名称変更						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	960	平成24年	811	平成25年	358

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて補
足する)
(単位:百万円)

A.一般財団法人化学物質評価研究機構			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
委託業務従事者経費	有害性評価分類を実施する研究員	33			
庁費	文献検索、報告書印刷、補助員雇上等	7			
管理諸経費	光熱水費、賃料等	4			
消費税	消費税	2			
検討会開催	検討委員旅費・謝金、議事録作成等	1			
計		48	計		0
B. 事務費			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
庁費	役務・物品の購入等	7.7			
諸謝金	専門家への謝金	6.9			
職員旅費	職員の出張に係る旅費	0.7			
委員等旅費	専門家への旅費	0.4			
計		15.7	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	一般財団法人化学物質評価研究機構	化学物質の危険有害性に係る評価、化学物質による労働災害事例の作成	48.3	2	87.4%

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	庁費	役務・物品の購入等	7.7		
2	諸謝金	専門家への謝金	6.9		
3	職員旅費	職員の出張に係る旅費	0.7		
4	委員等旅費	専門家への旅費	0.4		

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	ナノマテリアルの有害性等調査事業		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度 :平成21年度 終了(予定)年度:平成26年度		担当課室	化学物質対策課化学物質評価室		角田 伸二			
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	現在、ナノマテリアルの労働者への生態影響は未知であることから、ナノマテリアルに係る有害性等の情報収集を行うことを目的とする。また、ナノマテリアルの作業環境中における挙動等を明らかにする。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	①ナノマテリアルの吸入による長期がん原性試験の予備試験を行うための試験装置の改造及び性能確認試験の実施 ②遺伝毒性試験によるナノマテリアルに係る有害性等の情報収集 ③ナノマテリアルの有害性調査に関するOECD等の国際会議への出席 ④ナノマテリアルの作業環境中における測定・評価及びナノマテリアルのばく露防止対策等について国内外の情報収集								
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算の状況	当初予算	111	302	174	121	-		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
	計		111	302	174	121	-		
	執行額		110	302	174	-	-		
執行率 (%)		99%	100%	100%	-	-			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	
	(～平成23年度)平成24年度以降に実施予定の長期の吸入ばく露試験を行うための予備試験の実施中であるため、アウトカムは設定できない。			成果実績	%	-	-	100	-
	(平成24年度)2年間にわたる長期の吸入ばく露試験を行うものであるため、平成24年度に限ったアウトカムは設定できない。			目標値	%	-	-	100	-
	(平成25年度)平成25年度に開始した吸入ばく露試験を、年度内の所定の期間中、100%適切に継続する。			達成度	%	-	-	100	-
				成果実績	-	-	-	-	-
	(平成26年度)一連の有害性調査等の結果をとりまとめた報告書1冊を作成する。			目標値	冊	-	-	-	1
			達成度	-	-	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	(～平成23年度まで)長期発がん性試験方法の確立のため、ナノマテリアル吸入ばく露装置の改造及び予備試験を行う。			活動実績	件	目標達成	目標達成	目標達成	-
	(平成24～25年度)ナノマテリアル吸入ばく露装置を用いて長期試験を実施する。			当初見込み	件	(ナノマテリアル吸入ばく露装置予備試験(13週間)を実施する)	(ナノマテリアル吸入ばく露装置長期試験(2年間のうちの1年間)を実施する)	(ナノマテリアル吸入ばく露装置長期試験(2年間のうちの残りの1年間)を実施する)	1
	(平成26年度)吸入ばく露試験後の標本作製等を実施する(1件)。								
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	単一物質の試験であり、「単位」に分割できない。			単位当たりコスト	-	-	-	-	
				計算式	X/Y	-	-	-	
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由					
	委託費	121	-	平成26年度限りの事業					
	計	121	-						

事業所管部局による点検・改善						
項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	ナノマテリアルは新たなものが次々と開発されているが、その安全性については、未だ不明な点が多く、国内外を問わず高い関心が寄せられている。また、労働現場におけるナノマテリアルの取り扱いも増加しているところ、労働者の保護のため、その有害性の有無を明らかにすることは急務となっている。 しかしながら、その安全性に係る調査・研究を行うためには、高度な実験設備や技術が必要となるところ、一般の事業者が実施することは困難であり、国が実施する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	ナノマテリアルの安全性に係る調査・研究を行うためには、高度な実験設備や技術が必要となり、それらの条件を整えることができる主体には限りがあること、又、労働安全衛生法において、国自ら化学物質の有害性調査を実施するよう努めることが規定されていることも踏まえ、国が実施すべきものである。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	本事業は発がん性未知の化学物質の有害性を調査するものである。職場における化学物質管理の強化は、厚生労働省が重点施策として掲げる課題の一つであり、本事業の結果を踏まえて管理措置の内容を決定するものであることから、本事業の優先度は高い。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		△	調査研究等に必要な特定の設備又は特定の技術等を有する者が極めて限られていることから、1者のみの応募が見込まれるところ、平成24年度から公募により調達を実施している。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	事業場で用いられるナノマテリアルの安全性について調査研究を行う本事業は、ナノマテリアルを取り扱う労働者の保護に資するものであり、事業者及び労働者双方に有益なものであるところ、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-	-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	使途は、ばく露試験を行う研究者に係る人件費や、試験で使用する消耗品、試験用機材を稼働させるためにかかる経費等、事業の運営に必要なものに限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	見込みに合った活動実績となっている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	平成24年度に開始した試験は、本年度までの予定で引き続き実施している。また、これまでに得られた成果(新たに開発した試験手法等)については、OECDのナノマテリアルに関する会合で発表するなど活用している。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	化学物質に関して調査研究事業を行う点で類似しているが、それぞれ異なる法目的の観点(化審法:自然環境経由のばく露による人健康影響等、安衛法:閉鎖的かつ継続的な職業ばく露による人健康影響)のもと、それぞれの制度で優先的に規制等すべき化学物質を選択し、有害性評価等を行うことを目的としており、適切な役割分担を行っている。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	344	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行費	厚生労働省医薬食品局			
点検・改善結果	点検結果	本事業においては、高度な試験設備・技術が必要になるためになかなか一般には進んでいないナノマテリアルの安全性に係る調査研究(活動指標である長期試験の実施)が、順調に進められており、又、これまでに得られた評価も国内外で活用しているところ、有効に事業が運営できているものと評価できる。				
	改善の方向性	2年間の長期吸入試験を踏まえて標本作製等を行うとともに、本事業の一連の有害性調査等の結果に係る報告書作成を平成26年度中に終了することとしており、これによりナノマテリアルの安全性に係る調査研究を実施する本事業の所期の目的は達成できる見込みであることから、本事業は平成26年度をもって終了する。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
通現り状	事業の達成状況等を検証し、廃止の妥当性を検討すること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
通現り状	事業の達成状況等を踏まえ、予定通り廃止する。					
備考						
-						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	961	平成24年	812	平成25年	359

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

ナノマテリアルの有害性等調査事業

厚生労働省
(174百万円)

〔 事業管理、受託者への指導 〕



【公募】

A. 中央労働災害防止協会
(174百万円)

〔 ナノマテリアルの吸入による長期がん原性試験の実施等 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位: 百万円)

A.中央労働災害防止協会			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
試験資機材費	試験機材借料、実験用消耗品、燃料費等	62			
委託業務従事者経費	委託業務従事者経費	59			
雑役務費	動物管理等補助、機器点検・保守、清掃等	47			
旅費	専門家旅費等	2			
消費税	消費税	8			
計		178	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	中央労働災害防止協会	ナノマテリアルの吸入による長期がん原性試験の実施等	174	公募	-

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	化学物質の有害性調査事業		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度 : 平成12年度 終了(予定)年度: 終了予定なし		担当課室	化学物質対策課化学物質評価室		角田 伸二		
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 労働安全衛生法第57条の5		関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	作業現場で大量かつ広範囲に製造、使用されている化学物質について、実験動物を用いたがん原性試験を行い、その試験結果を労働者の健康障害防止対策に活用する。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	OECDテストガイドラインに基づき、実験動物(マウス及びラット)を化学物質にばく露させるがん原性試験(2年間の長期ばく露)及びがん原性試験のための予備試験(短期ばく露)を行うことにより、化学物質のがん原性等の有害性を調査する。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	850	825	825	839	856	
		補正予算	—	—	—	—	—	
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—	
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—	
		予備費等	—	—	—	—	—	
	計		850	825	825	839	856	
	執行額		817	825	825	—	—	
執行率 (%)		96%	100%	100%	—	—		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	(平成24年度まで) 委託物質に係る試験の実施率		成果実績	%	100%	100%	100%(1物質中 1物質)	—
	(平成25年度から) これまでの試験の結果、発がん性の認められた化学物質について、100%労働者の健康障害防止のための指針の対象とする。		目標値	%	100%	100%	100%	100%
			達成度	%	100%	100%	100%	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	委託物質に係る有害性試験を適正に実施し、各年度に試験が終了する予定の2物質について、試験結果を公表する。		活動実績	物質	2	2	2	—
			当初見込み	物質	2	2	2	2
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	各年度ごとに実施する委託物質は、それぞれ化学的、物理的性質などが異なるため、有害性試験実施に必要な費用を同一と見なすことができない。		単位当たりコスト	—	—	—	—	—
			計算式	X / Y	—	—	—	—
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	委託費	839	856	専門家からの提言を踏まえ、新たな試験方法等を導入するため。				
計	839	856						

事業所管部局による点検・改善					
	項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	産業活動において、大量かつ広範囲に使用され、労働者のばく露が生じている化学物質について、そのがん原性等の有害性の有無を明らかにすることは、それらの物質を取り扱う労働者の保護の観点から、広く求められているものである。 他方で、対象物質のがん原性等について確定的に調べるためには、高度な実験設備や技術が必要となることから、一般の事業者が実施することは困難であることから、国が実施する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	化学物質のがん原性等について確定的に調べるためには、高度な実験設備や技術が必要となり、それらの条件を整えることができる主体には限りがあること、又、労働安全衛生法において、国自ら化学物質の有害性調査を実施するよう努めることが規定されていることも踏まえ、国が実施すべきものである。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	職場における化学物質管理の強化は、厚生労働省が重点施策として掲げる課題の一つであり、本事業はその具体的な取組の一つとして優先度の高い事業に位置づけられている。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	△	調査研究等に必要な特定の設備又は特定の技術等を有する者が極めて限られていることから、1者のみの応募が見込まれるところ、平成24年度から公募により調達を実施している。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	産業活動において、大量かつ広範囲に使用され、労働者のばく露が生じている化学物質について、そのがん原性等の有害性の有無を明らかにする本事業は、化学物質を取り扱う労働者の保護に資するものであり、事業者及び労働者双方に有益なものであるところ、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。	-	-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	使途は、ばく露試験を行う研究者に係る謝金や、試験で使用する消耗品、試験用機材を稼働させるためにかかる経費等、事業の運営に必要なものに限定されている。なお、平成26年度予算額については、消費税増税を反映した結果、全体としては増額になっているが、消耗品を入札により調達することで抑制できている分等は適宜反映しており、これらを通じてより効率的な事業の運営に努めている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	毎年度、各年度の対象物質に係る試験は順調に行われ、試験結果の公表に至っているところ、見込みに見合った活動実績となっている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	本事業において各年度に実施した試験の結果は、順次公表しているほか、発がん性の認められた化学物質については、健康障害防止のための指針の対象とするなど、十分に活用している。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	化学物質に関して調査研究事業を行う点で類似しているが、それぞれ異なる法目的の観点(化審法:自然環境経由のばく露による人健康影響等、安衛法:閉鎖的かつ継続的な職業ばく露による人健康影響)のもと、それぞれの制度で優先的に規制等すべき化学物質を選択し、有害性評価等を行うことを目的としており、適切な役割分担を行っている。	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
	344	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行費	厚生労働省医薬食品局		
点検結果・改善	点検結果	毎年度、活動指標・成果目標を順調に達成し、対象とした化学物質の有害性の有無等を明らかにしてきているほか、不用もほとんど発生しておらず、事業は有効に運営できているものと評価できる。			
	改善の方向性	引き続き有効な事業の運営に努めてまいりたい。			
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現 り 状 通	点検結果も妥当であり、本事業は、作業現場で大量かつ広範囲に製造、使用されている化学物質について、実験動物を用いたがん原性試験を行い、その試験結果を労働者の健康障害防止対策に活用する事業であることから、引き続き、必要な予算額を確保しつつ、適正な執行を行うこと。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
通 現 り 状	-				
備考					
-					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成23年	962	平成24年	813	平成25年	360

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

化学物質の有害性調査事業

厚生労働省
(825百万円)

〔 事業管理、受託者への指導 〕



【公募】

A. 中央労働災害防止協会
(825百万円)

〔 事業場で使用され、労働者のばく露が生じている化学物質に係る有害性(がん原性等)調査の実施 等 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

A.中央労働災害防止協会			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
試験資機材費	試験機材借料、実験用消耗品、燃料費等	303			
雑役務費	動物管理等補助、機器点検・保守、清掃等	251			
委託業務従事者経費	委託業務従事者経費	235			
旅費	専門家旅費等	1			
消費税	消費税	40			
計		830	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	中央労働災害防止協会	事業場で使用され、労働者のばく露が生じている化学物質に係る有害性 (がん原性等)調査の実施等	825	随意契約	—

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	新規起業事業場就業環境整備事業		担当部局庁	労働基準局		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成19年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	監督課		秋山 伸一			
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等	-					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	新規起業事業場については、最低限必要な労務管理又は安全衛生管理に係る基本的な知識や理解が不足していることが多いことから、コンプライアンスが徹底されず、長時間労働や労働災害の発生が懸念される。このため、労働時間制度等の整備及び労働時間管理の適正化を図り長時間労働を抑制するとともに、安全衛生管理体制や労働者の健康確保が図られるよう、適正な就業環境形成のための支援を行う。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	新規起業事業場に対し、上記目的を達成するため、説明会(セミナー)を開催するとともに、専門家を派遣し、指導及び助言等を行う。								
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求			
	予算の状況	当初予算	81	80	77	79	81		
		補正予算							
		前年度から繰越し							
		翌年度へ繰越し							
		予備費等							
	計	81	80	77		81			
	執行額	80	76	77					
執行率(%)	98.8%	95.0%	99.9%						
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	
	指導・助言等した事業場において1年以内に具体的な就業環境の整備が図られた割合		成果実績	%	97.1%	94.3%	94.5%		
			目標値	%	85.0%	85.0%	85.0%	85.0%	
			達成度	%	114.2%	110.9%	111.2%		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	① 指導・助言等実施事業場数		活動実績①	件	453	418	434	-	
			当初見込み	件	400	400	400	400	
	② セミナー参加事業場数		活動実績②	件	3303	2343	2486	-	
			当初見込み	件	1620	1620	1620	1620	
	単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
単位当たりコスト = X / Y			単位当たりコスト	円	21,176	27,526	26,212	37,609	
X:「委託費」 Y:「事業場数(セミナーの参加及び指導・助言等の実施)」		計算式	X / Y		80百万円 / 3756	76百万円 / 2,761	77百万円 / 2920	76百万円 / 2020	
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由					
	事業費	51	53						
	管理運営費	22	22						
	消費税	6	6						
計	79	81							

事業所管部局による点検・改善						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	新規起業事業場や、成長分野へ進出・業態変更を行う企業においては、労務管理や安全衛生に係る基本的な知識や理解が不足していることが多く、こうした事業場の就業環境の整備を図る本事業は、広く国民のニーズがあり、本事業の実施は極めて重要である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	長時間労働や労働災害の防止を図る本事業は、国が実施すべき業務である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	新規起業事業場や、成長分野へ進出・業態変更を行う企業においては、労務管理や安全衛生に係る基本的な知識や理解が不足していることが多く、こうした事業場の就業環境の整備を図るためには、本事業の実施が重要であり、優先度の極めて高い事業である。		
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	平成24年度より、事業の質を担保しつつ価格面での競争性をより一層確保するため、一般競争入札(総合評価落札方式)を行っている。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は、労働災害の防止のため、新規起業事業場に対し労働時間管理や安全衛生体制等の確立について支援を行うものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	単位当たりのコストは、労務管理や安全衛生管理に関する専門的な知識を有する者が指導・助言等を行うものとして妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	委託費は、主にコーディネーターや指導員の謝金や旅費、また、この指導・助言等のための庁費など、必要なものに限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—	—		
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	新規起業事業場や、成長分野へ進出・業態変更を行う企業においては、労務管理や安全衛生に係る基本的な知識や理解が不足していることが多く、こうした事業場に対し、セミナーを実施するとともに、専門家を派遣し、指導・助言等を行った結果、1年以内に具体的な就業環境の整備が図られた割合が94.5%と実効性は高い。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	活動実績(指導・助言等事業場数:434)は、見込み(400)を上回っている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	専門家を派遣し、指導・助言等を行うにあたり、平成23年度委託事業において作成した指導マニュアル等が活用されている。		
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検・ 改善結果	点検結果	事業開始前に委託事業実施計画書において、事業内容、経費の支出予定などを確認した上で契約を行い、また、委託費の確定に当たっては、委託事業実施結果報告書及び委託事業費精算報告書により、事業実施状況、支出内容、額などについて確認したところであるが、特段問題はなかった。 成果目標については、平成25年度は94.5%と目標値を達成し、活動指標についても当初見込み件数を達成した。				
	改善の 方向性	適正な職場環境形成の支援を目的とした本事業は有意義なものであり、継続して要求するが、運営の更なる効率化に努める。なお、本委託事業は、「公共サービス改革基本方針」(平成25年6月14日閣議決定)別表において、民間競争入札の対象として選定されており、平成26年度中に「競争の導入における公共サービス改革に関する法律」に基づく民間競争入札を実施することとなる。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状 通り	点検結果も妥当であり、本事業は、新規企業事業場における長時間労働や労働災害の発生を防止するための事業であることから、引き続き、必要な予算額を確保しつつ、適正な執行を行うこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状 通り	—					
備考						
—						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	968	平成24年	814	平成25年	361

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省労働基準局
77百万円(平成25年度執行額)

〔 一般競争入札(総合評価落札方式)により、実施事業団体を選定 〕



【一般競争入札(総合評価落札方式)】

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会
77百万円(平成25年度精算額)

〔 新規起業事業場に対して適切な就業環境形成のための支援等を行う 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

A.全国労働基準関係団体連合会			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
事業費	指導員等謝金、旅費、事務所借料、通信運搬費等	64			
人件費	委託先担当者経費	7			
管理費	事業運営に必要な諸経費	2			
消費税	消費税	4			
計		77	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	公益社団法人 全国労働基準 関係団体連合会	新規起業事業場就業環境整備事業の委託	77	3	99.9%
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成26年行政事業レビューシート

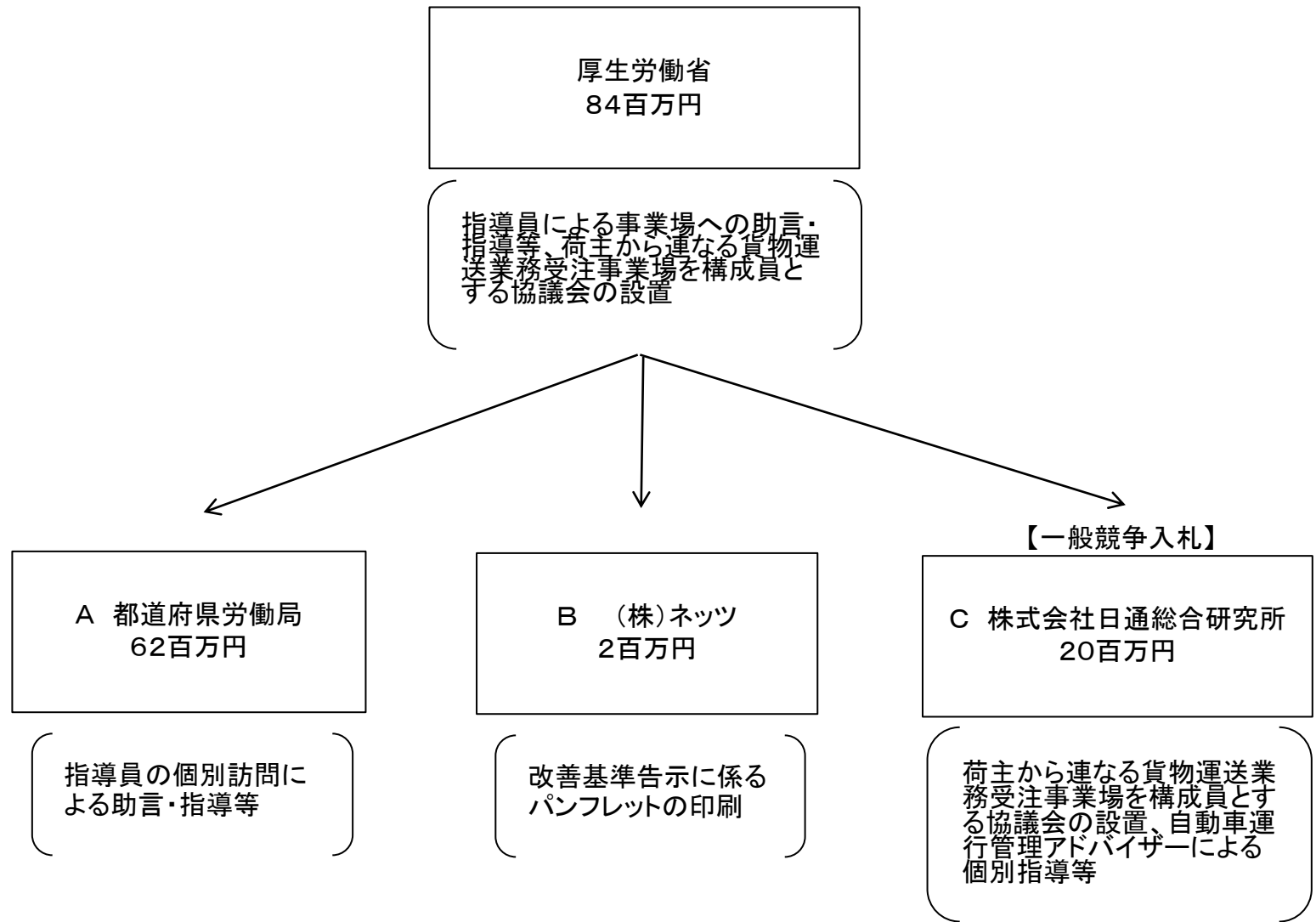
(厚生労働省)

事業名	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等		担当部局庁	労働基準局		作成責任者	秋山 伸一		
事業開始・終了(予定)年度	開始:平成20年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	監督課、労働条件政策課					
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害保険法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等	-					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	事業主自らの努力と荷主の協力を得る取組等を通じて、自動車運転者の長時間労働の抑制を推進し、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を遵守しやすい環境を整備することにより、自動車運転者の就業環境の改善を推進する。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	①自動車運転者時間管理等指導員(以下「指導員」という。)を引き続き配置して、個別訪問の上、指導・助言を行う。 ②荷主から連なる貨物運送業務受注事業場を構成員とする協議会を設置させるとともに、自動車運行管理アドバイザーによる個別指導等を実施し、自動車運転者の安全衛生及び労働条件の確保を推進する。								
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算の状況	当初予算	120	97	123	116			
		補正予算	-	-	-	-			
		前年度から繰越し	-	-	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-			
		予備費等	-	-	-	-			
		計	120	97	123	116	121		
	執行額		69	73	84				
執行率(%)		57.5	75.3	68.3					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	
	平成23年度 ①指導員が個別訪問した事業者の80%以上から「訪問が有益であった」との回答を得る。 ②EUを中心とした先進諸国における自動車運転者に係る労働時間等の法規制、労働実態等の調査研究を適切に実施し、その結果をまとめる。 平成24年度、平成25年度 ①指導員が個別訪問した事業者の80%以上から「訪問が有益であった」との回答を得る。			成果実績①	%	98.6	98.7	97.6	
				目標値	%	80	80	80	80
				達成度	%	123.3	123.4	122.0	
	平成26年度 ①指導員が個別訪問した事業者の80%以上から「訪問が有益であった」との回答を得る。 ③委託事業において、協議会に参加する事業場の80%から当該事業が「参考になった」との回答を得る。			成果実績②	%	100	-	-	-
				目標値	%	100	-	-	-
				達成度	%	100	-	-	-
	平成26年度 ①指導員が個別訪問した事業者の80%以上から「訪問が有益であった」との回答を得る。 ③委託事業において、協議会に参加する事業場の80%から当該事業が「参考になった」との回答を得る。			成果実績③	%	-	-	-	
				目標値	%	-	-	-	80
				達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	平成23年度 ①指導員による個別訪問件数を2,000事業場以上とする。 平成24年度、平成25年度 ②指導員による指導事業場数を1,800事業場以上とする。			活動実績①	事業場	1,616	-	-	-
				当初見込み	事業場	2,000	-	-	-
	平成26年度 ②指導員による指導事業場数を3,675事業場以上とする。 ③委託事業において、荷主から連なる貨物運送業務受注事業場を構成員とする協議会を9集団において設置する。			活動実績②	事業場	-	3,971	4,817	-
				当初見込み	事業場	-	1,800	1,800	3,675
				活動実績③	集団	-	-	-	-
				当初見込み	集団	-	-	-	9
	単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
単位当たりコスト① = X / Y			単位当たりコスト①	円/事業場	34,476	12,043	12,199	20,807	
X:「指導員に係る諸謝金及び委員等旅費」 Y:「指導員の指導事業場数」			計算式	X / Y	55,714千円/ 1,616事業場	47,824千円/ 3,971事業場	58,763千円/ 4,817事業場	76,464千円/ 3,675事業場	
単位当たりコスト② = X / Y			単位当たりコスト②	円/集団	-	-	-	2,222千円	
X:「委託事業に係る執行額」 Y:「委託事業において協議会を設置する集団数」			計算式	X / Y	-	-	-	20,000千円/ 9集団	
平 成 2 6 ・ 2 7 年 度 予 算 内 (単 位 : 百 万 円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由					
	諸謝金	74	74	トラック貨物運送業者等を対象としたセミナーを新たに開催することによる増。					
	職員旅費	3	3						
	委員等旅費	9	9						
	庁費	5	5						
	労働災害防止対策事業委託費	25	30						
	計	116	121						

事業所管部局による点検・改善						
項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		－	指導員が訪問した事業場を対象に実施したアンケートにおいて、97.6%（25年度実績）の事業者から「訪問が有益である」旨の回答があり、広く国民のニーズがある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	労働基準法等に定められた労働条件に関する相談等への対応は、都道府県労働局及び労働基準監督署が行う業務である。		
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	運輸業に係る過労死の労災認定件数は全産業の中で最も多い等の状況のため、優先度の高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	委託事業について、一般競争入札を行い、2者応札の結果、最低価格であった株式会社日通総合研究所と契約したものであり、競争性が確保された妥当な選定であった。 また、関係パンフレットの印刷については、一般競争入札を行い契約したものであり、競争性が確保された選定であった。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等を行うものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	労働基準関係法令等の専門的知識を有する者が相談、助言・指導を行うものであり、その単価あたりのコストの水準は妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		－	－		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	個別訪問を行う指導員の諸謝金・委員等旅費、協議会設置等のための委託費等であり、真に必要なものに限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		－	－		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		－	－		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		－	－		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	委託事業の成果物については、報告書として取りまとめのうえ都道府県労働局に配布した。今後、業務に活用される見込み。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		－	－		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検・改善結果	点検結果	平成25年度において適正な事業運営に努めた結果、指導員の個別訪問による指導・助言について、成果目標を上回る割合の事業者から「有益であった」との回答が得られるとともに、指導員による指導事業場数も活動指標を上回る結果となった。				
	改善の方向性	成果実績から、本事業の有用性は事業者から認められているものと判断でき、運輸業に係る過労死の労災認定件数、自動車運転者の長時間労働等の現状を踏まえ、引き続き、実施していく必要があると考える。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の一部改善	本事業は、成果指標が「指導員が個別訪問した事業者の80%が訪問は有益だったと回答した割合」に留まっていることから、自動車運転者の平均労働時間といった、より適切な活動指標を設定できるよう、事業効果を検証する仕組みの構築に向けた検討をすること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
執行等改善	行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、事業の効果測定をさらに適切に行うため、委託事業において、協議会に参加する事業場の80%から当該事業が「参考になった」との回答を得ることを、新たな成果目標として設定した。					
備考						
－						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	969	平成24年	815	平成25年	362

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて
補足する)
(単位:百万円)



費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.都道府県労働局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
諸謝金	指導員の謝金	54			
委員等旅費	個別訪問の旅費	5			
研修費等	研修費、労働保険料等	3			
計		62	計		0
B.(株)ネッツ			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
印刷費	印刷費	2			
計		2	計		0
C.(株)日通総合研究所			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
諸謝金	自動車運行管理アドバイザーの謝金、事務局人件費	17			
管理費	管理費、印刷費	2			
旅費	自動車運行管理アドバイザー旅費	1			
計		20	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	滋賀労働局	指導員の個別訪問による助言・指導等	2		
2	愛媛労働局	指導員の個別訪問による助言・指導等	2		
3	山梨労働局	指導員の個別訪問による助言・指導等	2		
4	福岡労働局	指導員の個別訪問による助言・指導等	2		
5	鹿児島労働局	指導員の個別訪問による助言・指導等	2		
6	神奈川労働局	指導員の個別訪問による助言・指導等	2		
7	岐阜労働局	指導員の個別訪問による助言・指導等	2		
8	山口労働局	指導員の個別訪問による助言・指導等	2		
9	大分労働局	指導員の個別訪問による助言・指導等	1		
10	三重労働局	指導員の個別訪問による助言・指導等	1		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)ネッツ	改善基準告示に係るパンフレットの印刷	2		

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)日通総合研究所	荷主から連なる貨物運送業務受注事業場を構成員とする協議会の設置、自動車運行管理アドバイザーによる個別指導等	20	2	97.2%

平成26年行政事業レビューシート

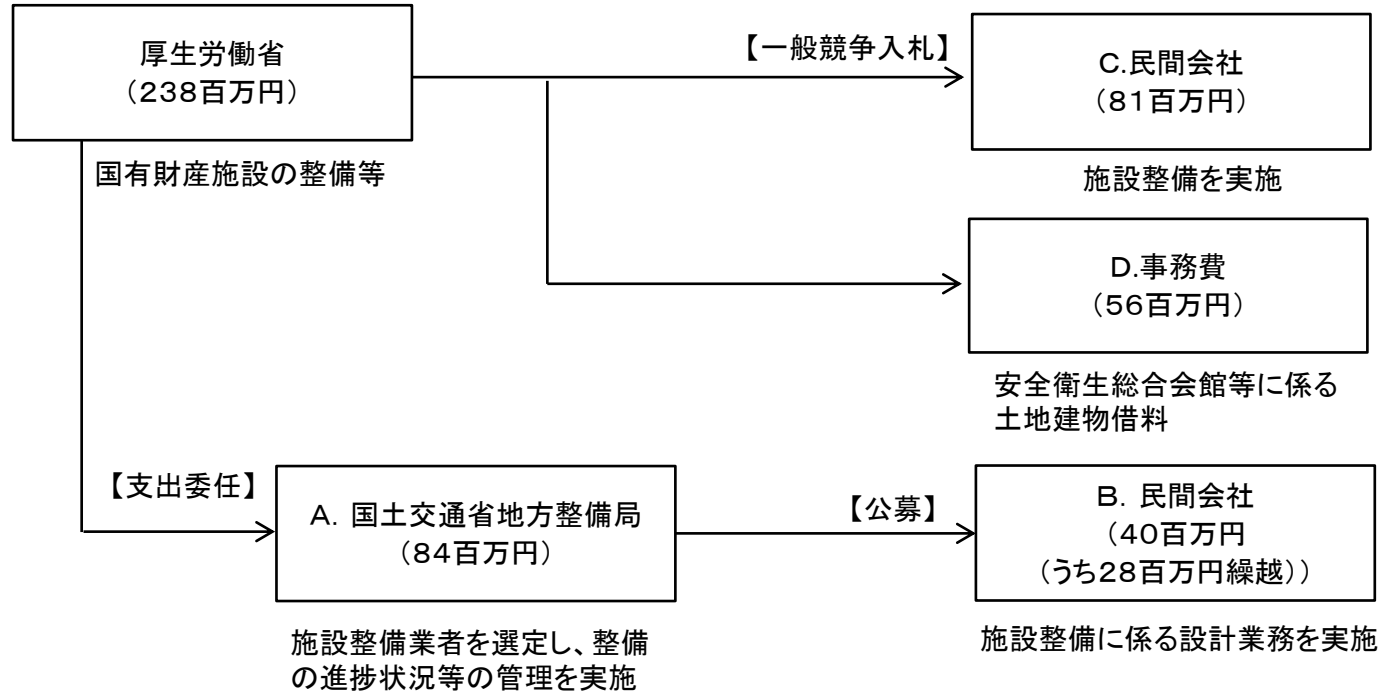
(厚生労働省)

事業名	安全衛生施設整備等経費		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度: 昭和23年度 終了(予定)年度: 終了予定なし		担当課室	計画課		美濃 芳郎		
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	安全衛生施設については、労働災害の防止を目的として、労働安全衛生法に基づき、化学物質の有害性調査や安全衛生教育に従事する指導員の養成等を行うための施設として国が設置したものであるが、各施設において経年劣化が進行している状況にある。これらの施設をそのまま放置し、災害や事故が発生した場合、国の施設設置者としての責任を問われかねない重大な問題となることから、施設利用者の安全及び施設の円滑な運営を図るため、特別修繕を行う必要がある。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	安全衛生施設の特別修繕については、施設が毎年実施する保全実態調査及び国土交通省による実態調査等により、重要度・緊急度等を調査した上で、施設を適切に運営できるよう、特別修繕が必要なものを計画的に概算要求し、実施しているものである。平成26年度においては、化学物質についての動物の長期吸入有害性調査等を実施している日本バイオアッセイ研究センターの施設整備を実施するほか、国土交通省への支出委任により安全衛生総合会館の施設整備を行う。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input checked="" type="checkbox"/> その他(国土交通省へ支出委任)							
予算額・執行額 (単位: 百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	276	274	238	454	789	
		補正予算	119	—	—	—	—	
		前年度から繰越し	—	—	—	28	—	
		翌年度へ繰越し	—	—	▲28	—	—	
		予備費等	—	—	—	—	—	
	計		395	274	210	482	789	
	執行額		332	257	153	—	—	
執行率 (%)		84%	94%	73%	—	—		
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	日本バイオアッセイ研究センターの吸入実験装置等の整備及び建物付帯設備工事(1件)を実施し、同センターの主たる業務である動物による短期・長期吸入試験を円滑に行う。		成果実績	件	—	—	1	—
			目標値	件	—	—	1	1
			達成度	%	—	—	100	—
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	日本バイオアッセイ研究センターの吸入実験装置等の整備及び建物付帯設備工事に関し、予算の範囲内で、かつ、予定工期内に執行されるよう計画的に執行する。		活動実績	—	—	—	—	—
			当初見込み	—	—	—	—	—
単位当たり コスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	—		単位当たり コスト	—	—	—	—	—
			計算式	—	—	—	—	—
平成26・27年度 予算内訳 (単位: 百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	施設施工旅費	1	1	安全衛生総合会館の施設整備に要する経費の増(国庫債務負担行為2年度目)				
	施設施工庁費	3	4					
	土地建物借料	69	72					
	施設整備費	381	711					
計	454	789						

事業所管部局による点検・改善						
項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	労働災害防止に係る調査・研究等を実施している国の施設の整備であり、国費を投入しなければ事業目的は達成できない。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	施設の設置者である国が修繕を実施すべきものである。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	労働災害防止に係る調査・研究等を実施している施設の整備であり、優先度は高い。		
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	工事施工業者は、一般競争入札で選定しており妥当である。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	労働災害防止に係る調査・研究等を実施している施設の整備であり、事業主から徴収した労災保険料から経費を支出しており、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-	-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		-	-		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	一般競争入札又は国土交通省への支出委任により調達しており、低コストで実施している。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	-		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	経年劣化した施設を整備することにより、労働災害防止に係る調査・研究等が円滑に実施されている。		
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	-	-	-			
点検・ 改善結果	点検結果	本件事業については、予算の範囲内で工事が完了するとともに、短期・長期吸入試験を円滑に実施することができたことから、成果目標及び活動指標を達成することができたものと思料する。				
	改善の 方向性	今後の安全衛生施設の施設整備においても、重要度・緊急度等を調査した上で、厳選して優先度の高いものを計画的に概算要求し、実施する。 また、支出委任先が実施する工事の施工業者の選定方法、進捗状況、執行状況について、適宜報告を求め、適切な予算の執行となるよう努める。				
外部有識者の所見						
-						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状 通り	引き続き、必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状 通り	-					
備考						
-						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成23年	-	平成24年	1017	平成25年	381	

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

安全衛生施設整備等経費



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・用途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と用途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.国土交通省関東地方整備局			E.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
設計費	国有財産の整備に係る工事費整備に係る設計費等	84			
計		84	計		0
B.(株)山田総合設計			F.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
設計費	国有財産の整備に係る工事費整備に係る設計費	27			
計		27	計		0
C.柴田化学(株)			G.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
工事費	国有財産の整備に係る工事費	66			
計		66	計		0
D.事務費			H.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
土地建物借料	土地使用料	56			
計		56	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	関東地方整備局	安全衛生総合会館建築改修設計業務、日本バイオアッセイ研究センター耐震改修設計業務	84	—	—

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)山田総合設計	安全衛生総合会館建築改修設計業務	27	—	公募
2	(株)マルタ設計	日本バイオアッセイ研究センター耐震改修設計業務	12	—	公募

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	柴田化学(株)	日本バイオアッセイ研究センター実験設備メンテナンス業務	66	1	不落随契
2	池田建設(株)	大阪安全衛生教育センター螺旋階段設置等工事	9	3	76.8%
3	東亜通信(株)	大阪安全衛生教育センター電話設備更新工事	2	—	少額随契
4	(株)和設計	大阪安全衛生教育センター螺旋階段設置等工事に係る設計業務	1	—	少額随契
5	池田建設(株)	大阪安全衛生教育センター避難誘導灯更新工事	1	—	少額随契
6	(株)和設計	大阪安全衛生教育センター螺旋階段設置工事監理業務	1	—	少額随契
7	池田建設(株)	大阪安全衛生教育センター避難器具撤去工事	1	—	少額随契
8	(株)キサラギ電気	大阪安全衛生教育センター空調機器更新等工事	0.1	—	少額随契
9	(株)リビングセンター長野	大阪安全衛生教育センター埋設ガス管移設工事	0.01	—	少額随契

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	厚生労働省大臣官房	産業安全会館に係る土地使用料	32	—	—
2	厚生労働省大臣官房	安全衛生総合会館に係る土地使用料	24	—	—

平成26年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	労働安全衛生融資資金利子補給金		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:昭和47年度 終了(予定)年度:平成33年度		担当課室	労働衛生課		泉 陽子		
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第3条第3項		関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第3条第3項に基づき、残存する貸付債権の管理・回収業務、金融機関からの借入金の償還業務を行っており、その利息補助及び貸倒償却の補填を行う。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	資金的な問題により労働災害の防止措置を十分に果たせない中小企業に対して、事業者が行う労働災害防止の基盤、環境を整備する努力を側面から援助するため、資金を長期かつ低利で事業者に融資してきたが、平成13年12月19日の閣議決定「特殊法人等整理合理化計画」において、当該融資制度を廃止した。 現在残存する貸付債権の管理・回収業務、金融機関からの償還業務を行っている。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	185	206	233	210	192	
		補正予算	—	—	—	—	—	
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—	
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—	
		予備費等	—	—	—	—	—	
	計		185	206	233	210	192	
	執行額		185	206	233	—	—	
執行率(%)		100	100	100	—	—		
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	正常債権の弁済計画に基いた年度回収目標104百万円(※)を回収する。		成果実績	百万円	227	205	242	—
	※平成23年度189百万円、平成24年度145百万円、平成25年度133百万円		目標値	百万円	189	145	133	104
			達成度	%	120%	141%	182%	—
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	【平成24年度まで】 求償可能なものについて最大限確実な改修を図るため、取扱金融機関と連携して弁済計画書の提出督促、弁済督促を行う。		活動実績	件	—	—	23	—
	【平成25年度から】 正常債権の確実な回収に向けて、回収月の1ヶ月前までに取扱金融機関と連携して弁済督促を行う。		当初見込み	件	—	—	22	15
単位当たり コスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	①民間借入補助分コスト = X / Y X:「利差補助金」 Y:「年度末残債権数」		単位当たり コスト	円/件	①290,231 ②41,472,750	①490,661 ②35,709,400	①595,119 ②51,929,500	①650,556 ②31,107,500
	②貸倒償却分コスト = X / Y X:「貸倒償却額」 Y:「償却債権数」		計算式	X / Y	①19百万円/65 件 ②166百万円/4件	①27百万円/56 件 ②179百万円/5件	①25百万円/42 件 ②208百万円/4件	①23百万円/36 件 ②187百万円/6件
平成26・27年度 予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	補助金	210	192	銀行借入利息の減				
計	210	192						

事業所管部局による点検・改善						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	資金的な問題により労働災害の防止措置を十分に果たせない中小企業に対して、事業者が行う労働災害防止の基盤、環境を整備する努力を側面から援助を行っていた事業の債権管理を行うものであることから、国民のニーズがあり、債権管理に必要な経費について、国費を投入する必要がある事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	労働安全衛生法第71条及び106条に基づいて行っていた融資事業の債権管理を行う事業であることから、本事業は国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	独立行政法人の事業として年度計画に組み込まれており、優先度は高い。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第3条第3項に基づき、残存する貸付債権の管理・回収業務、金融機関からの借入金の償還業務を行っており、その利息補助及び貸倒償却の補填を行うものであり妥当である。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は中小企業の事業者に対する労働災害防止の基盤、環境整備のための融資事業の債権管理を行うものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	残債権について借入金利息と貸倒引当金にかかる経費であり、妥当な水準である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	補助金は貸倒引当金補助及び民間金融機関借入利補助融資事業で構成されており、債権管理に必要な使途に限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	融資事業の債権回収を行うものであり、他の有効な手段はない。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	-		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検・改善結果	点検結果	平成25年度においても、引き続き厳しい経済状況の中にあっても、貸付金の回収が当初見込みよりも大きく、確実な債権回収を行ったところであり、また、成果目標及び活動指標を達成しているため、引き続き確実な債権管理・回収に努める。				
	改善の方向性	今後、不良債権化して貸倒引当金として補助金措置することが必要となる債権が増加することが見込まれることから、引き続き金融機関と連携して確実な債権回収を図る必要がある。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	点検結果も妥当であり、本事業は、(独)労働者健康福祉機構法附則第3条第3項に基づき、残存する貸付債権の管理・回収業務、金融機関からの借入金の償還業務を行うための事業であることから、引き続き、必要な予算額を確保しつつ、適正な執行を行うこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	「行政事業レビュー推進チームの所見」においては、「現状通り」との評価をいただいているところであるが、積算を見直した上で必要な経費について要求している。					
備考						
-						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	0972	平成24年	0818	平成25年	365

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
(233百万円)

補助事業者への指導



A(独)労働者健康福祉機構
(233百万円)

労働災害防止措置を果たせない中小企業に対して援助するため、資金を融資してきたが、平成13年12月19日において、当該融資制度を廃止したことを受けて、現存する貸付債権の管理・回収業務、金融機関からの償還業務を実施。



B金融機関
(25百万円)

労働災害防止措置を果たせない中小企業に対して援助するため、資金を融資してきたが、平成13年12月19日において、当該融資制度を廃止したことを受けて、現存する貸付債権の金融機関からの償還業務を実施。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.労働者健康福祉機構			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
補助金	民間金融機関借入利息補助	25			
補助金	貸倒債権償却補助	208			
計		233	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(独)労働者健康福祉機構	貸付金債権の管理・回収	233	—	—

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	A銀行	貸付金債権の管理・回収	0.1	—	—

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	「労災かくし」の排除のための対策の推進		担当部局庁	労働基準局		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成13年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	労災管理課		木塚 欽也	
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等	平成20年3月5日付け基発第0305001号			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	労働災害発生事案の隠蔽等を行う「労災かくし」は、被災労働者に対して適正な保護が行われなくなるおそれがあることに加え、「労災かくし」が多発する状況が続くことは、労働基準行政の的確な推進を揺るがすことになりかねないため、「労災かくし」の排除のための対策を推進する。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	(1)全国健康保険協会との連携等による労災保険給付請求の勧奨 (2)パンフレット等による被災労働者本人等への労災保険制度の周知等 (3)建設業者に対する集団指導 (4)事業場及び医療機関に対する調査						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
		当初予算	48	47	46	46	46
		補正予算	—	—	—	—	—
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—
		予備費等	—	—	—	—	—
	計	48	47	46	46	46	
	執行額	39	39	37	—	—	
執行率(%)	81.3%	83.0%	80.4%	—	—		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値(26年度)
	健康保険の不支給決定者で、明らかに労災保険制度の対象とならない者を除き、全員に労災保険の請求勧奨を行う。	成果実績	件	2,865	3,033	2,513	—
		目標値	実施率	100%	100%	100%	100%
		達成度	%	100%	100%	100%	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	労災かくしの防止を周知する印刷物を作成し、都道府県労働局、労働基準監督署に配布する。	活動実績	部	47,100	30,500	0	—
		当初見込み	部	47,000	30,000	47,000	47,000
単位当たりコスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	X:執行額 Y:請求勧奨件数	単位当たりコスト	円	13,612	12,858	14,723	—
		計算式	X/Y	39百万/2,865件	39百万/3,033件	37百万/2,513件	—
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由			
	謝金	38	38	—			
	旅費	6	6	—			
	庁費	3	3	—			
				—			
				—			
	計	47	46	—			

事業所管部局による点検・改善						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	労災保険は全労働者が対象となっているが、労災かくしの防止は被災労働者への適正な保険給付のために必要なものであることから、広く国民のニーズがあり、国費を投入すべき事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	本事業は、労災保険給付事業を行っている国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	労災かくしが多発すれば、労働基準行政の的確な推進を揺るがしかねないため、被災労働者が安全かつ、健康に働ける職場を確保するため、労災かくしを防止することが必要であり、優先度は高い。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	被災労働者の適正な保護を目的とする事業であることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-	-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	労災保険給付請求の勧奨等に必要な相談員経費・周知経費等に限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	経費の節減及び旅費の執行が当初予定を下回った事によるもの。		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		△	労災かくしの防止を周知する印刷物について、25年度は制度改正を予定していたため、新規パンフレットの作成を予定していたが、制度改正を行う必要がなくなったため、既存のパンフレットを都道府県労働局及び労働基準監督署に配布することで対応した。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	労災かくしの防止を周知する印刷物について、25年度は制度改正を予定していたため、新規パンフレットの作成を予定していたが、制度改正を行う必要がなくなったため、既存のパンフレットを都道府県労働局及び労働基準監督署に配布することで、労災かくしの排除に対する取り組みの周知に活用している。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検・改善結果	点検結果	本事業は、被災労働者への適正な保険給付のために、引き続き対策の強化を図ることが必須であり、平成25年度においても成果目標を達成しており、国費投入の必要性、事業の効率性、および事業の有効性の各観点からも適切に実施しているところである。活動指標に掲げる労災かくしの防止を周知する印刷物の作成について、25年度は制度改正を予定していたため、新規パンフレットの作成を予定していたが、制度改正を行う必要がなくなったため、既存のパンフレットを都道府県労働局及び労働基準監督署に配布することで対応したところである。また、平成25年において91事業場について労災かくしを行ったとして送検しているところである。				
	改善の方向性	今後も、労災かくし対策のさらなる強化を図るために周知を徹底し、必要な予算確保に努めていく。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	点検結果も妥当であり、本事業は、被災労働者の適正な保護を一層推進する観点から、労災かくしの排除をするための事業であることから、引き続き、必要な予算額を確保しつつ、適正な執行を行うこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	-					
備考						
-						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	0973	平成24年	0819	平成25年	0366

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
37百万円(平成25年度執行額)

労災保険給付請求の勧奨等に必要経費



A.都道府県労働局
37百万円

労災請求適正化相談員謝金、活動旅費、
消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.大阪労働局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
諸謝金	労災請求適正化相談員の謝金	3			
計		3	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大阪労働局	労災請求適正化相談員の配置等	3		
2	愛知労働局	労災請求適正化相談員の配置等	3		
3	東京労働局	労災請求適正化相談員の配置等	2		
4	北海道労働局	労災請求適正化相談員の配置等	2		
5	神奈川労働局	労災請求適正化相談員の配置等	2		
6	埼玉労働局	労災請求適正化相談員の配置等	1		
7	広島労働局	労災請求適正化相談員の配置等	1		
8	茨城労働局	労災請求適正化相談員の配置等	1		
9	岐阜労働局	労災請求適正化相談員の配置等	1		
10	大分労働局	労災請求適正化相談員の配置等	1		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

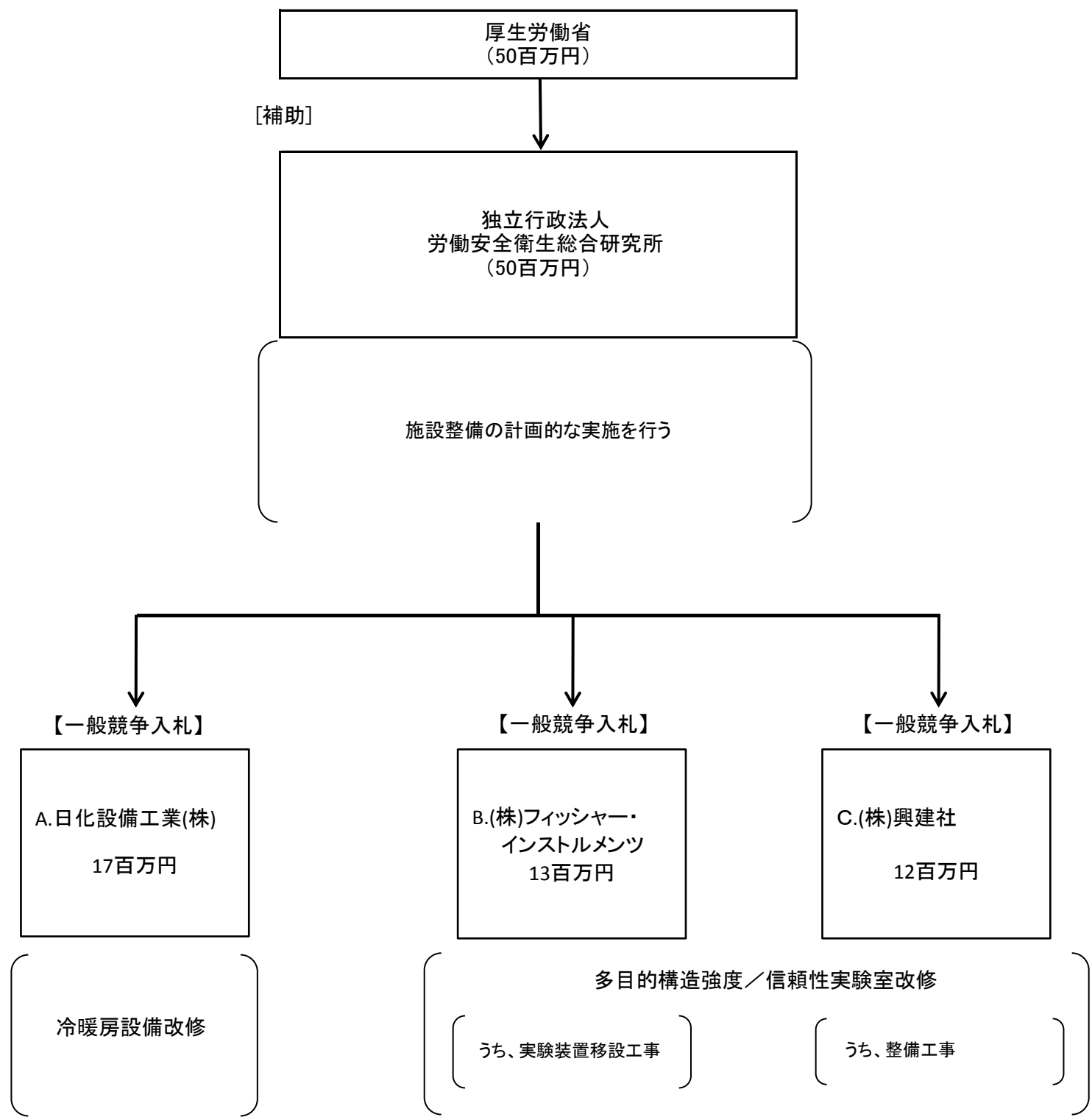
平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備費に必要な経費		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成18年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	計画課		美濃 芳郎		
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	独立行政法人労働安全衛生総合研究所法第11条 労働保険特別会計法第四条第2項第2号		関係する計画、通知等	独立行政法人労働安全衛生総合研究所中期目標・中期計画 独立行政法人労働安全衛生総合研究所年度計画				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	独立行政法人労働安全衛生総合研究所の既存の施設・設備について、耐用年数、用途、使用頻度、使用環境等を勘案し、計画的に更新、整備を進めることにより、調査研究業務の確実かつ円滑な運営に資することを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	安全衛生分野の調査及び研究を確実かつ円滑に遂行するため、(独)労働安全衛生総合研究所の施設・設備の更新・整備に対して、耐用年数、用途、使用頻度、使用環境等を勘案し、補助を行う。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算の状況	当初予算	211	56	56	121	89	
		補正予算	—	—	—	—	—	
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—	
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—	
		予備費等	—	—	—	—	—	
	計		211	56	56	121	89	
	執行額		179	50	50	—	—	
執行率(%)		84.8%	90.0%	90.0%	—	—		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値(26年度)	
	【平成24年度まで】 ①「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、年3回以上開催し、適正な入札参加要件の設定や告示期間の十分な確保など、契約の点検及び適正化を実施する。 ②契約状況については、独立行政法人労働安全衛生総合研究所のホームページで公表する。		成果実績	【24まで】 【25から】 件	①「契約監視委員会」を3回開催し、契約の点検及び適正化を実施。 ②ホームページで公表。	①「契約監視委員会」を4回開催し、契約の点検及び適正化を実施。 ②ホームページで公表。	計画どおり2件実施。	—
	【平成25年度から】 施設整備に関する計画の的確な実施を行う。		目標値	【24まで】 【25から】 件	「契約監視委員会」を3回以上開催	「契約監視委員会」を3回以上開催	施設整備に関する計画(2件)の的確な実施を行う。	施設整備に関する計画(3件)の的確な実施を行う。
			達成度	%	100	100	100	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	【平成24年度まで】 施設整備に関する計画の的確な実施を行う。		活動実績	【24まで】 【25から】 件	計画どおり4件実施。	計画どおり2件実施。	3回開催。	—
	【平成25年度から】 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、年3回以上開催し、適正な入札参加要件の設定や告示期間の十分な確保など、契約の点検及び適正化を実施する。		当初見込み	【24まで】 【25から】 件	施設整備に関する計画(4件)の的確な実施を行う。	施設整備に関する計画(2件)の的確な実施を行う。	「契約監視委員会」を3回以上開催する。	「契約監視委員会」を3回以上開催する。
単位当たりコスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	単位当たりコスト = X / Y X:「工事総費用」 Y:「施設整備に関する計画に基づく工事件数」		単位当たりコスト	百万円/件	45百万円/件	25百万円/件	21百万円/件	40百万円/件
		計算式	X / Y	179百万円/4件	50百万円/2件	42百万円/2件	121百万円/3件	
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備費補助金	121	89	施設整備の内容を見直したことによる減。				
	計	121	89					

事業所管部局による点検・改善					
	項目		評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	我が国が依然として安全衛生上の様々な課題に直面している中で、安全衛生に関する行政等のニーズに対応した研究を確実にかつ円滑に行うために必要な施設整備である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	労働安全衛生に関する総合的な研究、労働災害の調査及びその社会への還元を目的とした労働安全衛生総合研究所で行っている事業を確実にかつ円滑に行うための事業であり、地方自治体、民間企業における実施は本質的にはなじまない。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		-	-	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	何れも一般競争入札により施設整備を行っており、妥当である。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	労働安全衛生に関する行政等のニーズに対応した研究に必要な施設の整備であり、事業主から徴収した労災保険料から経費を支出しており、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	一般競争入札によりコスト削減に努めており妥当な水準になっている。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	研究計画段階でヒアリング・評価するなど精査しており、事業目的に限定されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	不用は、入札効果によるものであるが、計画どおり施設整備が実施されたことから、妥当である。	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	一般競争入札によりコスト削減に努めている。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	施設整備に関する計画に基づき、着実に整備がなされている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	計画対象の施設は、利用目的を精査して計画しており、整備後は調査研究業務に十分に活用している。	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点検・改善結果	点検結果	法人の中期計画に沿った予算執行がなされていること、また、成果目標及び活動指標を達成できていることから、必要な施設整備を計画的かつ的確に実施していると考え。			
	改善の方向性	引き続き、中期計画に基づき、施設整備の計画的な実施に努める。			
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現状通り	点検結果も妥当であり、本事業は、安全衛生分野の調査研究を行う、(独)労働安全衛生総合研究所の設備を修繕する事業であることから、引き続き、必要な予算額を確保しつつ、適正な執行を行うこと。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
縮減	施設整備の内容を精査の上、必要額を要求した。				
備考					
-					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成23年	1004	平成24年	845	平成25年	367

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて補
足する)
(単位:百万円)

費目・用途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と用途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A. 日化設備工業株式会社			E.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
施設費	冷暖房設備改修	17			
計		17	計		0
B. 株式会社フィッシャー・インストルメンツ			F.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
施設費	多目的構造強度／信頼性実験室改修のため の実験装置移設工事	13			
計		13	計		0
C. 株式会社興建社			G.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
施設費	多目的構造強度／信頼性実験室改修のため の整備工事	12			
計		12	計		0
D.			H.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.日化設備工業(株)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	日化設備工業(株)	冷暖房設備改修	17	5	非公表

B.(株)フィッシャー・インストルメンツ

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)フィッシャー・インストルメンツ	多目的構造強度/信頼性実験室改修のための実験装置移設工事	13	2	非公表

C.(株)興建社

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)興建社	多目的構造強度/信頼性実験室改修のための整備工事	12	2	非公表

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	技能講習修了者のデータ一元管理		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成23年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	安全課		田中 敏章		
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 労働安全衛生法第106条第1項		関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	建設機械の運転業務等(以下「就業制限業務」という。)に就く際に求められる技能講習修了証のデータを一元管理して技能講習制度の円滑な運用を図る。 ※1 建設機械の運転業務等に就くには、労働安全衛生法に基づき、労働者は、あらかじめ民間の登録教習機関で技能講習を修了することが義務づけられている。 ※2 登録教習機関が廃止した場合でも、必要な証明を受けられるよう技能講習修了者データを一元管理する必要がある。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	厚生労働大臣が指定する指定保存交付機関(労働安全衛生関係法令に基づく機関)が、登録教習機関から引き受けた技能講習修了者の帳簿及び帳簿の写しを管理するとともに、技能講習修了証の交付を申請者に交付する。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算の状況	当初予算	147	103	96	99	120	
		補正予算	—	—	—	—	—	
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—	
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—	
		予備費等	—	—	—	—	—	
	計	147	103	96	99	120		
	執行額	90	102	94	—	—		
執行率(%)	61%	99%	98%	—	—			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	【平成24年度まで】 技能講習のデータを100万件(電子・紙)以上引き受ける。 【平成25年度】 技能講習修了者の帳票データの引受数(電子・紙)を平成22年度の受講者数の85%以上とする。 【平成26年度】 技能講習修了者の帳票データの引受数(電子・紙)を平成23年度の受講者数の85%以上とする。		成果実績	件	1,282,788件	889,756件	1,191,752件	—
			目標値	件	1,000,000件	1,000,000件	22年度受講者の85% (801,753)	23年度受講者の85% (811,835)
			達成度	%	128.3%	89.0%	148.6%	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	【平成24年度まで】 技能講習修了者のデータを80万件以上入力する。 【平成25年度から】 都道府県労働局を通じて、帳票データの引き渡し漏れがないよう、廃止又は講習修了3年経過した全ての登録教習機関に周知を図り、引き渡しがない場合には個別に要請する。		活動実績	件	819,989件	800,309件	関係団体へ依頼文、地方局に通達を発出 (26年1月16日)	—
			当初見込み	件	800,000件	800,000件	登録教習機関への注意喚起	登録教習機関への注意喚起
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	単位当たりコスト = X / Y		単位当たりコスト	円/件	110.1円/件	127.3円/件	117.8円/件	122.9円/件
	X:「執行額」 Y:「技能講習修了者データの入力件数」		計算式	X / Y	90,300,000円 / 819,989件	101,850,000円 / 800,309件	94,258,993円 / 800,091件	98,280,000円 / 800,000件
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	事業費	85	100	技能講習修了者データ(紙)の入力人員(3人 → 6人)の増:21,209千円				
	管理諸経費	9	10					
	消費税	5	9					
計	99	120						

事業所管部局による点検・改善					
項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	労働者は、修了証がなければ就業制限業務に就けず、また事業者側も労働者が修了証を所持していることを確認する必要があるところ、本事業により多くの資格を一つにまとめ、視認性を高めることは、労働者・事業者双方の確認を容易にすることからニーズは高い。さらに、全国3,000にも及ぶ登録教習機関とネットワークをつなぎ、修了者の情報をまとめて管理することは国費を投入しなければ困難であり、ひいては資格者が危険な業務に就いて安全に働ける環境を整備するという事業目的を達成できない。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	労働安全衛生法第106条1項において、労働災害の防止に資するため国の援助が努力義務として定められていることから、本事業は国が実施すべき事業である。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	本事業は、無資格者による労働災害の発生を防止することができることから、政策目的を達成する手段として位置付けており、優先度は高い。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	一般競争入札を採用しており、競争性は確保され、支出先も妥当であると考えている。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は、技能講習修了者に支援を行うことで労働災害を未然に防ぐものであり、労働者ひいては事業者の利益になることから、事業者から徴収した労災保険料からの支出が適当であり、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	入力内容の分量から単価は妥当なものとする。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	事業実施に必要な人件費やサーバーの運用管理及びその光熱費等の支出に限定されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—	—	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	発行機関を一元化して、効率的に実施している。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	見込みを上回り、就業制限業務の従事者に必要な修了証が交付できている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	技能講習修了証(成果物)は労働現場で活用されている。	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	—	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点検・改善結果	点検結果	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、一般競争入札により受託者を選定し、事業の効率化に努める一方、25年度は当初の成果目標・活動指標ともに達成している。 ・申請者の修了データの引渡しを促進するため登録教習機関への注意喚起を工夫するとともに、今後の修了証の発行ニーズの高まりに応えられるよう、電子データの引き渡しを促すなど事務の効率化に努める必要がある。 ・危険有害な業務への就業を制限して労働災害を減少させることは重要であり、その就業の可否を示す修了証の発行を担う本事業の役割は大きいことから引き続き、適正に実施する。 			
	改善の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・年に1度の更新の時期など機会を的確に捉えて、帳簿の引渡し漏れがないよう注意喚起を行う。 ・産業活動の活発化による工事量の増加等に伴い、技能講習受講者の増加と共に帳簿データの受付数増加が予想されるため、事業の効率化に努めつつ、必要な予算要求を行う。 			
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現状通り	点検結果も妥当であり、本事業は、技能講習制度を適切に運用するための事業であることから、引き続き、必要な予算額を確保しつつ、適正な執行を行うこと。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り	—				
備考					
—					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成23年	—	平成24年	889	平成25年	368

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
(94百万円)

〔 事業管理、管理者への指導 〕



〔 一般競争入札 〕

A. 富士通株式会社
(94百万円)

〔 厚生労働大臣が指定する指定機関が、登録教習機関から引き受けた技能講習修了者の帳簿を管理するとともに、技能講習修了証の交付を申請する労働者に対して、交付する。 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.富士通株式会社			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	帳票管理、データベース登録、カード発行業務に係る費用、データベースの運用保守、構築業務に係る費用	88			
管理諸経費	施設利用料、運営費	2			
消費税		4			
計		94	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	富士通株式会社	厚生労働大臣が指定する指定機関が、登録教習機関から引き受けた技能講習修了者の帳簿を管理するとともに、技能講習修了証の交付を申請する労働者に対して、交付する。	94	1	99.6%

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	安全衛生啓発指導等経費		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成24年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	安全課		田中 敏章		
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	産業設備の高度化、大型化及びこれに伴う災害原因の複雑化に対応し、効率的に労働災害防止の指導を行うため、計画的に災害防止指導用計測機器及び被服等を整備する。 また、労働災害防止についての指導啓蒙を目的として、事業者及び労働者に対する安全衛生意識の高揚を図るとともに、災害防止活動を効果的に促進するための指導や安全衛生教育等を実施するものである。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<ul style="list-style-type: none"> 建設業、造船業及び化学工業等における親企業と構内下請企業を一括としてとらえ、両者をもって構成する災害防止協議会を活用し、安全衛生管理指導を行う。 安全衛生意識の高揚を図り、災害防止活動を促進するため、全国安全週間・全国労働衛生週間を実施する。 災害率の高い零細企業の労働安全衛生担当者に対して安全衛生教育を実施する。 優良な安全成績を上げた職長を表彰し、安全管理に対するインセンティブを高める。 							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	82	119	117	117	133	
		補正予算	—	—	—	—	—	
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—	
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—	
		予備費等	—	—	—	—	—	
	計		82	119	117	117	133	
	執行額		58	101	91	—	—	
執行率(%)		71%	85%	78%	—	—		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	(平成24年度まで) 都道府県労働局安全衛生労使専門家会議で聴取した意見を都道府県労働局の安全衛生施策に反映させる。 (平成25、26年度) 労働災害の対前年比減		成果実績	人	—	—	118,157人	—
			目標値	人	—	—	119,576人以下	118,157人以下
			達成度	%	—	—	101.2%	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	(平成24年度まで) 安全衛生意識の高揚を図るとともに、労働災害防止活動を効果的に促進するため、全国安全週間・全国労働衛生週間等を実施する。また、安全衛生施策に反映させるため、各都道府県労働局で安全衛生労使専門家会議を開催する。 (平成25、26年度) 労働災害防止活動を効果的に促進するため、年間計画にしたがい、全国安全週間・全国労働衛生週間等の期間中に、集団指導を実施する件数。		活動実績	件	—	—	精査中	—
			当初見込み	件	—	—	1,916件	1,900件
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	当該事業費は、全国安全週間・全国労働衛生週間の備品費、褒賞品費、安全衛生指導に要する職員旅費、謝金、図書購入費、備品費等から構成されており、また、安全衛生指導に要する経費は別の事業費からも支出があることから、指導1件当たりのコストを当該経費のみをもって算出することはできない。		単位当たりコスト	—	—	—	—	—
			計算式	—	—	—	—	—
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	諸謝金	7	7	被服費に係る所要額の見直しによる増等				
	褒賞品費	1	1					
	職員旅費	10	11					
	委員等旅費	2	2					
	庁費	97	112					
	計	117	133					

事業所管部局による点検・改善					
	項目		評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	本事業は、労働災害の防止を目的として、労働安全衛生法等に基づき、事業者や労働者に対する安全衛生啓蒙指導等を実施するものであり、国費を投入しなければ目的は達成できない。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	労働安全衛生対策を実施するために国が自ら実施すべき事業である。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	労働災害の防止を目的として、労働安全衛生法等に基づき、事業者や労働者に対する安全衛生啓蒙指導等を実施するものであり、優先度は高い。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	事業者や労働者に対する安全衛生啓蒙指導等を実施するための経費であり、事業主から徴収した労災保険料から経費を支出しており、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-	-	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	労働安全衛生対策を実施するために必要な消耗品等に限定して購入している。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	-	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点検・改善結果	点検結果	安全衛生意識の高揚を図るとともに、労働災害防止活動を効果的に促進するため、全国安全週間・全国労働衛生週間等を実施し、期間中に集団指導を実施したこと等により、近年の労働災害増加に歯止めをかけることができた。 死傷者数:平成24年119,576人 平成25年118,157人(△1,419人、△1.2%) 死亡者数:平成24年1,093人 平成25年1,030人(△63人、△5.8%)			
	改善の方向性	引き続き全国安全週間・全国労働衛生週間や集団指導等を効果的に実施することにより、労働災害防止に取り組むこととする。			
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現状通り	点検結果も妥当であり、本事業は、災害防止指導用計測機器及び被服等を整備すること等に必要事業であることから、引き続き、必要な予算額を確保しつつ、適正な執行を行うこと。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り	-				
備考					
-					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成23年	-	平成24年	889	平成25年	369

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

安全衛生啓発指導等経費

厚生労働省、都道府県労働局
、労働基準監督署
(91百万円)

労働安全衛生対策を実施するた
めに必要な消耗品等の経費



【行政経費】

A. 事務費
(91百万円)

資金の流れ
(資金の受け取
り先が何を行っ
ているかについ
て補足する)
(単位：百万
円)

費目・用途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と用途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A. 事務費			E.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
諸謝金	専門家への謝金	7			
褒賞品費	大臣表彰に係る楯等	0.4			
職員旅費	職員の出張に係る旅費	6			
委員等旅費	専門家への旅費	1			
庁費	役務・物品等の購入	77			
計		91.4	計		0
B.			F.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	庁費	役務・物品等の購入	77	—	—
2	諸謝金	専門家への謝金	7	—	—
3	職員旅費	職員の出張に係る旅費	6	—	—
4	委員等旅費	専門家への旅費	1	—	—
5	褒賞品費	大臣表彰に係る楯等	0.4	—	—

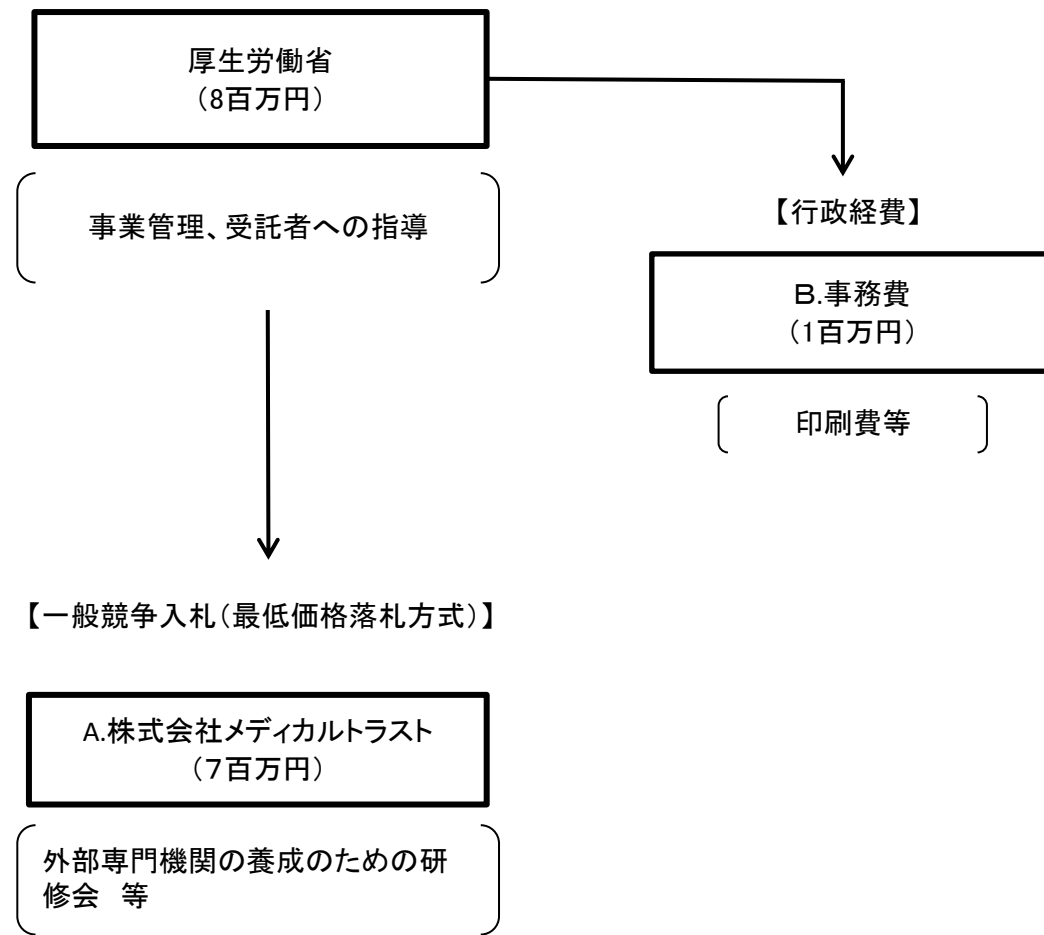
平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	外部専門機関の整備・育成等事業		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度 :平成23年度 終了(予定)年度:平成25年度		担当課室	労働衛生課		泉 陽子		
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	メンタルヘルスの問題等、産業医の扱う分野が多様化してきた中においては、産業医の個人的な知識や能力に依存した従来の産業保健活動から、多様な分野の専門職で構成される事業場外組織(外部専門機関)による産業保健活動に転換していくことが必要である。 そこで、本事業では、事業場外組織(外部専門機関)の実態に関する調査及び事業場外組織(外部専門機関)の運営・活動のあり方に関する手引きを作成することにより、事業場外組織(外部専門機関)の育成のための支援を行うことを目的とするもの。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	外部専門機関の創設に向けた支援として、調査事業及び研修事業を実施。研修事業においては、必要な人員等、医療機関等が外部専門機関として業務を開始する際及び運営に当たり必要な事項についてのマニュアル作成を含む。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算の状況	当初予算	9	19	15	—	—	
		補正予算	—	—	—	—	—	
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—	
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—	
		予備費等	—	—	—	—	—	
	計		9	19	15	—	—	
	執行額		2	17	8	—	—	
執行率(%)		27	89	53	—	—		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	研修事業の参加者に対し、研修内容等についてアンケートを実施し、7割以上の参加者から「有意義であった」等、ニーズに合致した研修であった旨の回答を得る。		成果実績	%	81	95	63	—
			目標値	%	70	70	70	—
			達成度	%	116	136	90	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	(平成23年度) 外部専門機関の養成のための研修会を仕様書に定める回数以上行う。		活動実績	回	1	—	—	—
			当初見込み		1	—	—	—
	(平成24年度) 外部専門機関の養成のための研修会を、全国の外部専門機関の開設を検討している医療機関等に対して7回以上行う。		活動実績	回	—	47	—	—
			当初見込み		—	7	—	—
	(平成25年度) 外部専門機関の養成のための研修会を、全国の外部専門機関の開設を検討している医療機関等に対して1回以上行う。		活動実績	回	—	—	1	—
			当初見込み		—	—	1	—
	単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度
単位当たりコスト = X / Y X:「支出額」 Y:「研修会参加人数」		単位当たりコスト	円/人	—	19,871	83,670	—	
		計算式	X / Y	—	15,578,997円 / 784人	6,609,923円 / 79人	—	
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	—	—	—	平成25年度限りの事業				
	—	—	—					
	—	—	—					
	—	—	—					
	計	—	—					

事業所管部局による点検・改善					
	項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	労働環境や労働者の健康問題の多様化、複雑化に対応するためには、多様な専門職による産業保健活動支援を整備することの必要性が高まっており、国費によりこうした産業保健サービスを提供できる外部専門機関を整備することは重要である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	労働安全衛生法第71条に基づき、労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るための必要な援助として、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	平成25年4月～平成30年3月までの5年間を計画期間とする「第12次労働災害防止計画」において、「安全衛生管理に関する外部専門機関の育成と活用」が位置づけられており、優先度は高い。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	一般競争入札(最低価格落札方式)としており、競争性は確保されている。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	本事業は、労働者の作業関連疾患等の疾病を予防するために、産業保健サービスの提供体制の整備・育成を行うものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出することは妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○	研修会を近隣地域で連続して開催することにより、講師等の東京からの地方への出張旅費の削減を図っている。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	外部専門機関による産業保健サービスの活用に関する事業場に対するヒアリング及び研修会等の開催のための旅費や謝金等に限定されており、適切な費目に対する支出である。		
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	不用は、研修会を近隣地域で連続して開催することにより、講師等の東京からの地方への出張旅費の削減を図ったこと等によるものであるが、活動指標は当初の見込みを達成し、成果目標についても目標値に届かなかったものの平成23年度から継続してきた外部専門機関の育成という事業目的は達成できたことから、妥当である。			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	産業保健サービスの活用について事業者へのニーズ調査を実施し、その結果を踏まえて研修会を開催し関係者に広く周知しており、本事業の実施方法は、調査を実施しないで研修会を開催することに比較して、効果的である。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	活動実績は、見込みを達成している。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	産業保健サービスの活用についての事業者へのニーズ調査の結果は、研修会での講義内容に活用されている。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点検・改善結果	点検結果	平成23年度の本事業実績については、医療機関等に対するヒアリングを踏まえて事例集を作成し、平成24年度からは事業者に対するニーズ調査を実施し、それらの結果を踏まえ、外部専門機関として事業を行う可能性のある医療機関等に対し全国で研修(平成25年度は全国で1箇所のみ)を行うことにより、これまでの本事業における成果の周知も図っており、事業は適切に実施されている。なお、本事業は、平成25年度事業におけるアンケート調査によると、事業場外産業保健サービスを「積極的に活用している」「活用している」と回答した事業場は50%となっており、外部専門機関の活用による事業場の産業保健活動の充実は図られたと考えられることから、本事業は平成25年度をもって事業を終了する。			
	改善の方向性	平成25年度限りの事業。			
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現り状通	事業の達成状況等を検証し、廃止の妥当性を検討すること。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
通現り状	事業の達成状況等を踏まえ、予定通り廃止する。				
備考					
-					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成23年	0044	平成24年	0890	平成25年	370

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて補
足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.株式会社メディカルトラスト			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	アンケート調査費、実施委員会開催費	7			
計		7	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

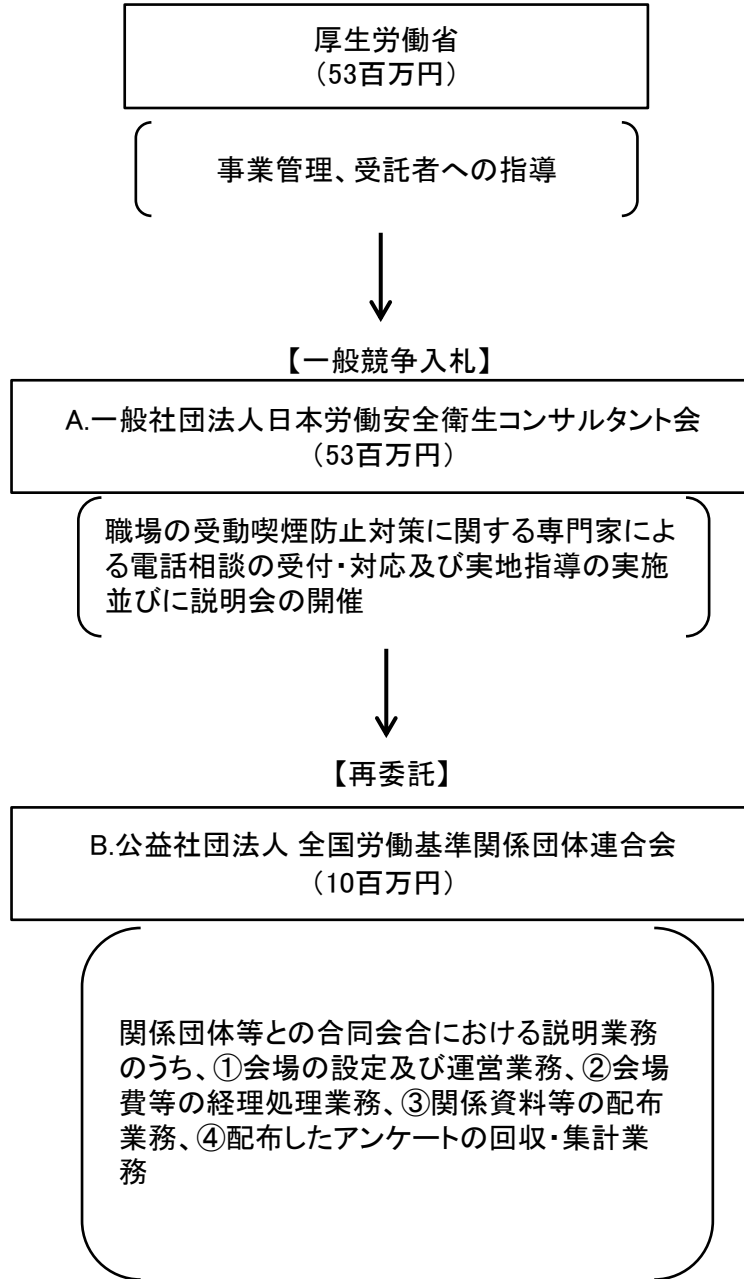
	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社メディカルトラスト	外部専門機関における産業保健活動の実態等に関する調査及び外部専門機関の運営・活動の手引きの作成等	7	2	49

平成26年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	職場における受動喫煙防止対策事業		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成23年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	労働衛生課		泉 陽子		
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画 がん対策推進基本計画(平成24年6月8日)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	第12次労働災害防止計画に掲げられた「平成29年までに受動喫煙を受けている労働者の割合を15%以下にする。」という目標の達成に向けて、喫煙室の設置の方法等の技術的な内容について専門的な見地から相談・助言(実地含む)を行うとともに、受動喫煙防止対策に関する説明会を開催することにより、事業場における職場の受動喫煙防止対策の取組を促進することを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	受動喫煙対策を行うにあたり、既存の喫煙室の改善方法等、受動喫煙防止対策を行う上での技術的な内容に関する事業者からの問い合わせについて、電話による無料相談窓口を開設し、労働衛生コンサルタント等の専門家が各事業者の個別の状況に応じた助言を行う。また、電話による対応のみでは不十分と判断される場合は、事業者の希望を確認した上で、実地指導についても無料で実施するほか、事業者団体等から希望がある場合には当該団体の会合等に赴き、集団説明を行う。 また、主に経営者、人事担当及び安全衛生担当者を対象とした受動喫煙防止対策に関する説明会を開催する。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算の状況	当初予算	12	25	77	76	70	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
	計	12	25	77	76	70		
	執行額	12	17	53	-	-		
執行率(%)	100	68	69	-	-			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	実地指導を行った事業場から有用であった旨の回答を受けた割合	成果実績	%	100	100	100	-	
		目標値	%	80	80	80	80	
		達成度	%	125	125	125	-	
	【平成25年度まで】 「全面禁煙」又は「空間分煙」による受動喫煙防止対策を講じている事業場の割合	成果実績	%	-	61	65	-	
		目標値	%	-	70	70	統計調査を実施する予定なし	
達成度		%	-	88	93	-		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	【平成23年度まで】 事業場からの電話相談受付件数	活動実績	件	222	-	-	-	
		当初見込み	件	605	-	-	-	
	【平成23年度まで】 事業場への実地指導件数	活動実績	件	29	-	-	-	
		当初見込み	件	66	-	-	-	
	【平成24年度から平成25年度まで】 専門家による電話相談受付件数の1か月当たりの平均実績件数の前年度比割合	活動実績	%	-	51.1	433	-	
		当初見込み	%	-	120	120	-	
	【平成24年度から】 実地指導(集団指導を含む)の1か月当たりの平均実績件数の前年度比割合	活動実績	%	-	55.3	125	-	
		当初見込み	%	-	120	120	110	
	単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度
単位当たりコスト = X / Y ① X: 本事業の相談窓口に係る委託費 Y: 電話相談受付件数+実地指導件数		単位当たりコスト	円/件	①46,546	①63,885	①8,556 ②232,979	①7,909 ②353,948	
②(平成25年度から) X: 本事業の説明会に係る委託費 Y: 説明会開催件数		計算式	X / Y	① 11,683,000/251	① 16,546,257/259	① 8,761,121/1,024 ② 21,899,982/94	① 10,440,360/1,320 ② 65,480,400/185	
平成26・27年度予算内 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	委託費	76	70	実地指導回数の減				
	計	76	70					

事業所管部局による点検・改善						
	項目	評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	受動喫煙による健康への影響は明らかとなっている中、平成24年労働者健康状況調査によると、全面禁煙又は空間分煙による措置がなされている事業場は平成24年の時点で61%であり、48.2%の事業場が「職場の受動喫煙防止対策の取り組みに当たり問題がある」と回答していることから、広く国民のニーズがあり、国費を投入しなければ事業目的が達成できない。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	第186回通常国会に提出した労働安全衛生法の一部改正法案では国が必要な支援に努めることとされているため、国が実施すべき事業である。			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	職場で受動喫煙を受けている労働者の割合は平成24年の時点で52%であり、第12次労働災害防止計画に掲げられた「平成29年までに受動喫煙を受けている労働者の割合を15%以下にする。」という政策目的達成に向けて、優先度の高い事業である。			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	本事業は、一般競争入札(最低価格落札方式)により調達を実施している。			
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	本事業は労働者の健康を保護する観点から、事業者に対して支援を行うものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出しており、受益者との負担関係は妥当である。			
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○	電話のみの相談では対応が十分に行えない場合はコストの高い実地指導を行うこととしており、また、説明会についても関係団体との合同会合の活用により、コストを抑えつつ実効性の高いものとしている。			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	関係団体等との合同会合における会場説明等、事業の効率的な実施に資する部分のみ再委託している。			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	事業場からの相談や説明会に対応する専門家への謝金及び旅費並びに説明会の会場費に充当されており、事業の実施に必要なもののみ限定されている。			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	不用は、企業努力等により契約額が予算額に比べて低かったことによるものであるが、成果目標及び活動指標ともに達成しており、効率的な事業運営がなされた結果であると認められ、妥当である。			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	「単位当たりコストの水準は妥当か。」欄参照。			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	アウトプット指標の当初見込みは達成している。			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	本事業における相談対応や説明会により得られた意見や改善すべき点等については、関係者間で共有し、以後の対応に反映するとともに、事業の改善に活用することとしている。			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	本事業は受動喫煙防止対策に係る技術的な内容に対する相談対応や説明会を行うものであり、事業場の環境把握のための機器を貸出す383の事業や受動喫煙防止対策のための設備の設置に対する助成や周知・啓発のためのパンフレットの作成を行う384の事業とは適切に役割分担を行っている。			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	383	受動喫煙に係る職場内環境測定支援業務	厚生労働省労働基準局安全衛生部			
384	受動喫煙防止対策助成金等(行政経費を含む)	厚生労働省労働基準局安全衛生部				
点検・改善結果	点検結果	アウトカム指標である「全面禁煙」又は「空間分煙」による受動喫煙防止対策を講じている事業場の割合は目標値に若干届かなかったものの、満足度調査に係る目標は、毎年達成し、さらにアウトプット指標も達成していることから、本事業を継続して実施することとする。なお、今後、法改正等を契機として事業場において受動喫煙防止対策への対応の必要性の意識が高まることが予想されるため、これまで以上に中小企業を中心とした事業の周知に努め、職場における受動喫煙防止対策の推進を図る必要がある。				
	改善の方向性	アウトプット・アウトカム指標の達成に向けて、引き続き説明会等を通じて、職場における受動喫煙防止対策の実施の必要性、支援事業の内容等についてより一層の周知啓発を行うとともに、事業の実績を踏まえ、引き続き事業内容等について実効性・効率化の観点から見直しを行っていく必要があると考えられる。				
外部有識者の所見						
活動目標も達成し、受託者の競争入札も複数入札となっている。引き続き適正執行に努めること。(栗原)						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現 状 通	点検結果も妥当であり、本事業は、事業場における職場の受動喫煙防止対策の取組を促進することを目的とし、今後、法改正等を契機として事業場において受動喫煙防止対策への対応の必要性の意識が高まることが予想される事業であることから、事業効果を検証する仕組みの構築を検討しつつ、引き続き、必要な予算額を確保しつつ、適正な執行を行うこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮 減	実地指導回数、受動喫煙防止対策に関する手引き作成検討会の委員数の減等により、予算の縮減を図る。					
備考						
-						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	0045	平成24年	0891	平成25年	371

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	専門家・事務局の謝金・旅費、事務局の 人件費、印刷・運送費、会場費等	45			
一般管理費	消耗品費、通信費、光熱水道費、賃料、減 価償却費等	5			
消費税	消費税	3			
計		53	計		0
B.公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	合同会合に係る謝金・旅費、会場費等	9			
管理諸経費	消耗品費、通信費、光熱水道費、賃料、減 価償却費等	1			
計		10	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会	職場の受動喫煙防止対策に関する専門家による電話相談の受付・対応、実地指導の実施、周知啓発業務等	53	3	69

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会	関係団体等との合同会合における説明業務のうち、①会場の設定及び運営業務、②会場費等の経理処理業務、③関係資料等の配布業務、④配布したアンケートの回収・集計業務	10	—	—

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	働きやすい職場環境形成事業		担当部局庁	労働基準局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度：平成23年度 終了(予定)年度：終了予定なし		担当課室	労働条件政策課賃金時間室		里見 隆治		
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	職場のパワーハラスメントについては、近年、都道府県労働局や労働基準監督署等への相談が増加を続けるなど、社会的な問題として顕在化してきている。このため、平成23年度の「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」や平成24年度に実施した「職場のパワーハラスメントに関する実態調査」の結果等を踏まえ、この問題に取り組む社会的気運の醸成を図るとともに、労使の取組を支援することにより、問題の予防・解決に向けた取組を推進する。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	平成23年度に「職場のいじめ・嫌がらせに関する円卓会議」においてとりまとめられた提言や平成24年度に実施した職場のパワーハラスメントに関する実態調査の結果等を踏まえ、以下の施策を実施。 ①社会的気運の醸成を図るための国民及び労使に向けた周知・広報(パンフレット等の作成・配布、ポータルサイトの改修・継続運営) ②当事者である労使の取組の支援(具体的な取組を推進していく際に参考となる資料の作成・周知、参加者の実務に活かすことのできるセミナーの開催)							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	53	72	90	138	149	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
	計		53	72	90	138	149	
執行額		1	34	59	-	-		
執行率(%)		1.9%	47.2%	65.5%	-	-		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	(平成23年度) 会議の出席委員全員から、当該会議が有用であった旨の回答をいただく。 (平成24年度) ①充実した情報提供等により、ポータルサイトへのアクセス件数を1月平均15,000件以上とする。 ②職場のパワーハラスメントの実態について、企業内の発生状況、予防・解決のための取組状況等を把握し、解決に向けた課題、行政への要望について把握する。 (平成25年度) ①コンテンツの充実等により、ポータルサイトへのアクセス件数を1月平均16,000件以上とする。 ②セミナーの参加者の80%から、職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた取組の重要性を理解した旨の回答をいただく。 (平成26年度) ①コンテンツの充実等により、ポータルサイトへのアクセス件数を1月平均35,000件以上とする。 ②セミナーの参加者の80%から、セミナーの内容が職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた取組を検討する上で参考になった旨のアンケート回答をいただく。		成果実績	-	100	①16,386件 ②実施	①34,954件 ②100%	
			目標値	-	100	①15,000件 ②100	①16,000件 ②80%	①35,000件 ②80%
			達成度	%	100	①109.24 ②100	①218.46 ②125	

活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
		(平成23年度) 会議において議論の取りまとめを行う。 (平成24年度) ①ポータルサイトのコンテンツにおいて、職場のパワーハラスメント問題に関する基礎資料の提供のほか、労使団体等が実施する対策の情報や重要な判例の紹介など、閲覧者にとって有用な情報を掲載する。 ②職場のパワーハラスメントの実態について、企業アンケートを約1万5千箇所(予定)、労働者Web調査を約1万人(予定)実施する。 (平成25年度) ①ポータルサイトのコンテンツとして、パワーハラスメント対策に取り組んでいる企業の企業の紹介や裁判例の解説等を引き続き行うとともに、新たなコンテンツを掲載するなど、閲覧者にとって有用な情報を掲載する。 ②セミナーについて、1会場あたり平均50名以上の参加を目標とする。 (平成26年度) ①ポータルサイトのコンテンツとして、パワーハラスメント対策に取り組んでいる企業の企業の紹介や裁判例の解説等を引き続き行うとともに、新たなコンテンツを掲載するなど、閲覧者にとって有用な情報を掲載する。 ②セミナーについて、1会場あたり平均50名以上の参加を目標とする。	活動実績	—		①ポータルサイトのコンテンツとして、職場のパワーハラスメント問題に関する基礎資料を掲載したほか、労使団体等が実施する対策の情報や重要な判例を掲載した。 ②実態調査において、企業アンケート調査を17,000箇所に対し実施し、労働者Web調査を10,000名に対し実施した。	①ポータルサイトのコンテンツとして、パワーハラスメント対策に取り組んでいる企業の企業の紹介や裁判例の解説等を引き続き掲載した他、新たなコンテンツとして自己診断チェックリストや動画を掲載した。 ②セミナーの1会場あたりの平均参加者数は、80名であった。	—
			当初見込み	—	(—)	(① 10月1日開設) (② 企業:1万5千箇所、労働者:1万人)	(① —) (②参加者:1会場あたり平均50名以上)	(① —) (②参加者:1会場あたり平均80名以上)
単位当たりコスト		算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
		①(平成24年度) 単位当たりコスト = 682.5(円/件) X:「事業委託費(調査後の報告書作成経費含む) 18,427,500円」 Y:「パワハラ調査実施数 27,000(件)」	単位当たりコスト	円/件	—	682.5(円/件)	—	—
			計算式	X / Y	—	18,427,500 / 27,000	—	—
		②(平成26年度) 単位あたりコスト = 522.2 (円/件) X:「事業委託費(セミナー実施後の報告書作成経費含む) 24,544,000円」 Y:「セミナー実施数 47回」	単位当たりコスト	円/回	—	—	582.3(千円/件)	522.2(千円/件)
			計算式	X / Y	—	—	28,531,000 / 49	24,544,000 / 47
		③(平成26年度) 単位当たりコスト = 91.2(円/件) X:「事業委託費(ポータルサイト運営後の報告書作成経費含む) 38,300,000円」 Y:「アクセス件数 420,000件」 ※ポータルサイトは平成24年10月1日に開設	単位当たりコスト	円/件	—	400.7(円/件)	70.3(円/件)	91.2(円/件)
			計算式	X / Y	—	39,400,000 / 98,316	29,500,000 / 419,442	38,300,000 / 420,000
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	事務費	2	2	委託事業(社内研修ツール作成等)の拡充による増				
	委託費	136	147					
計	138	149						

事業所管部局による点検・改善					
		項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	職場のパワーハラスメントについては、近年、都道府県労働局等への相談件数が増加を続けるなど、社会問題として顕在化しており、その予防・解決には広く国民のニーズがあり、国費を投入しなければ事業目的が達成できない。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	職場のパワーハラスメントについては、業務上の指導との線引きが難しいなどの理由から、地方自治体や、問題の当事者である労使が対応に困難を感じており、国が実施すべき事業である。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	上記のとおり、近年、職場のパワーハラスメントについては社会問題として顕在化しており、その予防・解決のための労使の取組支援を推進する目的を達成するため、優先して取り組むべき事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	本事業の委託業者については、一般競争入札(総合評価落札方式)により選定している。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は、精神障害による労災認定の原因となる職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けて、労使の取組を支援するものであり、事業者より徴収した労災保険料から経費を支出しており、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	一般競争入札(総合評価落札方式)等によりコスト削減に努めており、妥当な水準である。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	本事業の実施にあたり真に必要な経費を支出している。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	本事業の委託業者については、一般競争入札(総合評価落札方式)により選定しているため、結果として不要が生じている。	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	国内の事業場数や、職場のパワーハラスメントが社会問題として顕在化してきている状況等を踏まえると、インターネットを通じ、より多くの国民や事業者等に対し情報提供を行うことは、実効性が高いものと考えられる。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	平成25年度の活動実績は見込みを上回っている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	調査の成果物については、都道府県労働局等を通じて配布したほか、ポータルサイトについても目標を上回るアクセスがあった。	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点検・改善結果	点検結果	国費投入の必要性、事業の効率性、事業の有効性の各項目について問題ないことが認められる。成果実績についてはポータルサイトへのアクセス件数について1月平均16,000件以上を達成し、またセミナー参加者の80%以上から、職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた取組の重要性を理解した旨の回答をいただいた。活動実績についてもポータルサイトに新たなコンテンツを掲載した他、セミナーは1会場あたり平均50名以上の参加を達成しており、事業は適切に執行されている。			
	改善の方向性	引き続き事業の効率化に努めつつ、所要の予算要求を行う。			
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
の事業内容改善	執行率を踏まえ、予算額を縮減すること。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
執行等改善	執行実績を踏まえ、事業内容を見直すとともに、労使によるパワーハラスメント対策をさらに推進するため、社内研修ツールの作成費等を新たに計上し、増要求となっている。				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成23年	新23-046	平成24年	0892	平成25年	372

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
59百万円

〔 事業管理者、受託者への指導 〕

〔 一般競争入札 〕

A. 公益財団法人21世紀職業財団
59百万円

〔 職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する周知広報（ポスター、パンフレット等の印刷、ポータルサイトの運営）、企業の取組事例を紹介するハンドブックの作 〕

B. 事務費
0.1百万円

〔 会議開催経費等 〕

資金の流れ
（資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する）
（単位：百万円）

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.公益財団法人21世紀職業財団			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	サイト構築・運営費、印刷費等	47			
管理費	人件費等	10			
消費税		3			
計		59	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	公益財団法人21世紀職業財団	職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する周知広報(ポスター、パンフレット等の印刷、ポータルサイトの運営)、企業の取組事例を紹介するハンドブックの作成、セミナーの開催	59	6	67.7%

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	個人A	謝金(一般競争入札(総合評価落札方式)技術審査委員会)	0.007	—	—
2	日本郵便(株)	郵送料	0.004	—	—
3	麴町税務署	所得税(一般競争入札(総合評価落札方式)技術審査委員会)	0.0002	—	—

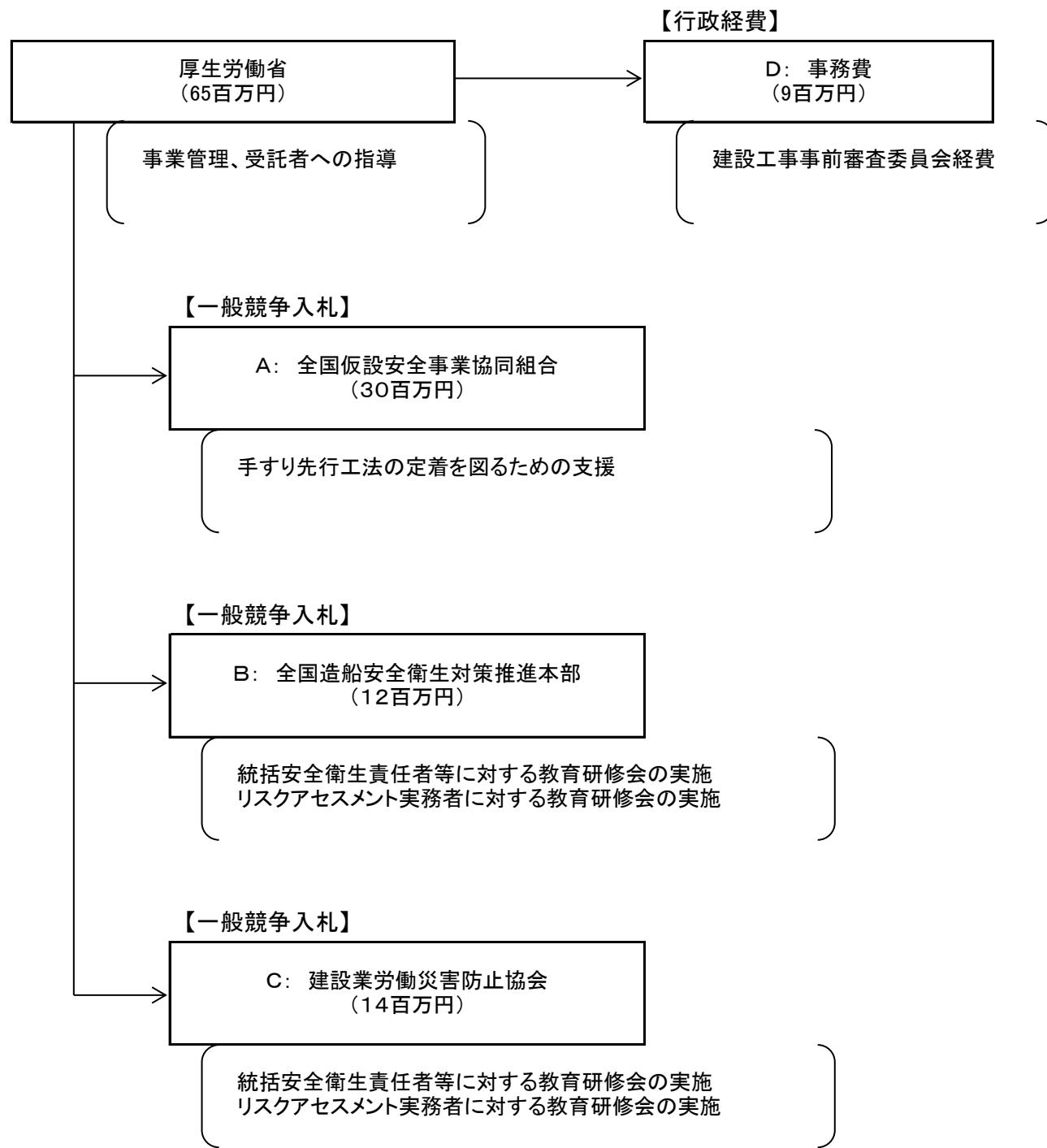
平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	墜落・転落災害等防止対策推進事業		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度 : 平成23年度 終了(予定)年度: 終了予定なし		担当課室	安全課		田中 敏章			
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 労働安全衛生法第106条第1項		関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	墜落・転落災害については、死亡災害の3割、死傷災害の2割を占め、年間の被災者数は2万人にも達しており、災害の重篤度、被災者数の多さから、安全対策が強く求められている。また、建設業においては墜落・転落災害が死亡災害の約4割を占める状況が続いており、建設業と並び特定業種と位置付けられている造船業についても休業災害に占める墜落・転落による災害の割合が増加傾向にある。このため、業種ごとに墜落・転落災害等の防止対策推進事業を実施することで、墜落・転落による労働災害の減少を図る。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	墜落・転落災害等防止対策推進事業(建設業)について、手すり先行工法等の普及・定着のための現場指導業務を実施する。 墜落・転落災害等防止対策推進事業(造船業)について、①統括安全衛生責任者に対する教育研修会を実施、②リスクアセスメント実務者に対する教育研修会を実施、③造船業における作業別労働災害防止対策事例集を作成する。(平成25年度限り。) 足場の設置が困難な高所作業での墜落防止対策普及事業について、① 足場の設置が困難な屋根上での作業標準マニュアルを作成、② 足場の設置が困難な屋根上での作業に関する墜落対策実演研修会を開催する。								
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算の状況	当初予算	89	77	71	58	64		
		補正予算	—	—	—	—	—		
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—		
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—		
		予備費等	—	—	—	—	—		
	計		89	77	71	58	64		
	執行額		55	67	65	—	—		
執行率 (%)		62%	87%	92%	—	—			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	手すり先行工法等に係る指導・支援を実施した結果、有効、有用であったことから「今後、自らの施工現場で手すり先行工法等を採用する」と回答する者の割合を80%以上とする。			成果実績	%	95	99	94	—
				目標値	%	80	80	80	80
				達成度	%	119	124	118	—
	統括安全衛生責任者等に対する研修会実施事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場割合を80%以上とする。(平成25年度限りで終了)			成果実績	%	90	93	92	—
				目標値	%	80	80	80	—
				達成度	%	113	116	115	—
	足場の設置が困難な屋根上での作業に関する墜落対策実演研修会の実施の結果、参加者の事業場においてハーネス型安全帯を導入し、又は導入を計画している割合を60%以上とする。			成果実績	%	—	—	85	—
				目標値	%	—	—	60	60
達成度				%	—	—	142	—	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	年間で205現場(※)以上で、建設業における手すり先行工法等の普及・定着のための現場に対する指導・支援を行う。 (※)平成23年度325現場、平成24年度250現場			活動実績	現場	208	269	236	—
				当初見込み	現場	325	250	205	205
単位当たりコスト	算出根拠				単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	単位当たりコスト = X / Y X: 支出額 Y: アウトプット実績			単位当たりコスト	円/現場	148,413	160,726	129,025	146,132
				計算式	X / Y	30,869,838/208	43,235,247/269	30,450,000/236	29,957,000/205
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由					
	委託費	45	51	改正労働安全衛生法令等に関する研修会(新規)による増(6,127千円)					
	諸謝金	4	4						
	職員・委員等旅費	4	4						
	庁費	4	5						
	計	58	64						

事業所管部局による点検・改善						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	建設業における死亡災害の約4割を墜落・転落災害が占め、造船業においても死亡災害につながる墜落・転落災害を防止する優先度は高く、国費を投入すべきである。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	労働安全衛生法第106条第1項に、労働災害防止に資するため、事業者が行う活動について技術上の助言その他必要な援助を行うことが努力義務とされており、本事業は国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	平成25年度から開始された第12次労働災害防止計画において重点業種と位置付けられている建設業における死亡災害の約4割を占め、造船業においても死亡災害につながる墜落・転落災害を防止する優先度は高い。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	一般競争入札(総合評価方式)による調達を行っており、競争性を確保している。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は、労働災害の防止のため、事業場に対して支援を行うものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	単位あたりのコストは、技術相談員などの専門家が指導、支援を行うものとして妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	本事業の遂行に要した推進本部管理者、技術相談員、支部管理者等に対する人件費、謝金及び旅費、報告書等の印刷費に使用されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	墜落・転落災害等防止対策推進事業(建設業)の現場に対する指導・支援及び、墜落・転落災害等防止対策推進事業(造船業)における安全衛生教育支援の活動実績は見込みに見合ったものである。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	事業において指導・支援を受けた事業場の94%が今後手すり先行工法等の採用の意向を持ち、教育研修会を受けた事業場の92%が改善措置を講じており、事業が十分に活用されていると言える。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検・改善結果	点検結果	毎年、事業の目標を達成するとともに、各項目ごとの評価は概ね妥当である。				
	改善の方向性	事業の効率化に努めつつ、必要な予算要求を行う。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
の事業部内容	本事業は、成果指標が「事業実施後に手すり先行工法とハーネス型安全帯の採用を計画すると回答した割合」に留まっていることから、墜落・転落災害件数といった、より適切な活動指標を設定できるよう、事業効果を検証する仕組みの構築に向けた検討をすること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
執行等改善	活動実績を把握するとともに、事業実施対象者に対してアンケート調査を実施することにより、事業効果を検証することとする。					
備考						
-						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	新23-047	平成24年	893	平成25年	373

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A. 全国仮設安全事業協同組合			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	調査・診断実施者活動謝金、旅費等	24			
管理諸経費	人件費、借料等	5			
消費税	消費税	1			
計		30	計		0
B. 全国造船安全衛生対策推進本部			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
諸謝金	講師謝金等	1			
旅費	講師旅費、事務局旅費等	3			
庁費	印刷費等	6			
一般管理費	人件費	1			
消費税	消費税	1			
計		12	計		0
C. 建設業労働災害防止協会			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	委員謝金、旅費、印刷費等	11			
管理経費	人件費、交通費等	2			
消費税	消費税	1			
計		14	計		0
D.事務費			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
諸謝金	専門家への謝金	4			
職員旅費	職員の出張に係る旅費	2			
委員等旅費	専門家への旅費	0.2			
庁費	役務・物品等の購入	3			
計		9	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	全国仮設安全事業協同組合	事業概要の墜落・転落災害等防止対策推進事業(建設業)に同じ	30	2	99.6%

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	全国造船安全衛生対策推進本部	事業概要の墜落・転落災害等防止対策推進事業(造船業)に同じ	12	2	99.7%

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	建設業労働災害防止協会	事業概要の足場の設置が困難な高所作業での墜落防止対策普及事業に同じ	14	2	87.5%

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	諸謝金	専門家への謝金	4	-	-
2	庁費	役務・物品の購入等	3	-	-
3	職員旅費	職員の出張に係る旅費	2	-	-
4	委員等旅費	専門家への旅費	0.2	-	-

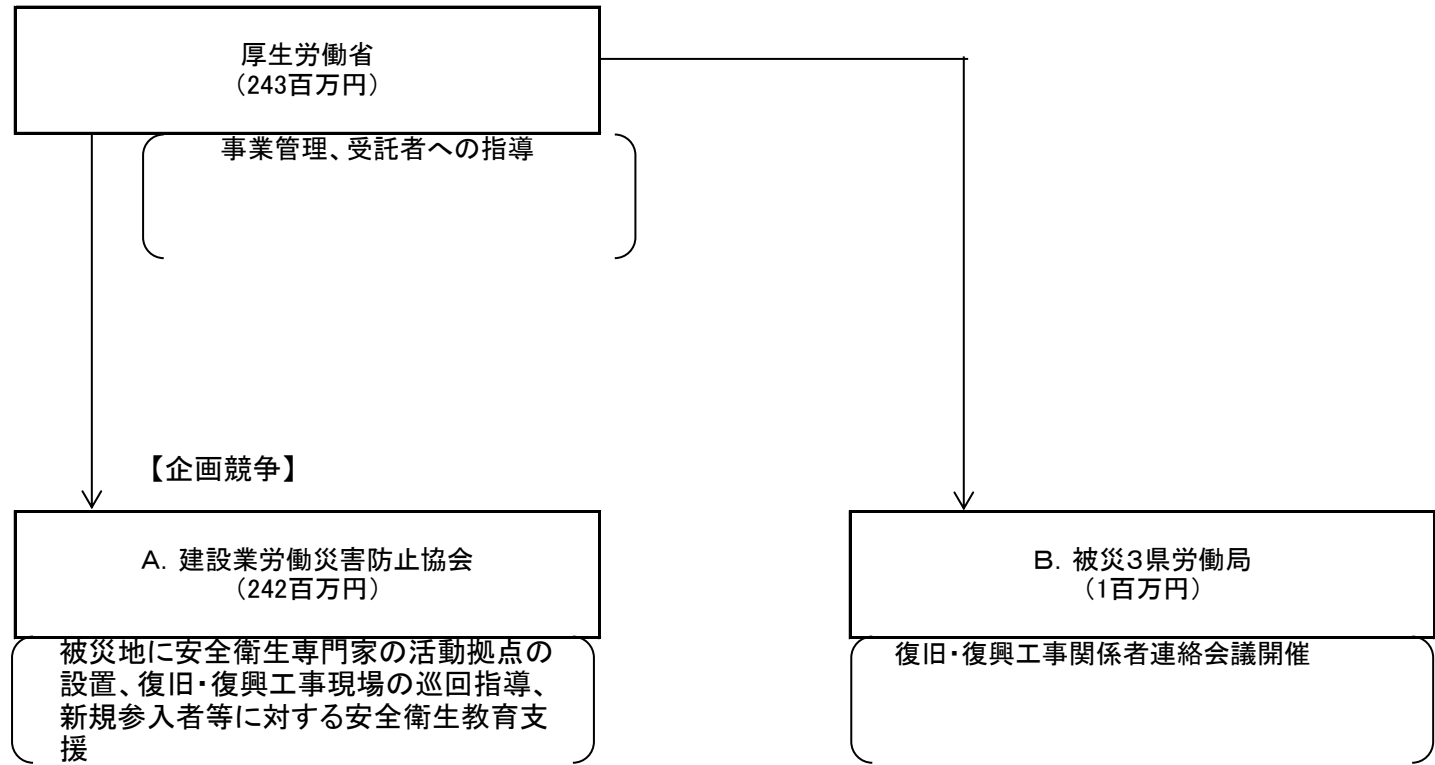
平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	東日本大震災に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度 : 平成23年度 終了(予定)年度: 終了予定なし		担当課室	安全課		田中 敏章			
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 労働安全衛生法第106条第1項		関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	東日本大震災に係る復旧・復興工事については、短期間のうちに大量に行われており、多数の中小事業者が参入することが想定されることから、安全衛生に関する諸問題に対応する窓口となる拠点を被災地3県に開設し、専門家による技術的な支援を行うことで、労働災害防止対策の徹底を図り、もって円滑な復旧工事の推進に寄与する。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	1 安全衛生専門家が、 ① 復旧・復興工事現場を巡回し、より安全な作業方法等について助言を行う。 ② 建設工事に不慣れな未熟練労働者等に対する安全衛生教育を充実させるための支援を行う。 2 安全衛生に関する諸問題に対応するための拠点を設置する。								
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算の状況	当初予算	—	301	252	213	202		
		補正予算	228	—	—	—	—		
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—		
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—		
		予備費等	—	—	—	—	—		
		計	228	301	252	213	202		
	執行額		146	268	243	—	—		
執行率 (%)		64.0%	89.0%	96.3%	—	—			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	
	岩手県、宮城県、福島県の全建設現場数に対する休業4日以上労働災害発生率が平成22年の値(2.8%)を下回る。 ※達成度は、平成22年の値をその年の実績で除した値とする。			成果実績	%	3.8	3.1	2.7	—
				目標値	%	2.8	2.8	2.8	2.8
				達成度	%	74	90	104	—
	建設業への新規参入者に対する安全衛生教育支援の実施の結果、役に立ったとの回答の割合を80%以上とする。			成果実績	%	96.1	97.6	97.0	—
				目標値	%	80	80	80	80
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	年間2,160事業場(※)以上に対し、安全衛生専門家による復興工事現場に対する安全衛生巡回指導を実施する。			活動実績	事業場	1,049	1,648	1,965	—
	※平成23年度1,080事業場、平成24年度=1,150事業場、平成25年度1,648			当初見込み	事業場	1,080	1,150	1,648	2,160
	(平成25年度) 年間で1,440事業場以上、2,880人以上に対して、安全衛生専門家による建設業への新規参入者等に対する安全衛生教育のための支援を実施する。			活動実績	①事業場 ②人	①521 ②2,691	①1,805 ②4,772	①1,930 ②4,570	—
	(平成26年度) 年間3,960人以上に対して、安全衛生専門家による建設業への新規参入者等に対する安全衛生教育のための支援を実施する。 (平成26年度から支援の効果を直接把握できる人数のみを目標とした。)			当初見込み	①事業場 ②人	①360 ②—	①860 ②—	①1,440 ②2,880	①— ②3,960
	単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
①巡回指導単位当たりコスト ②教育支援単位当たりコスト = X * Y / Z X:「支出額」 Y:①「推計巡回指導経費割合」 ②「推計教育支援経費割合」 Z:「アウトプット実績」			単位当たりコスト	①円/事業場 ②円/人	①123,539 ②5,952	①98,780 ②21,810	①60,366 ②27,015	①48,131 ②27,325	
			計算式	X * Y / Z	①145,608,867 × 0.89 / 1,049 ②145,608,867 × 0.11 / 2,691	①266,868,789 × 0.61 / 1,648 ②266,868,789 × 0.39 / 4,772	①242,079,236 × 0.49 / 1,965 ②242,079,236 × 0.51 / 4,570	①212,169,000 × 0.49 / 2,160 ②212,169,000 × 0.51 / 3,960	
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由					
	委託費	212	201	協力員活動時間の削減による減 ▲9,590千円					
	諸謝金	0	0						
	職員・委員等旅費	0	0						
	庁費	1	1						
計	213	202							

事業所管部局による点検・改善					
項目		評価	評価に関する説明		
国 必 費 投 入 の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	東日本大震災に係る復旧・復興工事での労働災害は多発しており、かつ、復旧・復興工事の進捗状況が被災地により異なることから、安全衛生拠点を被災地3県に開設し、専門家による技術的な支援を行う優先度は高い。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	労働安全衛生法第106条第1項に、国は労働災害防止に資するため、事業者が行う活動について技術上の助言その他必要な援助を行うように努めるものとされており、本事業は国が実施すべき事業である。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	平成25年度から開始された第12次労働災害防止計画の目標達成のため、同計画の重点施策として東日本大震災の復旧・復興工事対策が位置付けられており、当該事業の優先度は高い。	
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	一般競争入札(総合評価方式)による調達を行っており、競争性を確保している。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は、労働災害の防止のため、事業者に対して支援を行うものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	経験のある安全衛生指導員による復興工事現場に対する安全衛生巡回指導等の費用として妥当である。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○	事務所等管理費は、本事業を担当する職員の人件費や職員等が占有する面積割で支出された借料等であり、合理的なものとなっている。	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	本事業の遂行に要した指導員、業務管理者等に対する謝金等、保護具購入費等、被災地の活動拠点のための事務所、車両等借料等の真に必要なものに使用されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—	—	
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	本事業は、被災地の復興等工事の急増に伴い、行政だけでは対応できない現場指導の補完等を図ることを目的として委託事業として実施し、行政が行う現場指導と同等の効果を上げている。他の方法として行政が巡回指導等を行う専門家を直接雇用することも考えられるが、この場合でも同様の間接経費等が必要であること、行政職員による管理運営が必要であり、行政が行う現場指導等の件数の減少につながることから直接雇用は困難である。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	活動実績は、当初の見込みに対し、巡回指導事業場数で約1.2倍、新規参入者教等教育支援人数で約1.6倍であり、当初の見込みを大きく上回った。このため、平成26年度は前年度の実績を踏まえた当初見込みを設定することとする。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	被災地に3拠点(岩手、宮城、福島)を設置し、工事現場の巡回指導等の活動を効率良く実施できている。	
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	—	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点 検 ・ 改 善 結 果	点検結果	東日本大震災に伴う緊急の対応が必要となり、平成23年度補正予算により実施することとなった事業であり、平成25年度も復興工事の本格化とともに、人材不足が顕在化し、労働災害の発生も懸念される状況にあった。また、平成25年度の建設現場数は前年比で増加しており、平成26年度以降も、工事量が高水準で推移することにより労働災害の発生が懸念されることから、本事業を継続する必要性が認められる。活動実績は当初見込みを上回っており、成果についても、建設現場数は増加している状況でありながら、平成25年度の労働者の死傷災害発生件数は前年比で減少しており、平成27年度も本事業を継続する妥当性が認められる。			
	改善の方向性	平成26年度から調達方式の一般競争入札(総合評価落札方式)への変更、広報の方法を見直す等により事業の効率化に努めている。平成27年度は、平成26年度の落札額を踏まえ、必要な予算要求を行う。			
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現 状 通	点検結果も妥当であり、本事業は、東日本大震災に係る復旧・復興工事について、安全衛生に関する諸問題に対応する窓口となる拠点を被災地3県に開設し、専門家による技術的な支援を行うことで、労働災害防止対策の徹底を図り、もって円滑な復旧工事の推進に寄与する事業であることから、引き続き、必要な予算額を確保しつつ、適正な執行を行うこと。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
縮 減	「行政事業レビュー推進チームの所見」においては、「現状通り」との評価をいただいているところであるが、積算を見直した上で必要な経費について要求している。				
備考					
公開プロセス: 25年度、375・同事業名、事業全体の抜本的改善(予算の適切な使用や効果の分析、労働災害防止の強化の観点から事業内容・実施方法の抜本的見直しを念頭に更なる見直しを行い、概算要求へ適切に反映させることが必要)					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成23年	新23-086	平成24年	928	平成25年	375

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A. 建設業労働災害防止協会			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	巡回指導謝金、旅費等	196			
管理所経費	人件費、交通費	34			
消費税	消費税	12			
計		242	計		0
B.事務費			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
諸謝金	専門家への謝金	0.1			
委員等旅費	専門家への旅費	0.01			
庁費	役務・物品の購入等	0.8			
計		1	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	建設業労働災害防止協会	事業概要の記載のとおり	242	随意契約	-

B.

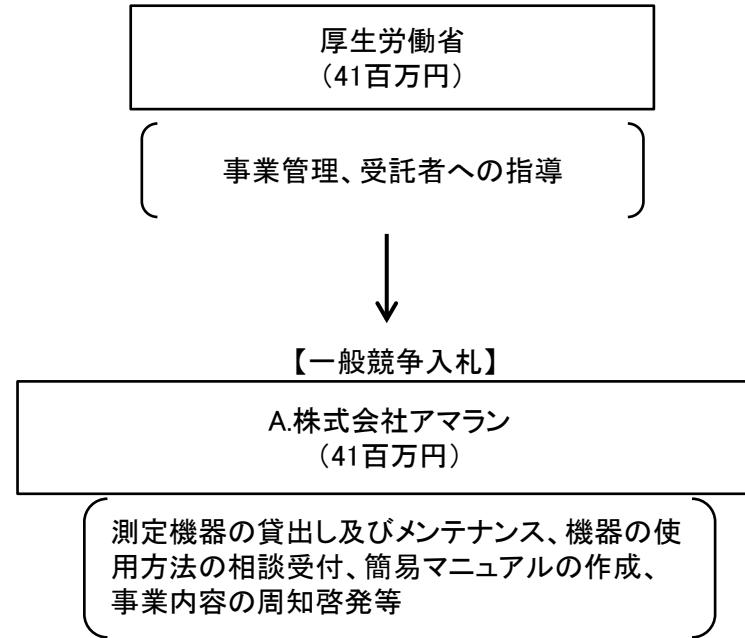
	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	庁費	役務・物品の購入等	0.8	-	-
2	諸謝金	専門家への謝金	0.1	-	-
3	委員等旅費	専門家への旅費	0.01	-	-

平成26年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	受動喫煙に係る職場内環境測定支援業務		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成23年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	労働衛生課		泉 陽子			
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画 がん対策推進基本計画(平成24年6月8日)					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	第12次労働災害防止計画に掲げられた「平成29年までに受動喫煙を受けている労働者の割合を15%以下にする。」という目標の達成に向けて、事業場が職場のたばこ煙濃度や喫煙室の換気状態を確認するため、必要な測定機器の貸出しや使用方法の説明を行うことにより、事業場における職場の受動喫煙防止対策の取組を促進することを目的とする。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	事業場におけるたばこ煙の濃度及び喫煙室付近の気流の測定に必要な粉じん計及び風速計について、無料で貸し出すとともに、推奨する測定方法及び機器の使用方法についてマニュアルを作成し測定機器に添付し、また、必要に応じて機器の測定方法について電話相談及び実地指導にも対応する。								
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	91	108	49	27	26		
		補正予算	—	—	—	—	—		
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—		
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—		
		予備費等	—	—	—	—	—		
	計		91	108	49	27	26		
	執行額		46	73	41	—	—		
執行率(%)		51	68	84	—	—			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	
	測定機器の貸し出しを実施した事業者から有用であった旨の回答を受けた割合	成果実績	%	100	97	99	—		
		目標値	%	80	80	80	80		
		達成度	%	125	121	124	—		
	【平成25年度まで】 「全面禁煙」又は「空間分煙」による受動喫煙防止対策を講じている事業場の割合(70%以上)	成果実績	%	—	61	65	—		
		目標値	%	—	70	70	統計調査を実施する予定なし		
達成度		%	—	88	93	—			
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	測定機器(デジタル粉じん計及び風速計)の貸出件数	活動実績	件	77	—	—	—		
		当初見込み	件	1,410	—	—	—		
	デジタル粉じん計及び風速計の1か月当たりの平均貸出件数の前年度比割合	活動実績	%	—	139	156	—		
		当初見込み	%	—	120	120	110		
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	単位当たりコスト = X / Y			単位当たりコスト	円/件	446,186	246,857	69,981	20,374
	X: 本事業の委託費のうち、機器の貸出に係る費用 Y: 機器貸出件数			計算式	X / Y	34,356,333 / 77	52,827,400 / 214	23,373,723 / 334	24,449,000 / 1,200
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由					
	委託費	27	26	デジタル粉じん計・風速計の貸出件数の減					
計	27	26							

事業所管部局による点検・改善						
項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	受動喫煙による健康への影響は明らかとなっている中、平成24年労働者健康状況調査によると、全面禁煙又は空間分煙による措置がなされている事業場は平成24年の時点で61%であり、48.2%の事業場が「職場の受動喫煙防止対策の取り組みに当たり問題がある」と回答していることから、広く国民のニーズがあり、国費を投入しなければ事業目的が達成できない。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	第186回通常国会に提出した労働安全衛生法の一部改正法案では国が必要な支援に努めることとされているため、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	職場で受動喫煙を受けている労働者の割合は平成24年の時点で52%であり、第12次労働災害防止計画に掲げられた「平成29年までに受動喫煙を受けている労働者の割合を15%以下にする。」という政策目的達成に向けて、優先度の高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	本事業は、一般競争入札(最低価格落札方式)により調達を実施している。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は労働者の健康を保護する観点から、事業者に対して支援を行うものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出しており、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	単位あたりコストの削減を目指し、機器の準備費用等を除いた機器の貸出に係る部分については、貸出実績に応じて支払うことにしている。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	測定機器の準備及び貸出しに係る費用、受付担当者及び技術対応を行う者の費用に充当されており、事業の実施に必要なものだけに限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	不用は、企業努力等により契約額が予算額に比べて低かったことによるものであるが、成果目標及び活動指標ともに達成しており、効率的な事業運営がなされた結果であると認められ、妥当である。		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	単位あたりコストの削減を目指し、機器の準備費用等を除いた機器の貸出に係る部分については、貸出実績に応じて支払うことにしている。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	アウトプット指標の当初見込みは達成しているが、今後も実績件数の増加に向けて、周知啓発等さらなる努力が望まれるところ。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	本事業では測定機器を貸し出した事業者アンケート調査を実施しており、当該アンケートにより得られた意見や改善すべき点等については、関係者間で共有し、以後の対応に反映するとともに、事業の改善に活用することとしている。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	本事業は事業場の環境把握のための機器を貸出しを行うものであり、受動喫煙防止対策に係る技術的な内容に対する相談対応や説明会を行う379の事業や受動喫煙防止対策のための設備の設置に対する助成や周知・啓発のためのパンフレットの作成を行う384の事業とは適切に役割分担を行っている。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	379	職場における受動喫煙対策事業	厚生労働省労働基準局安全衛生部			
384	受動喫煙防止対策助成金等(行政経費を含む)	厚生労働省労働基準局安全衛生部				
点検・改善結果	点検結果	アウトカム指標である「全面禁煙」又は「空間分煙」による受動喫煙防止対策を講じている事業場の割合は目標値に若干届かなかつたものの、満足度調査に係る目標は達成し、さらにアウトプット指標も達成していることから、本事業を継続して実施することとする。なお、今後、法改正等を契機として事業場において受動喫煙防止対策への対応の必要性の意識が高まることが予想されるため、これまで以上に中小企業を中心とした事業の周知に努め、職場における受動喫煙防止対策の推進を図る必要がある。				
	改善の方向性	アウトプット・アウトカム指標の達成に向けて、引き続き職場における受動喫煙防止対策事業における集団指導等を通じて、職場における受動喫煙防止対策の実施の必要性、支援事業の内容等についてより一層の周知啓発を行うとともに、事業の実績を踏まえ、引き続き事業内容等について実効性・効率化の観点から見直しを行っていく必要があると考えられる。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
部容事改の業善一内	執行率を踏まえ、予算額を縮減すること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	デジタル粉じん計・風速計の貸出台数を減らすことにより、予算額の縮減を図った。					
備考						
-						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成23年	0089	平成24年	0931	平成25年	377	

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.株式会社アマラン			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	測定機器貸出費用、測定機器準備費用、機器較正費用、旅費・謝金等	26			
周知広報経費	HP作成・更新費用、簡易マニュアル作成費等	1			
管理諸経費	受付担当者及び技術対応者費用、運搬通信費、保管スペース費用等	12			
消費税	消費税	2			
計		41	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

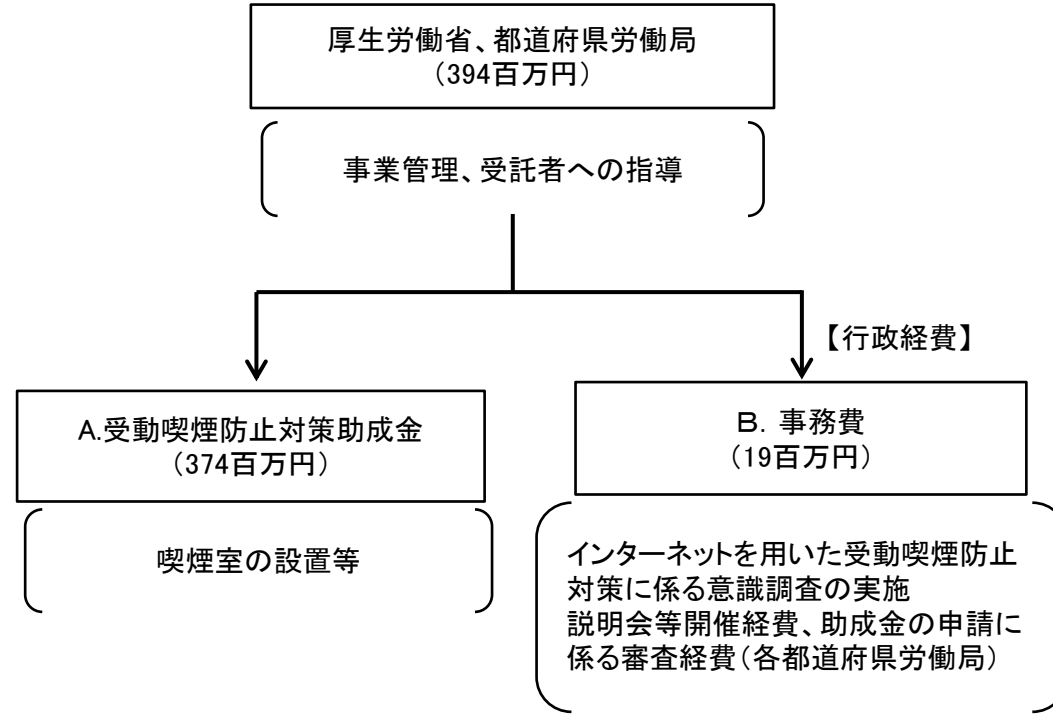
	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社アマラン	測定機器の貸出し及びメンテナンス、機器の使用方法の相談受付、簡易マニュアルの作成、事業内容の周知啓発等	41	2	84

平成26年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	受動喫煙防止対策助成金等	担当部局庁	労働基準局安全衛生部	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成23年度 終了(予定)年度:終了予定なし	担当課室	労働衛生課	泉 陽子				
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定	政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号	関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画 がん対策推進基本計画(平成24年6月8日)					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	第12次労働災害防止計画に掲げられた「平成29年までに受動喫煙を受けている労働者の割合を15%以下にする。」という目標の達成に向けて、事業場における受動喫煙防止対策のための喫煙室の設置等の取組に助成し、対策の円滑な促進を図ることを目的とする。また、周知啓発用の資料作成や意識調査を通じて、受動喫煙防止対策の必要性等について周知啓発することを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	中小企業事業主が受動喫煙防止対策として行う喫煙室の設置等を実施するために必要な経費について、助成率1/2、上限200万円を助成する。また、事業者から提出される助成金計画認定等の審査や実地調査等の関連業務を行う。 また、助成金や支援事業の周知啓発用パンフレットの作成・配布や職場における受動喫煙防止対策に関する意識調査(インターネット調査)を実施する。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算の状況	当初予算	329	608	785	754	1,041	
		補正予算	—	—	—	—	—	
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—	
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—	
		予備費等	—	—	—	—	—	
	計	329	608	785	754	1,041		
	執行額	36	101	394	—	—		
執行率(%)	11	17	50	—	—			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	【平成23年度】 受動喫煙防止対策(全面禁煙、空間分煙)を講じている事業場の割合	成果実績	%	48	—	—	—	—
		目標値	%	100	—	—	—	—
		達成度	%	48	—	—	—	—
	【平成24年度・平成25年度】 「全面禁煙」又は「空間分煙」による受動喫煙防止対策を講じている事業場の割合(70%以上)	成果実績	%	—	61	65	—	—
		目標値	%	—	70	70	統計調査を実施する予定なし	—
		達成度	%	—	88	93	—	—
	【平成26年度】 交付決定を受けた事業場のうち、喫煙室等を実際に設置し、助成金の交付を受けた事業場の割合	成果実績	%	—	—	—	—	—
		目標値	%	—	—	—	90	—
		達成度	%	—	—	—	—	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	【平成25年度まで】 各都道府県で1回以上、受動喫煙防止対策に関する周知啓発(集団指導)を行う。	活動実績	都道府県	44	47	47	—	—
		当初見込み	都道府県	47	47	47	—	—
	【平成23年度】 受動喫煙防止対策助成金の支給に係る予算の執行率	活動実績	%	4.2	—	—	—	—
		当初見込み	%	90	—	—	—	—
	【平成24年度から】 補助金の1か月当たりの平均申請件数の前年度比割合	活動実績	%	—	230	423	—	—
		当初見込み	%	—	150	150	120	—
	【平成26年度】 各都道府県における受動喫煙防止対策に関する周知啓発(集団指導)の平均開催数	活動実績	%	—	—	—	—	—
		当初見込み	%	—	—	—	2	—
	単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度
単位当たりコスト = X / Y		単位当たりコスト	円/件	667,111	756,663	1,076,254	852,752	
X: 助成金の支給額 Y: 助成金の支給件数		計算式	X / Y	12,008,000 / 18	62,803,000 / 83	373,460,000 / 347	728,250,000 / 854	
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	諸謝金	0.3	0	喫煙室等の年間申請件数の増、屋外喫煙所の設置費を助成対象とすることによる増				
	職員旅費	3	3					
	委員等旅費	0.9	0					
	庁費	22	21					
	事業費(補助金)	728	1,016					
	計	754	1,041					

事業所管部局による点検・改善					
	項目	評価	評価に関する説明		
国 必 要 投 入 の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	受動喫煙による健康への影響は明らかとなっている中、平成24年労働者健康状況調査によると、全面禁煙又は空間分煙による措置がなされている事業場は平成24年の時点で61%であり、48.2%の事業場が「職場の受動喫煙防止対策の取り組みに当たり問題がある」と回答していることから、広く国民のニーズがあり、国費を投入しなければ事業目的が達成できない。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	第186回通常国会に提出した労働安全衛生法の一部改正法案では国が必要な支援に努めることとされているため、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	職場で受動喫煙を受けている労働者の割合は平成24年の時点で52%であり、第12次労働災害防止計画に掲げられた「平成29年までに受動喫煙を受けている労働者の割合を15%以下にする。」という政策目的達成に向けて、優先度の高い事業である。		
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	本事業は労働者の健康を保護する観点から、事業者に対して支援を行うものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出しており、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○	都道府県労働局において、厚生労働省の通達等に基づいた厳格な審査を実施し、申請額を精査している。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	受動喫煙防止対策に取り組む中小企業事業者への支援のための助成金のほか、助成金交付に係る審査業務のための経費、受動喫煙防止対策の周知を図るためのパンフレット作成費等、事業の目的の達成に必要な用途のみに限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	本事業は、事業場における全面禁煙や空間分煙等の受動喫煙防止措置の義務化(関係法令改正)に対応する事業者を支援することを目的として開始されたものであるが、改正法案が平成24年11月の衆議院解散に伴い廃案となり、受動喫煙防止対策に対する世間の関心が高まらなかったことが、制度の活用に至らなかった最も大きな原因と推定される。 加えて、受動喫煙の健康への影響について、各事業場において対策が必要との判断に至るまでには浸透していない点等も関係していると推測される。		
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	本事業は、労働者の受動喫煙対策が遅れがちな中小企業事業主に限定して助成を行うものであり、助成金の助成対象も要件を満たす喫煙室という有効な措置のみに限定している。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	アウトプット指標の当初見込みは達成している。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	本事業では、受動喫煙防止措置について要件を設け、審査によりそれに合致した措置のみを助成対象としていることから、助成した事業場における受動喫煙防止措置として十分活用されている。		
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	本事業は受動喫煙防止対策のための設備の設置に対する助成や周知・啓発のためのパンフレットの作成を行うものであり、受動喫煙防止対策に係る技術的な内容に対する相談対応や説明会を行う379の事業や事業場の環境把握のための機器を貸出しを行う383の事業とは適切に役割分担を行っている。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
	379	職場における受動喫煙対策事業	厚生労働省労働基準局安全衛生部		
383	受動喫煙に係る職場内環境測定支援業務	厚生労働省労働基準局安全衛生部			
点 検 ・ 改 善 結 果	点検結果	アウトカム指標である「全面禁煙」又は「空間分煙」による受動喫煙防止対策を講じている事業場の割合は目標値に若干届かなかったものの、アウトプット指標は達成していることから、本事業を継続して実施することとする。なお、今後、法改正等を契機として事業場において受動喫煙防止対策への対応の必要性の意識が高まることが予想されるため、これまで以上に中小企業を中心とした事業の周知に努め、職場における受動喫煙防止対策の推進を図る必要がある。			
	改善の方向性	アウトプット・アウトカム指標の達成に向けて、引き続き職場における受動喫煙防止対策事業における集団指導等を通じて、職場における受動喫煙防止対策の実施の必要性、支援事業の内容等についてより一層の周知啓発を行うとともに、事業の実績を踏まえ、引き続き事業内容等について実効性・効率化の観点から見直しを行っていく必要があると考えられる。			
外部有識者の所見					
-					
行政事業レビュー推進チームの所見					
善 改 部 の 内 事 改 容 業	より効果的な他の手法を検討すること。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
執 行 等 改 善	受動喫煙防止対策としてより効果的な屋外喫煙所の設置を助成対象に追加する。				
備考					
-					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成23年	0090	平成24年	0932	平成25年	378

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・用途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と用途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.A社			E.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
受動喫煙防止 対策助成金	喫煙室の設置に係る費用	2			
計		2	計		0
B.事務費			F.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
職員旅費	職員の出張に係る旅費	2			
庁費	役務・物品の購入等	17			
計		19	計		0
C.			G.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	A社	喫煙室の設置等	2	—	—
2	B社	喫煙室の設置等	2	—	—
3	C社	喫煙室の設置等	2	—	—
4	D社	喫煙室の設置等	2	—	—
5	E社	喫煙室の設置等	2	—	—
6	F社	喫煙室の設置等	2	—	—
7	G社	喫煙室の設置等	2	—	—
8	H社	喫煙室の設置等	2	—	—
9	I社	喫煙室の設置等	2	—	—
10	J社	喫煙室の設置等	2	—	—

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	庁費	役務・物品等の購入	17	—	—
2	職員旅費	職員の出張に係る旅費	2	—	—

平成26年行政事業レビューシート

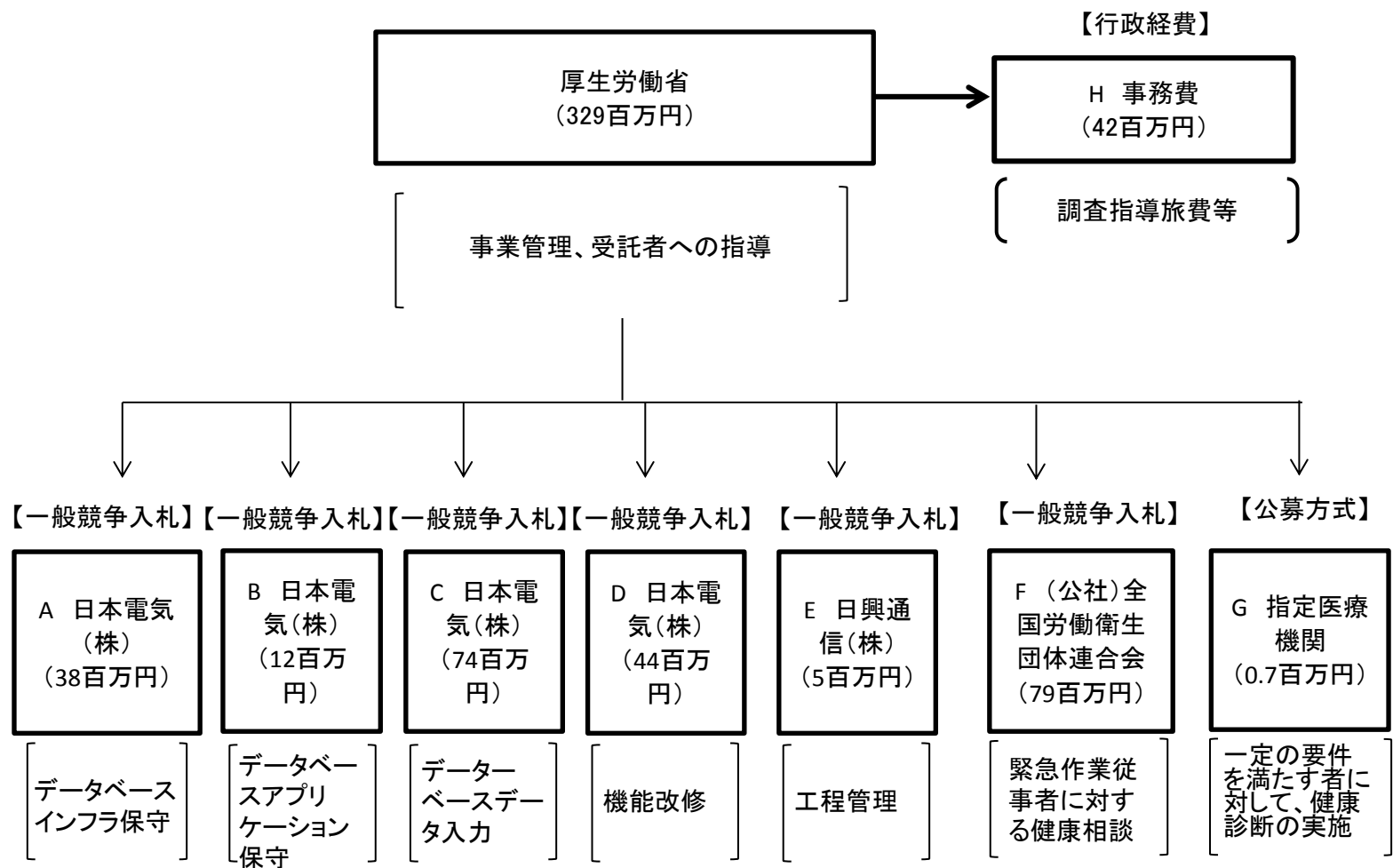
(厚生労働省)

事業名	東電福島第一原発の緊急作業従事者に対する健康管理対策		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成23年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	労働衛生課		泉 陽子			
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等	原子力被災者への対応に関する当面の取組方針 (平成23年5月17日 原子力災害対策本部決定)					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	東電福島第一原子力発電所においては、これまで緊急作業に従事している労働者が被ばくする事故も発生しており、また、作業期間の長期化に伴い被ばく線量の増加による健康への影響が懸念されていることから、同原子力発電所における労働者の健康管理の強化に政府として全力を挙げて取り組む必要がある。本事業は、健康診断結果等の長期的管理、該当者への検診の実施等により、緊急作業従事者の健康確保が図られることを目的とする。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	東電福島第一原子力発電所において緊急作業に従事した労働者の被ばく線量、健康診断結果等のデータを蓄積する「東電福島第一原発作業員の長期的健康管理システム」を構築するもの。また、緊急作業時の被ばく線量が一定以上の労働者を対象にがん検診等を実施する。								
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	—	598	483	416	373		
		補正予算	261	—	—	—	—		
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—		
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—		
		予備費等	—	—	—	—	—		
	計		261	598	483	416	373		
	執行額		32	265	329	—	—		
執行率(%)		12	44	68	—	—			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	
	【平成24年度まで】 緊急作業に従事した労働者について、被ばく線量、健康診断結果をデータベースに入力し、当該労働者の長期的健康管理に資する。			成果実績	—	—	—	—	
				目標値	—	—	—	—	
				達成度	%	—	—	—	
	【平成25年度から】 緊急作業に従事した労働者について、がん検診等を受けさせることにより、疾病の早期発見を期する。			成果実績	人	—	—	174	—
				目標値	人	—	—	186	186
			達成度	%	—	—	93.5	—	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	【平成24年度】 緊急作業に従事した労働者の被ばく線量、健康診断結果をデータベースに入力し、当該者約2万人に対しデータベースに登録された旨を証する書面を送付する。			活動実績	人	—	19,346	—	—
				当初見込み	—	—	—	—	
	【平成25年度から】 ・緊急作業に従事した労働者について、健康診断結果及び被ばく線量について、データベースに入力を行う。 ・一定の被ばく線量を超えた労働者からの申請に基づき交付された手帳を所持する者全員に対し、直接又は事業者を通じてがん検診等の受診勧奨を行う。 ・緊急作業者の現況確認のため、調査票を送付する。 ・健康相談窓口の開設及びフリーダイヤルの設置を行い、健康相談を行う。			活動実績	件数	—	—	143,645	—
				当初見込み	件数	—	—	139,021	44,918
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	単位当たりコスト = X / Y			単位当たりコスト	円/人	—	13,698	2,290	9,261
	X:「執行額」 Y:「アウトプット件数」			計算式	X / Y	—	265百万円 / 19,346人	329百万円 / 143,645人	416百万円 / 44,918人
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由					
	職員旅費	7	7	システム改修経費の減 相談回数の減					
	社会復帰促進等旅費	1	1						
	庁費	25	25						
	情報処理業務庁費	247	235						
	土地建物借料	5	5						
	委託費	133	101						
計	416	373							

事業所管部局による点検・改善					
項目		評価	評価に関する説明		
国 必 費 投 入 の 必 要 性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	原子力発電所事故収束のための緊急作業については、省令改正により被ばく限度を引き上げており、それらの作業に従事した作業員の健康管理を国自ら行うことは広く国民のニーズがあると考えられ、国費を投入しなければ事業目的が達成できない。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	労働安全衛生法に基づき公示された「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」において国が行う必要な援助が定められており、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	緊急作業に従事した労働者の健康管理は長期的、継続的に実施する必要がある、原発事故収束作業に従事した労働者の安全と健康の確保という政策目的達成に向けて、優先度の高い事業である。		
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	△	一部公募であるが、ほぼ一般競争入札により調達しており、競争性、妥当性は確保されている。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	「原子力被災者への対応に関する当面の取組方針」(平成23年5月17日原子力災害対策本部決定)において、「被ばく線量の管理、臨時の健康診断の徹底」、「作業届の提出による労働者の被ばく管理等の確認」及び「データベースの構築による健康管理」を掲げ、第一原発における労働者の健康管理の強化に政府として全力を挙げて取り組むこととなったところであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○	緊急作業に従事した労働者の被ばく線量等のデータベース入力や手帳を所持する労働者を対象にしたがん検診等の受診勧奨業務等は一般競争入札により業者を決定するなど、効率的な業務執行を図っている。引き続き単位当たりコストの縮減・効率化に努める。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	委託費等は、真に必要な機器の購入や役務費に限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	不用は、長期的健康管理システムの改修に係る支出額が想定を下回ったこと等によるものであるが、活動指標は達成しており、成果目標は目標値に届かなかったものの達成度は93.5%であったことから、一定の事業の目的は達成できているものと認められることから、妥当である。		
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	—	—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	当初予定していた登録証の発行、データの入力については適切に実施できている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	データベースは、今後蓄積される被ばく線量の入力業務や緊急作業従事者からの線量照会業務等に活用される。		
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	—	—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点 検 ・ 改 善 結 果	点検結果	健康相談の実績については目標を下回ったが、手帳所持者に対するがん検診等の受診勧奨及び緊急作業従事者の現況確認については、対象者のほぼ全員に対し実施されており、データベースへのデータ入力についても予定通り進んでいることから、引き続き事業を実施することとしたい。			
	改善の方向性	緊急作業従事者の長期的健康管理を適切に行っていくため、健康診断結果、月ごとの被ばく線量等のデータ入力を含むデータベースの運用について引き続き適切に実施する。健康相談窓口については、現況調査実施時に、再度周知、利用勧奨を行う。			
外部有識者の所見					
—					
行政事業レビュー推進チームの所見					
部 容 事 改 の 業 善 一 内	活動内容を把握し、事業効果を検証する仕組みを構築すること。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
執 行 等 改 善	①健康診断結果等のデータベース入力状況、②手帳所持者に対する受診勧奨の実施状況、③現況確認のための調査票発送状況、④フリーダイヤル及び健康相談の実施状況を把握し、これらの指標を用いて年度に1回程度、緊急作業従事者の長期的健康管理の実施状況についてとりまとめを行い、事業効果を検証していく。				
備考					
—					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成23年	0094、52	平成24年	0936	平成25年	380

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて
補足する)
(単位: 百万円)



費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.日本電気(株)			E.日興通信(株)		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	東電福島第一原発作業員の長期的健康管理システムに係るインフラ運用・保守業務	38	事業費	東電福島第一原発作業員の長期的健康管理システムに係る工程管理業務	5
計		38	計		5
B.日本電気(株)			F.(公社)全国労働衛生団体連合会		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	東電福島第一原発作業員の長期的健康管理システムに係るアプリケーション保守業務	12	事業費	相談謝金、支部事務所借料等	72
			管理諸経費	本部事務所借料等	3
			消費税		4
計		12	計		79
C.日本電気(株)			G.指定医療機関		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	東電福島第一原発作業員の長期的健康管理システムに係るデータ入力業務	74		※百万円未満のため記載せず。	
計		74	計		0
D.日本電気(株)			H.事務費		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	東電福島第一原発の長期的健康管理システムに係る機能改修業務	44	職員旅費	職員の出張に係る旅費	4
			社会復帰促進等旅費	健康診断等受診旅費	0.5
			情報処理庁費	後納郵便料等	13
			庁費	役務・物品の購入等	24
計		44	計		42

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	日本電気(株)	東電福島第一原発作業員の長期的健康管理システムに係るインフラ運用・保守業務	38	1	99%

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	日本電気(株)	東電福島第一原発作業員の長期的健康管理システムに係るアプリケーション保守業務	12	1	99%

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	日本電気(株)	東電福島第一原発作業員の長期的健康管理システムに係るデータ入力業務	74	1	98%

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	日本電気(株)	東電福島第一原発の長期的健康管理システムに係る機能改修業務	44	3	53%

E.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	日興通信(株)	東電福島第一原発作業員の長期的健康管理システムに係る工程管理業務	5	2	66%

F.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(公社)全国労働衛生団体連合会	東電福島第一原発作業員のうち、離職者等に対し、健康相談等を実施	79	1	54%

G.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	福島労災病院	東電福島第一原発作業員のうち、特定緊急作業従事者に対し、がん健診等を実施	0.2	随意契約 (公募)	—
2	新潟労災病院	東電福島第一原発作業員のうち、特定緊急作業従事者に対し、がん健診等を実施	0.09	随意契約 (公募)	—
3	十和田市立中央病院	東電福島第一原発作業員のうち、特定緊急作業従事者に対し、がん健診等を実施	0.06	随意契約 (公募)	—
4	(一財)住友病院	東電福島第一原発作業員のうち、特定緊急作業従事者に対し、がん健診等を実施	0.06	随意契約 (公募)	—
5	吉川中央総合病院	東電福島第一原発作業員のうち、特定緊急作業従事者に対し、がん健診等を実施	0.06	随意契約 (公募)	—
6	横浜労災病院	東電福島第一原発作業員のうち、特定緊急作業従事者に対し、がん健診等を実施	0.03	随意契約 (公募)	—
7	静岡済生会総合病院	東電福島第一原発作業員のうち、特定緊急作業従事者に対し、がん健診等を実施	0.03	随意契約 (公募)	—
8	東京労災病院	東電福島第一原発作業員のうち、特定緊急作業従事者に対し、がん健診等を実施	0.03	随意契約 (公募)	—
9	行田総合病院	東電福島第一原発作業員のうち、特定緊急作業従事者に対し、がん健診等を実施	0.02	随意契約 (公募)	—
10	ちば県民保健予防財団	東電福島第一原発作業員のうち、特定緊急作業従事者に対し、がん健診等を実施	0.02	随意契約 (公募)	—

H.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	庁費	役務・物品等の購入	24	—	—
2	情報処理庁費	後納郵便料等	13	—	—
3	職員旅費	職員の出張に係る旅費	4	—	—
4	社会復帰促進等旅費	健康診断等受診費	0.5	—	—

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	労働安全衛生等事務費		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度: 昭和23年度 終了(予定)年度: 終了予定なし		担当課室	計画課		美濃 芳郎			
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	労働基準行政においては、労働災害の防止を目的として、労働安全衛生法等に基づき、労働者の安全と健康の確保のための各種安全衛生対策を実施しており、その実施・運営のために必要な経費である。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	労働者の安全衛生を確保するためには適切な労働安全衛生対策を推進する必要があるところ、これに当たって必要な書籍やコピー用紙などの消耗品等を本省、労働局、労働基準監督署にて購入するものである。								
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位: 百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算の状況	当初予算	261	227	216	209	208		
		補正予算	—	—	—	—	—		
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—		
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—		
		予備費等	—	—	—	—	—		
	計		261	227	216	209	208		
	執行額		217	195	171	—	—		
執行率 (%)		82%	83%	79%	—	—			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	
	労働安全衛生対策のために必要となる消耗品等について、経費の節約を図り、他の事業へ予算を充当することで、ひいては労働災害の対前年比減を図る。			成果実績	人	117,958人	119,576人	118,157人	
				目標値	人	116,733人	117,958人	119,576人	118,157人
				達成度	%	99.0%	98.6%	101.2%	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	労働安全衛生対策のために必要となる消耗品等について、コスト意識を持ち、経費の節約に努める。			活動実績	—	—	—	—	
				当初見込み	—	—	—	—	
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	—			単位当たりコスト	—	—	—	—	
				計算式	—	—	—	—	
平成26・27年度予算内訳 (単位: 百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由					
	諸謝金	2	1	安全衛生総合会館等の管理業務経費等の減					
	庁費	198	197						
	各所修繕	9	10						
計	209	208							

事業所管部局による点検・改善						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	労働安全衛生対策を実施するために必要な消耗品等を購入する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	労働安全衛生対策を実施するために国が自ら実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	労働安全衛生対策を実施するために必要な消耗品等を購入するものであり、優先度は高い。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	労働安全衛生対策を実施するために必要な経費であり、事業主から徴収した労災保険料から経費を支出しており、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-	-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	労働安全衛生対策を実施するために必要な消耗品等に限定して購入している。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	-		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		-	
	-	-	-		-	
点検・改善結果	点検結果	消耗品の購入等に当たっては、数量を精査して節約を図っており、成果目標及び活動指標を達成しているものとする。今後も労働安全衛生対策を実施するため、引き続き適切な予算措置を行う。				
	改善の方向性	引き続き、経費の節約を図るとともに、執行実績を踏まえた予算措置を行っていく。				
外部有識者の所見						
-						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	引き続き、必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	「行政事業レビュー推進チームの所見」においては、「現状通り」との評価をいただいているところであるが、積算を見直した上で必要な経費について要求している。					
備考						
-						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	-	平成24年	1017	平成25年	381

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

労働安全衛生等事務費

厚生労働省、都道府県労働局
、労働基準監督署
(171百万円)

労働安全衛生対策を推進するた
めに必要な消耗品等の経費



【行政経費】

A. 事務費
(171百万円)

庁費、各所修繕等

資金の流れ
(資金の受け取
り先が何を行っ
ているかについ
て補足する)
(単位：百万
円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.事務費			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
庁費	役務・物品等の購入	168			
各所修繕	施設の修繕に係る経費	1			
諸謝金	専門家への謝金	1			
計		170	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	庁費	役務・物品等の購入	168		
2	各所修繕	施設の修繕に係る経費	1		
3	諸謝金	専門家への謝金	1		

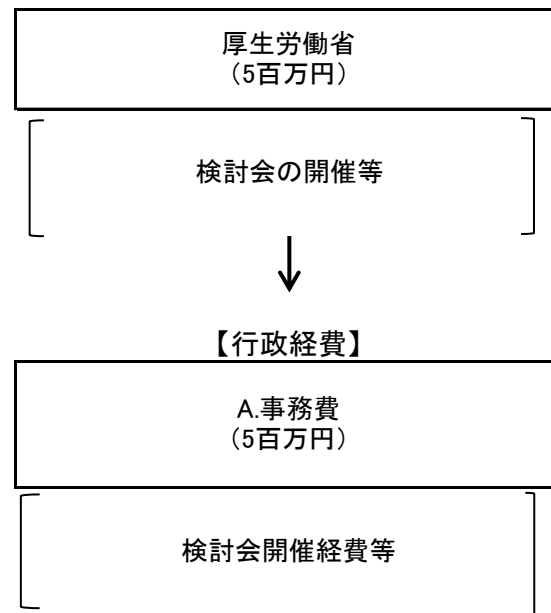
平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	職業病予防対策の推進		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	事業開始年度: - 終了(予定)年度: 終了予定なし		担当課室	労働衛生課		泉 陽子		
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3項		関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	技術革新の進展に伴う新材料等の採用による新しい職業病の発生等に対処するため、適正な職業病予防対策の推進を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	技術革新の進展に伴う新材料等の採用による新しい職業病の発生等に対処するため総合的な委員会を開催し、適正な職業病予防対策の推進を図る。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算の状況	当初予算	7	6	6	7	7	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
	計		7	6	6	7	7	
	執行額		6	5	5	-	-	
執行率 (%)		86	83	83	-	-		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	新しい職業病の発生等に対処するため、ニーズに合った検討会を年1回以上開催する。		成果実績	回	-	-	3	-
			目標値	回	-	-	1	1
			達成度	%	-	-	300	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	【平成23年度まで】 新しい職業病の発生等に対処するため検討会を開催し、職業病予防対策の推進を図る		活動実績	-	-	-	-	-
			当初見込み	-	-	-	-	-
	【平成24年度から】 新しい職業病の発生等に対処するため、必要な検討会を開催する。		活動実績	回	-	6	6	-
当初見込み			-	-	-	-	-	
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	単位当たりコスト=X/Y X=「執行額」 Y=「検討会開催数」		単位当たりコスト	-	-	-	833,333	-
			計算式	X/Y	-	-	5百万/6	-
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	諸謝金	0.8	0.8	-				
	職員旅費	0.5	0.5					
	委員等旅費	0.7	0.7					
	庁費	4.9	4.9					
	計	6.8	6.8					

事業所管部局による点検・改善						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	国の施策として新たな職業病の発生等に対処し、適切な職業病予防対策の推進を図るものであるから、国民のニーズは高く、国費を投入する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	職業病予防対策の推進は国の責務であり、国が直接実施する必要がある。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	新たな職業病の発生等に対処し、適切な職業病予防対策の推進を図るものであるから、優先度は高い。		
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	新たな職業病の発生等に対処し、適切な職業病予防対策の推進を図るものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-	-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	検討会の開催等に必要な経費に限定している。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	検討会の開催等に必要な経費であり、他の手段・方法がない。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	-		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-		
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検・ 改善結果	点検結果	平成25年度においては、労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会を開催し、その結果に基づき、特定化学物質障害予防規則の改正が行われたため、目標を達成したと考えられる。 引き続き、職業病予防対策に係る検討会を必要に応じて開催し、職業病予防対策の推進に努める。				
	改善の 方向性	新たな職業病が発生した場合には、速やかに検討会を開催して対処する。				
外部有識者の所見						
-						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状 通り	引き続き、必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状 通り	-					
備考						
-						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	-	平成24年	1018	平成25年	382

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.事務費			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
諸謝金	専門家への謝金	1			
職員旅費	職員の出張に係る旅費	0.3			
委員等旅費	専門家への旅費	0.3			
庁費	役務・物品の購入等	3			
計		5	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	庁費	役務・物品等の購入	1	—	—
2	諸謝金	専門家への謝金	3	—	—
3	委員等旅費	専門家への旅費	0.3	—	—
4	職員旅費	職員の出張に係る旅費	0.3	—	—

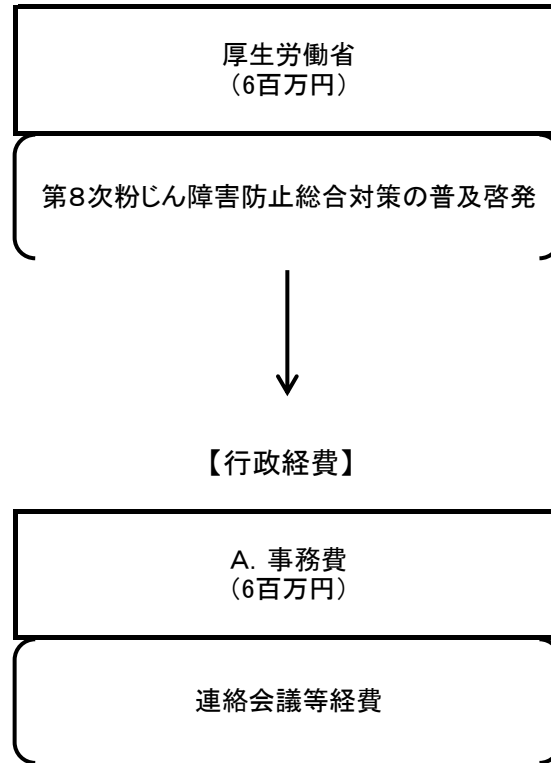
平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	粉じん障害防止総合対策費		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:昭和49年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	労働衛生課		泉 陽子		
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等	第8次粉じん障害防止総合対策				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	平成25年度から平成29年度までの5年間の中期計画として策定された第8次粉じん障害防止総合対策の普及啓発を行うことを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	第8次粉じん障害防止総合対策の普及啓発の為、事業場に対する集団指導や関係団体との連絡会議等を実施する。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算の状況	当初予算	8	7	7	7	12	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
	計		8	7	7	7	12	
	執行額		6	6	6	-	-	
執行率(%)		75	86	86	-	-		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	じん肺症等の労災補償新規支給決定数を平成25年度と比較して2%以上削減させる。		成果実績	%	-	-	12月公表予定	-
			目標値	%	-	-	対平成24年度比2%減	対平成25年度比2%減
			達成度	%	-	-	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	粉じん障害防止対策にかかる集団指導を、各監督署毎に1回ずつ、計325回開催する。		活動実績	回	329	404	387	-
			当初見込み	回	325	325	325	325
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	単位当たりコスト = X / Y X:「執行額」 Y:「集団指導実施回数」		単位当たりコスト	円/回	24,006	18,270	14,711	20,563
			計算式	X / Y	7,898千円/329回	7,381千円/404回	5,693千円/387回	6,683千円/325回
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	諸謝金	2	2	改正トンネルガイドラインに基づく粉じん濃度測定の実施状況を把握するための委託費の新規要求。				
	職員旅費	1	1					
	委員等旅費	0.1	0.1					
	庁費	3	3					
	委託費	0	5					
	計	7	12					

事業所管部局による点検・改善						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	第8次粉じん障害防止総合対策は、平成19年6月18日に結ばれた全国トンネルじん肺訴訟の和解に関する合意書に定められた事項を含むものであり、国が実施すべきものとされており、広く国民のニーズがあり、国費を投入しなければ事業目的が達成できない。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	上記合意書に定められた事項は、国が実施すべきとされたものであることから、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	上記のとおり、平成19年6月18日に結ばれた全国トンネルじん肺訴訟の和解に関する合意書に定められた事項を含むものであることから、粉じん総合対策を実施するという政策目的達成に向けて、優先度の高い事業である。		
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	粉じん障害防止総合対策を推進するものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-	-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	粉じん総合防止総合対策の普及啓発のための活動以外には支出されていない。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	広く周知するためには、集団指導が効果的である。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	-		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	粉じん作業従事労働者の健康管理に活用される。		
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)					
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検・ 改善結果	点検結果	当該事業は、平成19年6月に結ばれたトンネルじん肺訴訟の和解に関する合意書を受けて策定したものであることから、国が主体的に実施すべき事項であり、平成25年度からは第8次粉じん障害防止総合対策として推進している。 じん肺管理区分決定件数は依然として高水準であることから、粉じん障害防止総合対策の普及啓発をし、事業場等に粉じん対策を講じさせる必要があるため、引き続き本件事業を実施する必要がある。 なお、成果目標及び活動指標を達成しているため、引き続き本事業を実施する。				
	改善の 方向性	上記点検結果のとおり、成果目標及び活動指標は達成しているが、じん肺症等の労災補償新規支給決定件数をより減少させるため、集団指導対象事業場を選定する際に、新規に労災補償給付決定がなされた労働者の所属事業場を対象とするなど、集団指導による周知をより効果的に行うよう努める。				
外部有識者の所見						
-						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状 通り	引き続き、必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状 通り	-					
備考						
「第7次粉じん障害防止総合対策費」から名称変更						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	-	平成24年	1019	平成25年	383

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて補
足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.事務費			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
諸謝金	専門家への謝金	2			
職員旅費	職員の出張に係る旅費	0.6			
委員等旅費	専門家への旅費	0.05			
庁費	役務・物品の購入等	3			
計		6	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	庁費	役務・物品等の購入	3	—	—
2	諸謝金	専門家への謝金	2	—	—
3	職員旅費	職員の出張に係る旅費	0.6	—	—
4	委員等旅費	専門家への旅費	0.05	—	—

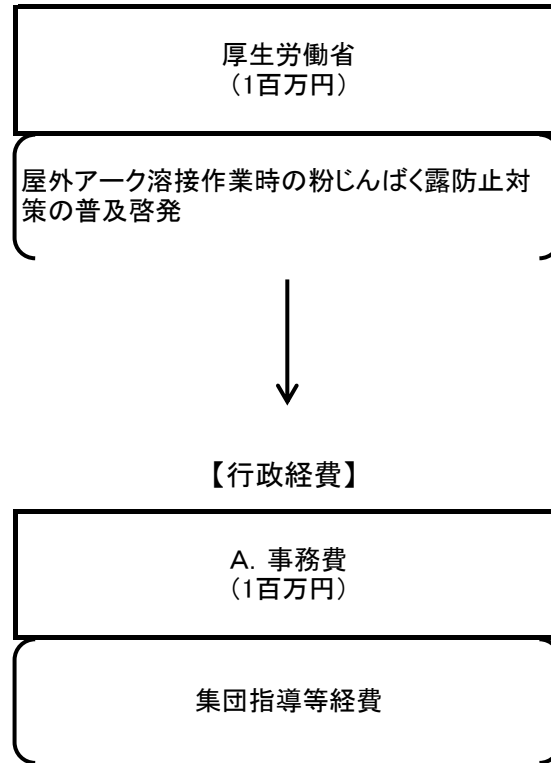
平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	屋外アーク溶接作業時に係る粉じんばく露防止対策の周知		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度: 昭和49年度 終了(予定)年度: 終了予定なし		担当課室	労働衛生課		泉 陽子		
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等	第8次粉じん障害防止総合対策				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	屋外アーク溶接作業時の粉じんばく露防止対策について、周知徹底を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	屋外アーク溶接作業時の粉じんばく露防止対策に係る集団指導を実施するとともに、そのポイントを示した資料を作成・配布する。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位: 百万円)	予算の状況	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
		当初予算	1	1	1	1	1	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
	計	1	1	1	1	1		
執行額	1	1	1	-	-			
執行率 (%)	85	95	80	-	-			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	
	【平成24年度まで】 屋外アーク溶接作業時の粉じんばく露防止対策の普及を図る。		成果実績	%	-	-	12月公表予定	-
	【平成25年度から】 じん肺症等の労災補償新規支給決定数を前年度と比較して2%以上削減させる。		目標値	%	-	-	対平成24年度比2%減	対平成25年度比2%減
			達成度	%	-	-	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	各労働局で1回ずつ、集団指導を実施する。		活動実績	局	0	47	47	-
			当初見込み	局	47	47	47	47
単位当たりコスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	単位当たりコスト = X / Y		単位当たりコスト	円/局	28,660	24,894	24,894	25,574
	X: 予算額 Y: 都道府県労働局		計算式	X / Y	1,347,000円 / 47局	1,170,000円 / 47局	1,170,000円 / 47局	1,202,000円 / 47局
平成26・27年度予算内訳 (単位: 百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	職員旅費	0.1	0.1	-				
	庁費	1	1					
計	1	1						

事業所管部局による点検・改善						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	屋外アーク溶接作業については、平成24年に新たにばく露防止対策が義務化されたため、その内容の周知を図ることは広く国民のニーズがあり、国費を投入しなければ事業目的が達成できない。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	上記のとおり、ばく露防止対策は義務化された事項であるため、国が実施すべきである。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	上記のとおり、新たに義務化された事項であり、屋外アーク溶接作業時の粉じんばく露防止対策を講じるという政策目的達成に向けて優先度は高い。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	新たな粉じん暴露防止対策を推進するものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	屋外アーク溶接作業時の粉じん暴露防止対策に係る周知に必要な経費として単位当たりコストは妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	屋外アーク溶接作業時の粉じんばく露防止対策に係る周知に必要な経費に限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	広く周知するためには、集団指導が効果的であり、最も効率的である。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	前年度において、各労働局で1回ずつ、集団指導を実施した。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	粉じん作業従事労働者の健康管理に活用される。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)					
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検・改善結果	点検結果	省令改正に伴う内容の周知については、国が積極的に実施する事項であり、幅広く多くの事業者に周知するためには、集団指導等の活動が必要である一方、周知が行き届いていない事業者もあるため、引き続き当該事業者を中心に本件事業を実施する必要がある。なお、成果目標及び活動指標を達成しているため、引き続き本事業を実施する。				
	改善の方向性	上記点検結果のとおり、成果目標及び活動指標は達成しているが、じん肺症等の労災補償新規支給決定件数をより減少させるため、集団指導対象事業場を選定する際に、新規に労災補償給付決定がなされた労働者の所属事業場を対象とするなど、集団指導による周知をより効果的に行うよう努める。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	点検結果も妥当であり、本事業は、労働者の健康を確保するべく、屋外アーク溶接作業時の粉じんばく露防止対策を行うための事業であることから、引き続き、必要な予算額を確保しつつ、適正な執行を行うこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	-					
備考						
-						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	-	平成24年	1020	平成25年	384

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて補
足する)
(単位：百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.事務費			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
職員旅費	職員の出張に係る旅費	0.04			
庁費	役務・物品の購入等	0.9			
計		1	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

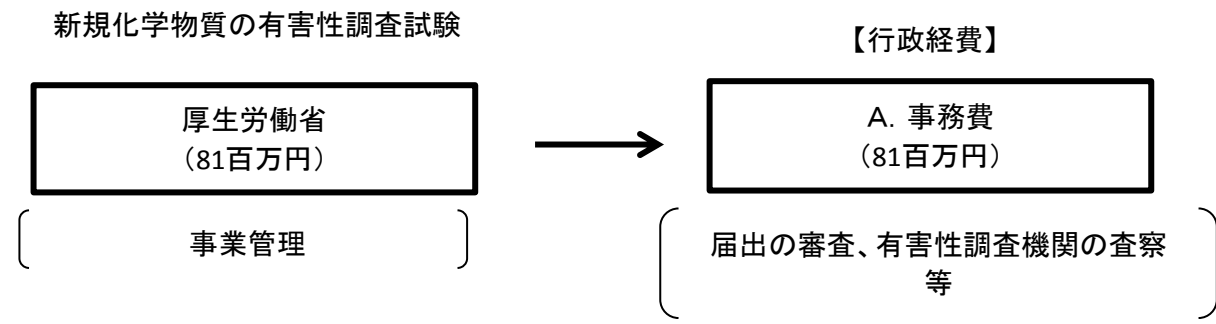
	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	庁費	役務・物品の購入等	0.9	—	—
2	職員旅費	職員の出張に係る旅費	0.04	—	—

平成26年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	新規化学物質の有害性調査試験		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度: 昭和54年度 終了(予定)年度: 終了予定なし		担当課室	化学物質対策課		森戸 和美		
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 労働安全衛生法第57条の3		関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	①新規に届出がなされた化学物質について、健康障害防止措置の要否等を判断するため、届出内容の審査を行うとともに、当該物質の有害性試験結果に関して専門家に意見聴取を行う。 ②有害性調査機関の査察等を実施し、新規化学物質による労働者の健康障害の防止を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	労働安全衛生法第57条の3に基づき、新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする事業者は、労働安全衛生法第57条の3の規定に基づき、予め有害性の調査を実施し、その結果を厚生労働大臣に届け出ることとされており、多くの場合、これは有害性調査機関に調査を依頼する形がとられている。そこで、 ①新規化学物質の届出の際に事業者から提出される有害性試験結果について、届出内容を審査し、専門家による評価の結果を踏まえ、労働者の健康障害の防止のために指導等を行う。 ②有害性調査機関が優良試験所基準(GLP)に基づき適正に有害性調査を行うことを担保するため、査察を実施し、優良試験所基準への適合を確認する。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	115	112	102	104	90	
		補正予算	182	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
	計		298	112	102	104	90	
	執行額		244	97	81	-	-	
執行率(%)		82%	86%	79%	-	-		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	新規化学物質の官報による名称公表回数(年4回)		成果実績	回	4	4	4	-
			目標値	回	4	4	4	4
			達成度	%	100%	100%	100%	-
	専門家への意見聴取の結果、強い変異原性を有すると評価された物質について、健康障害防止のための指針(通達)の対象とする。		成果実績	-	11月に指針を 発出	12月に指針を 発出	11月に指針を 発出	-
			目標値	-	必要に応じて 指針を発出す る。	必要に応じて 指針を発出す る。	必要に応じて 指針を発出す る。	必要に応じて 指針を発出す る。
達成度			%	目標達成	目標達成	目標達成	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	届出があった新規化学物質について、専門家による有害性の評価を100%実施する。		活動実績	%	100%	100%	100%	-
			当初見込み	%	100%	100%	100%	100%
	申請があった有害性調査機関に対して、100%査察を実施する。		活動実績	%	申請に対して 100%査察を 実施した	申請に対して 100%査察を 実施した	申請に対して 100%査察を 実施した	-
			当初見込み	%	100% (申請数6件)	100% (申請数1件)	100% (申請数4件)	100% (申請数6件 の見込み)
単位当たり コスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	本事業の経費は行政経費であり、単位当たりのコストを算出するためには、本事業の経費のほか、職員の人件費や間接経費も含めて計算をする必要があるが、この人件費や間接経費と本事業に要する額を切り分けることが出来ないため算出は困難。		単位当たり コスト	-	-	-	-	-
			計算式	X/Y	-	-	-	-
平成26・27年度 予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	諸謝金	2	2	執行率を踏まえ、消耗品費を縮減したものの。				
	職員旅費	6	5					
	委員等旅費	1	1					
	庁費	95	82					
	計	104	90					

事業所管部局による点検・改善					
	項目		評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	新規化学物質は毎年約1200種類の届出があり、その審査・評価等に関するニーズは高く、国費を投入して実施すべきである。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	新規化学物質の届出は、国が労働安全衛生法により規定しているものであるところ、その審査・評価等を行う本事業は、国が実施すべきものである。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	新規化学物質は毎年約1200種類の届出があり、その審査・評価等については優先度が高い。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	労働安全衛生法に基づく新規化学物質の届出は、労働者の保護の観点から国が義務づけているものであるが、届出内容の審査・評価を通じて、新規化学物質による労働者の健康障害防止を図っているものであり、届出内容の適正な審査・評価は事業者及び労働者双方に有益なものであるところ、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-	-	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-	
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	用途は、届出内容の評価を行う専門家や有害性調査機関の査察に係る査察委員等への謝金や旅費、審査事務に係る経費等、事業の運営に必要なものに限定されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	毎年度、目標を達成しており、活動実績は見込みに見合ったものとなっている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	届出のあった新規化学物質は毎年公表しており、広く国民に周知している。また、届出内容の評価した結果、強い変異原性を有すると認められたものについては、健康障害防止のための指針(通達)を発出しており、評価結果は活用している。さらに、有害性調査機関に対して査察を実施し、その業務の適切な履行を徹底させることにより、各機関による調査の質を担保している。	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	安衛法の他に、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)及び薬事法のそれぞれにおいて、対象目的等の異なる届出制度やGLP制度があるが(薬事法はGLP制度のみ)、労働者の健康障害防止を目的とする安衛法に対して、化審法は国民一般・生態系への影響防止を目的とし、又、薬事法は医薬品の安全性確保を目的としている。 各法に基づき、各所管省庁・部局がそれぞれ届出内容の審査・評価や試験機関のGLP査察を行っているが、上記の所掌の範囲に応じて、適切に役割分担を行っている。	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
	344	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行費	厚生労働省医薬食品局、経済産業省、環境省		
185	再審査・再評価調査事業	厚生労働省医薬食品局			
点検・改善結果	点検結果	毎年度、活動指標・成果指標を順調に達成し、届出の審査の適切な実施や有害性調査結果の適切な評価を通じて、対象とした化学物質の有害性の有無等を明らかにしてきており、事業は有効に運営できているものと評価できる。			
	改善の方向性	引き続き有効な事業の運営に努めてまいりたい。			
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
部容事改の業善一内	執行率を踏まえ、予算額を縮減すること。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
縮減	執行率に鑑み、一部消耗品費を縮減した。				
備考					
-					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成23年	-	平成24年	1021・1022	平成25年	385・386

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位：百万円)

A. 事務費			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
庁費	役務・物品の購入等	75.1			
職員旅費	職員の出張に係る旅費	3.5			
諸謝金	専門家への謝金	2.1			
委員等旅費	専門家への旅費	0.5			
計		81.2	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	庁費	役務・物品の購入等	75.1	—	—
2	職員旅費	職員の出張に係る旅費	3.5	—	—
3	諸謝金	専門家への謝金	2.1	—	—
4	委員等旅費	専門家への旅費	0.5	—	—

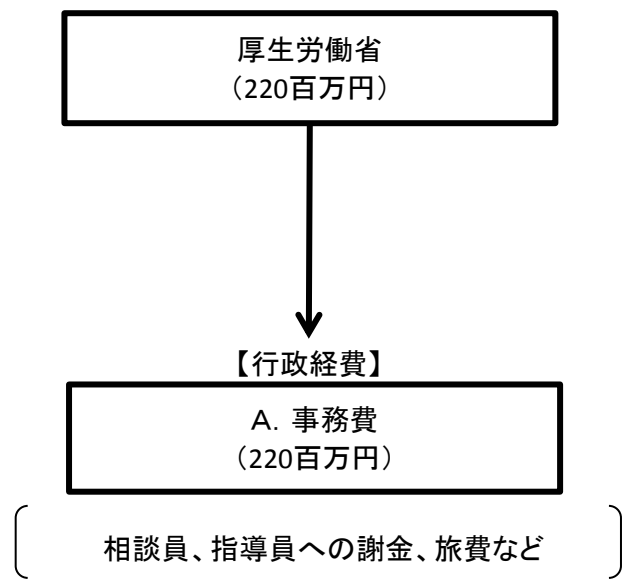
平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	石綿障害防止総合相談員等設置経費		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成21年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	化学物質対策課		森戸 和美		
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	建築物の解体等作業に係る計画届、作業届、健康診断結果報告等の届出情報の審査・点検、実地指導、石綿製造等の禁止の徹底、石綿健康管理手帳の受付体制等を強化することにより、石綿のばく露防止対策、健康管理対策の徹底を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	都道府県労働局に石綿障害防止総合相談員、労働基準監督署に石綿届出等点検指導員を置き、石綿除去作業等に係る相談業務、届出の審査、個別指導等を実施する。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算の状況	当初予算	244	247	248	245	247	
		補正予算	28	—	—	—	—	
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—	
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—	
		予備費等	—	—	—	—	—	
	計		272	247	248	245	247	
	執行額		228	212	220	—	—	
執行率(%)		84%	86%	89%	—	—		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	(平成24年度まで) アウトカム指標となり得るのは、石綿による健康障害の発件数の減少であるが、ばく露から発症まで数十年というタイムラグがあるため、年度単位の評価のためのアウトカム指標の設定は困難である。 (平成25年度) 届出・申請等に対して、例えば計画届の審査であれば届出の内容を適切に審査し、計画内容に不備があれば修正を指導するなど、適正な処理を実施する。 (平成26年度) 石綿届出等点検指導員が適切に届出審査、書面指導を行い、署の職員による実地調査等を届出件数の20%以上行う。 ※平成26年度と平成25年度とは同様の内容であるが、より定量的な内容に近い指標を新たに示すとともに、参考として、平成25年度分についても、これと同様の指標に基づき評価を行った結果を記載した。		成果実績	%	—	—	特段支障なく届出等が処理できている。計画届及び作業届の届出件数の約24%に対して実地調査等を実施した。(平成25年中の届出数9,305件に対し、実地調査等2,279件を実施。)	—
			目標値	%	—	—	届出・申請等に対して、例えば計画届の審査であれば届出の内容を適切に審査し、計画内容に不備があれば修正を指導するなど、適正な処理を実施する。	石綿届出等点検指導員が適切に届出審査、書面指導を行い、署の職員による実地調査等を届出件数の20%以上行う。
			達成度	%	—	—	目標達成	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	石綿障害防止総合相談員の勤務日数を90%以上とする。		活動実績	%	90%以上	90%以上	90%以上	—
			当初見込み	%	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	単位当たりコスト = X / Y X = 石綿障害防止総合相談員配置経費 Y = 配置数		単位当たりコスト	千円/人	—	1,859千円/人	1,859千円/人	1,873千円/人
			計算式	X/Y	—	100,406千円/54人	100,406千円/54人	101,128千円/54人
	単位当たりコスト = X / Y X = 石綿届出等点検指導員配置経費 Y = 配置数		単位当たりコスト	千円/人	—	902千円/人	902千円/人	882千円/人
計算式			X/Y	—	147,105千円/163人	147,105千円/163人	143,834千円/163人	
内訳 (単位:百万円)	平成26・27年度予算	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由			
		諸謝金	242	244	石綿届出等点検指導員の稼働実績を反映させたもの。			
		委員等旅費	2	2				
		庁費	1	1				
	計	245	247					

事業所管部局による点検・改善					
	項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	石綿による健康障害防止対策は国民が高い関心を有しているものであり、又、石綿含有建築物等の解体等の作業が今後も全国的に増加していくことが見込まれる中、労働者の石綿ばく露防止のための取組は広く求められているものであり、広く国民のニーズが存在する。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	石綿障害予防規則に基づく届出等の審査を行うものであるため、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	労働者の石綿ばく露防止対策は、厚生労働省が重点施策として掲げる課題の一つであり、本事業はその具体的な取組の一つとして優先度の高い事業に位置づけられている。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	労働現場における石綿ばく露防止方法等に関する照会等に対応するとともに、健康管理手帳制度に係る相談対応・交付申請の受付等を行う本事業は、事業者及び労働者双方に有益なものであるところ、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○	石綿障害防止総合相談員等を適正に配置しており、単位当たりコストの水準も妥当である。なお、平成26年度要求に当たっては、活動実績を踏まえ、謝金単価のうち地域手当相当分の精査を実施しており、単位当たりコストにもこれが反映されている。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	使途は、相談員等の謝金や旅費等、事業の運営に必要なものに限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	局及び監督署に配置し、国民からの相談等に直接対応できるようにしており、実効性が高いものである。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	見込みに見合った活動実績となっている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	左記の事業は、労働現場における石綿ばく露防止を目的としている点は本事業と同じであるが、左記の事業が、講習会等により規則改正等の内容を対象事業者に対して周知・指導するものであるのに対して、本事業は、事業者からの届出・申請等の審査をする相談員等の配置を行うものであり、事業内容に重複はない。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
	415	石綿による健康障害防止対策の推進	厚生労働省労働基準局安全衛生部		
点検・改善結果	点検結果	石綿に関しては、国民の関心、ニーズが高く、また、国が重点的に実施すべき事項であるが、相談員・指導員ともに十分な活動実績を示しており、かつ届出・申請等の処理を適正に実施していることから、目標を達成していると言える。			
	改善の方向性	引き続き石綿ばく露防止と労働者の健康管理の徹底を図るため、適切な事業の運営に努めてまいりたい。			
外部有識者の所見					
現行通り適正執行に努めること。アウトプット目標については勤務日数なら日数を記載することが可能か検討すること。アウトカムについては数値と説明を分けるなどわかりやすい記入願います。(横田)					
行政事業レビュー推進チームの所見					
通現り状	点検結果も妥当であり、本事業は、建築物の解体等作業に係る計画届等の届出情報の審査・点検、実地指導等を強化することにより、石綿のばく露防止対策、健康管理対策の徹底を図る事業であることから、引き続き、必要な予算額を確保しつつ、適正な執行を行うこと。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現り状通	引き続き、適正な執行に努める。なお、アウトプット指標については、予算上の所定の勤務日数が各年度ごとに異なること、又、各労働局ごとの委嘱状況によっても増減が生じ得ることから、日数での記載は適当ではないと考えられるが、アウトカム指標については、平成27年度からわかりやすいものとするを検討する。				
備考					
-					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成23年	-	平成24年	1023	平成25年	387

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A. 事務費			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
諸謝金	専門家への謝金	217.3			
庁費	役務・物品の購入等	1.3			
委員等旅費	専門家への旅費	1.1			
計		219.7	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	諸謝金	専門家への謝金	217.3		
2	庁費	役務・物品の購入等	1.3		
3	委員等旅費	専門家への旅費	1.1		

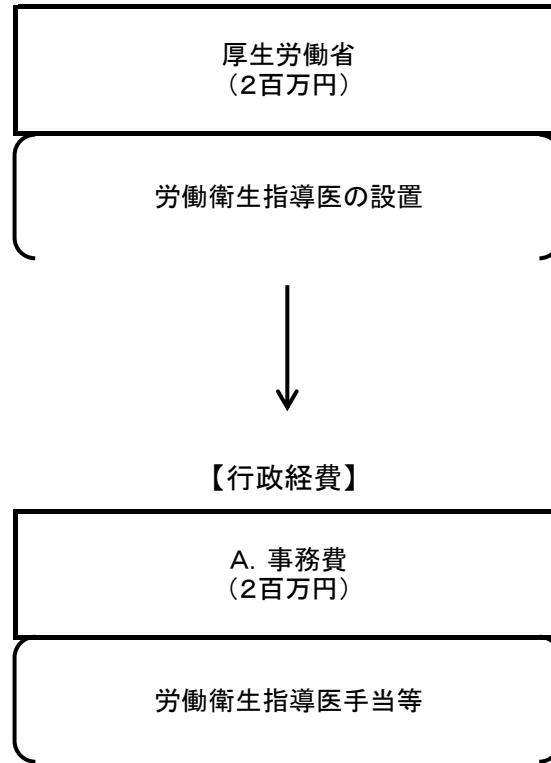
平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	労働衛生指導医設置経費		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:昭和49年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	労働衛生課		泉 陽子			
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 労働安全衛生法第95条		関係する計画、通知等	-					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	労働者の職業病を未然に防止するため、都道府県労働局に労働衛生指導医を設置し、都道府県労働局長に対し意見を述べさせることを目的とする。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	労働安全衛生法第95条に基づく、都道府県労働局長が事業者に対して行う同法第65条第5項に基づく作業環境測定実施の指示及び同法第66条第4項に基づく臨時の健康診断実施の指示の際に、労働衛生指導医から意見を述べさせる。平成25年4月1日現在、都道府県労働局に計58名設置している。								
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
		計	5	5	3	4	4		
	執行額	4	4	2	-	-			
	執行率(%)	80	80	67	-	-			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位 23年度 24年度 25年度 目標値(26年度)	成果実績	局	47	47	47	-
	全47労働局において労働衛生指導医を設置する。			目標値	局	47	47	47	47
				達成度	%	100	100	100	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位 23年度 24年度 25年度 26年度活動見込	活動実績	局	47	-	-	-
	(平成23年度まで) 全47労働局において労働衛生指導医の選任手続きを適切に行う。			当初見込み	局	47	-	-	-
	(平成24年度から) 労働衛生指導医の意見が必要となる事案が発生した場合には、機を逸さないよう速やかに意見を求める。			活動実績	局	-	-	-	-
				当初見込み	局	-	-	-	-
単位当たりコスト	算出根拠		単位当たりコスト 円/人 計算式	23年度	24年度	25年度	26年度見込		
	単位当たりコスト = X / Y			84,474	59,741	30,103	64,241		
	X:「予算額」 Y:「労働衛生指導医設置人数」			X / Y	4,815,000円 / 57人	3,465,000円 / 58人	1,746,000円 / 58人	3,726,000円 / 58人	
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由					
	非常勤手当	2	2	-					
	職員旅費	0.7	0.7						
	委員等旅費	0.7	0.7						
	庁費	0.1	0.1						
	計	4	4						

事業所管部局による点検・改善						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	東電福島第一原発の作業員に対する健診命令を行なうなど、社会的に注目を浴びる事案において活動を行うことが多く、広く国民のニーズがあり、また、法律の規定に基づき実施するものであることから、国費を投入しなければ事業目的が達成できない。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	都道府県労働局長の権限の発動に伴うものであるから、国で実施すべきである。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	東電福島第一原発の作業員に対する健診命令を行なうなど、社会的に注目を浴びる事業において活動を行うことが多いため、優先的に実施すべきものである。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	労働者の職業病予防を推進するものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	労働衛生指導医一人あたりのコストとして妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	労働衛生指導医の活動に必要な経費に限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	都道府県労働局長が健康診断等の指示を行うにあたり、助言を求めるべき専門医を予め任命しておくことは、速やかかつ適切な実施において必要なことである。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	見込みのとおり労働衛生指導医を設置した。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	労働衛生指導医の意見に基づき、健診指示等を行っている。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検・改善結果	点検結果	労働衛生指導医の活動が必要となる事案の発生に備え、その職務が確実に履行されるよう、適切な予算措置と任期の管理を行うことが必要である。 また、本事業は、毎年成果目標及び活動指標ともに達成しているところ、今後においても労働衛生指導医の意見が必要となる事案が発生した場合に速やかに意見を求める必要があるため、引き続き事業を実施する必要がある。				
	改善の方向性	労働衛生指導医の任期満了が近い局には、本省から任命手続きに必要な書類の督促を行う。また、労働衛生指導の対応が必要な場合に速やかに対応可能な体制を整えるよう都道府県労働局に指示する。				
外部有識者の所見						
-						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の改善の一部	活動実績を把握し、事業効果を検証する仕組みを構築すること。					
	所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
執行等改善	事務連絡等により活動実績を報告するよう各局に指示し、当該報告により把握した結果を踏まえて検証を行う。					
	備考					
-						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	-	平成24年	1024	平成25年	388

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて補
足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.事務費			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
非常勤職員手当	専門家への手当	1			
職員旅費	職員の出張に係る旅費	0.4			
委員等旅費	専門家への旅費	0.3			
庁費	役務・物品の購入等	0.03			
計		2	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	非常勤職員手当	専門家への手当	1	—	—
2	職員旅費	職員の出張に係る旅費	0.4	—	—
3	委員等旅費	専門家への旅費	0.3	—	—
4	庁費	役務・物品の購入等	0.03	—	—

平成26年行政事業レビューシート

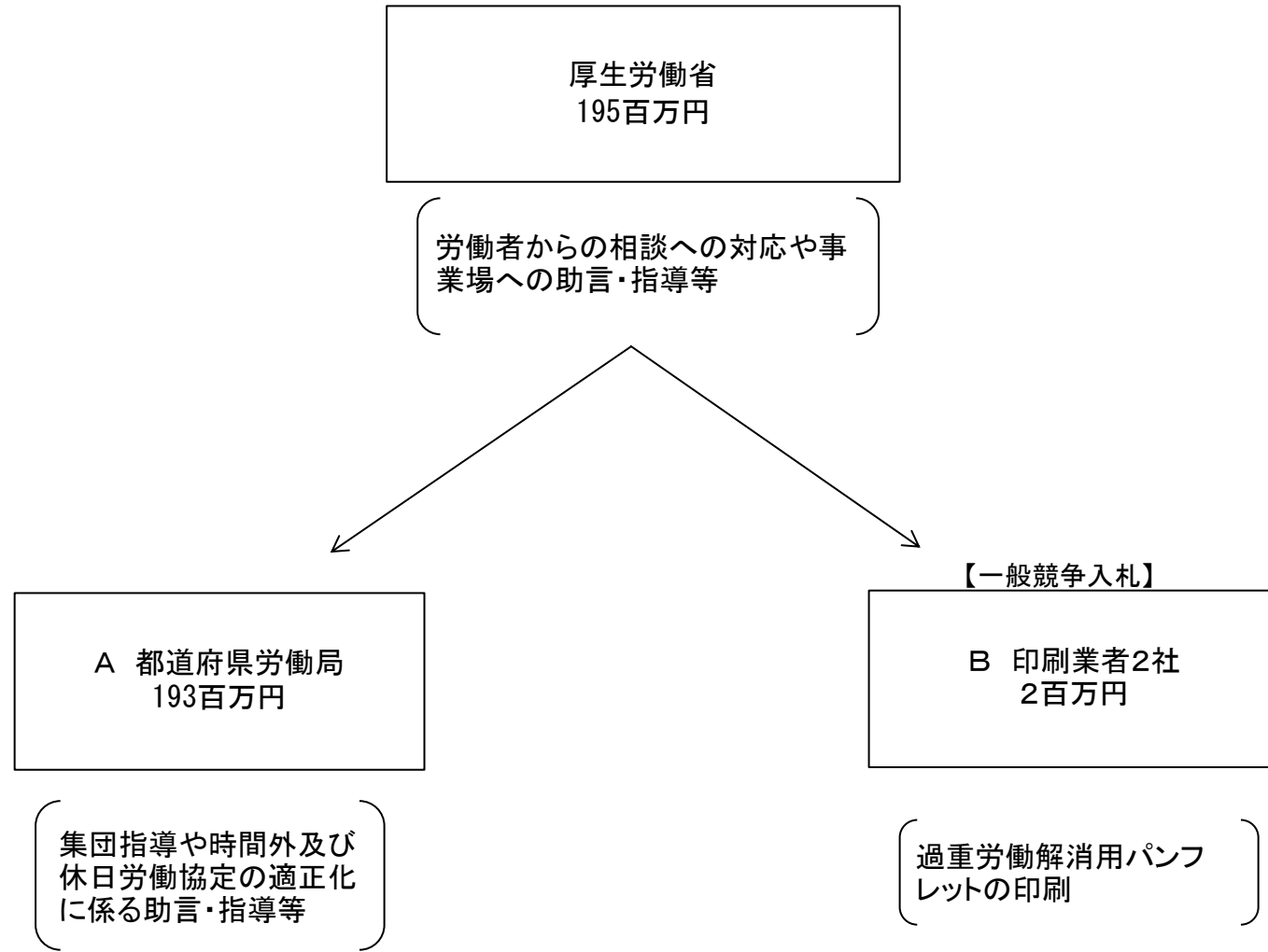
(厚生労働省)

事業名	長時間労働・過重労働の解消・抑制等経費		担当部局庁	労働基準局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成23年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	監督課		秋山 伸一		
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	労働時間が週60時間以上の労働者の割合が高い水準で推移し、また脳・心臓疾患、精神障害に係る労災認定件数が高水準で推移する中、長時間労働・過重労働を解消・抑制することにより健康障害防止を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	時間外及び休日労働協定の適正化について、時間外及び休日労働協定点検指導員を労働基準監督署に配置し、窓口指導の徹底を図るとともに、過重労働解消用パンフレット等を活用した集団指導や自主点検を実施すること、また、過重労働解消のためのセミナーを実施することにより、長時間労働・過重労働の解消・抑制等対策を推進する。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
		当初予算	265	210	226	246	257	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
	計	265	210	226	246	257		
執行額	226	173	195	-	-			
執行率(%)	85.3	82.4	86.3	-	-			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値(26年度)	
	平成23年度 ①全国の、運送業、旅館業、飲食業、印刷業及び食料品製造業の5業種の事業主を中心として、作成した好事例集(13万部を予定)をすべて配布する。 平成24年度 ②非農林業雇用者全体に対する週60時間以上の就業時間の者の割合について減少傾向を維持する。 平成25年度、平成26年度 ③時間外及び休日労働協定の点検件数を400,000件以上とする。	成果実績①	部	130,000	-	-	-	
		目標値	部	130,000	-	-	-	
		達成度	%	100	-	-	-	
		成果実績②	%	-	9.2	-	-	
		目標値	%	-	-	-	-	
		達成度	%	-	低減傾向を維持している(前年度9.3%)	-	-	
		成果実績③	件数	-	-	451,127	-	
		目標値	件数	-	-	400,000	400,000	
		達成度	%	-	-	112.8	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	平成23年度 ①アンケート調査の有効回答率を前年度以上とする。 ②過重労働解消用パンフレットを160,000部作成・配布する。 平成24年度、平成25年度、平成26年度 ②過重労働解消用パンフレットを80,000部作成・配布する。	活動実績①	%	29.7	-	-	-	
		当初見込み	%	27.6	-	-	-	
		活動実績②	部	160,000	120,000	113,550	-	
		当初見込み	部	160,000	80,000	80,000	80,000	
算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込		
単位当たりコスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	単位当たりコスト = X / Y		単位当たりコスト	円/部	14.6	10.5	13.5	21.1
	X:「過重労働解消用パンフレット印刷経費」 Y:「印刷部数」		計算式	X / Y	2,335,200円 / 160,000部	1,258,513円 / 120,000部	1,532,128円 / 113,550部	1,690,000円 / 80,000部
平成26・27年度予算内訳(単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	諸謝金	174	174	「過重労働解消のためのセミナー」の開催回数の見直しによる増。				
	職員旅費	8	8					
	委員等旅費	1	1					
	庁費	47	46					
	労働災害防止対策事業委託費	16	28					
	計	246	257					

事業所管部局による点検・改善					
項目		評価	評価に関する説明		
国 必 費 投 入 の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	労働時間が週60時間以上の労働者の割合が高いとともに、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災認定件数も高水準で推移する中で、長時間にわたる時間外労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止を図るものであることから、広く国民のニーズがある。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	長時間労働・過重労働の解消・抑制に向けた各種指導や時間外及び休日労働協定の適正化の窓口指導は、都道府県労働局と労働基準監督署が行う業務である。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	労働時間が週60時間以上の労働者の割合が高いとともに、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災認定件数も高水準で推移する中で、長時間にわたる時間外労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止を図るものであることから、優先度の高い事業である。	
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	関係パンフレットの印刷については、予定額が百万円を超えないものであり、早急に調達する必要性から随意契約とした。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は、長時間にわたる時間外労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止を図るものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	パンフレットの作成について、前年度より単位当たりコストは削減されており、その水準は妥当である。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	届け出られた時間外及び休日労働協定に関して、助言指導を行う指導員の諸謝金や、過重労働による健康障害防止対策に資するパンフレットの印刷費用等であり、真に必要なものに限定されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-	
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	関係パンフレットは必要部数印刷され、活動実績は見込みに見合っている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	関係パンフレットは、関係機関や事業主へ幅広く提供しており、十分に活用されている。	
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点 検 ・ 改 善 結 果	点検結果	時間外及び休日労働協定点検指導員がアウトカム目標を上回る時間外及び休日労働協定について点検を行い、また、過重労働解消用のパンフレットについても集団指導等に活用するべく、アウトカム目標を上回る部数を作成・配布しており、アウトカム・アウトプットともに目標を達成する結果となり、長時間労働・過重労働の解消・抑制に向け、適切な対応が行われたものとする。			
	改善の方向性	労働時間が週60時間以上の労働者の割合の高さとともに、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災認定件数も高水準で推移している現状を踏まえ、引き続き、本事業を実施していく必要があると考える。			
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現状通り	点検結果も妥当であり、本事業は、過重労働解消のための集団指導等を行う、時間外及び休日労働協定点検指導員を労働基準監督署に設置するための事業であることから、引き続き、必要な予算額を確保しつつ、適正な執行を行うこと。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り	-				
備考					
-					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成23年		平成24年	1025	平成25年	389

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて
補足する)
(単位: 百万
円)



費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.都道府県労働局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
諸謝金	時間外及び休日労働協定点検指導員の謝金	166			
職員旅費	集団指導を実施するのに必要な旅費	3			
委員等旅費	時間外及び休日労働協定点検指導員の研修旅費	1			
庁費	集団指導を実施するにあたっての必要経費	23			
計		193	計		0
B.印刷業者2社			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
印刷費	印刷費	2			
計		2	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京労働局	集団指導や時間外及び休日労働協定の適正化に係る助言・指導等	30		
2	大阪労働局	集団指導や時間外及び休日労働協定の適正化に係る助言・指導等	14		
3	神奈川労働局	集団指導や時間外及び休日労働協定の適正化に係る助言・指導等	11		
4	愛知労働局	集団指導や時間外及び休日労働協定の適正化に係る助言・指導等	11		
5	埼玉労働局	集団指導や時間外及び休日労働協定の適正化に係る助言・指導等	10		
6	兵庫労働局	集団指導や時間外及び休日労働協定の適正化に係る助言・指導等	7		
7	福岡労働局	集団指導や時間外及び休日労働協定の適正化に係る助言・指導等	7		
8	北海道労働局	集団指導や時間外及び休日労働協定の適正化に係る助言・指導等	5		
9	静岡労働局	集団指導や時間外及び休日労働協定の適正化に係る助言・指導等	5		
10	千葉労働局	集団指導や時間外及び休日労働協定の適正化に係る助言・指導等	4		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)三響社	過重労働解消用パンフレットの印刷	0.9	随意契約	
2	(株)大和プリント	過重労働解消用パンフレットの印刷	0.6	随意契約	

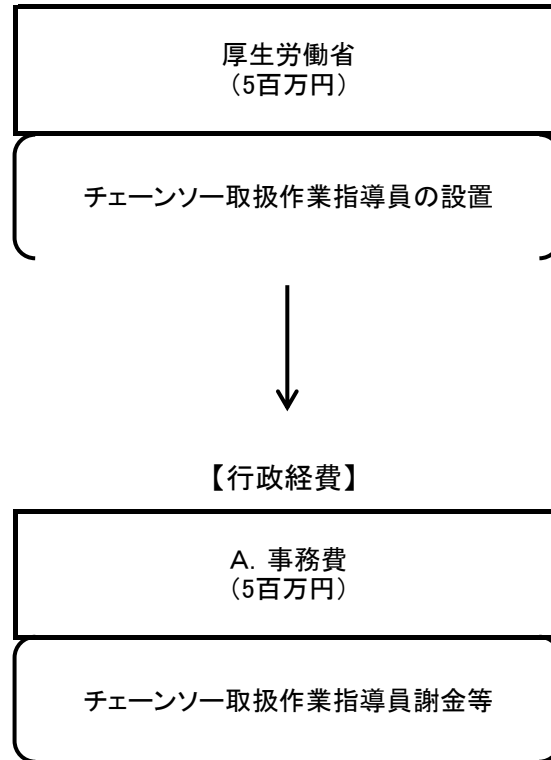
平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	チェーンソー取扱作業指導員設置等経費		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成元年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	労働衛生課		泉 陽子			
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等	H元.10.27基発第582号(改H22.3.12基発0312第1号) 「チェーンソー取扱作業指導員について」、H21.7.10付け関連通達					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	林業における振動障害防止対策の充実を図るため、チェーンソー取扱作業指導員を設置し、林業の作業現場等を巡回し、直接、作業仕組改善事例、振動障害防止に係るガイドブック等を用いチェーンソー取扱作業指針の周知徹底、振動障害の防止に係る知識の普及、林業振動障害防止対策会議の構成員としての職務等を行う。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	チェーンソー取扱作業指導員は、労働基準局長が指定する都道府県にて、社会的信望があり、林業における振動障害の防止に関する深い関心と理解を有する、自己の利益を図り、又は政治的に利用しようとししない、指導員としての活動が不十分となるおそれのない者等の用件を具備した者のうちから都道府県労働局長が委嘱し、上述の事業の目的のため活動を行う。なお、当該指導員の任期は2年である。								
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算の状況	当初予算	9	7	7	7	7		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
	計		9	7	7	7	7		
	執行額		7	6	5	-	-		
執行率(%)		78	86	71	-	-			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	
	【平成24年度まで】 チェーンソー取扱作業指導員によるチェーンソー取扱作業指針の周知、振動障害防止に係る知識の普及等の活動を適切に実施する。			成果実績	-	-	-	-	
				目標値	-	-	-	-	
				達成度	-	-	-	-	
	【平成25年度から】 チェーンソー取扱作業指導員による指導事業場件数を例年と同数程度とする。			成果実績	件	-	-	410	-
				目標値	件	-	-	例年と同数程度(平成24年度は197)	例年と同数程度
達成度				%	-	-	208	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	チェーンソー取扱作業指導員を23労働局(H24年度設置数)以上に設置する。			活動実績	局	23	23	23	-
				当初見込み	局	23	23	23	23
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	単位当たりコスト = X / Y			単位当たりコスト	円/事業場	369,696	34,055	16,363	16,473
	X:「予算額」 Y:「事業場数(23年度は作業員の設置局数)」			計算式	X / Y	8,503,000円 / 23局	6,709,000円 / 197事業場	6,709,000円 / 410事業場	6,754,000円 / 410事業場
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由					
	諸謝金	5	5	-					
	職員旅費	0.4	0.4						
	委員等旅費	1	1						
	庁費	0.7	0.7						
	計	7	7						

事業所管部局による点検・改善						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	振動障害の防止を推進するため、優先度は高い。また、国が指導員を委嘱するものであることから、国費を投入する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	振動障害予防対策は国の責務であり、国が直接実施する必要がある。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	振動障害の防止を推進するため、優先度は高い。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	振動障害予防対策を推進するものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	チェーンソー取扱作業指導員の活動に必要な経費の一人当たりのコストとして妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	チェーンソー取扱作業指導員の活動に必要な経費に限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	集団指導や職員による指導と比較しても、専門の指導員が林業の作業現場を巡回する実効性は高い。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	見込みどおりチェーンソー取扱作業指導員を設置した。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	チェーンソー取扱作業従事労働者の振動障害予防対策に活用されている。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検・改善結果	点検結果	林業における振動障害防止を推進するために必要な労働局に設置しているものであり、専門の指導員による実効性が高い現場指導を実施しているところである。 なお、成果目標及び活動指標を達成しており、また、林業は安全衛生管理が脆弱な中小零細事業場が多く、また一定の新規参入者もあることから、引き続きチェーンソー取扱作業指導員による指導により振動障害予防対策の推進を図る。				
	改善の方向性	引き続きチェーンソー取扱作業指導員による事業場の指導を行い、林業における振動障害の防止に努めるとともに、単位当たりコストの縮減を図る。				
外部有識者の所見						
-						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	引き続き、必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	-					
備考						
-						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成23年	-	平成24年	1026	平成25年	390	

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて補
足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.事務費			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
諸謝金	専門家への謝金	4			
職員旅費	職員の出張に係る旅費	0.2			
委員等旅費	専門家への旅費	0.4			
庁費	役務・物品の購入等	0.6			
計		5	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	諸謝金	専門家への謝金	4	—	—
2	庁費	役務・物品の購入等	0.6	—	—
3	委員等旅費	専門家への旅費	0.4	—	—
4	職員旅費	職員の出張に係る旅費	0.2	—	—

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	機械等の災害防止対策費		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度: - 終了(予定)年度: 終了予定なし		担当課室	安全課		田中 敏章		
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 労働安全衛生法第3条第2項		関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	危険性・有害性のある機械設備について、その設置時又は変更時に法令への適合確認を行うとともに、危険性・有害性の調査等(リスクアセスメント)を指導するため、機械設置等に係る審査及び実地調査を行い、もって機械設備の安全化の促進及び労働災害の防止を図る。また、都道府県労働局等で登録している検査業者、登録教習機関等に対する監査指導を行い、その業務の適正化について指導を行う。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	国(都道府県労働局、労働基準監督署)による下記の事業 ①機械等設置届等に係る審査及び実地調査 ②検査業者、登録教習機関等に対する監査指導							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
		補正予算	—	—	—	—	—	
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—	
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—	
		予備費等	—	—	—	—	—	
		計	11	11	11	11	63	
	執行額	9	9	7	—	—		
	執行率(%)	82%	86%	66%	—	—		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	機械設備による労働災害の対前年比減		成果実績	件	28,613	28,218	27,782	—
			目標値	件	28,496	28,613	28,218	27,782
			達成度	%	99.6	100	100	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	機械設備の設置時又は変更時に必要な指導を行うとともに、実地調査の対象基準に該当するすべてのものについて実地調査(平成25年度実績:329件)を行う。また、都道府県労働局等で登録している検査業者、登録教習機関等に対し、対象基準に該当するものについて監査指導を行う。		活動実績	件	432	391	329	—
			当初見込み	件	395	390	381	384
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	単位当たりコスト = X / Y X:「予算額」 Y:「実地調査数+(教習機関数+検査業者)÷3年」		単位当たりコスト	円/件	5,960円/件	5,263円/件	5,354円/件	5,643円/件
			計算式	X / Y	11,252,000円 / 1,888件	10,521,000円 / 1,999件	10,521,000円 / 1,965件	10,739,000円 / 1,903件
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	委託費	0	48.6	(委託費)				
	謝金	0.1	0.7	・型式検定対象機械等の買取試験事業(新規)による増 38,992千円				
	職員旅費	7.4	8.5	・事業番号「413」の国内外における機械安全規格の調査事業の組替による増 9,642千円				
	委員等旅費	0.1	1.2	(行政経費)				
	庁費	3.1	4	・外国立地検査・検定機関の監査をするための旅費等の増 4,904千円				
	計	10.7	63					

事業所管部局による点検・改善						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	労働安全衛生関係法令に基づき、国が設置届の審査、検査業者・登録教習機関の監査等を行うこととされていることから、国費を投入しなければ事業目的は達成できない。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	労働安全衛生関係法令に基づき、国が設置届の審査、検査業者・登録教習機関の監査等を行うこととされていることから、国が実施するべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	製造業を中心に、機械設備による死亡災害や障害の残る災害につながりやすいはさまれ・巻き込まれ災害が多数発生していることから、第12次労働災害防止計画においても重点的な対策として位置づけているところであり、機械設備の安全化の指導等により機械災害防止を図る本事業は、優先度は高い。		
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は、労働災害防止のため、事業者に対して指導を行うものであり、事業者から徴収した労災保険料経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	1回の出張で複数の件数をこなすことができるように、指導計画を立てて、業務の効率化コスト削減に努めている。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	事業に必要な旅費、計測器具、保護具等の購入費に限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	活動実績の当初見込みには届いていないが、実施基準を定め、対象基準に該当する事業場は全て実施した。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-		
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検・ 改善結果	点検結果	平成25年度については、当初計画どおり活動目標及び成果目標を達成していることから、引き続き事業を実施することとしたい。				
	改善の 方向性	機械設備による労働災害を減少させるためには、実地調査等を確実に行っていく必要があり、引き続き、事業を適切に実施することとしたい。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業 部改善 の一	執行率は低いものの、成果指標である、「機械整備による労働災害の対前年比率減」は減少傾向にある事業であることから、より効果的な他の手法に重点化すること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	行政経費については、積算を見直しの上、減額を行った。					
備考						
-						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	-	平成24年	1027	平成25年	391

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

機械等の災害防止対策費

厚生労働省
(7百万円)

(局署への指導、進捗管理)



行政経費

A. 事務費
(7百万円)

(①機械設備の設置時又は変更時における審査及び実地調査の実施
②検査業者監査指導、登録教習機関監査指導等)

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

A.事務費			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
諸謝金	専門家への謝金	0.1			
職員旅費	職員の出張に係る旅費	4			
委員等旅費	専門家への旅費	0.04			
庁費	役務・物品の購入等	2			
計		6	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	職員旅費	職員の出張に係る旅費	4	—	—
2	庁費	役務・物品の購入等	2	—	—
3	諸謝金	専門家への謝金	0.1	—	—
4	委員等旅費	専門家への旅費	0.04	—	—

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	特別安全衛生指導等経費		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:昭和47年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	安全課		田中 敏章		
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 労働安全衛生法第3条第2項		関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	(1)特別安全指導の実施(技術の進歩に伴い危険性の高い業種(石油化学工業等)及び災害発生率が著しく高く重大災害が多い職種(建設業等)について本省、局署の専門職員による災害防止の指導を行う) (2)特別衛生監督の実施(職業性疾病の問題が社会的にも大きな問題になっていることから、有害物質等有害要因を有する作業場に対する職業性疾病及び振動障害の予防のための特別監督指導を実施し、労働者の健康管理及び一般の労働条件等の確保を行う等)							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	(1)特別安全指導の実施・石油化学、建設業等に対する特別安全指導、港湾運送業に対する個別指導、発注機関に対する労働災害防止活動実施の指導等 (2)特別衛生監督の実施・特別衛生監督指導、林業関係事業に対する監督指導、労働衛生関係指導用手引等の作成 (3)特定労働災害調査分析費・災害原因等の災害調査の分析、重篤災害等の災害調査の実施、学識経験者の派遣							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算の状況	当初予算	45	44	57	55	53	
		補正予算	—	—	—	—	—	
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—	
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—	
		予備費等	—	—	—	—	—	
	計		45	44	57	55	53	
	執行額		38	38	39	—	—	
執行率(%)		85%	86%	68%	—	—		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	労働災害の対前年比減		成果実績	人	117,958人	119,576人	118,157人	
			目標値	人	116,733人	117,958人	119,576人	118,157人
			達成度	%	99.0%	98.6%	101.2%	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	石油化学工業、建設業等の危険性の高い業種の事業場に対して労働災害防止のための安全衛生指導を実施し、対前年比増を目指す。		活動実績	件	42,045件	43,407件	45,749件	—
			当初見込み	件	39,116件	42,045件	43,407件	45,749件
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	当該事業費は、特別安全衛生指導に要する職員旅費、謝金、図書購入費、備品費等から構成されており、また、安全衛生指導に要する経費は別の事業費からも支出があることから、指導1件当たりのコストを当該経費のみをもって算出することはできない。		単位当たりコスト	—	—	—	—	—
			計算式	—	—	—	—	—
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	謝金	0.02	0.02	指導に係る旅費の減 ▲1,290千円				
	職員旅費	32	30					
	委員等旅費	0.78	0.78					
	庁費	23	22					
計	55	53						

事業所管部局による点検・改善						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	労働災害を防止するための安全衛生指導等は行政政策に直結し、国家公務員である労働基準監督官しか実施できないことから、国費を投入しなければ目的を達成できない事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	労働災害を防止するための安全衛生指導等は行政政策に直結し、国家公務員である労働基準監督官しか実施できないことから、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	労働災害を防止するための安全衛生指導等は行政政策に直結するものであり、優先度は高い。		
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は、労働災害防止のため、安全衛生指導等を実施するための経費であり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-	-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	職員旅費等の安全衛生指導等に必要な経費に限定している。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	活動実績は見込みを上回っている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	事業の成果として、労働災害の増加に歯止めをかけることができた。		
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検・ 改善結果	点検結果	昨年度からスタートした「第12次労働災害防止計画」に沿って、「製造業」等重点業種に対して効果的な監督・指導を行ったことにより近年の労働災害増加に歯止めをかけることができた。 死傷者数:平成24年119,576人 平成25年118,157人(△1,419人、△1.2%) 死亡者数:平成24年1,093人 平成25年1,030人(△63人、△5.8%)				
	改善の 方向性	「第12次労働災害防止計画」2年目であるが、引き続き計画に沿って労働災害防止に取り組むこととする。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状 通り	点検結果も妥当であり、本事業は、特別安全指導等を実施するための事業であることから、引き続き、必要な予算額を確保しつつ、適正な執行を行うこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮 減	「行政事業レビュー推進チームの所見」においては、「現状通り」との評価をいただいているところであるが、積算を見直した上で必要な経費について要求している。					
備考						
-						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成23年	-	平成24年	1028	平成25年	392	

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

特別安全衛生指導等経費

厚生労働省
(39百万円)

本省担当部局、局署への指導、
進捗管理



行政経費

A. 事務費
(39百万円)

- (1) 特別安全指導の実施・石油化学、建設業等に対する特別安全指導、湾岸荷役業に対する個別指導、発注機関に対する労働災害防止活動実施の指導等
- (2) 特別衛生監督の実施・特別衛生監督指導、林業関係事業に対する監督指導、労働衛生関係指導用手引等の作成
- (3) 特定労働災害調査分析費・災害原因等の災害調査の分析、重篤災害

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・用途 (「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と用途 の双方で実情が 分かるように記 載)	A. 事務費			E.		
	費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
	諸謝金	専門家への謝金	0.01			
	職員旅費	職員の出張に係る旅費	20			
	委員等旅費	専門家への旅費	0.04			
	庁費	役務・物品の購入等	19			
	計		39.05	計		0
	B.			F.		
	費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
計		0	計		0	
C.			G.			
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)	
計		0	計		0	
D.			H.			
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)	
計		0	計		0	

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	職員旅費	職員の出張に係る旅費	20	—	—
2	庁費	役務・物品の購入等	19	—	—
3	委員等旅費	専門家への旅費	0.04	—	—
4	諸謝金	専門家への謝金	0.01	—	—

平成26年行政事業レビューシート

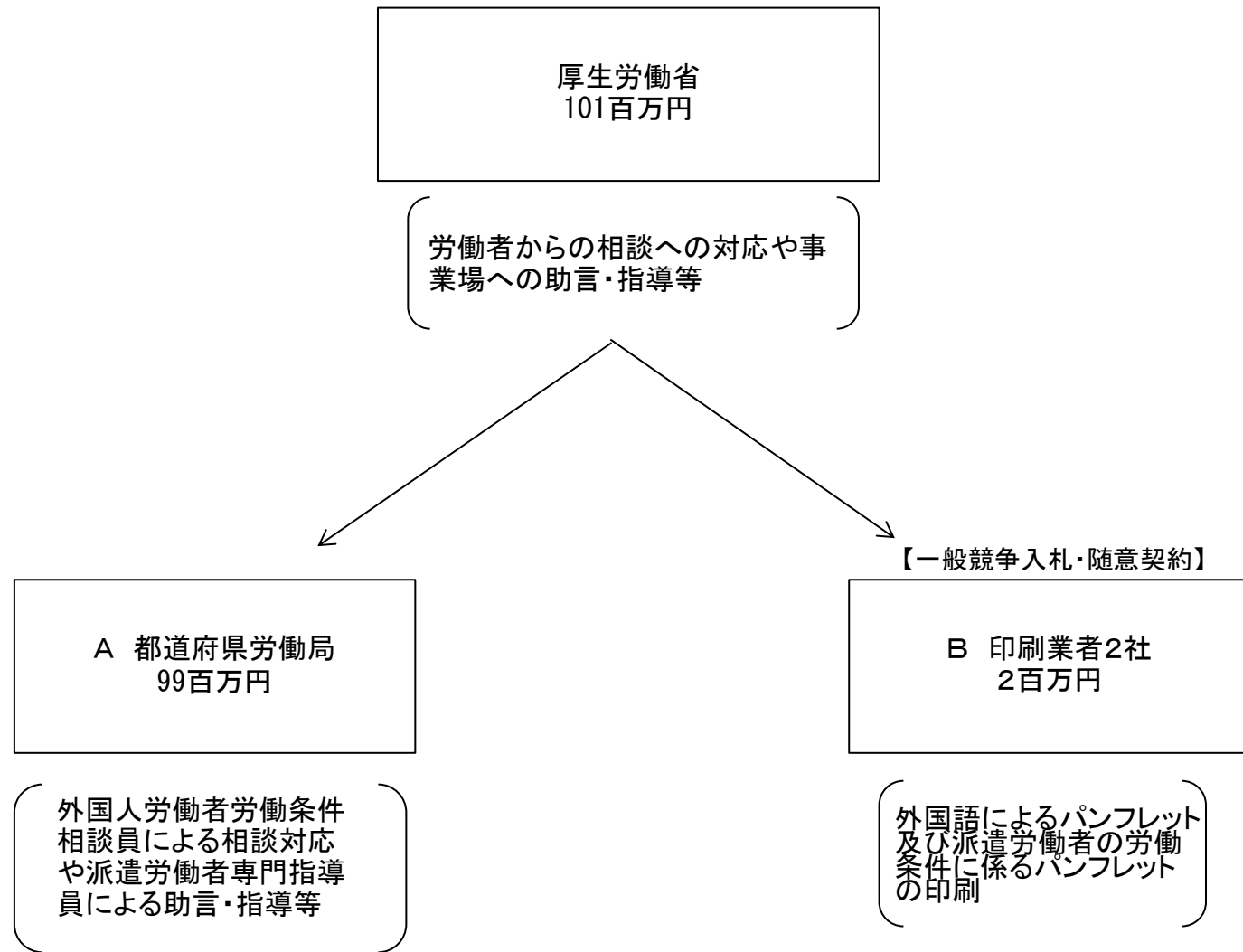
(厚生労働省)

事業名	特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費	担当部局庁	労働基準局	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	開始年度：平成23年度 終了(予定)年度：終了予定なし	担当課室	監督課	秋山 伸一				
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定	政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償法第29条第1項第3号	関係する計画、通知等	-					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	外国人、派遣労働者等の特定分野の労働者に係る労働災害の防止等を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	管内で多数の外国人労働者が労働する都道府県労働局や労働基準監督署へ外国人労働者労働条件相談員を配置し、また、管内で派遣労働者が労働する労働基準監督署へ派遣労働者専門指導員を配置することにより、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談への対応や、当該事業場への指導を行う。これらの相談や指導をより丁寧に分かりやすく行うために、関係リーフレットの作成等を行う。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位：百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算の状況	当初予算	115	108	106	112	187	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
	計	115	108	106	112	187		
	執行額	111	105	101	-	-		
執行率(%)	96.5	97.2	95.3	-	-			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	平成23年度、24年度 ①外国人労働者からの相談のうち、労働災害及び労働時間に係る相談件数を前年より増やす。		成果実績①	件数	2,652	2,699	2,739	-
			目標値	件数	-	2,652	2,699	-
			達成度	%	107	102	101	-
	平成25年度 ①外国人労働者からの相談のうち、労働災害及び労働時間に係る相談件数を前年より増やす。 ②派遣労働に関する労働条件等の相談件数を前年より増やす。		成果実績②	件数	-	-	8,868	-
			目標値	件数	-	-	8,796	-
			達成度	%	-	-	101	-
	平成26年度 ③過去3年間の相談件数に要した人日を基に、外国人労働者からの相談のうち、労働災害及び労働時間に係る相談件数を、2,656件以上とする。 ④過去3年間の相談件数に要した人日を基に、派遣労働に関する労働条件等の相談件数を8,550件以上とする。		成果実績③	件数	-	-	-	-
			目標値	件数	-	-	-	2,656
			達成度	%	-	-	-	-
			成果実績④	件数	-	-	-	-
			目標値	件数	-	-	-	8,550
達成度			%	-	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	平成23年度、24年度 ①外国人労働者相談コーナー広報用リーフレットを9,800部作成する。		活動実績①	部	9,800	9,800	63,700	-
			当初見込み	部	9,800	9,800	40,000	40,000
	平成25年度、26年度 ①外国人労働者相談コーナー広報用リーフレットを40,000部作成する。 ②派遣労働に関するパンフレットを10,000部作成する。		活動実績②	部	-	-	19,100	-
			当初見込み	部	-	-	10,000	10,000
	単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度
単位当たりコスト = X / Y		単位当たりコスト	円/件数	4,849	5,133	5,107	-	
X:「外国人労働条件相談員に係る謝金」 Y:「外国人労働条件相談員の相談件数」		計算式	X / Y	52,820千円/ 10,892件	52,531千円/ 10,233件	51,234千円/ 10,032件	-	
平成26・27年度予算内訳 (単位：百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	諸謝金	77	77	外国人労働者向け相談ダイヤルの整備等による増。 委託事業として、介護事業場就労環境整備事業(仮称)を実施することによる増。				
	委員等旅費	0	1					
	職員旅費	1	1					
	庁費	34	67					
	労働災害防止対策事業委託費	0	41					
	計	112	187					

事業所管部局による点検・改善					
	項目	評価	評価に関する説明		
国 必 費 投 入 の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	外国人労働者数は増加傾向にある。また、派遣労働者を含む非正規労働者数も増加傾向にあることから、広く国民のニーズがある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	労働基準関係法令等に定められた労働条件に関する相談等への対応は、都道府県労働局及び労働基準監督署が行う業務である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	外国人労働者や派遣労働者等の特定分野の労働者の労働条件確保は、業務の特性を踏まえた特別な対策を講ずる必要があるため、優先度が高い事業である。		
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	関係パンフレットの印刷については、予定額が百万円を超えないものであり、早急に調達する必要性から随意契約とした。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	本事業は、業務の特性や労働者の特性を踏まえた特別な対策を講ずる必要がある外国人労働者や派遣労働者等の特定分野の労働者の労働災害等の防止を図るものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○	労働基準関係法令等の専門的知識を有する者が相談、助言・指導を行うものであり、その単価あたりのコストの水準は妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	外国人労働者からの相談対応や事業場への指導・助言を行う相談員・指導員の諸謝金・委員等旅費等であり、真に必要なものに限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-		
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	活動実績は見込みに見合っている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	関係パンフレットは十分に活用され、その結果、相談件数の増加につながった。		
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点 検 ・ 改 善 結 果	点検結果	アウトプット指標である外国人労働者相談コーナー広報用リーフレットについて、目標を上回る部数を作成し、当該リーフレットをあらゆる機会を捉え周知したことを一因として、アウトカム指標である外国人労働者からの労働災害及び労働時間に係る相談件数は前年度を上回ったものと考えられることから、今後もアウトプットの目標を達成し、幅広い周知を実施する必要があると考える。			
	改善の方向性	外国人労働者数は高水準で推移しており、外国人労働者は、日本語や日本の労働慣行に精通していないこと等から、労働条件確保上の問題が生じやすく、特に技能実習生については、法定労働条件確保上の問題が依然として認められる。 また、非正規労働者は、平成25年には過去最高の水準となっており、非正規労働者は、賃金の支払や解雇手続等の労働条件確保上の問題が生じやすく、法定労働条件の確保がますます重要となっている。 このため、引き続き、特定分野の労働者に対する法定労働条件の確保・改善に向けた本事業を実施していく必要があると考える。			
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現 状 通 り	点検結果も妥当であり、本事業は、外国人、派遣労働者等の特定分野の労働者に係る労働災害の防止等を図るための事業であることから、引き続き、必要な予算額を確保しつつ、適正な執行を行うこと。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現 状 通 り	-				
備考					
-					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成23年		平成24年	1029	平成25年	393

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.都道府県労働局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
諸謝金	外国人労働者労働条件相談員・派遣労働者専門指導員の謝金	70			
職員旅費	職員の集団指導会場までの旅費	1			
庁費	会場借料、労働保険料等	28			
計		99	計		0
B.印刷業者2社			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
印刷費	印刷費	2			
計		2	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	静岡労働局	外国人労働者労働条件相談員による相談対応や派遣労働者専門指導員による助言・指導等	9		
2	愛知労働局	外国人労働者労働条件相談員による相談対応や派遣労働者専門指導員による助言・指導等	8		
3	東京労働局	外国人労働者労働条件相談員による相談対応や派遣労働者専門指導員による助言・指導等	7		
4	大阪労働局	外国人労働者労働条件相談員による相談対応や派遣労働者専門指導員による助言・指導等	5		
5	神奈川労働局	外国人労働者労働条件相談員による相談対応や派遣労働者専門指導員による助言・指導等	4		
6	埼玉労働局	外国人労働者労働条件相談員による相談対応や派遣労働者専門指導員による助言・指導等	3		
7	広島労働局	外国人労働者労働条件相談員による相談対応や派遣労働者専門指導員による助言・指導等	3		
8	群馬労働局	外国人労働者労働条件相談員による相談対応や派遣労働者専門指導員による助言・指導等	3		
9	三重労働局	外国人労働者労働条件相談員による相談対応や派遣労働者専門指導員による助言・指導等	3		
10	岐阜労働局	外国人労働者労働条件相談員による相談対応や派遣労働者専門指導員による助言・指導等	3		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)大和プリント	外国語による労働基準関係法令の解説パンフレットの印刷	0.7	随意契約	
2	(株)大和プリント	技能実習生に係るパンフレットの印刷	0.9	随意契約	
3	(株)三響社	技能実習生に係るパンフレットの印刷	0.3	随意契約	

平成26年行政事業レビューシート

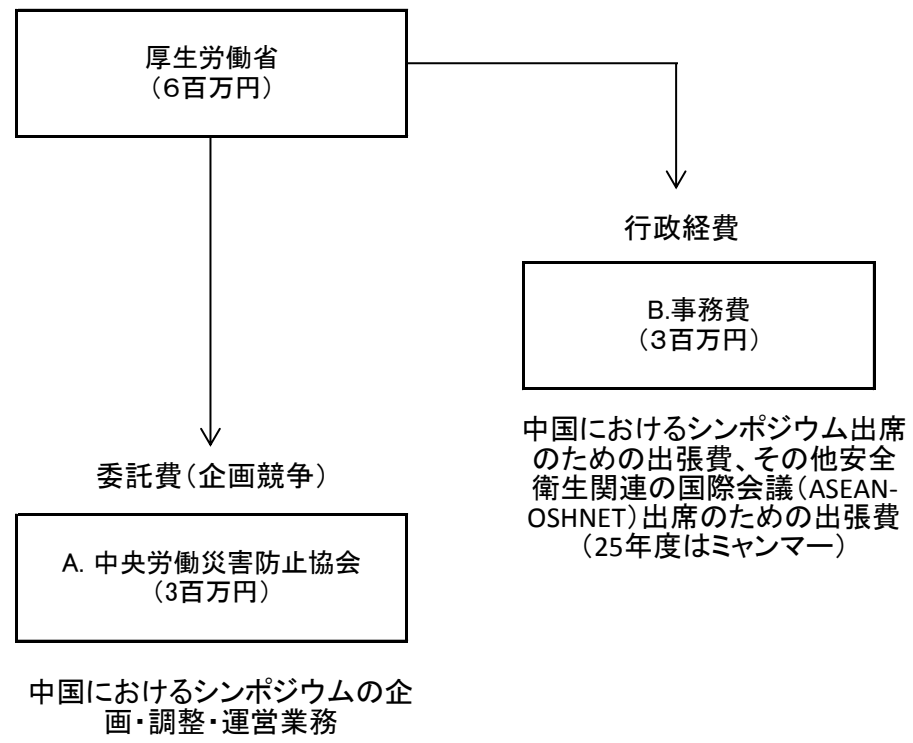
(厚生労働省)

事業名	日中安全衛生プラットフォーム事業		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成24年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	計画課		美濃 芳郎			
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	中国の安全衛生水準は低く規制・監督体制も不十分のため、我が国では使用が禁止されている物質を含有する原材料が中国から輸入される等の事案が発生したり、また中国に進出する日系企業は競争条件上、国内並みの安全衛生対策を行うことには消極的になりがちである。本事業により中国地元企業も含めて安全衛生の底上げを図ることにより、中国からの輸入品の安全性向上による国内労働者保護や、中国で勤務する日本人労働者の労働災害などの防止に資する。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	労働安全衛生に係る国際会議に職員を派遣し、当該分野の国際動向について、情報を収集する。また、中国においては、年に一度、日中間で局長級をトップとする政策対話を実現する。政策対話においては、双方の労働安全衛生政策に関する情報交換・意見交換、日中間で生じている事案についての協議などを行う。また、この対話を通じ、日中双方で問題事案が発生した場合に相互連絡を取り合う体制を構築する。また、政策対話の実現に併せて、専門家、企業の安全衛生担当者等も交えて労働安全衛生をテーマとするシンポジウムを開催する。その中で、中国の政策立案に役立つ知識・ノウハウについても紹介する。								
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算の状況	当初予算	—	10	9	9	9		
		補正予算	—	—	—	—	—		
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—		
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—		
		予備費等	—	—	—	—	—		
	計		—	10	9	9	9		
	執行額		—	4	6	—	—		
執行率(%)		—	40%	67%	—	—			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値(26年度)	
	24年度:中国で開催する労働安全衛生シンポジウムの参加者を100名以上とする。 25年度:事後アンケートにおいて、シンポジウム参加者の80%以上から、「有意義であった」との回答を得る。 26年度:シンポジウム参加者に対するアンケートにおいて、「事業場における労働安全衛生水準の向上に資する」との評価を80%以上とする。			成果実績	24:名 25以降:%	—	0	100	—
				目標値	24:名 25以降:%	—	0	80	80
				達成度	%	—	—	100	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	24年度:中国において、労働安全衛生シンポジウムを年1回開催する。 25年度以降:中国で開催する労働安全衛生シンポジウムの参加者を100名以上とする。			活動実績	24:回 25以降:名	—	0	41	—
				当初見込み	24:回 25以降:名	—	1	100	100
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	シンポジウム参加者一人当たりのコスト = X / Y X:「委託金額」 Y:「シンポジウム参加者数」			単位当たりコスト	円/人	—	0	72,816円/人	46,830円/人
				計算式	X / Y	—	0	2,985,475円 / 41人	4,683,000円 / 100人
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由					
	委託費	5	5	会議機材費用削減による減					
	行政経費	5	5						
計	9	9							

事業所管部局による点検・改善					
項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	第12次労働災害防止計画においては、諸外国の知見や施策の動向などの国際動向を踏まえた安全衛生政策の推進が謳われており、経済交流が多い中国との安全衛生分野での情報交換に国費を投入することは妥当。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	中国政府との政策対話及びこれを踏まえたシンポジウムをする必要があるため、民間・自治体に委ねることは困難。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	第12次労働災害防止計画においては、国際動向を踏まえた政策推進が謳われており、経済交流が多い中国との安全衛生分野での情報交換は優先度が高い。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		△	事業実施には高度な専門性や国際的なネットワークが必要なことから、企画競争方式により委託先を選出したが、平成26年度からは、より競争性を高める観点から、一般競争入札(総合評価落札方式)により調達することとしている。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	中国は対日貿易や日本企業の進出数も極めて多いが、安全衛生水準は低く、我が国の安全衛生にも影響を及ぼす可能性があり、安全衛生に係る問題について、中長期的な視点から意見交換を行うことが我が国の労働者の安全衛生確保に資するものであることから、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出しているものであり、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	中国におけるシンポジウム開催の準備費用及び実施費用として、妥当である。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—	
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	シンポジウム開催に係る必要経費及び関連する出張費のみに限定されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	不用は、中国政府側の要望により、開催規模を縮小して実施したこと等によるものであり、このために活動指標は達成できなかったところではあるが、一方で成果目標は達成しており、効率的な事業運営を行った結果、一定の事業目的が達成できたものと認められることから、妥当である。	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—	—	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		△	シンポジウム参加者数が目標規模を満たしていないが、中国政府側の要望により、開催規模を縮小して実施したためである。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	シンポジウムの成果は中国側・日本側双方に蓄積されており、今後の双方の施策立案や今後の交流に活用されている。	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	—	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点検・改善結果	点検結果	尖閣諸島を巡る状況等を受け、シンポジウム開催に至らなかった24年度に比べ、25年度においては、行政及び受託者の努力により状況が好転の兆しを見せたものの、中国政府からの要望などを踏まえ、規模を縮小して開催することとなった。ただし、25年度のシンポジウムの際には、中国側から今後のシンポジウムでは参加者の拡大や内容の充実等の積極的な意見が出されており、成果目標の改善が見込まれている。このため、今後も引き続き本事業を実施することとする。			
	改善の方向性	本事業は政治的な影響を受けやすい性質のものであり、平成23年度及び24年度においてはアウトカム・アウトプット共に達成に至らなかったものの、25年度は在中国大使館との連携を深め、中国側の要望に基づいてシンポジウムを開催し、一定の成果を達成している。25年度のシンポジウムでは中国側からも前向きな意見が出されており、26年度においては、大使館との連携を更に深め、より規模を拡大し、成果の大きいシンポジウムの実施を目指していくこととする。また、調達方法については、より競争性を高めるべく、一般競争入札(総合評価落札方式)を導入することとする。			
外部有識者の所見					
—					
行政事業レビュー推進チームの所見					
の事業内容改善	執行率を踏まえ、予算額を縮減すること。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
縮減	会議機材の費用を削減し、コスト減に努めた。				
備考					
—					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成23年	—	平成24年	新24-027	平成25年	395

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.中央労働災害防止協会			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	通訳謝金、旅費、会場借用費等	2			
管理費	管理責任者人件費	1			
消費税		0.1			
計		3	計		0
B.事務費			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
職員旅費	職員の出張に係る旅費	2			
庁費	役務・物品等の購入	1			
計		3	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	中央労働災害防止協会	中国におけるシンポジウムの企画・調整・運営業務	3	1	—

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	職員旅費	職員の出張に係る旅費	2		
2	庁費	役務・物品等の購入	1		

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	新たな作業環境測定方法の実証的検証		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成24年度 終了(予定)年度:平成25年度		担当課室	化学物質対策課環境改善室		濱本 和孝		
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	化学物質の生体影響は、各物質の特性(粒子径の大きさや水溶性か否か等)により異なるところ、作業環境測定の評価基準となる管理濃度はその時々々の知見に応じて見直しを行っているが、測定の方法自体についても、最新の知見を取り入れ、現行の手法の妥当性を検証するとともに、必要に応じて新たな手法を検討していく必要がある。本事業では、各物質の特性に応じた測定方法の検討を通じ、事業場における作業環境管理の向上に資することを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	作業環境測定の具体的な測定手法は作業環境測定基準に規定されており、特定化学物質及び有機溶剤の一部については検知管による簡易な測定方法が認められている。近年の技術開発により、現行の測定基準では認められていない化学物質であっても定量できる検知管が開発されていることから、精度よく定量できる化学物質の検証を行う。また、管理濃度の見直しによる低濃度化等の状況を踏まえ、現行の測定基準で定める測定手法が今もなお精度よく定量できる手法であるか妥当性を検証する。(25年度限りの事業)							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算の状況	当初予算	—	9	9	—	—	
		補正予算	—	—	—	—	—	
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—	
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—	
		予備費等	—	—	—	—	—	
	計	—	9	9	—	—		
	執行額	—	8.5	4.5	—	—		
執行率(%)	—	91.5%	51.3%	—	—			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	
	(平成24年度) 対象2物質(N,N-ジメチルホルムアミド、ニッケル)に応じた測定手法を確立する。 (平成25年度) 現行の測定基準よりも簡易な測定手法を10物質程度確立する。		成果実績	物質	—	2	11	—
	※本事業のアウトカムとして考え得るのは、各年度に測定手法を新たに確立できた物質・手法の数であるが、対象とする物質・手法の特性によって必要な検証精度やコスト等は異なるところ、年度ごとに検証対象にできる物質・手法の数は一律に比較できるものとはならないことから、経年比較のための定量的指標は設定できない。		目標値	物質	—	2	10	—
			達成度	%	—	100	110	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	(平成24年度) 対象2物質について、条件を様々に変え、複数の測定手法について妥当性の検証を行う。 (平成25年度) 10物質程度について、現行の測定基準よりも簡易な測定手法について妥当性の検証を行う。		活動実績	物質	—	2	13	—
	※本事業のアウトプットとして考え得るのは、各年度に検証を行った物質・手法の数であるが、アウトカムと同様の理由により、経年比較のための定量的指標は設定できない。		当初見込み	物質	—	2	10	—
単位当たりコスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	$\text{単位当たりコスト} = X / Y$ $X = \text{委託事業費}$ $Y = \text{実際に検討を行った物質数}$		単位当たりコスト	千円/物質	—	4,270千円/物質	360千円/物質	—
	(なお、平成24年度と平成25年度では、検証対象とする手法が全く異なり、対象物質数が大きく異なるところ、1物質当たり単価を年度間で比較することは有効な意味を持たないことに留意。)		計算式	X / Y	—	8,539千円/2物質	4,674千円/13物質	—
内訳 (単位:百万円)	平成26年度	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由			
	平成27年度				平成25年度限りの事業			
	計							

事業所管部局による点検・改善						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	作業環境測定は、国が労働安全衛生法令により、一定の有害業務を行う作業場に広く実施義務を課しているものであるところ、より効果的な測定手法の開発・導入は、全国の作業場における作業環境管理のあり方に大きく影響する。 物質の特性に応じた新しい測定方法や現行の測定手法の妥当性に係る検証は、測定対象業務を実施している事業場における作業環境管理の向上に広く資するものであり、そのような測定手法の検討等を行う本事業には、広くニーズが存在する。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	作業環境測定の方法等は、厚生労働大臣告示により規定されているものであるところ、新しい手法の導入に向けた検討や現行の手法の妥当性の検証等を行う本事業は、国が実施すべきものである。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	職場における化学物質管理の強化は、厚生労働省が重点施策として掲げる課題の一つであり、本事業はその具体的な取組の一つとして優先度の高い事業に位置づけられている。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	本事業は、一般競争入札(総合評価落札方式)により調達を実施した。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	物質の特性に応じた新しい測定方法や、現行の測定手法の妥当性に係る検証を行う本事業は、測定対象業務を実施している事業場における作業環境管理の向上に広く資するものであり、事業者及び労働者双方に有益なものであるところ、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-	-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	使途は、実際の事業場における作業環境測定費用や、検討委員の謝金・旅費等、事業の運営に必要なものに限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	不用は、競争入札において落札した者(受託者)の選定した検討会委員に、旅費を多く要する地方委員の数が見込みよりも少なく、旅費が節減できたこと等により発生したものであるが、本事業の成果目標及び活動指標ともに当初目標を達成しており、効率的な事業運営がなされた結果であると思料されることから、妥当なものと認められる。		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	試料採取方法や分析手順等で改善すべき点が報告されるなど、活動実績は見込みに見合ったものとなっている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	今後、管理濃度等検討会において測定方法の検討材料となる予定である。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	類似する事業はない。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果・改善	点検結果	平成24年度に引き続き平成25年度も目標を達成しており、有効に事業を運営できていたものと評価できる。				
	改善の方向性	本事業については、平成25年度事業の中で具体的な制度の改善等に係る行政施策の検討に移行できるだけの成果が得られており、平成25年度をもって終了する。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
通現り状	事業の達成状況等を検証し、廃止の妥当性を検討すること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
廃止	事業の達成状況等を踏まえ、予定通り廃止する。					
備考						
-						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	-	平成24年	新24-029	平成25年	396

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
(5百万円)

事業管理、受託者への指導



【一般競争入札(総合評価落札方式)】

A.公益社団法人日本作業環境測定協会
(5百万円)(一部受託者負担)

有識者を参集して検討委員会の設置・運営、実際の作業場にて測定・分析・評価の実施、結果の取りまとめ

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて
補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.公益社団法人日本作業環境測定協会			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
作業環境測定等費用	作業環境測定の実施	3			
諸謝金	委員等謝金	0.5			
その他庁費	会場借料、報告書印刷など	0.4			
旅費	委員等旅費、業務連絡等交通費	0.3			
消費税	消費税	0.2			
計		5	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	公益社団法人日本作業環境測定協会	有識者を参集して検討委員会の設置・運営、実際の作業場にて測定・分析・評価の実施、結果の取りまとめ	5	2	51.4%

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	ストレス症状を有する者に対する面接指導制度の周知		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成24年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	労働衛生課		泉 陽子		
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	ストレスチェックと労働者に対する医師による面接指導制度が円滑に導入されるよう、事業者等に対し普及啓発を図るとともに、ストレスチェックの実施等にあたり事業者を支援する相談機関(EAP機関等)の登録制度の見直しに向けた情報収集、ストレスチェック制度による職場環境改善と労働者の健康状況への寄与に関する調査研究を行い、改正労働安全衛生法の円滑な施行を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	本事業の目的を達成するため、リーフレットの配布等の広報、説明会の開催等を行う。また、ストレスチェックを含むメンタルヘルス関係の事業場外資源として活用されている、相談機関(EAP機関等)について、その相談体制、活動内容等について実態調査を行うとともに、ストレスチェック制度の導入により、事業場の職場環境や労働者の精神的健康の状況にどのような効果があるかについて、調査研究により制度の検証を行う。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	-	71	-	64	56	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
	計		-	71	-	64	56	
	執行額		-	0	-	-	-	
執行率(%)		-	0	-	-	-		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	説明会に参加した結果、理解できた旨の回答の割合を80%以上とする。		成果実績	%	-	-	-	-
			目標値	%	-	-	-	80
			達成度	%	-	-	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	説明会の実施回数 (都道府県3回、政令市4回、特別区5回)		活動実績	回	-	-	-	-
			当初見込み	回	-	-	-	222
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	単位当たりコスト = X / Y X:「予算額」 Y:「セミナー実施回数」		単位当たりコスト	千円/件				288千円
			計算式	X / Y				63,833千円 / 222回
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)			26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由			
	委託費		64	55	既存事業については、ポスター、周知用リーフレットの印刷部数の削減による減。新規委託事業の要求による増。			
	諸謝金		0	0.3				
	委員等旅費		0	0.4				
	庁費		0	0.2				
	計		64	56				

事業所管部局による点検・改善					
項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	第12次労働災害防止計画(平成25年2月策定)の目標(「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上」)を達成するため、その具体的取り組みであるストレスチェックと面接指導の実施を事業者に周知し取り組みを促進する本事業は、国費を投入して実施すべき事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	第12次労働災害防止計画(平成25年2月策定)の目標(「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上」)を達成するため、国が実施すべき事業である。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を引き上げることを政策目標としており、これを支援する手段として優先度が高い。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	一般競争入札(総合評価落札方式)で支出先を選定することとしている。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は労働者の精神障害等による労災の予防のため、事業者に対し支援を行うものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-	-	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	周知のためのパンフレット等印刷費用、説明会の実施に必要な費用に使用される。	
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	ストレスチェックと面接指導等が適切に実施されるためには、関係機関と連携し、事業場に対する直接・間接での周知啓発が重要であり、最も効果的な方法で実施することとしている。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	-	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点検・改善結果	点検結果	平成23年12月に、事業者が医師等によるストレスチェックを行い、労働者の申し出に基づいて医師による面接指導等を実施し、必要な措置を講じること等を内容とする労働安全衛生法の一部を改正する法律案が国会に提出されたが、平成24年11月の衆議院解散に伴い廃案となったため、ストレスチェックの周知等を目的とする本事業は未実施となり、また、平成25年度予算概算要求も行わなかったが、第186回通常国会に改正法律案を提出することとなった。それを受け、平成26年度概算要求を行ったもの。 その後、平成26年3月に改めて労働安全衛生法改正法案が国会に提出され、同年6月に可決成立したことから、必要な周知等を行うための事業を実施することとしている。			
	改善の方向性	-			
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現状通り	事業の必要性、効率性及び有効性の観点から、特段問題ない。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
縮減	「行政事業レビュー推進チームの所見」においては、「現状通り」との評価をいただいているところであるが、積算を見直した上で必要な経費について要求している。				
備考					
-					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成23年	-	平成24年	-	平成25年	397

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

【平成26年度予算】

厚生労働省
(64百万円)

〔事業管理、受託者への指導〕



【一般競争入札(総合評価落札方式)】

A.〇〇〇〇〇〇
(〇〇百万円)

〔周知用パンフレット作成、説明会の開催等。〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

平成26年行政事業レビューシート

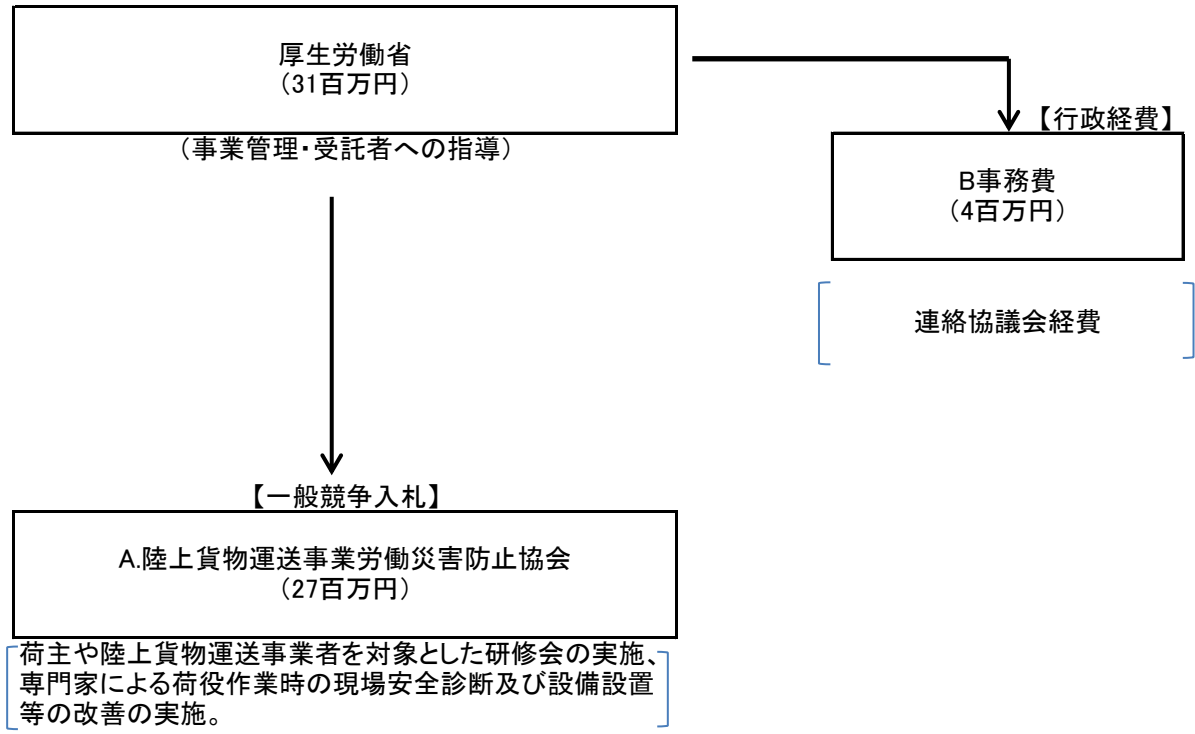
(厚生労働省)

事業名	陸上貨物運送事業における労働災害防止対策の推進		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成24年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	安全課		田中 敏章		
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 労働安全衛生法第3条第2項		関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	陸上貨物運送事業における休業4日以上死傷災害については、平成元年以降、13,000人台から17,000人台で推移しており、労働災害全体が減少する中、その占める割合は、平成元年の7.9%から平成23年は12.6%へと上昇している。内訳を見ると、荷役作業時の労働災害は約70%となっていることから、労働災害の発生件数を減少させていくためには、荷役作業の安全対策について一層の取組が必要になっている。荷役災害対策については、平成25年に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定し、本ガイドラインに基づく取組を促進しているところであるが、本事業においては陸上貨物運送事業者に対する指導はもとより、協力が重要となっている荷主への災害防止の取組を促すことを目的としている。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	(1) 荷主等の事業場を対象に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知を目的とした研修会を開催する。 (2) 荷主等の事業場を対象に荷役作業時の現場安全診断及び設備設置等の改善指導を実施する。 (3) 荷主等の事業場において荷役業務を陸上貨物運送事業者の労働者に行わせる担当者を対象に安全対策について講習会を開催する。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	-	38	36	39	32	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
	計		-	38	36	39	32	
	執行額		-	30	31	-	-	
執行率(%)		-	79%	87%	-	-		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	研修会の参加について、研修が有益であった旨の評価を80%以上得る。		成果実績	%	-	95	95	-
			目標値	%	-	80	80	80
			達成度	%	-	119	119	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	(平成24年度) 研修会における出席人数を50名程度確保し、合計47回開催するため、累計2,000名程度に研修を行う。 (平成25年度) 陸上貨物運送事業の荷役作業における安全対策ガイドラインの普及促進のための研修会を開催し、2,000人以上参加させる。		活動実績	名	-	2,250	2,122	-
			当初見込み	名	-	2,000	2,000	2,000
	(平成26年度) 陸上貨物運送事業の荷役作業における安全対策ガイドラインの普及促進のための研修会等を開催し、2,000人以上参加させる。							
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	単位当たりコスト = X / Y		単位当たりコスト	円/人	-	11,643	12,812	16,948
	X:「委託額」 Y:「アウトプット」		計算式	X / Y	-	26,197,392 / 2,250	27,186,112 / 2,122	33,897,000 / 2,000
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	行政経費	5	5	荷役作業の安全対策ガイドラインの周知・普及研修会終了による減 ▲7,901千円				
	委託費	34	27					
計	39	32						

事業所管部局による点検・改善					
項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	陸上貨物運送事業における労働災害件数の全産業に占める割合は増加しており、全産業の12%を占めている状況を踏まえると、災害件数を減らす取組の優先度は高く、国費を投入しなければ事業目的が達成できない。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	労働安全衛生法に基づき労働災害を防止するため、事業者が行う活動に対し、国が技術上の援助に努めることが定められている。なお、安全対策は、生産設備への投資と異なり、直接的に生産性の向上(利益)につながるものではなく、事業者として積極的な投資が難しいことから、民間等に委ねるだけでは進まない。とりわけ、荷主と陸上貨物運送事業者との契約関係に鑑みれば、荷主による荷役災害防止の取組は、民間等に委ねるだけでは進まない。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	第12次の労働災害防止計画では、陸上貨物運送事業は重点業種として10%以上の減少目標が定められており、本事業の優先度は高い。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	一般競争入札(総合評価落札方式)を採用しており、競争性は確保されている。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は、労災を未然に防ぐため、事業者に対し支援を行うものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	本事業において実施している講義や実践指導等は、民間機関が有償で実施している同種の研修等と比較して妥当である。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	本事業の遂行に要した講師謝金、旅費、教材の印刷費等に使用されており、いずれも事業目的に即したものに限定されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	不用は、当初計画していた全国の担当者を一堂に会する会議について、他事業で実施したものと日程を重ねることより費用を節約できたことによるものであるが、成果目標及び活動指標ともに達成していることから、効率的な事業運営がなされた結果であり、妥当なもの認められる。	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	荷役災害対策においては、荷主への労働災害防止の取組に係る協力を得ることが重要であるところ、①荷主の事業場の対象が膨大であること、②荷主側に荷役災害に対する関心が低いことから、行政指導のみでは効果が十分得られない。この点、専門家等を活用した研修会により荷主の労働災害防止の取組を促進することは最も効果的と考える。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	活動実績は見込みに見合ったものとなっている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	マニュアルとして厚生労働省HPにも掲載し、周知・活用を図っている。	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点検・改善結果	点検結果	毎年、事業の目標を達成するとともに、各項目ごとの評価は概ね妥当である。			
	改善の方向性	荷主等の事業場を対象に荷役作業時の現場安全診断及び設備設置等の改善指導等を引き続き行うこととする。			
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
部容事業改善一内	本事業は、成果指標が「研修会参加者の80%が研修が有益であったと回答した割合」に留まっていることから、陸上貨物運送事業の死傷件数といった、より適切な活動指標を設定できるよう、事業効果を検証する仕組みの構築に向けた検討をすること。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
善等執行	活動実績を把握するとともに、安全診断を通じて、荷主等における荷役災害防止担当者の配置状況等を把握し、事業効果を検証する。				
備考					
-					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成23年	新24-040	平成24年	新24-031	平成25年	398

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

陸上貨物運送事業の荷役作業における墜落・転落等災害防止対策推進事業



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.陸上貨物運送事業労働災害防止協会			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	手引書作成、研修会開催、印刷製本、現場安全診断	21			
管理諸経費	消耗品、高熱水料、借室料	5			
消費税等		1			
計		27	計		
B.事務費			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
職員旅費	職員の出張に係る旅費	0.7			
庁費	役務・物品の購入等	3			
計		4	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	陸上貨物運送事業労働災害防止協会	陸上貨物運送事業の荷役作業における墜落・転落等災害防止対策推進事業	27	1	99.2%

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	庁費	役務・物品の購入等	3	—	—
2	職員旅費	職員の出張に係る旅費	0.7	—	—

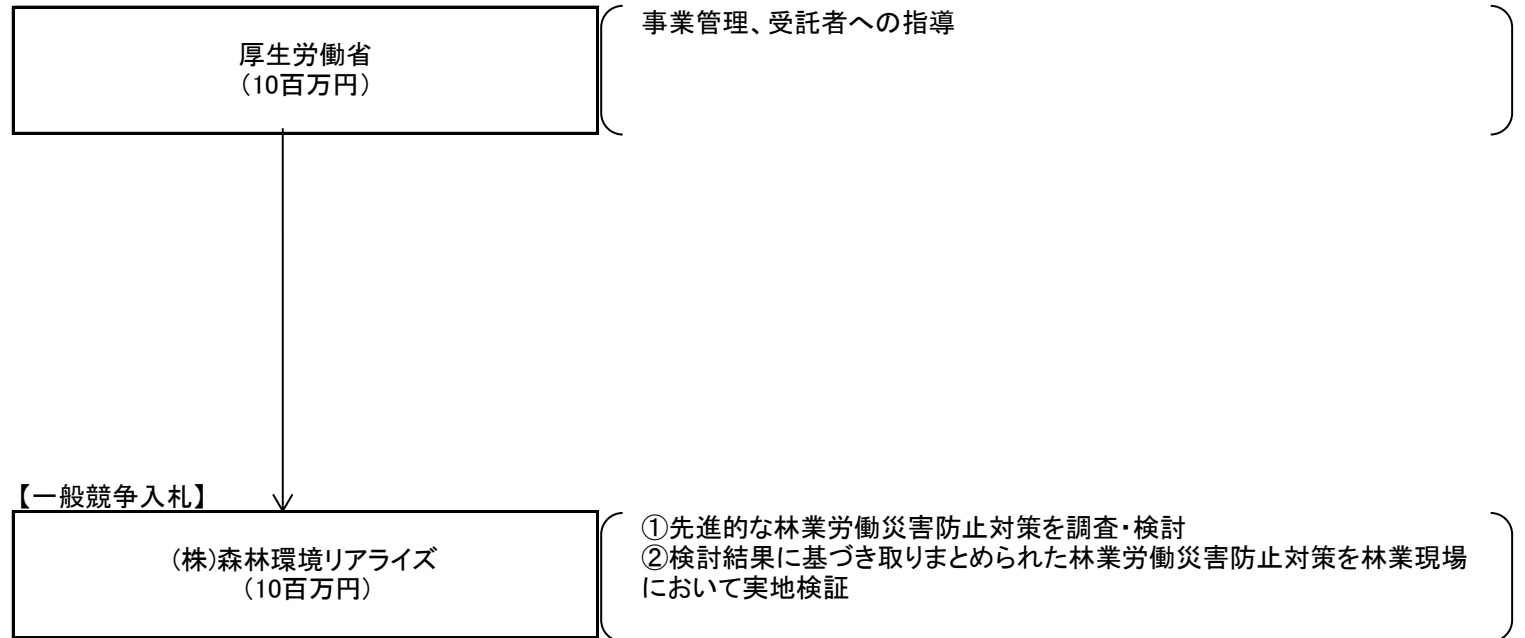
平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	林業に新規参入する労働者に係る労働災害防止対策推進事業		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成24年度 終了(予定)年度:平成25年度		担当課室	安全課		田中 敏章			
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 労働安全衛生法第106条第1項		関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	林業においては、災害発生率が他の産業に比べて極めて高く、看過できない状況にある。近年の死亡災害の状況をみると、間伐作業中の災害、複数の労働者が近接して作業を行うなどによるものが多く、他業種から林業に新たに参入する者が増加していることもあり、その者による災害が目立つ。このため、林業に新規に参入する労働者等を使用する事業者を対象として、労働衛生教育への支援などにより、労働災害防止対策の徹底を図る必要がある。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	林業に新規に参入する労働者等を使用する事業者を対象として、安全性能の高い保護具の着用徹底等の諸外国の先進的な林業労働災害防止対策を調査・検討し、検討結果に基づき取りまとめられた林業労働災害防止対策を林業現場において実地に検証する(平成25年度限りの事業)。								
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算の状況	当初予算	—	11	11	—	—		
		補正予算	—	—	—	—	—		
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—		
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—		
		予備費等	—	—	—	—	—		
	計		—	11	11	—	—		
	執行額		—	10	10	—	—		
執行率(%)		—	91%	91%	—	—			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	
	(平成24年度) 林業に新規に参入する者に対して実施される安全衛生教育支援の実施の結果、役に立ったとの回答の割合を80%以上とする。			成果実績	%	—	81	—	
				目標値	%	—	80	—	
				達成度	%	—	101	—	
	(平成25年度) 林業の労働災害発生件数対前年比減			成果実績	件	—	—	1,711	
				目標値	件	—	—	1,897以下	
			達成度	%	—	—	110		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	(平成24年度) 全国で47事業場以上に対して、林業に新規に参入する者に対して実施される安全衛生教育への支援を実施する。			活動実績	事業場	—	47	—	
				当初見込み	事業場	—	47	—	
	(平成24年度) 全国で47事業場以上に対して、林業店社が作成する作業計画に対する安全衛生の専門家による支援を実施			活動実績	事業場	—	47	—	
				当初見込み	事業場	—	47	—	
	(平成25年度) 35事業場以上で、先進的な林業労働災害防止対策の調査・検討結果に基づく実地検証を実施する。			活動実績	事業場	—	—	35	
			当初見込み	事業場	—	—	35		
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	単位当たりコスト = X / Y X:「支出額」 Y:①「平成24年度アウトプット実績」 ②「平成25年度アウトプット実績」			単位当たりコスト	円/事業場	—	①106,117	②285,000	—
				計算式	X / Y	—	9,975,000/94	9,975,000/35	—
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由					
	計								

事業所管部局による点検・改善					
		項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	林業においては、災害発生率が他の産業と比べて極めて高く他業種から林業に新たに参入する者が増加しており、その者による災害が目立つことから、優先度が高く国費を投入して実施すべき事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	労働安全衛生法第106条第1項に、労働災害防止に資するため、事業者が行う活動について技術上の助言その他必要な援助を行うことが努力義務とされており、本事業は国が実施すべき事業である。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	林業においては、労働災害発生率が他の産業に比べて極めて高く、林業における労働災害を防止することは第12次労働災害防止計画における労働災害による死亡者、死傷者を減少させるという目的に寄与し、優先度が高い事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	一般競争入札(総合評価方式)による調達を行っており、競争性を確保している。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は、労働災害の防止のため、事業場において支援を行うものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	単位あたりのコストは、検討委員などの専門家が検討・実地検証を行うものとして妥当である。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	本事業の遂行に要した検討委員等に対する人件費、謝金、旅費等に使用されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	支援を行った事業場数は見込みどおりであった。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	検討結果に基づき取りまとめられた林業労働災害防止対策の有用性を実地で検証している。	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点検・改善結果	点検結果	事業の目標を達成するとともに、各項目ごとの評価はおおむね妥当である。平成25年度事業では先進的な林業労働災害対策の検討及び実地検証が実施され、本事業の目的は概ね達成されたため、平成25年度限りの事業とした。 なお、一者応札であったため、入札説明会に参加し、応札しなかった業者に理由を尋ねたところ、事業実施体制が整わなかったため応札しなかったとのことであり、競争性は確保されていたと言える。			
	改善の方向性	平成25年度限りで廃止する。			
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現状通り	事業の達成状況等を検証し、廃止の妥当性を検討すること。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り	事業の達成状況等を踏まえ、予定通り廃止する。				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成23年		平成24年	新24-032	平成25年	399

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて
補足する)
(単位：百万
円)

A. (株)森林環境リアライズ			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
事業費	検討委員等旅費、謝金、事務局旅費等	9			
管理所経費	人件費、光熱費等	1			
計		10	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)森林環境リアライズ	事業概要の記載のとおり	10	1	90.3%

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	母性健康管理推進支援事業		担当部局庁	雇用均等・児童家庭局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成24年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	職業家庭両立課		職業家庭両立課長 蒔苗 浩司		
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者安心して働くことができる職場づくりを推進すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等	妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針(平成9年労働省告示第105号) 子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定) 健やか親子21(平成12年度策定)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性の健康管理指導等を実施し、もって労働災害の防止等を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	母性健康管理サイトを引き続き運営し、相談対応や情報提供を行う。女性労働者や事業主に対し、母性健康管理の実態やその措置に関する調査等を実施し、専門家による検討を行った上で、その検討結果を踏まえつつ、周知・啓発のための資料の作成・配布を行い、女性労働者・事業主等に対し、母性健康環境管理に関する情報提供、周知・啓発を実施する。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算の状況	当初予算	—	36	36	35	35	
		補正予算	—	—	—	—	—	
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—	
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—	
		予備費等	—	—	—	—	—	
	計		—	36	36	35	35	
	執行額		—	29	30	—	—	
執行率(%)		—	80.6%	83.3%	—	—		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	メールによる相談者でアンケートに回答した者のうち、相談に対する回答が役に立ったとした者の割合80%以上		成果実績	%	—	87.5%	98.4%	—
			目標値	%	—	60.0%	70.0%	80.0%
			達成度	%	—	145.8%	140.6%	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	母性健康管理サイトのアクセス数		活動実績	件	—	560,340	531,152	—
			当初見込み	件	—	490,000	500,000	530,000
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	単位当たりコスト = X / Y X:委託額 Y:母性健康管理サイトのアクセス件数		単位当たりコスト		—	51	57	64
			計算式	X / Y	—	28,546千円/ 560,340件	30,040千円/ 531,152件	32,849千円/ 530,000件
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	諸謝金	2	2					
	旅費	1	1					
	庁費	18	18					
	雑役務費	12	12					
	消費税	3	3					
	計	35	35					

事業所管部局による点検・改善						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	女性労働者・事業主に対し情報提供・周知啓発を実施する本事業は、男女雇用機会均等法で定める母性健康管理に係る事業主の義務が適切に履行されるために国費を投じて実施する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	本事業は、女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性の健康管理指導等を実施し、もって労働災害の防止等を図るためのものであり、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	本事業は、母性健康管理を推進する事業であり、労働災害の防止という政策目的達成に向けて、優先度の高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	支出先は一般競争入札により決定しており、妥当である。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は、事業主から徴収した労働保険料を財源に、女性労働者や事業主に対して母性健康管理に関する情報提供、周知・啓発を行っており、労働災害の防止等に資するものであり、負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	一般競争入札により契約額を決定し、事業目的が達成されるよう、ウェブサイトの内容の工夫や周知に努めているので、単位当たりのコストの水準は妥当なものである。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	本事業は、妊娠中の女性労働者や事業主に対する母性健康管理に関する情報提供、周知・啓発のための経費のみで構成されており、必要最低限のものとなっている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		△	当初予定していた全事業につき、受託者と効率的な事業執行を図ったため。		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	直接実施するよりも、民間団体のノウハウを活かし、効果的に実施できている。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	当初見込みに見合った活動実績となっている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	母性健康管理サイトのアクセス件数は当初見込みに沿った実績となっており、周知広報効果が高いと評価できる。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	-	-	-			
点検・改善結果	点検結果	本事業は、母性健康管理制度の活用を十分に図るため、労働者が就労している現場に即した、具体的で効果的な資料の作成を行うとともに、周知広報を行う事業であり、成果目標「メールによる相談者でアンケートに回答した者のうち、相談に対する回答が役に立ったとした者の割合 70%」に対し98.4%の実績で目標を達成し、また、活動実績についても目標を上回っていることから、効果的に事業を実施できている。				
	改善の方向性	母性健康管理の実態やその措置について、引き続き様々な視点で調査研究を行い、女性労働者及び事業主への周知・啓発に活かしていく。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	点検結果も妥当であり、女性労働者に対する健康管理対策に必要な事業であることから、引き続き、適正な予算額を確保するとともに、適正な執行を行うこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	-					
備考						
母性健康管理サイト http://www.bosei-navi.go.jp/						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	49	平成24年	35	平成25年	400

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省 30百万円

【事業管理、受託者への指導】



【委託・一般競争入札】

A. 一般財団法人女性労働協会
30百万円

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて補
足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.一般財団法人女性労働協会			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	謝金、旅費、印刷製本費、サイト運営費等	28			
管理諸経費	リース料、通信運搬費	1			
消費税		1			
計		30	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A. 一般財団法人女性労働協会

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	一般財団法人女性労働協会	母性健康管理に関する調査・周知・啓発	30	1	84.7
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成26年行政事業レビューシート

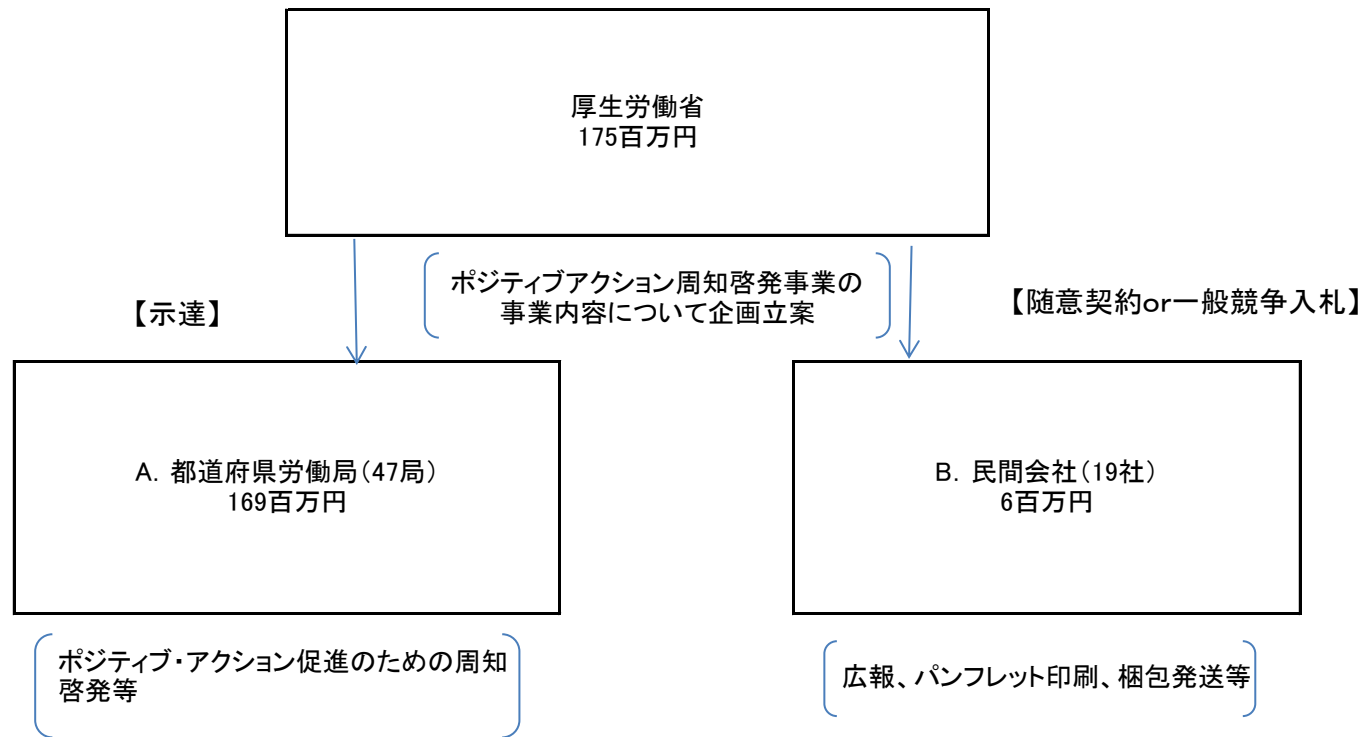
(厚生労働省)

事業名	ポジティブ・アクション周知啓発事業		担当部局庁	雇用均等・児童家庭局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成19年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	雇用均等政策課		雇用均等政策課長 小林 洋子		
会計区分	労働保険特別会計労災勘定 労働保険特別会計雇用勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること Ⅵ-1-1 男女労働者の多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境等を整備すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第14条 雇用保険法第62条第1項第5号		関係する計画、通知等	「子供・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定) 「第3次男女共同参画基本計画」(平成22年12月1日閣議決定)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	男女が能力を発揮できる職場環境の整備に向けて、職場において男女労働者間に事実上生じている格差を解消するために、企業が自主的かつ積極的に雇用管理の改善に取り組むこと(ポジティブ・アクション)を促進することを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	ポジティブ・アクションについて、男女雇用機会均等法の規定の周知を徹底し、職場における男女間格差の解消の必要性についての認識を広めるため、企業と経営者団体や行政が連携した協議会の開催や企業に対して必要な情報提供等を行うとともに、ポジティブ・アクションを進める前提として職場環境を改善するため、雇用均等指導員(均等担当)の設置等により、セクシュアルハラスメント防止対策等を推進する。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算の状況	当初予算	119	118	191	195	197	
		補正予算	—	—	—	—	—	
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—	
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—	
		予備費等	—	—	—	—	—	
	計		119	118	191	195	197	
	執行額		119	107	175	—	—	
執行率(%)		100	90.7	91.6	—	—		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値(26年度)
	機会均等推進責任者を選任する事業所のうち、均等推進に向けて具体的な行動を行い、女性労働者の採用拡大やセクシュアルハラスメント対策の強化を含め継続して働き続けることのできる環境を充実、見直しすることとする事業所の割合 90%以上		成果実績	%	98.6%	96.3%	98.7%	—
			目標値	%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%
			達成度	%	109.6	107	109.6	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	機会均等推進責任者数 前年度より増加		活動実績	件	77,860	80,242	82,711	—
			当初見込み	件	75,115	77,860	80,242	82,711
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	単位当たりコスト = X / Y X:「執行額」 Y:「機会均等推進責任者」		単位当たりコスト	円/件	1,528	1,333	2,123	—
			計算式	X / Y	119/77,860	107/80,242	175/82,416	執行額/機会均等推進責任者
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算		27年度要求		主な増減理由		
	諸謝金	18	108	18	108	職員厚生経費単価の増による増		
	職員旅費	0	3	0	3			
	委員等旅費	0.07	5	0.07	5			
	庁費	3	60	3	61			
		(労災)	(雇用)	(労災)	(雇用)			
	計	21	176	21	177			

事業所管部局による点検・改善						
項目		評価	評価に関する説明			
国 必 費 投 入 の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	男女労働者が性別により差別されることなくその能力を發揮し、充実した職業生活を送ることができるようにするためには、男女労働者間に事実上生じている格差の解消に向けて企業がポジティブ・アクションに取り組むことが重要である。これに対応するためには、ポジティブ・アクションの取組を一層強力に進める必要があり、本事業は上記の目的の実現に資するものと考えられる。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	「子ども・子育てビジョン」「第3次男女共同基本計画」で掲げた目標を達成するためには、ポジティブ・アクションの未取組企業、取組が遅れている業種・規模の企業に対し有効な施策を全国齊一的に展開していくことが必要であることから、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	職場における男女労働者間に事実上生じている格差を解消するため企業が自主的かつ積極的に雇用管理の改善に取り組むことを促進することは、男女が能力を發揮できる職場環境の整備、ひいては雇用の安定に資するものであり、優先度の高い事業である。		
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	雇用均等指導員については、ハローワークで公募を行い、公正に採用している。また、少額なものを除き、一般競争入札により調達しており、競争性は確保されている。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	雇用保険料を財源に、ポジティブ・アクションへの取組を促進することによって、女性労働者の雇用の安定に資する事業であるので、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	本事業の経費については、女性の活躍推進協議会の開催経費、周知啓発資料の作成経費、部数の精査等によりコストの削減に努めている。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	雇用均等指導員の謝金、女性の活躍推進協議会の開催経費、周知啓発資料作成経費等、真に必要な経費のみを計上している。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—	(執行率90%未満の場合に記載)		
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	経営者団体と連携した女性の活躍推進協議会の開催やポジティブ・アクションについて他の模範となる企業の表彰の実施等は、ポジティブ・アクションについて効果的に普及促進をする手段として実効性が高いものと考えられる。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	当初見込みに見合った活動実績となっている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	ポジティブ・アクションやセクシュアル・ハラスメント防止対策にかかる周知啓発用資料を作成し、労使に対する有用な情報を提供している。		
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	ポジティブ・アクション推進戦略事業と併せて、政府の重要施策である女性の活躍推進に資する事業として行っているものである。 当該事業については、そのうち、労働者及び事業主からポジティブ・アクションについての相談への対応及び事業主に対する指導を行う雇用均等相談員等に係る経費である。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	629	ポジティブ・アクション推進戦略事業	厚生労働省雇用均等・児童家庭局			
点 検 ・ 改 善 結 果	点検結果	ここ数年、成果実績は当初の目標を上回り、また活動指標である機会均等推進責任者についても、毎年目標を2,000件以上上回る規模で目標を達成しており、効果的に事業を実施できている。				
	改善の方向性	より一層、効率的・効果的な事業運営となるよう、印刷物の作成については、少額なものを除き一般競争入札を実施するなどコスト削減に努めることとする。				
外部有識者の所見						
今後とも適切な予算の執行と有効的な活用をお願いします。(井出)						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現 状 通 り	点検結果も妥当であり、政府の重要施策である女性の活躍推進に寄与していることから、引き続き、適正な予算額を確保するとともに、適正な執行を行うこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現 状 通 り	外部有識者の所見等を踏まえ、ポジティブ・アクションの促進を図るため、必要な予算額の要求を行った。また、事業運営をより効率的・効果的なものとするよう、印刷物の作成については、少額なものを除き一般競争入札を実施するなどコスト削減に努めることとする。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成23年	719	平成24年	632	平成25年	401	

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

※25年度実績



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.東京労働局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
諸謝金	雇用均等指導員(セクハラ対策担当)謝金	8			
庁費	ポジティブ・アクション周知啓発資料印刷・発送費等	6			
計		14	計		0
B.(株)内山回漕点			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
印刷費	パンフレット等の梱包発送(8件)	2			
計		2	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京労働局	雇用均等指導員(セクハラ対策担当)に係る諸謝金等	14		
2	大阪労働局	雇用均等指導員(セクハラ対策担当)に係る諸謝金等	7		
3	埼玉労働局	雇用均等指導員(セクハラ対策担当)に係る諸謝金等	6		
4	愛知労働局	雇用均等指導員(セクハラ対策担当)に係る諸謝金等	6		
5	神奈川労働局	雇用均等指導員(セクハラ対策担当)に係る諸謝金等	6		
6	兵庫労働局	雇用均等指導員(セクハラ対策担当)に係る諸謝金等	6		
7	北海道労働局	雇用均等指導員(セクハラ対策担当)に係る諸謝金等	5		
8	千葉労働局	雇用均等指導員(セクハラ対策担当)に係る諸謝金等	4		
9	新潟労働局	雇用均等指導員(セクハラ対策担当)に係る諸謝金等	4		
10	福岡労働局	雇用均等指導員(セクハラ対策担当)に係る諸謝金等	4		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)内山回漕店	パンフレット等の梱包発送	2	随意契約	
2	協新流通デベロッパー(株)	パンフレット等の梱包発送	1	随意契約	
3	大和綜合印刷株式会社	パンフレット等の印刷	0	随意契約	
4	(株)あーす	パンフレット等の印刷	0	随意契約	
5	(株)ミクニ照会	表彰用丸筒等購入	0	随意契約	
6	(株)三響社	パンフレット等の印刷	0	随意契約	
7	社会福祉法人東京コロニー	パンフレット等の印刷	0	随意契約	
8	株式会社 ホンヤク社	資料の翻訳	0	随意契約	
9	株式会社サウンドマン	音響技術者派遣	0	随意契約	
10	(有)正陽印刷	パンフレット等の印刷	0	随意契約	

平成26年行政事業レビューシート

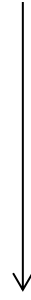
(厚生労働省)

事業名	雇用均等行政に必要な経費		担当部局	雇用均等・児童家庭局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度 : 本省設立時 終了(予定)年度 : 終了予定なし		担当課室	総務課		総務課長 古川 夏樹		
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること Ⅵ-1-1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等	—				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	雇用の分野における男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進する。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	男女労働者が性別により差別されることなく能力を十分に発揮できる雇用環境の整備や、育児や家族の介護を行う労働者の福祉の増進を図る等の目的のため、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保、育児・介護休業制度の定着促進、労働者の仕事と育児・介護の両立支援等の諸施策を推進するための業務に使用する複写機の賃貸借料及び保守料である。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
		補正予算	—	—	—	—	—	
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—	
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—	
		予備費等	—	—	—	—	—	
		計	1	1	1	1	1	
	執行額	0.1	0.1	0.1	—	—		
	執行率(%)	10.0%	10.0%	10.0%	—	—		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		成果実績	単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	雇用均等行政に必要な複写機の賃貸借料及び保守料について、節約を図った前年度の執行額等を踏まえた予算要求を行う。なお、本事業は事務的経費であることから、定量的な設定はできない。			—	—	—	—	—
				目標値	—	—	—	—
				達成度	%	—	—	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		活動実績	単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	複写機を使用した印刷枚数			枚	287,165	285,520	330,401	—
				当初見込み	枚	520,512	520,512	520,512
単位当たりコスト	算出根拠		単位当たりコスト	単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	X/Y			円 / 枚	0.49	0.49	0.46	—
	X=全執行額 Y=印刷枚数			計算式	X / Y	140,282 / 287,165	140,282 / 285,520	153,002 / 330,041
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	庁費	1	1					
	計	1	1					

事業所管部局による点検・改善						
	項目		評価	評価に関する説明		
国 必 要 投 入 の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	雇用均等行政を推進する上で必要な複写機の賃貸借料及び保守料であり、広く国民のニーズがあるとともに、事業目的達成のため国費投入の必要性がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	雇用均等行政を推進する上で必要な事業に係る複写機の賃貸借料及び保守料であり、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	雇用均等行政を推進する上で必要な事業に係る複写機の賃貸借料及び保守料であり、国が実施すべき事業である。		
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	一般競争入札により選定している。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—	—		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	一般競争入札によりコストの縮減を図っている。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—		
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	本経費は賃貸借料及び保守料のみであり、必要最低限なものとなっている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	不用額は入札の結果、経費が予定より下回ったことにより、支出額が少なかったことにより生じたものである。		
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—	—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		—	—		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—	—		
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	—	—	—			
点 検 ・ 改 善 結 果	点検結果	雇用均等行政の円滑な運営に資するための必要な経費であり、経費の執行については概ね実行計画に基づき適正な執行に努めているものであるが、ここ数年、活動実績が当初の見込みを下回っていることから実行計画の見直し等が必要。				
	改善の方向性	点検結果を踏まえ、適正な予算要求を行う。				
外部有識者の所見						
平成23年度より3年連続して執行率10%となっており、予算が必要以上に固定化しているのではないかと、強い懸念がある。事業実施に必要な予算規模について再検討し、予算要求に適切に反映する必要がある。(長崎)						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の改善の一	ここ数年における執行状況が低調なことから、予算額を縮減すること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	当該経費は資料作成等に係る複写機の必要最小限の保守経費を計上しているものであり、予算額が縮減された場合、今後使用頻度が大幅に増えた場合など不測の事態への対応が困難となるおそれがあるため、前年度同額を計上するものである。					
備考						
複写機の借料については、平成23年度から25年度の3カ年度国庫債務負担行為により契約。なお、平成26年度以降についても同様に3カ年度国庫債務負担行為により契約済。						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	825	平成24年	724	平成25年	402

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省 0.1百万円



【一般競争入札】

A.(株)リコー
0.1百万円

【複写機の保守・賃貸】

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.株式会社リコー			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
雑役務費	電子複写機保守料	0.1			
消耗品費	ホチキス針購入	0.0			
借料	電子複写機賃借料	0.0			
計		0.1	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)リコー	複写機の保守・賃貸借(※三カ年契約、平成23年度入札)	0.1	4	12.50%
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

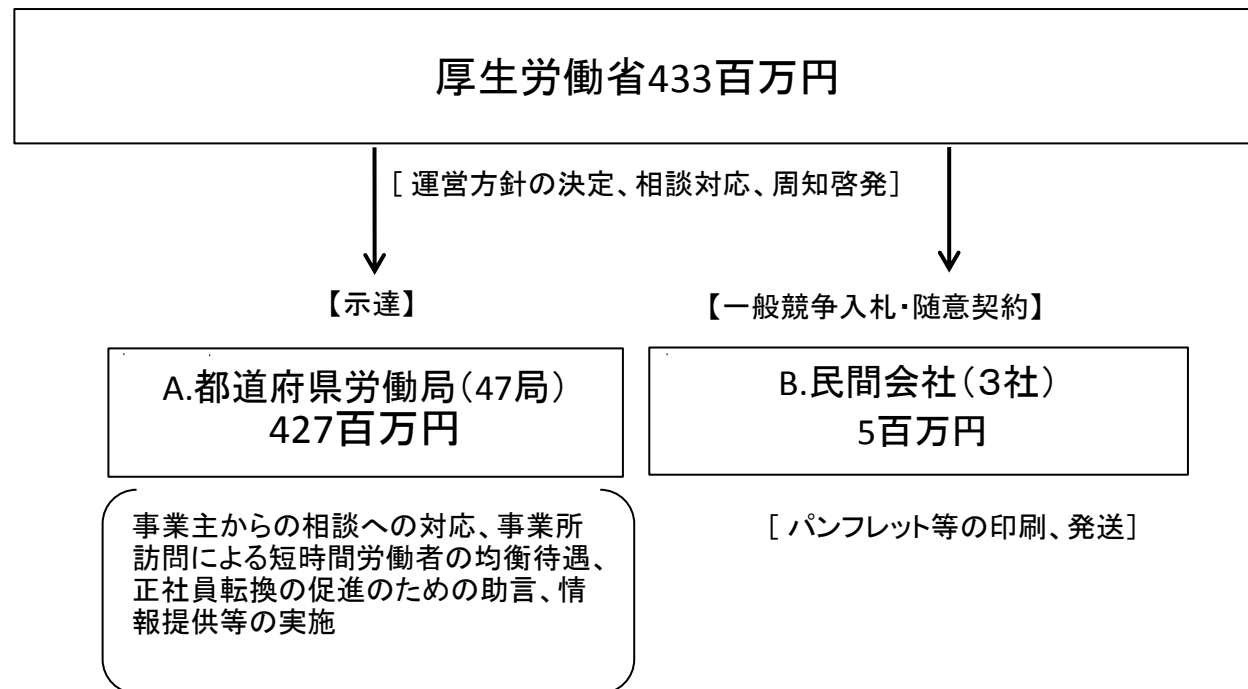
平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	短時間労働者均衡待遇啓発事業		担当部局庁	雇用均等・児童家庭局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度：平成19年度 終了(予定)年度：終了予定なし		担当課室	短時間・在宅労働課		短時間・在宅労働課長 宿里 明弘		
会計区分	労働保険特別会計労災勘定 労働保険特別会計雇用勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること Ⅵ-1-1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 雇用保険法第62条第1項第5号		関係する計画、通知等	・「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定) ・「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定) ・第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定) ・社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇を確保する等、多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備することを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員(均衡推進担当)等を都道府県労働局に配置する。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位：百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算の状況	当初予算	354	428	496	492	497	
		補正予算	—	—	—	—	—	
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—	
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—	
		予備費等	—	—	—	—	—	
	計		354	428	496	492	497	
	執行額		318	365	433	—	—	
執行率(%)		89.8%	85.3%	87.3	—	—		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	パートタイム労働法に規定する措置について、事業主に対し都道府県労働局が実施した助言・指導の結果、是正された割合90%以上		成果実績	%	98.3%	98.5%	98.6%	—
			目標値	%	90.0%	90.0%	90.0%	90%
活動指標		達成度	%	109.2%	109.4%	109.6%	—	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	・均衡待遇・正社員化推進プランナーが支援した事業所数(H23) ・雇用均等指導員(均衡推進担当)が支援した事業所数(H24,25,26)			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
			活動実績	事業所	9,696事業所	6,518事業所	7,820事業所	—
			当初見込み	事業所	(8,918事業所)	(4,848事業所)	(6,518事業所)	(6,518事業所)
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	単位当たりコスト = X / Y		単位当たりコスト	円/件	32,784	55,982	55,308	75,503
	X: 執行額 Y: 雇用均等指導員(均衡推進担当)が支援した事業所数		計算式	X / Y	317,876千円 / 9,696事業所	364,892千円 / 6,518事業所	432,508千円 / 7,820事業所	492,131千円 / 6,518事業所
平成26・27年度予算内訳 (単位：百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	諸謝金	—	359	—	359	表彰実施経費等の増		
	職員旅費	—	3	—	4			
	委員等旅費	—	26	—	27			
	印刷製本費	5	15	5	15			
	通信運搬費	1	6	1	6			
	借料及び損料	—	16	—	17			
	雑務費	—	1	—	1			
	賃金	—	2	—	2			
	自動車維持費	—	2	—	2			
	保険料等	—	57	—	57			
		労災勘定	雇用勘定	労災勘定	雇用勘定			
	計	6	487	6	490			

事業所管部局による点検・改善						
項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	パートタイム労働法の実効性を確保し、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等を図るため、事業主等に対してパートタイム労働者と通常の労働者の均等・均衡待遇、正社員への転換についての相談、助言、情報提供などによる支援を実施するとともに、雇用均等指導員(均衡推進担当)等のアドバイス等により事業主の取組を促進することから、広く国民のニーズがあり、国費を投入しなければ事業目的が達成できない。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	本事業はパートタイム労働法を踏まえたパートタイム労働者の雇用管理改善に対する事業主の自主的な取組を支援するものであり、国(労働局)が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	パートタイム労働法の実効性を確保する観点から、事業主等に対してパートタイム労働者と通常の労働者の均等・均衡待遇、正社員への転換についての相談、助言、情報提供などによる支援を実施するとともに、雇用均等指導員(均衡推進担当)等のアドバイス等により事業主の取組を促進することが必要であり、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等を図るという政策目的達成に向けて、優先度の高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	一部は一般競争入札で調達しており、その他は会計法及び予算決算及び会計令に基づく少額の随意契約で調達している。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は、事業主から徴収した労働保険料を財源に、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等を図るため、雇用均等指導員(均衡推進担当)等のアドバイス等により労働保険適用事業主を支援するものであり妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	雇用均等指導員(均衡推進担当)が支援した1事業所当たりの額は、都道府県労働局から四半期毎に報告を受けて把握している指導員の活動状況を踏まえて、指導員のアドバイス等により事業主を支援するために適切な金額を算定している。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	本事業は、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等を図る事業主を支援するための雇用均等指導員(均衡推進担当)等のアドバイス等に係る経費で構成されており、必要最低限のものとなっている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等を図る事業主の取組を、専門的な知識や経験を有する雇用均等指導員(均衡推進担当)等の個別のアドバイス等により支援するものであり、成果目標を上回っているため、実効性は高い。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	当初見込みに見合った活動実績となっている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	パートタイム労働法に関するパンフレットは、都道府県労働局において必要とする事業主等に適切に配付され、活用されている。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	本事業は、事業主等に対し、パートタイム労働者と通常の労働者の均等・均衡待遇、正社員への転換についての相談、助言、情報提供等を行う雇用均等指導員(均衡推進担当)等に係る経費である。 一方、短時間労働者総合支援事業は職務分析・職務評価制度や短時間正社員制度の導入に関するマニュアルの作成やセミナーの開催等に係る経費であり、短時間労働者活躍推進制度普及事業は業種別のパートタイム労働者雇用管理改善マニュアル及び好事例集の作成、パートタイム労働者雇用管理改善のための説明会及び相談会の開催等に係る経費である。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	634	短時間労働者総合支援事業	厚生労働省雇用均等・児童家庭局			
635	短時間労働者活躍推進制度普及事業	厚生労働省雇用均等・児童家庭局				
点検・改善結果	点検結果	成果実績は毎年度の目標を上回っており、活動実績も毎年度当初見込みを上回っていることから、事業主等に対するパートタイム労働者と通常の労働者の均等・均衡待遇、正社員への転換についての相談、助言、情報提供などによる支援等、パートタイム労働法の実効性の確保という観点から、効果的に事業を実施できている。				
	改善の方向性	今後とも、パートタイム労働法の実効性を確保し、パートタイム労働者の均等・均衡待遇を確保するため、引き続き、高水準な成果目標及び活動指標を設定する。また、雇用均等指導員(均衡推進担当)の活動状況については、都道府県労働局から四半期毎に報告を受けて進捗状況を把握する。パンフレットの印刷は一般競争入札で行うことを原則とし、効率的な実施方法については、検討を行い、必要な見直しを図る。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
通現り状	点検結果も妥当であり、パートタイム労働者の処遇改善に資する事業であることから、引き続き、適正な予算額を確保するとともに、適正な執行を行うこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
通現り状	-					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	826	平成24年	725	平成25年	403

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取
り先が何を行っ
ているかについ
て補足する)
(単位：百万
円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.東京労働局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
諸謝金	雇用均等指導員(均衡推進担当)等活動謝金	16			
庁費	雇用均等指導員(均衡推進担当)等社会保険料等	2.5			
旅費	雇用均等指導員(均衡推進担当)等活動旅費等	0.2			
計		19	計		0
B.株式会社アイネット			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
印刷製本費	パンフレットの印刷	2.0			
計		2	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京労働局	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員(均衡推進担当)等を都道府県労働局に配置する。	19		
2	神奈川労働局	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員(均衡推進担当)等を都道府県労働局に配置する。	17		
3	大阪労働局	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員(均衡推進担当)等を都道府県労働局に配置する。	17		
4	広島労働局	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員(均衡推進担当)等を都道府県労働局に配置する。	16		
5	兵庫労働局	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員(均衡推進担当)等を都道府県労働局に配置する。	15		
6	埼玉労働局	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員(均衡推進担当)等を都道府県労働局に配置する。	15		
7	千葉労働局	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員(均衡推進担当)等を都道府県労働局に配置する。	14		
8	福岡労働局	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員(均衡推進担当)等を都道府県労働局に配置する。	13		
9	愛知労働局	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員(均衡推進担当)等を都道府県労働局に配置する。	13		
10	北海道労働局	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員(均衡推進担当)等を都道府県労働局に配置する。	13		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)アイネット	パンフレット等の印刷	2	13	61.4%
2	永和印刷(株)	パンフレット等の印刷	1.9	随意契約	
3	(株)内山回漕店	パンフレット等の委託発送	0.6	随意契約	
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成26年行政事業レビューシート

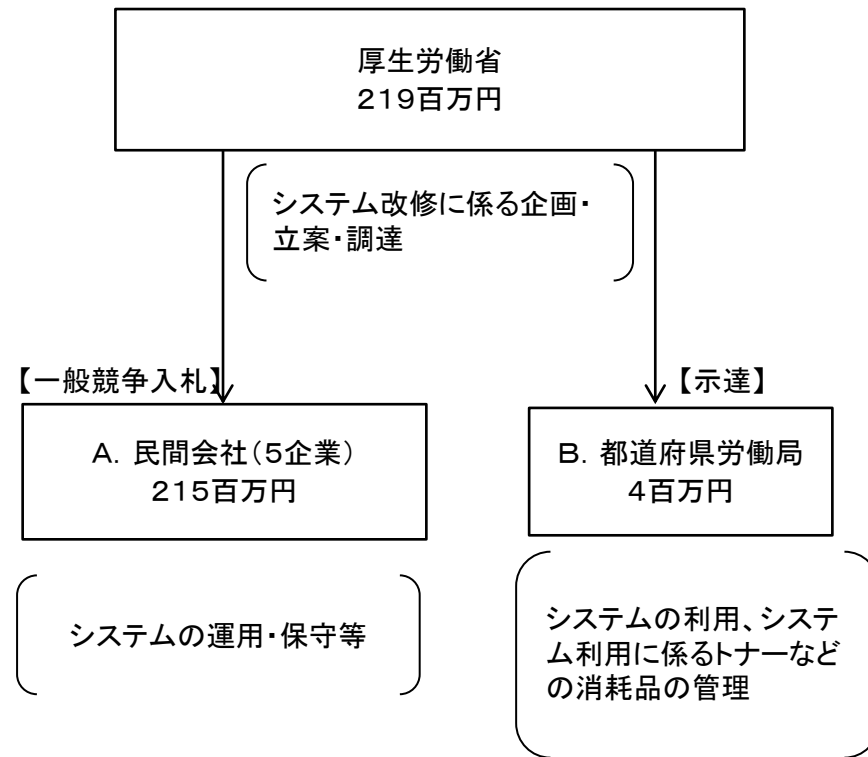
(厚生労働省)

事業名	雇用均等行政情報化推進経費		担当部局庁	雇用均等・児童家庭局		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成11年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	雇用均等政策課		雇用均等政策課長 小林 洋子			
会計区分	労働保険特別会計労災勘定 労働保険特別会計雇用勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること Ⅵ-1-1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3項 雇用保険法第62条第1項第5号		関係する計画、通知等	業務・システム最適化計画					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	職場における男女差別、セクシュアルハラスメント、働く女性の母性健康管理、仕事と育児・介護の両立の問題などを中心に、雇用均等行政における行政需要が急速に増加する中で、迅速かつ正確な事務処理を行うために、都道府県労働局雇用均等室における各種業務処理の効率化及び相談・指導業務の高度化を図る。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	端末やグループウェア機能等を提供する「労働局共働支援システム」のサービスを利用するとともに、都道府県労働局雇用均等室の職員が男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に基づく相談対応、行政指導の記録や事業場の基本情報等についてデータベース管理を行う「事業場台帳管理システム」を運用。								
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	171	151	230	129	136		
		補正予算	—	—	—	—	—		
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—		
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—		
		予備費等	—	—	—	—	—		
	計		171	151	230	129	136		
	執行額		150	142	205	—	—		
執行率(%)		87.7	94	89.1	—	—			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	
	業務・システム最適化実施前の運用経費・業務処理時間と比較し、年間16百万円(H23')又は21百万円(H24'、H25'、H26')の経費削減、年間154.4人日分(H23')又は216.6人日分(H24'、H25'、H26')の業務処理時間の削減を図る。			成果実績	百万円	▲36	▲21	▲27	—
				目標値	百万円	—	—	▲21	—
				達成度	%	225	100	129	—
				成果実績	人日	154.4	216.6	216.6	—
				目標値	人日	—	—	216.6	—
				達成度	%	100	100	100	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	メンテナンス等によるシステムの停止を除き、システム稼働率については99.9%以上を確保する。			活動実績	%	100	100	100	—
				当初見込み	%	99.9	99.9	99.9	99.9
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	都道府県労働局職員が使用するシステムの運用に係る経費であり、単位として設定できる成果物等がないため、単位あたりコストの設定は困難である。			単位当たりコスト	—	—	—	—	
				計算式	—	—	—	—	
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算		27年度要求		主な増減理由			
	ハードウェア・ソフトウェア関連経費	33	46	32	44	法改正に伴うシステム改修及び労働局の移転に伴う端末移設工事を行うため。			
	設計・開発経費	6	6	11	11				
	運用・保守関連経費	17	17	16	16				
	その他	2	2	3	3				
		(労災)	(雇用)	(労災)	(雇用)				
計	58	71	62	74					

事業所管部局による点検・改善						
	項目	評価	評価に関する説明			
国費 必要投入 の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	—	—			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	都道府県労働局職員が使用するシステムであり、自治体、民間等が主体となって行うことはできない。			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	業務・システム最適化計画に基づき最適化を実施しており、優先度の高い事業となっている。			
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	少額なものを除き、一般競争入札により調達しており、競争性は確保されている。			
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	労災保険料及び雇用保険料を財源に、雇用均等行政の効率化・高度化を図ることによって、労働者の健康保持増進及び雇用の安定に資する経費であるので、受益者との負担関係は妥当である。			
	単位当たりコストの水準は妥当か。	—	—			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—	—			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	事業場情報などの一定のセキュリティ管理を要する情報が含まれているため、システムの暗号化経費など、真に必要な経費を支出している。			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	—	執行額確認後記載			
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	—	—			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	当初見込みに見合った活動実績となっている。			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	システム稼働率は100%であり、十分に活用されている。			
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	—	—			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	—	—	—			
点検・ 改善結果	点検結果	ここ数年、成果目標を上回る経費削減効果が得られており、かつ、活動指標についても、システム稼働率を年間100%に維持していることから、安定的な運用が図られている。				
	改善の方向性	一般競争入札による調達等により、引き続きコストの削減に努めつつ、安定的な運用を図る。				
外部有識者の所見						
平成25年度に予算の増額があったが、その内容の記載がなく、成果目標への反映も見当たらない。更に、当該年度の実績の精査が遅れると、執行の適正性について十分な確認ができない。平成25年度に予算が増額された事業内容を記載し、予算要求に反映させるために早期に実績を更新した上で点検すべき。一般競争入札で1者応札の事業が見られることから、競争環境の改善について検討すること。(栗原)						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業 部 改善 の一	点検結果については妥当であるが、予算の執行に関し、1社応札のみの一般競争入札が多いことから、競争性をより一層高めた上で入札を行うこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
執行等 改善	競争性の確保についてはこれまでも、「情報システムに係る政府調達の基本指針」に沿って透明性、公平性を確保できるよう、PMO審査での指摘等を踏まえた調達仕様書の入札制限項目等の見直しを行う等により、複数応札となるよう努めてきたところである。その結果、平成25年に実施した「雇用均等行政情報システムにおける事業場台帳管理機能の維持管理及びヘルプデスク業務一式」の調達においては二者の応札があった。今後もより競争性の高い調達を実施できるよう、透明性、公平性を確保した調達仕様書の作成に努める。					
備考						
「雇用均等行政情報システム(事業場台帳)」については、機器の賃貸借・保守契約及びヘルプデスクの契約について更新を行っている。平成25年度の予算の増額は、契約更新に伴う機器の入れ替えのために生じたアプリケーションの回収に伴うものであり、機器の賃貸借、保守契約と併せて5年国債を組んでいるものである。						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	828	平成24年	727	平成25年	404

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

※25年度実績



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.日本ユニシス(株)			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
借料・役務費	賃貸借料・保守運用費用	135			
消費税		6			
計		141	計		0
B.兵庫労働局			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
消耗品費	トナーなどの消耗品	0.2			
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A. 民間会社

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	日本ユニシス	事業場台帳管理機能のサーバ賃貸借等及び事業場台帳管理サーバ更改、借入及び保守業務一式	142	1	89.6
2	富士通	労働局総務情報システム(雇用均等行政情報システム)接続・利用料、端末	54	1	99.8
3	東芝ソリューションズ(株)	厚生労働省ネットワークシステムの更改業務	14	1	95.3
4	ソフトバンクテレコム	総合ネットワーク回線使用料	5	2	66.1
5	アイフォーコム東京	事業場台帳管理機能の維持管理及びヘルプデスク	0.1	2	75.4
6					
7					
8					
9					
10					

B. 都道府県労働局

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	兵庫労働局	トナーなどの消耗品	0.2	—	—
2	青森労働局	トナーなどの消耗品	0.1		
3	秋田労働局	トナーなどの消耗品	0.1		
4	山形労働局	トナーなどの消耗品	0.1		
5	埼玉労働局	トナーなどの消耗品	0.1		
6	愛媛労働局	トナーなどの消耗品	0.1		
7	沖縄労働局	トナーなどの消耗品	0.1		
8	茨城労働局	トナーなどの消耗品	0.1		
9	宮城労働局	トナーなどの消耗品	0.1		
10	奈良労働局	トナーなどの消耗品	0.1		

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	女性就業支援全国展開事業		担当部局庁	雇用均等・児童家庭局		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度 : 平成23年度 終了(予定)年度 : 終了予定なし		担当課室	雇用均等政策課		雇用均等政策課長 小林 洋子			
会計区分	労働保険特別会計労災勘定 労働保険特別会計雇用勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること Ⅵ-1-1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	・労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 ・雇用保険法第62条第1項第5号		関係する計画、通知等	—					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	働く女性が就業意欲を失うことなく、健康を保持増進し、その能力を伸張・発揮できる環境を整備するため、全国的女性関連施設等で行っている女性就業支援施策が効果的・効率的に実施されるよう、必要となる知識やノウハウを提供し、全国的な女性の就業促進と健康保持増進のための支援施策の充実、底上げを図ることを目的とする。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	全国的女性関連施設等における女性就業促進支援事業が効果的・効率的に実施され、全国的な女性の就業促進のための支援施策の充実が図られるよう、女性関連施設等からの女性の就業促進に係る相談対応や女性関連施設等への講師派遣などを実施する。								
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算の状況	当初予算	105	104	100	96	94		
		補正予算	—	—	—	—	—		
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—		
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—		
		予備費等	—	—	—	—	—		
	計		105	104	100	96	94		
	執行額		105	90	87	—	—		
執行率(%)		100.0%	86.5%	87.0%	—	—			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	
	働く女性の健康保持増進のための支援施策に関する相談を利用したことで、セミナー・研修会の企画運営方法や働く女性の身体やこころの健康問題に関する知識・ノウハウの取得など、理解が得られたとする者の割合90%以上			成果実績	%	98%	98%	99%	—
				目標値		80%	90%	90%	90%
				達成度	%	122.5%	108.9%	110%	—
	働く女性の健康保持増進に関するセミナーの受講者のうち、一定期間経過後、「受講したことが実際にセミナー・研修会等の企画運営に役に立った」とする者の割合90%以上			成果実績	%	100%	100%	100%	—
				目標値		80%	90%	90%	90%
				達成度	%	125%	111.1%	111.1%	—
	女性の就業促進のための支援施策に関する相談を利用したことで、セミナー・研修会の企画運営方法や女性が働くこと全般に関する知識・ノウハウの取得など、理解が得られたとする者の割合90%以上			成果実績	%	98%	90%	98%	—
				目標値		80%	80%	90%	90%
				達成度	%	122.5%	100.0%	108.9%	—
	女性の就業促進支援に関するセミナーの受講者のうち、一定期間経過後、「受講したことが実際にセミナー・研修会等の企画運営に役に立った」とする者の割合90%以上			成果実績	%	98%	100%	100%	—
				目標値		80%	90%	90%	90%
達成度				%	122.5%	111.1%	111.1%	—	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	働く女性の健康保持増進に関する相談件数590件以上			活動実績(当初見込み)	件	560件 (590件)	634件 (590件)	608件 (590件)	— (590件)
	働く女性の健康保持増進に関するセミナーの開催回数47回			活動実績(当初見込み)	回	49回 (47回)	50回 (47回)	59回 (47回)	— (47回)
	女性の就業促進支援に関する相談件数590件以上			活動実績(当初見込み)	件	650件 (590件)	798件 (590件)	673件 (590件)	— (590件)
	女性の就業促進支援に関するセミナーの開催回数56回			活動実績(当初見込み)	回	57回 (47回)	61回 (47回)	78回 (56回)	— (56回)

単位当たりコスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	単位当たりコスト = X / Y			円 / 人	687(円/事業利用者)	584(円/事業利用者)	550(円/事業利用者)
	X: 執行額 Y: 事業利用者数		計算式	X / Y	104,875,050円 / 152,584人	89,692,050円 / 153,673人	86,573,550 / 157,414人

平成26・27年度予算内訳(単位:百万円)	費目	26年度当初予算		27年度要求		主な増減理由
		労災勘定	雇用勘定	労災勘定	雇用勘定	
	(支出) 人件費	5	6	5	6	前年度実績を踏まえ、事業見直しによるセミナー開催回数の減 前年度実績を踏まえ、事業見直しによるセミナー開催回数の減
	一般管理費	1	1	1	1	
	庁費	26	31	26	31	
	諸謝金	2	6	2	5	
	旅費	5	6	5	5	
	(消費税)	3	4	3	4	
計	42	54	42	52		

事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明
	国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○
地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	本事業は、全国各地の女性関連施設等に女性の就業促進及び働く女性の健康保持増進の支援施策を実施する際に必要となる知識やノウハウを提供し、全国的な女性就業支援施策の充実、底上げを図ることを目的とした事業であるため、地方自治体、民間等に委ねることはできない。
明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	25歳～44歳までの女性の就業率の向上や第1子出生前後の女性の継続就業率の向上は、新成長戦略などで政府の施策目標となっており、女性の就業促進及び働く女性の健康保持増進の支援施策を実施する際に必要となる知識やノウハウを全国各地の女性関連施設等に提供し、全国的な女性就業支援施策の充実、底上げを図るため、優先度が高いと考えられる。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	△	事業の適正な実施に資するため、企画競争の結果、適任とされた団体と契約している。
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	労災保険料及び雇用保険料を財源に、女性労働者の健康保持増進の支援及び雇用の安定を行う事業であるため、受益者との負担関係は妥当である。
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○	事業の周知を積極的に実施し、事業利用者の増加に努めており、コストの水準は妥当と考える。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—	—
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	本事業の実施に必要な事業費や管理費であり、事業目的に即した経費として限定されている。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	企画競争により契約額が予定価格より下回ったため、不用額が大きくなったもの。
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	全国的な女性の雇用の安定及び働く女性の健康保持増進のための支援施策の充実が図られるよう相談対応や講師派遣等女性関連施設等に対する支援を行っており、成果目標も上回っているため、実効性は高いものと考えられる。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	当初見込みに見合った活動実績となっている。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	本事業を実施するための事務所として、「女性就業支援センター」を使用している。ホール・セミナー室等については、女性就業支援の目的を理由とする使用について貸出事業を行っており、活用されている。また、成果については、ホームページで広く情報公開している。

重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	女性就業支援全国展開事業(土地建物借料等)と併せて、女性の就業促進及び健康保持増進に資する事業として行っているものである。 当該事業については、そのうち、女性の起業などの就業促進及び女性のメンタルヘルス対策などの健康増進に関するセミナーの開催等に係る経費である。	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
	411	女性就業支援全国展開事業(土地建物借料等)	厚生労働省雇用均等・児童家庭局		
—	—	—	—	—	
点検・改善結果	点検結果	ここ数年、成果実績及び活動実績については、各項目全てにおいて達成度が100%以上と目標を上回っており、効果的に事業を実施できている。			
	改善の方向性	今後も本事業の活用が見込まれるところであり、さらに事業の効率的な運営を図り、経費節減に努め、同予算で一層多くの女性関連施設等に講師の派遣を行い、女性の就業促進及び働く女性の健康保持増進の支援施策を実施する際に必要となる知識やノウハウを提供できるよう利用実績を踏まえて検討していく。			
外部有識者の所見					
現在求められている事業であり、実施方法も妥当と考えるので、利用実績等の執行状況を踏まえつつ、引き続き適正執行に努めること。(長崎)					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現状通り	点検結果も妥当であり、女性の就業促進と健康保持増進のための支援施策の充実、底上げを図るため、適正な予算額を確保するとともに、より一層、適正な執行を行うこと。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り	外部有識者の所見等を踏まえ、女性の就業促進と健康保持増進を図るため、必要な予算額の要求を行った。また、事業運営をより効率的・効果的なものとするよう、経費の節減に努めるとともに、同予算内で一層多くの女性関連施設等に講師の派遣を行い、女性の就業促進及び働く女性の健康保持増進の支援施策を実施する際に必要となる知識やノウハウを提供できるよう利用実績を踏まえて検討していく。				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成23年	新23-34	平成24年	0880	平成25年	0405

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

※25年度実績

厚生労働省
87百万円

事業内容についての企画立案、委託先の選定



【公募(企画競争)・委託】

A 一般財団法人 女性労働協会
87百万円

〔女性就業支援全国展開事業を受託、実施〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

A.一般財団法人 女性労働協会			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
(支出)					
諸謝金	講師派遣に係る講師等への謝金	47			
一般管理費	光熱水費	24			
人件費	受託者の人件費、社会保険料	7			
庁費	通信運搬費、消耗品費、ライブラリ運営費等	20			
旅費	講師派遣等に係る旅費	6			
(収入)					
施設利用料	利用者から支払われる女性就業支援センター内施設の利用料	△ 21			
(消費税)		4			
計		87	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A. 一般財団法人 女性労働協会

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	一般財団法人 女性労働協会	女性関連施設等への講師派遣・相談対応、ホームページの作成・更新、図書資料等の整備・貸出、ホール・セミナー室の貸出	87	2	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

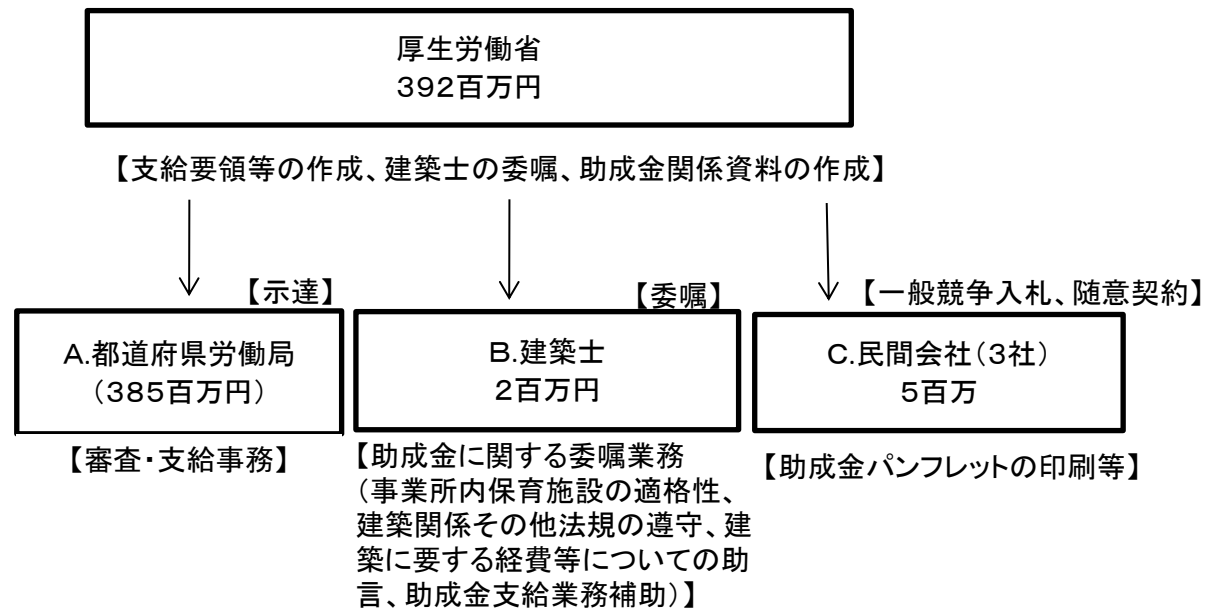
平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	助成金支給等に係る経費		担当部局庁	雇用均等・児童家庭局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度 : 平成23年度 終了(予定)年度 : 終了予定なし		担当課室	職業家庭両立課		職業家庭両立課長 蒔苗 浩司		
会計区分	労働保険特別会計雇用勘定		政策・施策名	VI-1-1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	雇用保険法第62条第1項第5号		関係する計画、通知等	「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定) 「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6月24日閣議決定) 子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	仕事と家庭が両立できる雇用環境の整備に取り組む事業主に対し、両立支援等助成金を支給することにより、事業主の取組を支援する。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	両立支援等助成金(事業所内保育施設設置・運営等支援助成金、子育て期短時間勤務支援助成金、中小企業両立支援助成金(代替要員確保コース、休業中能力アップコース、継続就業支援コース、期間雇用者継続就業支援コース、育休復帰支援プラン助成金)、ポジティブ・アクション能力アップ助成金)の支給のために必要な経費							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
		当初予算	447	661	509	549	552	
		補正予算	—	—	—	—	—	
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—	
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—	
		予備費等	—	—	—	—	—	
	計	447	661	509	549	552		
	執行額	376	529	392	—	—		
執行率(%)	84.1%	80.0%	77.0%	—	—			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値(26年度)	
	仕事と家庭の両立支援に資するための経費であり、前年度の執行額等を踏まえた予算要求を行う。なお、本事業は事務的経費であることから、定量的な指標は設定できない。		成果実績	—	—	—	—	
			目標値	—	—	—	—	
			達成度	%	—	—	—	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	両立支援助成金の総支給件数		活動実績	件	4,460	6,198	2,565	—
			当初見込み	件	4,045	13,569	11,595	8,855
	均衡待遇・正社員化推進奨励金の支給件数		活動実績	件	1,364	4,010	—	—
			当初見込み	件	2,284	5,440	—	—
	単位当たりコスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
両立支援等助成金 ※H23、H24は均衡待遇・正社員化推進奨励金との合算 単位当たりコスト=X/Y X…執行額 Y…活動実績		単位当たりコスト	千円	65	52	147	62	
		計算式	X/Y	376,000千円 / 5,824件※	529,450千円 / 10,208件※	392,328千円 / 2,664件	549,063千円 / 8,855件	
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	諸謝金	426	426	非常勤職員の社会保険料の増に伴う増				
	職員旅費	10	11					
	委員等旅費	14	15					
	印刷製本費	14	14					
	通信運搬費	7	7					
	雑役務費	2	2					
	借料及び損料	14	14					
	保険料	62	63					
	※全て雇用勘定	549	552					

事業所管部局による点検・改善					
	項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	第一子出産前後の女性の継続就業率を高めることが、「日本再生戦略」の目標とされるなど、男女ともに仕事と家庭の両立ができる働き方を実現させることが重要な課題となっている。これに対応するためには、育児や介護を行う労働者が仕事を続けながら家庭生活の両立ができる環境を整備する必要があり、国費を投入して実施すべき事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	助成金の支給対象者は雇用保険適用事業主であり、雇用保険制度を運用している国(労働局)で実施する方がより効率的であるため。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	労働者が仕事と家庭を両立できる環境を整備するために事業主にインセンティブを与える本助成金制度は、成果目標の達成手段として位置づけられ、優先度は高い。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	一部は一般競争入札で調達しており、その他は会計法及び予算決算及び会計令に基づく少額の随意契約である。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	本事業は、事業主から徴収した雇用保険料を財源に、労働者の職業生活仕事と家庭生活の両立を容易にし、労働者の雇用の安定に資するために事業主に支給するものであるため、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○	事業主への助成金の支給に当たって必要な最低限の経費となるよう、一部は一般競争で調達する等コストの削減に努めており、水準は妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	本事業は、事業主への助成金の支給に必要な事務に係る経費のみで構成されており、必要最低限のものとなっている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	印刷物の調達を一般競争入札にしたこと、職員や雇用均等相談員が事業所を訪問する際、官用車等を活用したことから旅費がかからなかったこと等のため。		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	—	—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	△	助成金の総支給件数が、当初見込みを下回った。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	助成金に関するパンフレットは、都道府県労働局において必要とする事業主等に適切に配付されている。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	—	—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
	—	—	—		
点検・改善結果	点検結果	仕事と家庭の両立支援に資するための経費であるが、ここ数年、活動実績が当初の見込みを下回っており、執行額も高水準とは言えないことから、予算計上等の見直しが必要。			
	改善の方向性	点検結果を踏まえ、適正な予算要求を行う。			
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
事業内容の一部改善	ここ数年、執行率が低調であるとともに、経年的にその率が下がっていることから、予算額を縮減すること。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り	「日本再興戦略(改訂2014)」において女性の活躍推進が明記されており、政府の重要政策の一環であることから、助成金の支給範囲等を拡大する必要があるため。				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成23年	0060	平成24年	0904	平成25年	0406

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.愛知労働局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
諸謝金	雇用均等相談員活動謝金	19			
委員等旅費	雇用均等相談員活動旅費	0			
職員旅費	業務指導等旅費	0			
庁費	雇用均等相談員社会保険料等	4			
計		23	計		0
B.(有)エイ・シー企画			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
諸謝金	助成金に関する委嘱業務(事業所内保育施設の適格性、建築関係その他法規の遵守、建築に要する経費等についての助言)に係る謝金	2			
計		2	計		0
C.(株)ネッツ			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
雑役務費	助成金パンフレット印刷・製本	2			
計		2	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.都道府県労働局

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	愛知労働局	本助成金の支給事務	23	—	—
2	福岡労働局	同上	16	—	—
3	大阪労働局	同上	15	—	—
4	東京労働局	同上	14	—	—
5	広島労働局	同上	14	—	—
6	兵庫労働局	同上	13	—	—
7	神奈川労働局	同上	12	—	—
8	新潟労働局	同上	11	—	—
9	北海道労働局	同上	11	—	—
10	静岡労働局	同上	11	—	—

B.建築士

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(有)エイ・シー企画	助成金の支給決定に際し、保育施設に対する専門的審査を行う	2	—	—
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

C. 民間会社

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)ネッツ	助成金パンフレットの印刷・製本	2	7	—
2	(株)太陽美術	助成金パンフレットの印刷・製本	1	随意契約	—
3	協新流通デベロッパー(株)	助成金パンフレット発送業務	1	随意契約	—
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	均衡待遇・正社員化推進奨励金		担当部局庁	雇用均等・児童家庭局		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度：平成23年度 終了年度：平成24年度		担当課室	短時間・在宅労働課		短時間・在宅労働課長 宿里 明弘			
会計区分	労働保険特別会計労災勘定 労働保険特別会計雇用勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること Ⅳ-1-1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	・労働災害補償保険法第29条第1項第3号 ・雇用保険法第62条第1項第5号		関係する計画、通知等	・「日本再生の基本戦略」(平成23年12月24日閣議決定) ・「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定) ・第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定) ・社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	短時間労働者・有期契約労働者の雇用管理の改善のため、正社員との均衡を考慮した雇用管理制度や正社員への転換制度を導入、適用した事業主に対して奨励金を支給して事業主の自主的取組を促進することにより、当該労働者の雇用の安定及び健康管理を推進する。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	本奨励金は、短時間労働者・有期契約労働者の均衡待遇・正社員転換の推進のため、一定の要件を満たした、①正社員転換制度(正社員へ転換するための試験制度を導入し、正社員に転換)、②共通処遇制度(正社員と共通の処遇制度を導入し、対象労働者に適用)、③共通教育訓練制度(正社員と共通の教育訓練制度を導入し、教育訓練を実施)、④短時間正社員制度(短時間正社員制度を導入し、制度を適用)、⑤健康診断制度(健康診断制度を導入し、健康診断を実施)、を新たに導入・実施する事業主に対して、制度が適用された労働者が生じた場合に支給する。 ※24年度に事業終了。(25年度は経過措置)								
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位：百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	780	1,839	61	—	—		
		補正予算	—	—	—	—	—		
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—		
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—		
		予備費等	—	—	61	—	—		
	計		780	1,839	122	—	—		
	執行額		389	1215	122	—	—		
執行率(%)		49.9%	66.1%	100.0%	—	—			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (年度)
	奨励金が制度導入に有効であったと回答した事業主の割合 85%以上(H23) 90%以上(H24)			成果実績	%	99.7%	99.6%	—	—
				目標値	%	85.0%	90.0%	—	—
				達成度	%	117.3%	110.7%	—	—
	成果指標				単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (年度)
	奨励金の支給対象となった労働者の支給から6ヶ月後の継続90%以上			成果実績	%	100.0%	89.3%	—	—
目標値				%	90.0%	90.0%	—	—	
達成度				%	111.1%	99.2%	—	—	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	奨励金支給件数			活動実績	件	1,364	4,010	305	—
				当初見込み	件	2,284	5,440	152	—
単位当たりコスト	算出根拠				単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	執行額/奨励金支給件数			単位当たりコスト	円/件	285,081	303,067	399,672	—
				計算式	X/Y	388,850/1,364	1,215,300/4,010	121,900/305	—
内訳 (単位：百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由					
		—	—						
	計								

事業所管部局による点検・改善					
	項目		評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		—	本事業は平成24年度限りで廃止となっている。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		—		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		—		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—	<p>本事業は、事業主から徴収した労働保険料を財源に、パートタイム労働者等の雇用管理の改善を図るため、事業主に奨励金を支給するものであり妥当である。</p> <p>本事業は、事業主に支給する奨励金のみで構成されており、必要最低限のものとなっている。</p>	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—		
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—	—	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		—	—	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—	—	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	—	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
	—	—	—		
点検・改善結果	点検結果	奨励金については、平成24年度限りで廃止。(25年度は経過措置分)			
	改善の方向性	—			
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現状通り	事業の達成状況等を検証し、廃止の妥当性を検討すること。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り	事業の達成状況等を踏まえ、予定通り廃止する。				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成23年	0061	平成24年	0905	平成25年	407

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
122百万円

[支給要領の作成、相談対応、周知啓発]



A.都道府県労働局(47局)
122百万円

[助成金支給業務を実施]



支給決定

【助成】

B.事業主(305件)
122百万円

[パートタイム労働者等への健康診断制度を導入し、健康診断を実施]

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・用途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と用途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.大阪労働局			E.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
助成金	事業主等に対する助成	16			
計		16	計		0
B.事業主			F.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
助成金	パートタイム労働者等への健康診断制度を導入し、健康診断を実施	0.4			
計		0	計		0
C.			G.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大阪労働局	パートタイム労働者や有期契約労働者の雇用管理の改善を図るため、パートタイム労働者等への健康診断制度を導入し、実際に制度を適用した事業主に対して奨励金を支給する。	16	—	—
2	東京労働局	パートタイム労働者や有期契約労働者の雇用管理の改善を図るため、パートタイム労働者等への健康診断制度を導入し、実際に制度を適用した事業主に対して奨励金を支給する。	11	—	—
3	兵庫労働局	パートタイム労働者や有期契約労働者の雇用管理の改善を図るため、パートタイム労働者等への健康診断制度を導入し、実際に制度を適用した事業主に対して奨励金を支給する。	11	—	—
4	愛知労働局	パートタイム労働者や有期契約労働者の雇用管理の改善を図るため、パートタイム労働者等への健康診断制度を導入し、実際に制度を適用した事業主に対して奨励金を支給する。	9	—	—
5	北海道労働局	パートタイム労働者や有期契約労働者の雇用管理の改善を図るため、パートタイム労働者等への健康診断制度を導入し、実際に制度を適用した事業主に対して奨励金を支給する。	6	—	—
6	福岡労働局	パートタイム労働者や有期契約労働者の雇用管理の改善を図るため、パートタイム労働者等への健康診断制度を導入し、実際に制度を適用した事業主に対して奨励金を支給する。	6	—	—
7	徳島労働局	パートタイム労働者や有期契約労働者の雇用管理の改善を図るため、パートタイム労働者等への健康診断制度を導入し、実際に制度を適用した事業主に対して奨励金を支給する。	4	—	—
8	千葉労働局	パートタイム労働者や有期契約労働者の雇用管理の改善を図るため、パートタイム労働者等への健康診断制度を導入し、実際に制度を適用した事業主に対して奨励金を支給する。	4	—	—
9	神奈川労働局	パートタイム労働者や有期契約労働者の雇用管理の改善を図るため、パートタイム労働者等への健康診断制度を導入し、実際に制度を適用した事業主に対して奨励金を支給する。	4	—	—
10	滋賀労働局	パートタイム労働者や有期契約労働者の雇用管理の改善を図るため、パートタイム労働者等への健康診断制度を導入し、実際に制度を適用した事業主に対して奨励金を支給する。	4	—	—

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	事業主A	パートタイム労働者等への健康診断制度を導入し、健康診断を実施	0.4	—	—
2	事業主B	パートタイム労働者等への健康診断制度を導入し、健康診断を実施	0.4	—	—
3	事業主C	パートタイム労働者等への健康診断制度を導入し、健康診断を実施	0.4	—	—
4	事業主D	パートタイム労働者等への健康診断制度を導入し、健康診断を実施	0.4	—	—
5	事業主E	パートタイム労働者等への健康診断制度を導入し、健康診断を実施	0.4	—	—
6	事業主F	パートタイム労働者等への健康診断制度を導入し、健康診断を実施	0.4	—	—
7	事業主G	パートタイム労働者等への健康診断制度を導入し、健康診断を実施	0.4	—	—
8	事業主H	パートタイム労働者等への健康診断制度を導入し、健康診断を実施	0.4	—	—
9	事業主I	パートタイム労働者等への健康診断制度を導入し、健康診断を実施	0.4	—	—
10	事業主J	パートタイム労働者等への健康診断制度を導入し、健康診断を実施	0.4	—	—

平成26年行政事業レビューシート

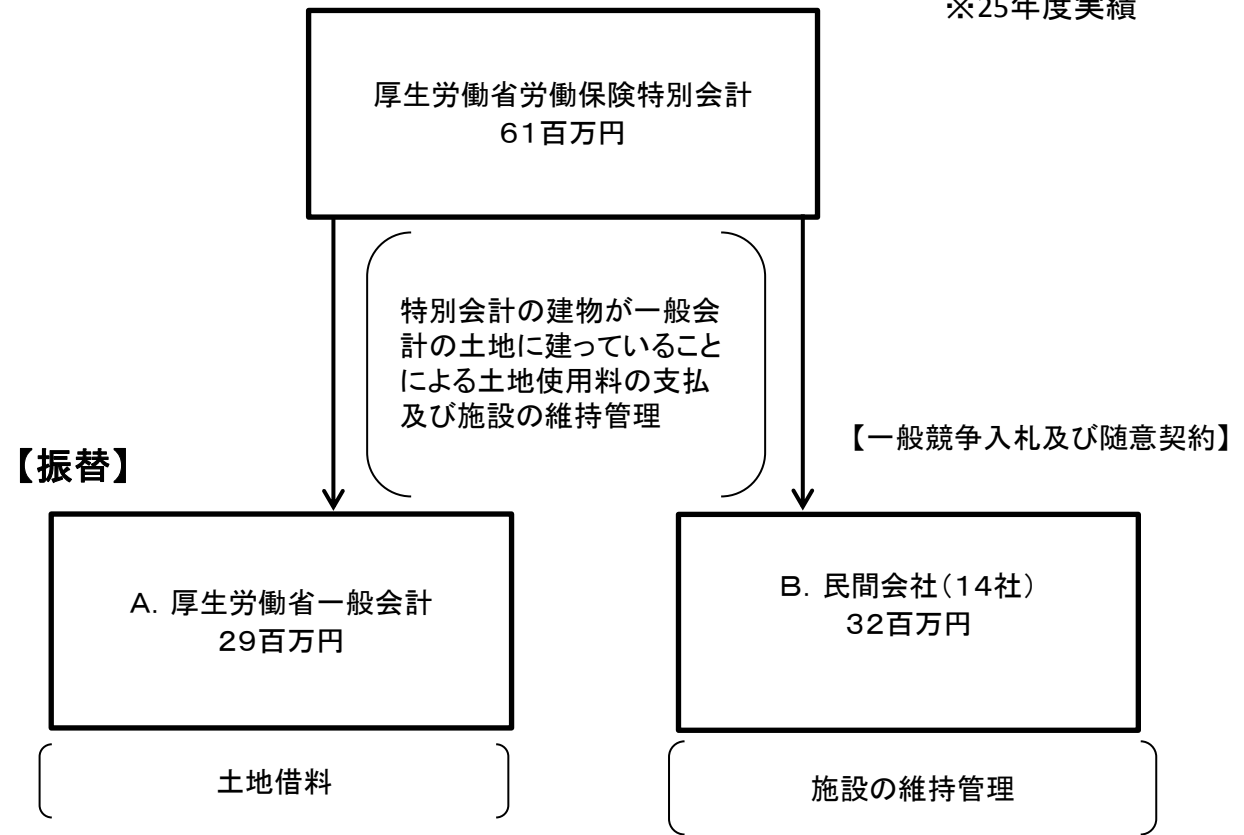
(厚生労働省)

事業名	女性就業支援全国展開事業（土地建物借料等）		担当部局庁	雇用均等・児童家庭局		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度：平成23年度 終了(予定)年度：終了予定なし		担当課室	雇用均等政策課		雇用均等政策課長 小林 洋子			
会計区分	労働保険特別会計労災勘定 労働保険特別会計雇用勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること Ⅵ-1-1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	・労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 ・雇用保険法第62条第1項第5号		関係する計画、通知等	—					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国有財産法第15条に基づき、国有財産である土地に所属会計を異にする国有財産の建物が建っている場合、その土地を使用するためには有償で処理する必要があるとともに、建物を適切に維持管理するためには設備保守や警備等が必要であるため。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	所属会計の異なる土地を使用するため、行政財産の使用許可の申請を行い承認を受け、使用料を会計間(労働保険特別会計から一般会計)で振替えている。また、建物の設備保守業務を民間等に委託している。								
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求			
		当初予算	102	76	75	69	71		
		補正予算	—	—	—	—	—		
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—		
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—		
		予備費等	—	—	—	—	—		
	計	102	76	75	69	71			
	執行額	60	60	61	—	—			
執行率(%)	58.8	78.9	81.3	—	—				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位 23年度 24年度 25年度 目標値(年度)	23年度	24年度	25年度	目標値(年度)		
	女性就業支援全国展開事業に資するための土地借料及び建物保守経費について、適正な予算要求を行う。なお、本事業は事務的経費であることから、定量的な目標は設定できない。			成果実績	—	—	—	—	
				目標値	—	—	—	—	
				達成度	—	—	—	—	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位 23年度 24年度 25年度 26年度活動見込	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込		
	土地借料の支出及び施設の維持管理			活動実績	%	100	100	100	—
				当初見込み	%	100	100	100	—
単位当たりコスト	算出根拠		単位 23年度 24年度 25年度 26年度見込	23年度	24年度	25年度	26年度見込		
	—			単位当たりコスト	—	—	—	—	
				計算式	—	—	—	—	
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算		27年度要求		主な増減理由			
	土地建物借料	17	17	18	18		土地借料単価の増		
	庁費	17	18	16	19				
		(労災)	(雇用)	(労災)	(雇用)				
計	34	35	34	37					

事業所管部局による点検・改善					
項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	本事業は、女性就業支援全国展開事業の実施に必要な経費である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	本事業は、特別会計の建物が一般会計の土地に建っていることによる土地使用料と、国有財産の維持管理費用であるので、国以外が実施することは不適當。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		—	—	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		△	土地建物借料については、支出先が限定されている。庁費については、少額のもの以外は一般競争入札を実施している。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	労災保険料及び雇用保険料を財源に、女性労働者の健康保持増進の支援事業及び雇用の安定を行う施設の土地使用及び施設維持管理を行うことで、健康保持増進が図られる事業及び女性労働者の雇用の安定であるため、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—	—	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—	
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	土地使用料と建物の維持管理費用のみに限定されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	不動産鑑定による土地使用料の減及び入札による庁費の減により不用が出ている。	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—	—	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		—	—	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—	—	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	女性就業支援全国展開事業と併せて、女性の就業促進及び健康保持増進に資する事業として行っているものである。当該事業については、そのうち、セミナーの開催等を行う女性就業支援センターの管理に係る経費である。	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
	408	女性就業支援全国展開事業	厚生労働省雇用均等・児童家庭局		
点検・改善結果	点検結果	女性就業支援全国展開事業を実施するための土地借料及び施設管理費であり、年間を通じて事業を実施しているため活動実績は100%である。			
	改善の方向性	土地借料については、国有財産部局長が算出した使用料に基づき支出しているが、施設管理費については、少額のもの以外は一般競争入札を実施しており、今後も引き続きコスト削減に努める。			
外部有識者の所見					
建物・施設の維持管理運営費であり、支出先が一般会計と競争入札による維持管理会社への支払であるため、あまり議論の余地はないものとする。現行通り引き続き適正執行に努めていただきたい。(増田)					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現状通り	引き続き適正な予算額を確保するとともに、適正な執行を行うこと。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り	外部有識者の所見等を踏まえ、女性の就業促進と健康保持増進を図るため必要なセミナー開催等を行う建物に係る借料について、適正な予算額の要求を行った。また、土地借料については、国有財産部局長が算出した使用料に基づき支出しているが、施設管理費については、少額のもの以外は一般競争入札を実施しており、今後も引き続きコスト削減に努める。				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成23年	0072	平成24年	0914	平成25年	0408

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

※25年度実績



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.厚生労働省一般会計			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
土地使用料	土地使用料(特別会計から一般会計へ振替)	29			
計		29	計		0
B.(株)B.M.Yokohama			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
施設管理費	建物設備機械運転保守業務等	28			
計		28	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	厚生労働省一般会計	土地使用料	29		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)B.M.Yokohama	建物設備運転保守管理、常駐警備及び清掃業務	28	5	90.3
2	セコム((株)	機械警備	0	随意契約	—
3	パナソニックESエンジニアリング株式会社 東京支店	舞台照明設備保守点検業務	0	随意契約	—
4	株式会社ユニバーサル園芸社	植栽管理	0	随意契約	—
5	TOAエンジニアリング株式会社	AV機器保守点検	0	随意契約	—
6	三精輸送機株式会社東京支店	外庭灌水設備修理	0	随意契約	—
7	株式会社ノーユー社	灌水設備保守	0	随意契約	—
8	ダイキン工業株式会社	大型冷暖房機の保守点検	0	随意契約	—
9	株式会社 ミクニ商会	消耗品	0	随意契約	—
10	技研トラステム株式会社	来館者集計装置保守点検	0	随意契約	—

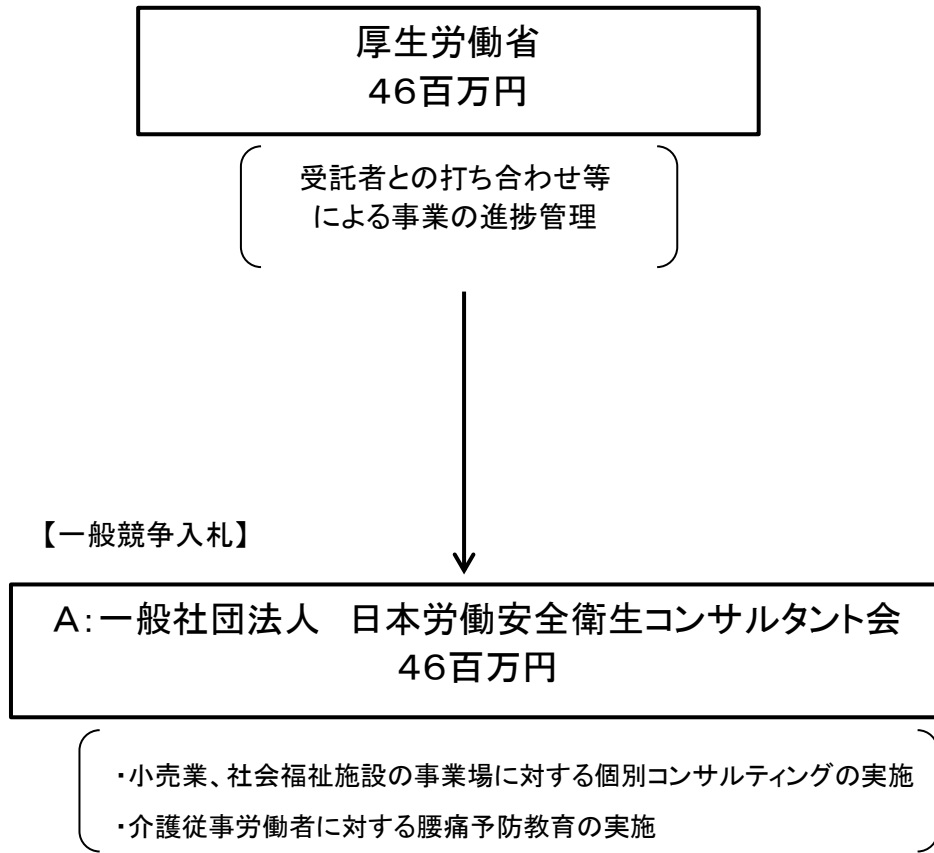
平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	第三次産業労働災害防止対策支援事業		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成25年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	安全課 労働衛生課		田中 敏章 泉 陽子		
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 労働安全衛生法第3条第2項		関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	第三次産業における労働災害は、労働災害の約4割を占め、高水準に推移している状況にあり、これを減少させることが必要不可欠である。とりわけ、第三次産業の中でも労働災害の多い小売業、社会福祉施設及び飲食店については、第12次労働災害防止計画においても重点業種として目標数値が設定されたところであり、これらの業種における労働災害の減少が急務である。しかしながら、これらの業種の対策は従来型の製造業、建設業と比較して安全意識が醸成されにくく、安全対策のノウハウも乏しい傾向があるため、各事業場の安全対策水準に応じた取組を推進するとともに、これら業界に適した安全対策を開発・普及することを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	第三次産業のうち、特に労働災害が多発している業種である小売業、社会福祉施設を対象に、職場内の危険箇所の「見える化」を図るツールを開発・普及させるとともに、同ツールも活用しつつ、個々の事業場に対する専門家による個別のコンサルティングの実施等を通じて、対策のノウハウを伝授することで事業者、労働者の危険に対する意識レベルを高める。また、介護・看護作業を行う社会福祉施設に向けて、腰痛予防対策指針の普及・定着を目的としてリーフレットを作成するほか、腰痛予防教育の実施等、腰痛予防対策を講じる。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	—	—	76	70	67	
		補正予算	—	—	—	—	—	
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—	
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—	
		予備費等	—	—	—	—	—	
	計		—	—	76	70	67	
	執行額		—	—	47	—	—	
執行率 (%)		—	—	62%	—	—		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	①専門家による個別コンサルティング、②腰痛予防対策講習会、が今後の労働災害防止対策に取り組む上で有益であった旨の評価を80%以上得る。	成果実績	%	—	—	—	①個別コンサルティング 小売97.9% 社会福祉施設 98.3% ②腰痛予防対策講習会 97.6%	—
		目標値	%	—	—	80%	80%	
		達成度	%	—	—	—	—	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	①小売業、社会福祉施設への専門家のコンサルティングを700事業場に対して行う。 ②介護従事労働者の腰痛予防教育について、47回(各都道府県1回を目途)の講習会を開催する。	活動実績	①事業場 ②回	—	—	—	①774事業場 ②51回	—
		当初見込み	①事業場 ②回	—	—	—	①800事業場 ②47回	①700事業場 ②94回
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	①個別コンサルティング 単位当たりコスト = X / Y X=事業執行額 Y=小売業、社会福祉施設の個別コンサル実施実績 ②講習会 単位当たりコスト = X / Y X=事業執行額 Y=腰痛予防対策講習会の実施回数	単位当たりコスト	①円/事業場 ②円/回	—	—	—	①37,095円/事業場 ②335,552円/講習会	①62,135円/事業場 ②281,574円/講習会
		計算式	①X/Y ②X/Y	—	—	—	①28,712,189円/774事業場 ②17,113,166円/51回	①43,495,000円/700事業場 ②26,468,000円/94回
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	事業費	59	57	飲食店災害防止対策リーフレット、小売業・社会福祉施設の災害防止マニュアル及び腰痛対策DVDの作成廃止による減等				
	管理諸経費	6	6					
	消費税	5	5					
計	70	67						

事業所管部局による点検・改善						
項目		評価	評価に関する説明			
国 必 費 投 入 の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	高齢化による医療、介護関連産業の拡大や社会全体のサービス経済化が進展する中、第三次産業で発生している労働災害の全産業に占める割合は年々増加し近年では全産業の4割を超えて推移している。本事業は、労働者の安全を確保するため、特に喫緊の課題となっている第三次産業における労働災害の減少を図るものであり、広く国民のニーズがある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	労働安全衛生法に基づき労働災害を防止するため、事業者が行う活動に対して国が技術上の援助に努めることが定められており、国が主導して災害防止に向けた取組を進める必要がある。なお、安全対策は、生産設備への投資と異なり、直接的に生産性の向上(利益)につながるものではないことから、事業者として積極的な投資は困難(とりわけ、第三次産業は製造業や建設業と比較して事業者の労働災害防止の取組への意識が低い傾向がある)であり、民間等に委ねるだけでは進まない。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	第三次産業、とりわけ、小売業、社会福祉施設は第12次労働災害防止計画において重点業種とされており、第三次産業の労働災害の減少が喫緊の課題であることから、労働災害の減少という政策目的達成に向けて優先度の高い事業である。		
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	仕様書において達成すべき水準を示し、一般競争入札により支出先を選定していることから妥当である。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は、労働災害の防止に資するものであり、労働者ひいては事業者の利益になることから、事業者から徴収した労災保険料からの支出が適当であり、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	本事業において実施している個別コンサルティング等については、民間機関が有償で実施している同種のコンサルティング等と比較して妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	事業の執行に必要な人件費、講師謝金、旅費、ツールの作成等に限定している。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	不用は、専門家の派遣に係る謝金や旅費等の経費を大幅に削減できたことによるものであるが、①成果目標は達成していること、②活動指標は当初の見込みに届かなかったものの、コンサルティングを受ける直前に繁忙等を理由に辞退する事業場があったこと等によるものであり、実施体制は確保できていたこと、の2点に鑑みれば、効率的に事業を実施できたものと認められ、妥当である。		
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	本事業の対象である小売業及び社会福祉施設の事業場は、労使ともに安全衛生意識が低く、具体的な職場改善の取組方法が分からない状況にあることから、個々の事業場の実態に応じ、専門家が直接現場に行き個別にコンサルティングを行う手法が最も効果的である。 また、介護施設の腰痛予防教育については、介護の現場におけるニーズも高いことから、より効率的かつ低コストで事業展開できるよう、研修形式で教育を行っているところである。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		△	介護事業従事者の腰痛予防教育については活動指標を達成している。個別コンサルティングについては活動見込が800事業場となっていたところ、活動実績が774事業場(達成率97%)となっており目標には至らなかった。この背景には、当初コンサルティングを受ける予定であった事業者が、業務多忙等により直前になって指導を受けることを辞退する事案が相次いだこと等によるものであるため、事業場の繁忙期を考慮した目標設定とすべく、当初見込みを見直すこととする。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	作成した職場内の見える化ツール(危険マップ作成用マーカー、ステッカー、リーフレット等)や腰痛予防教育のリーフレット等の成果物については、事業場内の安全教育や危険箇所の周知などに活用できるよう、厚生労働省HPでの公表や局署での周知を図っている。		
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点 検 ・ 改 善 結 果	点検結果	第三次産業における労働災害の防止が喫緊の課題である中、本事業は上記のとおり今後の労働災害防止対策に取り組む上で有益であると評価できるところ、成果目標も達成しており、引き続き事業者、労働者の労働災害防止に対する意識を高めていくため、本事業を継続していく必要がある。ただし、平成25年度の活動実績(アウトプット)の一部(個別コンサルティング)について活動目標が未達成であることを踏まえ、活動実績をより高めるための工夫が必要である。				
	改善の方向性	個別コンサルティングの活動目標について、受託者からヒアリングをした結果を踏まえると、未達成の原因として、業務多忙等により直前になって指導を受けることを辞退する事案が相次いだこと等があることから、委託事業の主旨を事業者丁寧に説明するとともに、個別コンサルティングの実施時期を事業場の繁忙期と重ならないように配慮する等、活動実績を上げるための措置を講ずる方向で見直しを行うこととする。				
外部有識者の所見						
平成25年度の執行率を踏まえ予算要求に適正に反映させるとともに、引き続き適正かつ効率的な執行に努めること。ただし、アウトカム指標について、第三次産業の労働災害発生件数の推移を記載するなど、事業の社会への貢献度をフラットに確認できる指標に見直すことを検討していただきたい。(横田)						
行政事業レビュー推進チームの所見						
部 容 事 改 の 業 善 一 内	執行状況を踏まえ、予算額の縮減を図ること。 また、アウトカム指標について、事業の効果測定を適切に行えるよう、第三次産業の労働災害発生件数の推移を記載することを追加検討すること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮 減	昨年度に作成した「飲食店災害防止対策リーフレット」や「小売業、社会福祉施設の災害防止マニュアル」及び「腰痛対策DVD」については計上を見送り、また、既に作成している「腰痛対策周知用パンフレット」についても発行部数を削減することで大幅に予算を減額した。一方で、腰痛対策として、課題とされている医療保健業への講習会を新たに実施するほか、事業場トップへのセミナーも実施することとして必要な経費を計上している。 本事業のアウトカム指標のうち、個別事業場への専門家によるコンサルティング事業については事業の効果を直接検証できる「安全推進者の配置」割合を設定することとし、腰痛対策事業については事業実施後のアンケート調査により事業場での腰痛対策の導入状況の変化を調査して事業の効果を検証できるようにする。 なお、当該事業の目的は、「労働災害を未然に防ぐ措置」の取組を促進し、安全対策についての意識を醸成するものであることから、労働災害発生件数は指標として馴染まないとする。今後も、効果的な事業の実施を図ってまいりたい。					
備考						
-						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成23年	-	平成24年	-	平成25年	新25-020	

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	研修会会場費、講師等派遣費、研修テキスト等作成費 等	41			
管理諸経費	消耗品、通信運搬費、光熱費等	3			
消費税		2			
計		46	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会	①小売業の事業場への個別コンサルティングの実施 ②社会福祉施設の事業場への個別コンサルティングの実施及び腰痛予防対策講習会の実施	①17百万円 ②29百万円	①2者 ②1者	①99% ②99%

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	中小零細規模事業場集団へのリスクアセスメント研修等実施経費		担当部局庁	労働基準局安全衛生部	作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成25年度(事業は23年度から継続) 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	安全課	田中 敏章		
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること			
根拠法令(具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 労働安全衛生法第106条第1項		関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画 (労働安全衛生法第6条の規定に基づき、厚労大臣が策定)			
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	労働災害(年約12万件)の約9割は中小零細規模事業場(以下「中小事業場」という)で発生し、その発生率も大規模事業場の約2倍となっている。こうした積年の中小事業場を廻る課題に対応するためには、リスクアセスメントを実施し自らの経営資源や人的資源に見合った対策を進めるのが有効であり、本事業では、中小事業場が自主的に取り組めるよう専門人材の育成や危険性の認識に必要な情報提供等を実施する。なお、平成23年に取りまとめられた「安全から元気を起こす戦略」の提言においても、中小事業場におけるリスクアセスメントの実施が盛り込まれている。						
事業概要(5行程度以内。別添可)	(1)中小事業場へのリスクアセスメント研修: 50人未満の中小事業場の安全担当者を対象に、①リスクアセスメントの基本知識や進め方についての研修を行い、この研修結果を踏まえて自社でリスクアセスメントを試行してもらった後、②再度参集して試行結果についてグループ討議・演習を実施。また、リスクアセスメントを活用し、組織レベルでPDCAを回しながら安全衛生を改善する労働安全衛生マネジメントシステムについて、その導入方法をわかりやすく示したマニュアルを作成して研修会を実施。 (2)中小事業場の機械災害対策: 食料品スーパー等での災害多発の要因である食品加工用機械の労働安全衛生関係法令の改正内容研修会の実施。なお、26年度は、機械に関して安全対策が進んでいる欧州等の規格を調査し、中小事業場が取り入れやすいよう導入事例や対策のポイントを示した通達(ガイドライン)等を発出するための基礎資料を作成する。 (3)職場の安全対策の周知・意識啓発事業: ①職場の危険性や有害性を認識する上での有用な情報となる他の事業場の災害事例や改善方策、危険箇所の「見える化」などの好事例をホームページで提供、②安全意識を啓発するためのシンポジウムの開催						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額(単位:百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算の状況	当初予算	159	166	113	107	-
		補正予算					
		前年度から繰越し					
		翌年度へ繰越し					
		予備費等					
	計	159	166	113	107	-	
	執行額	108	117	96			
執行率(%)	67.5%	70.4%	85.5%				
成果目標及び成果実績(アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値(26年度)
	(1)中小事業場へのリスクアセスメント研修 研修の満足度(アンケート) ①座学研修 ②グループ討議・演習	成果実績	%	①96.6% ②97.9%	①96.7% ②98.0%	①97.6% ②97.6%	
		目標値	%	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上
		達成度	-	-	-	-	
	(2)中小事業場の機械災害対策 ①研修の満足度(アンケート)【25年度】 (i)改正された労働安全衛生規則の解説 (ii)機械設備の安全化 (iii)作業員への安全教育の進め方 ②必要に応じて通達(ガイドライン)等の発出【26年度】	成果実績	%			(i)97.8% (ii)96.6% (iii)94.2%	
		目標値	%			80%以上	必要に応じて通達等を改正
		達成度	-	-	-	-	
	(3)職場の安全対策の周知・意識啓発事業 ①アクセス件数 ②災害情報コンテンツの満足度(アンケート)	成果実績	①件 ②%	①899万4,596件 ②81.6%	①1,266万9,189件 ②87.8%	①1,463万6,391件 ②85%	
		目標値	①件 ②%	①2,000万件以上 ②80%以上	①1,100万件以上 ②80%以上	①1,100万件以上 ②80%以上	①1,300万件以上 ②80%以上
		達成度	%	①45% ②-	①115% ②-	①133% ②-	

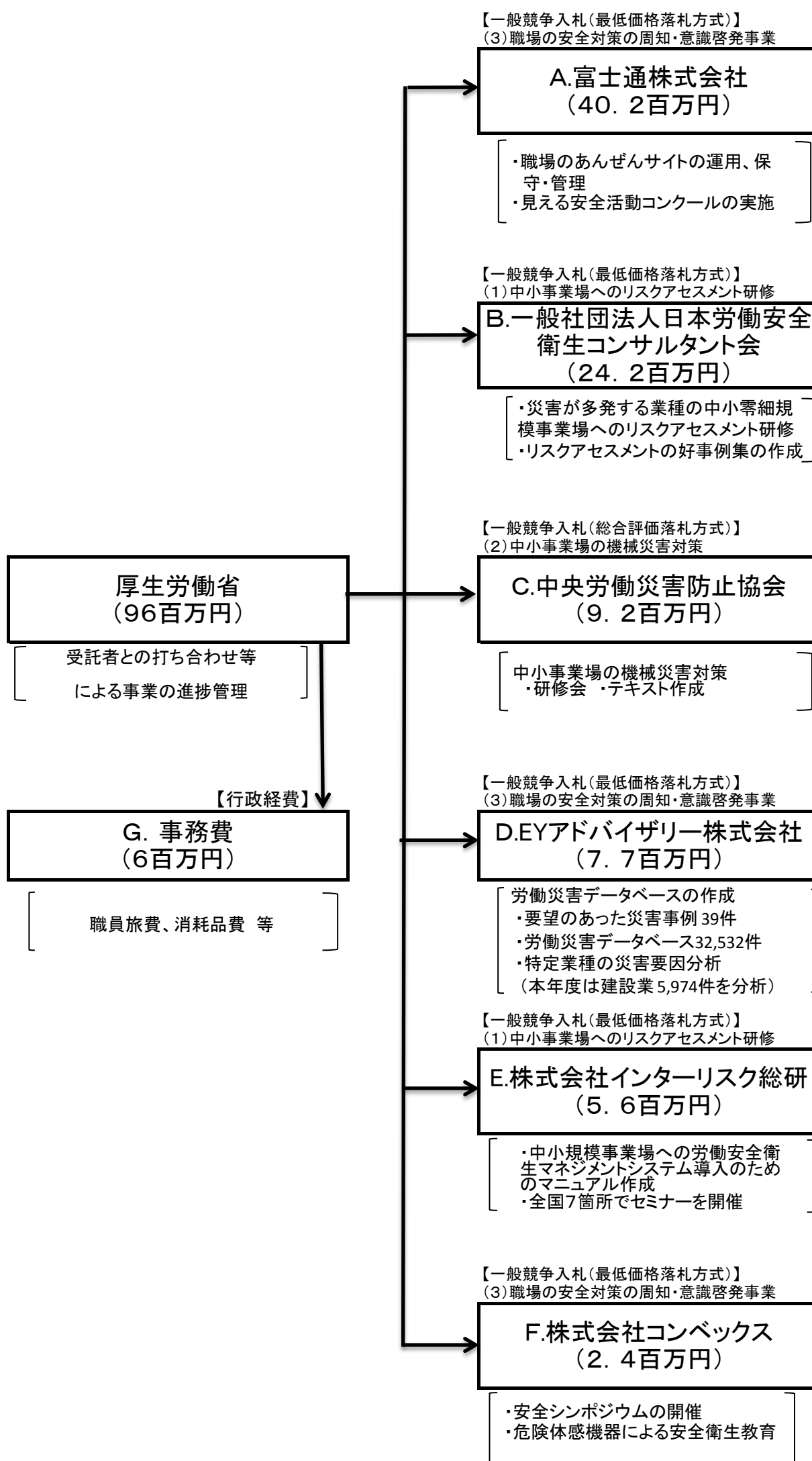
活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	(1) 中小事業場へのリスクアセスメント研修 研修参加者数 ①座学研修 ②グループ討議・演習	活動実績	—	3,084人 ①1,689人 ②1,395人	3,105人 ①1,658人 ②1,447人	2,090人 ①1,109人 ②981人	—
		当初見込み	—	延べ2,000人以上	延べ2,000人以上	延べ1,500人以上	延べ1,500人以上
	(2) 中小事業場の機械災害対策 ・研修参加者数【25年度】 ・欧州規格等の調査【26年度】	活動実績	—			1,181人	—
		当初見込み	—			1,000人以上	40規格以上
	(3) 職場の安全対策の周知・意識啓発事業 ①リスクアセスメント支援実施ツールの作成【23年度】 ②各種災害データベースの作成【23,24,25,26年度】 ③見える安全活動コンクールの応募数【24年度】 ④要望のあった業種の災害事例の作成【25,26年度】	活動実績	—	①4ソフト追加 ②32,231件	②33,595件 ③307件	②32,532件 ④39件	—
		当初見込み	—	①4ソフト追加 ②30,000件以上	②30,000件以上 ③300件以上	②30,000件以上 ④30件以上	②30,000件以上 ④30件以上
算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
単位当たりコスト	(1) 中小事業場へのリスクアセスメント研修 単位当たりコスト = X / Y X:「執行額」 Y:「研修参加者数」	単位当たりコスト	円/人	8,595円/人	10,099円/人	11,575円/人	8,100円/人
		計算式	X / Y	26,509,091円 / 3,084人	31,360,090円 / 3,105人	24,193,510円 / 2,090人	29,160,000円 / 3,600人
	(2) 中小事業場の機械災害対策 単位当たりコスト = X / Y 【平成25年度】 X:「執行額」 Y:「研修参加者数」 【平成26年度】 X:「執行額」 Y:「規格数」	単位当たりコスト	円/人 円/事業場			7,791円/人	241,767円/規格
		計算式	X / Y			9,200,688円 / 1,181人	9,670,706円 / 40規格
	(3) 職場の安全対策の周知・意識啓発事業 単位当たりコスト = X / Y X:「執行額」 Y:「アクセス件数」 ※ 26年度は、契約額と目標値を設定	単位当たりコスト	円/件	4.0円/件	3.4円/件	2.7円/件	3.2円/件
		計算式	X / Y	35,969,955円 / 899万4,596件	42,714,000円 / 1,266万9,189件	40,246,500円 / 1,463万6,391件	42,120,000円 / 1,300万件以上
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由			
	委託費	100	—	平成26年度限りの事業 (①中小事業場の機械災害対策は、事業番号395に統合、②職場の安全対策の周知・啓発事業は、レビューシートを新規作成)			
	行政経費	7	—				
計	107	—					

事業所管部局による点検・改善			
	項目	評価	評価に関する説明
国 必 費 投 入 の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	中小事業場と大規模事業場では労働災害の発生状況に歴然とした格差があるが、中小事業場は、一般的に安全対策に向けただけの経営資源に乏しい上、専門人材も限られることから、国に対する支援のニーズは大きく、国費を投入しなければ、事業目的は達成できない。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	労働安全衛生法においては、労働災害を防止するために事業者が行う活動に対し、国が技術上の援助に努めることが定められている。なお、安全対策は、生産設備への投資と異なり、直接的に生産性の向上につながるものではなく、事業者として積極的な投資が難しいことから、民間等に委ねるだけでは進まない。
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	第12次労働災害防止計画では、労働災害の15%以上減が目標とされ、中小事業場へのリスクアセスメントの普及促進が業種横断的な取組の重点対策として位置付けられている。自主的な安全活動の中核をなすものがリスクアセスメントであり、本事業の優先度は高い。
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	仕様書において達成すべき水準を示し、一般競争入札により支出先を選定していることから妥当である。
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	本事業は、労働災害の防止のため、事業者に対して支援を行うものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○	本事業において実施している講義や実践指導等は、民間機関が有償で実施している同種の研修等と比較して妥当である。 また、情報提供業務についても、一般競争入札で委託者を決定しており、1件当たり2.7円で周知していることを踏まえると妥当である。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—	—
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	①中小事業場へのリスクアセスメント指導 研修会テキストの作成、講師及び会場の手配等に使用されており、いずれも事業目的に即したものに限定されている。 ②中小事業場の機械災害対策 研修会テキストの作成、講師及び会場の手配等に使用されており、いずれも事業目的に即したものに限定されている。 ③職場のあんぜん周知・啓発事業 サイトの運営・管理やシンポジウムの開催に使用されており、いずれも事業目的に即したものに限定されている。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	不用は一部の会場を無償で借りられたこと等によるものであるが、成果目標、活動指標は達成しており、効率的な事業運営を行った結果であると考えられることから妥当である。
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	中小事業場へのリスクアセスメントの導入支援については、専門家が個々の事業場を直接指導する手法が効果的であると考えられるが、コストが高く指導できる事業場数も限られる。限られた予算の範囲で事業効果を高めるのであれば、事業場を参集して研修を行う本事業の手法が効率性に優れると考える。 情報提供については、パンフレットの配布やメディアへの広告等が考えられるが、HPの活用のように災害事例や改善事例等をタイムリーに提供することはできず、事業場が必要なときに簡便かつ容易に情報にアクセスすることもできないことから、本事業の方が利便性、効率性に優れると考える。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	活動実績は見込みに合ったものとなっている。なお、平成26年度のホームページへのアクセス件数は、前年度の実績を踏まえた当初見込みを設定することとする。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	作成した災害情報コンテンツや研修会テキストは安全情報サイト等に掲載・公開しており、事業場内の安全教育や危険箇所の周知などに幅広く活用されている。

重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検・改善結果	点検結果	<p>労働災害発生の現況において中小事業場と大規模事業場に大きな格差があることは否定できない現実であり、その解消のため、国が中小事業場における安全活動の定着・普及・向上を後押ししていくことは必要不可欠な施策である。</p> <p>リスクアセスメントは、大規模事業場では7～8割が実施しているのに対し、中小事業場では国の支援によって改善しているとはいえ、その実施は3～4割に留まっている。本来、中小事業場にこそ必要なリスクアセスメントがこのような状況にあることから、さらなる普及が強く望まれる。</p> <p>また、労働災害の約9割を占める中小事業場の安全対策を充実し、第12次労働災害防止計画の目標である5年間で死傷災害の15%(約1.8万件)以上削減を達成するためにも、より効果的な事業実施について工夫を続けつつ、本事業を継続していくことが必要である。</p> <p>なお、本事業は、一般競争入札により受託者を選定しており、25年度はすべての項目について当初目標を達成している。</p>				
	改善の方向性	<p>1 中小事業場へのリスクアセスメント研修の見直し(案)</p> <p>(1) 研修の対象事業場と実施期間の明確化 本省が選定基準を決めて、都道府県労働局ごとに対象事業場を明確化(例えば30人以上50人未満の製造業に絞込む等)させるとともに、事業の実施期間を第12次労働災害防止計画が終了する平成29年度末までとし、対象事業場へのリスクアセスメントの定着に計画的に取り組む。</p> <p>(2) 研修効果の検証方法の見直し 研修を受講した事業場に対して、リスクアセスメントの定着状況を把握するための方策(例えば、アンケート調査)について検討する。</p> <p>(3) 研修に未参加の事業場への波及 研修で使用したテキストや事例検討で収集した好事例をホームページで広く提供するほか、参加勧奨に応じなかった事業場等を対象として、都道府県労働局、労働基準監督署が集団指導、個別指導を行うことを検討する。</p> <p>2 職場の安全対策の周知・啓発事業の見直し(案) 一者応札が続いていることから、より多くの事業者が応札できるよう、仕様書の要件や事業の構成を見直す。</p>				
外部有識者の所見						
<p>とりまとめ役から「事業全体の抜本的改善」が提示されたが、結論を集約することが出来なかったため、下記のとおり票数の分布及び各委員の具体的な意見を記すこととなった。</p> <p><具体的な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイト運用は、一般競争入札(最低価格落札方式)であるが、公告期間、価格、仕様書内容を検討し、より競争性を働かせること。 ・リスクアセスメントの定着に向けては、リスクアセスメント研修について、提示された見直し案では普及が十分ではなく、研修機会の拡大のための更なる工夫が必要ではないか(例えば、民間研修の活用とその助成、業界団体での研修への組み込み等)。 ・リスクアセスメントの新たな課題としての3号業種への安全推進の取り組みについても検討すべきではないか。 ・当事業のリスクアセスメント研修開催が見送られている事業者に対する方策を検討してほしい。 ・労災事故の削減のための方策については、更なる検討が必要ではないか。 ・現状の事業の執行方法そのものがマンネリ化してしまったのではないか。 ・目的を否定するものでないが、具体的に全事業場にいかなるタイムラインでリスクアセスメントが普及するのか。明確な道筋が見えない。 ・調達面においても、より競争性を高め、コスト削減を図っていく必要がある。 ・ウェブホスティングが一者応札になり、約4000万円の落札価格になるなど、常識では考えられない取引がある。契約価格の妥当性を確認し、説明する必要がある。 ・政策目標の達成手段として有効性が疑わしい。リスクアセスメントを実施できる人材(安全管理等)を近隣の複数企業でシェアすることは考えられないのか。 ・政策目標を達成するための事業をゼロベースで考え直すため、いったん廃止すべき。 ・本事業は4年間でターゲットとする事業場の4分の1までしか研修が実施できず、「労働災害発生率の削減」という目標を達成するための有効な手段とは言えない。同じ目標を達成するための他の施策(安全管理者の選任義務の拡大、安全推進者設置義務化の拡大)に一本化すべき。 ・これまで作成したテキストや事例集は、効率的な手法で公開し、活用を図ること。 						
行政事業レビュー推進チームの所見						
改善 本体的な 事業の 抜本的な	公開プロセスの評価結果を踏まえ、政策目標を達成するための事業をゼロベースで考え直すため、いったん廃止すべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
廃止	<p>① 中小事業場へのリスクアセスメント研修を廃止</p> <p>② 中小事業場の機械災害対策は、経費の縮減を行った上で、成果物の普及効果を改善して事業を継続(事業番号395に統合)</p> <p>③ 職場の安全対策の周知・啓発事業は、競争性が高まるよう仕様書の要件や事業の構成を見直して事業を継続(新たにレビューシートを作成)</p>					
備考						
-						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	0924 0925 0926	平成24年	新24-0026	平成25年	新25-021

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)



費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.富士通株式会社			E.株式会社インターリスク総研		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	職場のあんぜんサイトの運用(更新を含む)、保守・管理、データセンターサービス料	38.3	事業費	マネジメントシステム導入マニュアル執筆謝金、マニュアル製本費、セミナー開催費等	4.8
消費税		1.9	管理諸経費	消耗品、通信運搬費、光熱費等	0.5
			消費税		0.3
計		40.2	計		5.6
B.一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会			F.株式会社コンベックス		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	リスクアセスメント研修用テキスト作成、会場費、講師派遣費等	21.4	事業費	シンポジウム開催・危険体感危機の導入に必要な機材運搬費、当日のスタッフ人件費等	2.1
管理諸経費	消耗品、通信運搬費、光熱費等	1.6	管理諸経費	通信費、事務所光熱費等	0.2
消費税		1.2	消費税		0.1
計		24.2	計		2.4
C.中央労働災害防止協会					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	機械災害対策研修会の実施に必要なテキスト作成、会場費、講師派遣費等	4.6			
管理諸経費	コーディネーターを含む事務局の人件費等	4.1			
消費税		0.5			
計		9.2	計		0
D.EYアドバイザリー株式会社					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	災害事例データの分析及び作成に係る人件費	7.30			
管理費	作成した災害事例データの送料、委託者との打ち合わせへの交通費	0.04			
消費税		0.37			
計		7.71	計		0

支出先上位10者リスト

A. 【一般競争入札(最低価格落札方式)】 (3)職場の安全対策の周知・意識啓発事業

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	富士通株式会社	職場のあんぜんサイトの運用(更新を含む)、保守・管理、データセンターサービス料	40.2	1	99.5%

B. 【一般競争入札(最低価格落札方式)】 (1)中小事業場へのリスクアセスメント研修

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会	中小事業場のリスクアセスメント研修会の実施及びそのテキストの作成	24.2	2	83.8%

C. 【一般競争入札(総合評価落札方式)】 (2)中小事業場の機械災害対策

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	中央労働災害防止協会	中小事業場の機械災害対策研修会の実施及びそのテキストの作成	9.2	2	83.6%

D. 【一般競争入札(最低価格落札方式)】 (3)職場の安全対策の周知・意識啓発事業

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	EYアドバイザリー株式会社	労働災害データベースの作成 ・要望のあった災害事例 39件 ・労働災害データベース 32,532件 ・特定業種の災害要因分析 (本年度は建設業 5,974件を分析)	7.7	2	63.3%

E. 【一般競争入札(最低価格落札方式)】 (1)中小事業場へのリスクアセスメント研修

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社インターリスク総研	労働安全衛生マネジメントシステムの導入マニュアルの作成及びセミナーの実施(全国7箇所)	5.6	3	98.6%

F. 【一般競争入札(最低価格落札方式)】 (3)職場の安全対策の周知・意識啓発事業

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社コンベックス	・安全シンポジウムの開催 ・危険体感機器による安全衛生教育	2.4	4	84.9%

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	職場における化学物質管理に関する総合対策		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成25年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	化学物質対策課		森戸 和美			
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 労働安全衛生規則第95条の6		関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	化学物質の種類・使用実態の多様化に対応した適切な化学物質管理のための体制構築の支援、未規制又は特定化学物質障害予防規則等の特別則の対象となっていない有害化学物質による労働者の健康障害に係るリスクの評価に資するためのばく露実態調査の実施、有害性評価書の作成を行うこと等により、規制の強化等の有害化学物質管理対策の一層の推進を図る。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	①未規制又は特定化学物質障害予防規則等の特別則の対象となっていない化学物質について労働者の健康障害に係るリスク評価を行う。 ②事業者が自主的にリスクアセスメントに取り組むよう、簡易に労働者のばく露を推定する「ばく露推定モデル」の適用について、実証検証を行う。 ③発がん性に着目した効果的なリスク評価に活用できるよう、化学物質の情報のデータベース化を行う。(平成25年度のみ) ④発がん性に着目した化学物質のスクリーニングのため、変異原性試験等を実施する。(平成26年度から形質転換試験及び中期発がん性試験を新規に導入)								
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	—	—	173	414	406		
		補正予算	—	—	—	—	—		
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—		
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—		
		予備費等	—	—	—	—	—		
	計		—	—	173	414	406		
	執行額		—	—	160	—	—		
執行率(%)		—	—	92%	—	—			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	
	リスク評価を行った化学物質のうち、専門家による検討や有識者による審議等を通じて新たに規制が必要とされたものについて100%政省令の改正等を行う。			成果実績	%	—	—	100% (1,2-ジクロロプロパンについて、平成25年8月に特定化学物質障害予防規則等改正等を実施。)	—
				目標値	%	—	—	100	100
				達成度	%	—	—	100	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	約25物質について化学物質の有害性を評価した有害性評価書を作成する。			活動実績	物質	—	—	28物質	—
				当初見込み	物質	—	—	約25物質	約25物質
	約400物質について発がん性・変異原性に関する詳細情報を収集し、内容をとりまとめる。(平成25年度のみ)			活動実績	物質	—	—	470物質	—
当初見込み				物質	—	—	約400物質	—	
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	リスク評価のうち委託事業の中で実施している初期リスク評価と詳細リスク評価では、それぞれ評価の手法が異なり、必要なコストも異なるため、委託事業としてはこれらを一括の契約で実施しており各評価ごとにかかる経費を切り分けることができないため、物質当たりコストは算出できない。また、行政経費部分については、単位当たりのコストを算出するためには、本事業の経費のほか、職員の人件費や間接経費も含めて計算をする必要があるが、この人件費や間接経費と本事業に要する額を切り分けることが出来ないため算出は困難。			単位当たりコスト	—	—	—	—	
				計算式	X / Y	—	—	—	
平 成 2 6 ・ 2 7 年 度 予 算 (単 位 : 百 万 円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由					
	行政経費	4	5	平成26年度事業の落札率を勘案し、一部経費を削減した。					
	委託費	410	401						
計	414	406							

事業所管部局による点検・改善						
	項目	評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	職場において化学物質を取り扱う労働者の保護のためには、化学物質の有害性等に係るリスク評価を行い、当該評価結果を踏まえた必要な保護措置を講じていく必要があるが、職場において使用されている化学物質は約60,000物質存在するところ、このようなリスク評価を個々の事業者が行うのは困難であり、国が実施する必要がある。 また、化学物質の取扱いは業種を問わず全国様々な事業場で行われているものであるところ、そこで働く労働者の保護のための本事業には広く国民のニーズが存在する。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	職場における化学物質管理の規制強化のための政省令等の改正につながるリスク評価を実施するものである本事業は、国が実施すべきものである。			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	職場における化学物質管理の強化は、厚生労働省が重点施策として掲げる課題の一つであり、本事業はその具体的な取組の一つとして優先度の高い事業に位置づけられている。			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	本事業のうち委託部分は、一般競争入札(総合評価落札方式又は最低価格落札方式)により調達を実施している。(最低価格落札方式は平成26年度から一部事業について適用しているもの。)			
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	職場における化学物質のリスク評価を行う本事業は、適正な化学物質管理の実施に資するものであり、事業者及び労働者双方に有益なものであるところ、受益者との負担関係は妥当である。			
	単位当たりコストの水準は妥当か。	-	-			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	使途は、専門家の謝金・旅費、調査分析にかかる労務費・資機材費、委託業務従事者経費等、事業の運営に必要なものに限定している。			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	不用は、委託事業のうち一事業において、当初見込みよりも大幅に低い金額で入札された(68%)ことによるものであるが、結果的に当該事業については受託者に大きく自己負担が発生しており、受託者の当初積算が必ずしも十分でなかったものと考えられる。一方で、成果目標及び活動指標自体はともに当初目標を達成しており、概ね効率的な事業運営がなされたものと史料されることから、妥当なもの認められる。			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	見込みに見合った活動実績となっている。			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	本事業により実施したリスク評価の結果に基づき、政省令の改正等を実施することとしており、本事業の成果は当該制度改正のプロセスで活用される。			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	左記の事業は、化学物質による健康障害を防止のための事業である点では本事業と同じであるが、左記の事業が、ラベル・SDSの作成や具体的なリスクアセスメント手法の開発・普及等を行うことにより、事業者の支援を行うものであるのに対し、本事業は、職場における化学物質規制の見直し・検討を行うものであり、事業内容に重複はない。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	367	化学物質管理の支援体制の整備	厚生労働省労働基準局安全衛生部			
点検・改善結果	点検結果	化学物質の取扱いは業種を問わず全国様々な事業場で行われているものであるところ、そこで働く労働者の保護のための本事業には広く国民のニーズがあること、調達は一般競争入札で実施していること等から、本事業の必要性・効率性があるものとする。 また、平成25年度は政省令の改正、目標を超える化学物質の有害性の評価の実施など目標を達成しており、事業は有効に運営できているものと評価できる。				
	改善の方向性	引き続き化学物質の適正な管理と労働者の健康障害の防止を図るため、効果的な事業の実施に努めてまいりたい。				
外部有識者の所見						
執行額・執行率等の精査に時間を要しているが、適正な予算要求を行うためには早期に実績を明らかにしてレビューをする必要があるため検討すること。なお、現在執行中の26年度予算が意図通り執行されることを期待する。また、総合評価落札方式による入札は妥当であるが、一者応札も散見されるので、複数応札となるようさらなる工夫を求め。(井出)						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現 状 通	点検結果も妥当であり、本事業は、職場における化学物質管理を強化する事業であることから、引き続き、必要な予算額を確保しつつ、適正な執行を行うこと。 また、調達方法について、複数応札となるよう、さらなる工夫を検討すること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮 減	平成26年度事業の落札率を勘案し、一部経費を削減した。なお、来年度事業に係る入札公告に当たっては、複数応札となるよう工夫を図りたい。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	-	平成24年	新25-0036	平成25年	新25-022

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

職場における化学物質管理に関する総合対

【行政経費】

厚生労働省
(160百万円)

F.事務費
(2.6百万円)

〔事業管理、受託者への指導〕

〔検討会開催、事業場指導 等〕

【一般競争入札(総合評価落札方式)】

【一般競争入札(総合評価落札方式)】

A.中央労働災害防止協会
(88.9百万円)

B.株式会社三菱化学テクノロジー
(25.2百万円)
(一部受託者負担)

〔ばく露実態調査 等〕

〔化学物質に係る情報基盤整備 等〕

【一般競争入札(総合評価落札方式)】

【一般競争入札(総合評価落札方式)】

C.株式会社ボゾリサーチセンター
(19.2百万円)(一部受託者負担)

D.一般財団法人化学物質評価研究機構(14.2百万円)

〔発がん性の有無が明らかでない化学物質に対するスクリーニング(変)〕

〔ばく露推定モデルを活用した化学物質の適正管理手法の検討 等〕

【一般競争入札(総合評価落札方式)】

E.テクノヒル株式会社(9.9百万円)

〔有害性評価書作成 等〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

A.中央労働災害防止協会			E.テクノヒル株式会社		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
実態調査	作業環境測定・分析、測定用消耗品等	31.6	委託業務従事者経費	委託業務従事者経費	6.2
委託業務従事者経費	委託業務従事者経費	10.0	検討会開催	専門家謝金・旅費、会議費等	3.5
その他管理費等	印刷・通信運搬費、経理担当者経費等	6.4	その他管理費等	印刷・通信運搬費、経理担当者経費等	1.4
専門家謝金・旅費	検討会・実態調査等への参加、報告書執筆	3.8	消費税等	消費税等	0.5
消費税等	消費税等	2.6			
計		54.4	計		11.6
B.株式会社三菱化学テクノリサーチ			F. 事務費		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
委託業務従事者経費	情報の収集・整理、報告書作成等	25.1	諸謝金	専門家への謝金	1.6
管理諸経費	光熱水費、賃料等	2.4	庁費	役務・物品の購入等	0.7
消費税等	消費税等	1.4	委員等旅費	専門家への旅費	0.3
計		28.9	計		2.6
C.株式会社ボゾリサーチセンター			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
情報収集費	化学物質の有害性に関する情報収集の実施	11.1			
試験員労務費	変異原性試験を実施する試験員	4.2			
管理諸経費	光熱水費、賃料等	3.6			
消耗品費	被検物質、試薬、容器等	2.1			
消費税等	消費税等	1.1			
計		22.1	計		0
D.一般財団法人化学物質評価研究機構			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
委託業務従事者経費	委託業務従事者経費	10.1			
庁費	文献翻訳、通信運搬、消耗品等	1.9			
管理諸経費	光熱水費、賃料等	1.3			
旅費・謝金	検討会委員旅費・謝金、その他旅費	0.7			
消費税等	消費税等	0.7			
計		14.7	計		0

費目・使途
(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	中央労働災害防止協会	ばく露実態調査等	88.9	1	99.9%

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社三菱化学テクノロジーサーチ	化学物質に係る情報基盤整備等	25.2	1	99.9%

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社ポゾリサーチセンター	発がん性の有無が明らかでない化学物質に対する変異原性試験等	19.2	3	68.8%

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	一般財団法人化学物質評価研究機構	ばく露推定モデルを活用した化学物質の適正管理手法の検討等	14.2	2	94.6%

E.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	テクノヒル株式会社	有害性評価書作成等	9.9	2	96.4%

F.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	諸謝金	専門家への謝金	1.6		
2	庁費	役務・物品の購入等	0.7		
3	委員等旅費	専門家への旅費	0.3		

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	石綿による健康障害防止対策の推進		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成25年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	化学物質対策課		森戸 和美			
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	石綿含有建築物等の解体等の作業に従事する労働者の石綿による健康被害を生じさせないよう、石綿障害予防規則や「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」(平成24年5月公示)に基づき、当該作業に係る適切な石綿ばく露防止対策の履行を図る。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	(以下①及び②は平成25年度限り。) ①石綿含有建築物等の解体等に当たっての事前調査を行う中小規模事業者の能力向上を図るため、中小規模事業者の集団に専門家を派遣し、事前調査に関する技術的指導・助言を行う。 ②建材の石綿含有状況を分析する分析機関の技術レベルを踏まえた支援を行う。 ③東日本大震災被災地の建築物の解体現場等で石綿の気中濃度測定を行い、その結果の検証を通じて石綿ばく露防止対策の内容の充実を図るとともに、その対策の中身については、解体等工事を行う中小規模事業者に対して技術的指導・助言を行うことで普及を図る。								
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	—	—	142	108	120		
		補正予算	—	—	—	—	—		
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—		
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—		
		予備費等	—	—	—	—	—		
	計		—	—	142	108	120		
	執行額		—	—	116	—	—		
執行率(%)		—	—	82%	—	—			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	
	東日本大震災の被災地等における建築物解体現場やがれき集積場の石綿気中濃度測定を実施した箇所のうち、高濃度の石綿漏洩等を生じさせた作業場の件数を測定箇所総数の1割未満とする。			成果実績	%	—	—	6%	—
				目標値	%	—	—	1割未満	1割未満
				達成度	%	—	—	100%	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	東日本大震災の被災地等における建築物解体現場やがれき集積場の石綿気中濃度測定を行う。			活動実績	力所	—	—	85	—
				当初見込み	力所	—	—	(100力所程度)	(34力所程度)
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	単位当たりコスト = X / Y X=石綿気中濃度測定に係る事業費 Y=測定地点数			単位当たりコスト	円/測定対象	—	—	349,235円/測定対象	312,824円/測定対象
				計算式	X / Y	—	—	29,685,000円 / 85測定点	10,636,000円 / 34測定点
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由					
	行政経費	78	91	労働基準監督署等の職員が、解体等の現場で実地調査を行う際、石綿漏えいの有無を確認する手段としてデジタル粉じん計を計画的に整備することとしたことによる増。					
	委託費	30	28						
計	108	120							

事業所管部局による点検・改善						
項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	本事業は、労働者の石綿による健康障害を防止するために実施するものであり、広く国民のニーズがある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	本事業は、石綿障害予防規則の適切な履行確保を図るものであり、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	労働者の石綿ばく露防止対策は、厚生労働省が重点施策として掲げる課題の一つであり、本事業はその具体的な取組の一つとして優先度の高い事業に位置づけられている。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	一般競争入札(最低価格落札方式)により委託先を選定している。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	労働現場における労働者の石綿ばく露防止対策のための検討、現場測定等を行う本事業は、事業者及び労働者双方に有益なものであるところ、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	被災地での測定等の費用については、標準的な積算とするとともに、実際の契約は入札により行うことでコストの削減を図っている。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	使途は、専門家の謝金や旅費、検討会の運営費、現場での測定に係る労務費・資機材費等、事業の運営に必要なものに限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—	—		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	本事業のうち委託部分及び直接実施分の双方について、専門性を有する者により実施することとしており、実効性は高い。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		—	—		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	本事業の成果は、今後の作業現場における石綿ばく露防止対策のための事業場の指導等に活用していくこととしており、平成25年度末には本事業の成果も踏まえ、石綿障害予防規則等の改正を実施している。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	左記の事業は、労働現場における石綿ばく露防止を目的としている点は本事業と同じであるが、左記の事業が、事業者からの届出・申請等の審査をする相談員等の配置を行うものであるのに対して、本事業は、講習会等により規則改正等の内容を対象事業者に対して周知・指導するものであり、事業内容に重複はない。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	391	石綿障害防止総合相談員等設置経費	厚生労働省労働基準局安全衛生部			
点検・改善結果	点検結果	石綿含有建築物等の解体等の作業が今後も全国的に増加していくことが見込まれる中、労働者の石綿ばく露防止のための取組については、引き続き広く国民のニーズが存在している。 また、平成25年度事業の成果により、東日本大震災被災地における漏洩事案について個別の現場における迅速な指導ができたほか、これらの事業により把握された漏洩原因を分析し、石綿ばく露防止対策の充実を図るため、石綿障害予防規則の改正、関連告示の新設を行った。加えて、事業の結果得られた各種成果をマニュアルにまとめ、解体業者の対策向上に資するよう、関連業者に提示した。				
	改善の方向性	引き続き石綿による労働者の健康障害を防止するため、効果的な事業の実施に努めてまいりたい。				
外部有識者の所見						
支出先選定における競争形態には問題ないが、複数応札となるよう工夫を求め。今後とも適切な予算執行と有効的な利活用をお願いする。(井出)						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	点検結果も妥当であり、本事業は、労働者の石綿ばく露を防止する事業であることから、引き続き、必要な予算額を確保しつつ、適正な執行を行うこと。 また、調達方法について、複数応札となるよう、さらなる工夫を検討すること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	引き続き、適正な執行に努める。なお、来年度事業に係る入札公告に当たっては、複数応札となるよう工夫を図りたい。					
備考						
—						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成23年	—	平成24年	新25-0037	平成25年	新25-023	

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

石綿による健康障害防止対策の推進

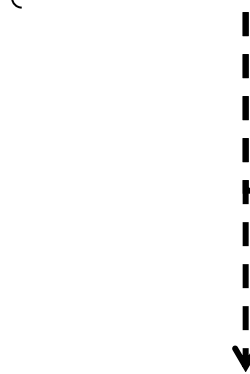
厚生労働省
(116百万円)

〔事業管理、受託者への指導〕

【行政経費】

c.事務費
(76.6百万円)

〔作業現場での石綿気中濃度測定、事業場指導〕



【一般競争入札(最低価格落札方式)】

A. 公益社団法人日本作業環境測定協会(18.7百万円)

〔中小規模事業者集団への指導等〕

【一般競争入札(最低価格落札方式)】

B. 日本水処理工業株式会社(20.7百万円)(一部受託者負担)

〔石綿分析機関への支援等〕



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.公益社団法人日本作業環境測定協会			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
現場調査費	機材借料、消耗品等	3.8			
諸謝金	検討会出席、現場調査	3.5			
旅費	検討会出席、現場調査	3.0			
その他庁費	通信運搬、事務消耗品、補助員雇上等	2.6			
委託業務従事者経費	委託業務従事者経費	2.4			
印刷費	周知資料、説明会資料、報告書等	1.8			
消費税等	消費税等	0.9			
管理諸経費	光熱水費、賃料等	0.7			
計		18.7	計		0
B.日本水処理工業株式会社			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
試料分析	標準試料、各種分析	7.4			
諸謝金	検討会出席、説明会講師等	7.0			
委託業務従事者経費	業務従事職員、補助員雇上	3.7			
管理諸経費	光熱水費、賃料等	2.9			
旅費	検討会出席、説明会講師等	2.2			
その他庁費	説明会会場借上、消耗品等	1.7			
消費税等	消費税等	1.3			
計		26.2	計		0
C. 事務費			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
庁費	役務・物品の購入等	65.7			
職員旅費	職員の出張に係る旅費	7.7			
諸謝金	専門家への謝金	2.5			
委員等旅費	専門家への旅費	0.7			
計		76.6	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	日本水処理工業株式会社	石綿分析機関への支援等	20.7	4	99.9%

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	公益社団法人日本作業環境測定協会	中小規模事業者集団への指導等	18.7	1	97.7%

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	庁費	役務・物品の購入等	65.7		
2	職員旅費	職員の出張に係る旅費	7.7		
3	諸謝金	専門家への謝金	2.5		
4	委員等旅費	専門家への旅費	0.7		

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	廃棄物焼却施設におけるダイオキシンのばく露防止対策		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度 :平成25年度 終了(予定)年度:平成25年度		担当課室	化学物質対策課		森戸 和美			
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	焼却炉の解体作業におけるダイオキシンばく露防止対策については、労働安全衛生規則により付着物の除去、湿潤化、保護具の使用等を義務付けるとともに、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」を示しているが、近年、設置場所で解体を行わず処理場に移動後解体を行う方法(以下「移動解体」という。)が見られることから、移動解体にも対応すべく対策要綱の見直しに向けた検討を行うことを目的とする。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	移動解体を行う廃棄物焼却施設(5事業場程度)において、ダイオキシンの作業環境測定及び焼却灰の分析を実施し、労働者へのばく露状況とダイオキシンによる汚染状況を把握する。把握した結果はとりまとめるとともに、専門家による検討会を開催し、対策要綱の見直しの内容に係る周知の手法等に関する検討を行う。(25年度限りの事業)								
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算の状況	当初予算	-	-	6.8	-	-		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
	計		-	-	6.8	-	-		
	執行額		-	-	1.7	-	-		
執行率(%)		-	-	25.1%	-	-			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値(26年度)	
	焼却炉の解体作業にかかる実態調査や専門家による検討会を通じて、対策要綱に加える必要があるとの結論が得られた要素について、100%対策要綱に追加する。			成果実績	%	-	-	対策要綱の改正を実施し、対策要綱に加える必要があるとの結論が得られた要素を100%盛り込んだ。	-
				目標値	%	-	-	100%	-
				達成度	%	-	-	100%	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	焼却炉の解体作業に係る実態調査を5現場程度実施する。			活動実績	現場	-	-	1現場	-
				当初見込み	現場	-	-	5現場程度	-
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	単位当たりコスト = X/Y X=委託費 Y=実態調査現場数			単位当たりコスト	千円/現場	-	-	1,699千円/現場	-
				計算式	X/Y	-	-	1,699千円/1現場	-
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由					
				平成25年度限りの事業					
	計								

事業所管部局による点検・改善						
項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	ダイオキシンによる健康被害については、国民が高い関心を有している。また、ダイオキシンへのばく露のリスクの高い作業(焼却炉の解体作業)は、地域によらず広く全国で行われているものであるが、そのような作業を行う労働者に関する災害防止のための対策の検討については、個々の事業者が実施できる内容には限界があるところ、国が実施する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	本事業が、国が策定した「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の見直しに関するものであること、及び、本対策要綱に基づく措置は、国が労働安全衛生法令により規定している各種措置と一体的に運用されるべきものであることから、本事業は国が実施すべきものである。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	職場における化学物質管理の強化は、厚生労働省が重点施策として掲げる課題の一つであり、本事業はその具体的な取組の一つとして優先度の高い事業に位置づけられている。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	本事業は、一般競争入札(最低価格落札方式)により調達を実施した。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	国が策定した「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の見直し等に関して各種検討を行う本事業は、対象作業を実施している労働者の健康障害防止に広く資するものであり、事業者及び労働者双方に有益なものであるところ、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	当初予定していたより少ない事業場数で必要なデータ等を収集することができたため、コストは低い。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	委託費の使途は、実際の作業場での調査分析費、検討委員の謝金・旅費等、事業の運営に必要なものに限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	不用は、実態調査について、当初予定していたより少ない事業場数で必要なデータ等を収集することができたことによるものであり、成果目標を達成していることから、効率的な事業運営が行われた結果であると認められ、妥当と考えられる。		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—	—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	実態調査について、当初予定していたより少ない事業場数で必要なデータ等を収集することができたため、活動実績が見込みより小さくなっているが、事業の目的には見合ったものとなっている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	本事業の成果については、見直しを実施した「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の周知のために活用することとしており、ダイオキシンへのばく露防止対策に活用されることとなる。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	類似する事業はない。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検・改善結果	点検結果	活動指標の実態調査の実施事業所数は、当初の予定より少なかったものの、本事業の主目的であるダイオキシン対策要綱の見直し自体は完了し、成果が得られている。				
	改善の方向性	本事業については、主目的であるダイオキシン対策要綱の見直しが完了したことから、平成25年度限りで終了する。				
外部有識者の所見						
事業目的も明確で、事業内容を最小限に縮小して執行し、その成果を対策要綱の見直しに反映させており、適正な執行である。(栗原)						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	事業の実施状況等を検証し、廃止の妥当性を検討すること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	事業の達成状況等を踏まえ、予定通り廃止する。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	—	平成24年	—	平成25年	新25-024

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
(1.7百万円)

事業管理、受託者への指導



【一般競争入札(最低価格落札方式)】

A.一般財団法人日本環境衛生センター
(1.7百万円)

有識者を参集して検討委員会の設置・運営、実際の作業場にて測定・分析・評価の実施、結果の取りまとめ

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて
補足する)
(単位：百万
円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.一般財団法人日本環境衛生センター			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
作業環境測定費用	実態調査時の作業環境測定	0.6			
委託業務従事者経費等	検討会準備、報告書作成等に從事	0.5			
その他経費	検討会委員旅費・謝金、資料印刷等	0.5			
消費税等	消費税等	0.1			
計		1.7	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	一般財団法人日本環境衛生センター	有識者を参集して検討委員会の設置・運営、実際の作業場にて測定・分析・評価の実施、結果の取りまとめ	1.7	1	92.9%

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	治療と職業生活の両立等の支援対策事業		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成25年度 終了(予定)年度:平成27年度		担当課室	労働衛生課		泉 陽子		
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等	平成24年度厚生労働省版提言型政策仕分け(提言2)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	業務上疾病を含む作業関連疾患等の疾病を抱えた労働者の中には、通院や治療と仕事の両立のための体制が不十分なことから、就労可能な健康状態にもかかわらず、復職、継続就労することが困難な場合があり、事業場における作業関連疾患等をもつ労働者の職場環境整備や就労継続のための職場環境や支援体制の整備が必要である。このため、本事業では、手引きや指針等の作成により、事業者による労働者の治療と職業生活の両立に向けた支援を推進する。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	労働者の治療と職業生活の両立支援について、長期にわたる治療等が必要な作業関連疾患等の疾病を抱えた労働者の就労継続に関する事例の収集及び就労継続のあり方に関する検討を行い、就労継続支援の手引きを作成するとともに、就労継続の取組に関する事例集や指針を作成する。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	—	—	13	12	10	
		補正予算	—	—	—	—	—	
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—	
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—	
		予備費等	—	—	—	—	—	
	計	—	—	13	12	10		
	執行額	—	—	11	—	—		
執行率(%)	—	—	85	—	—			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	【平成25年度】 長期にわたる治療が必要な作業関連疾患等の疾病を抱えた患者に対する就労継続に関する手引き(1種類)を作成する。		成果実績	種類	—	—	1	—
			目標値	種類	—	—	1	—
			達成度	%	—	—	100%	—
	【平成26年度】 長期にわたる治療が必要な作業関連疾患等の疾病を抱えた患者に対する就労継続に関する指針(1件)を作成する。		成果実績	件	—	—	—	—
			目標値	件	—	—	—	1
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	(平成25年度) 長期にわたる治療が必要な作業関連疾患等の疾病を抱えた患者に対する就労継続の課題についてのアンケート調査を3,000件以上を対象に実施する。		活動実績	—	—	—	5,000	—
			当初見込み	件	—	—	3,000	—
	(平成26年度) 手引きを活用した個別支援を10事業場を対象に実施する。		活動実績	—	—	—	—	—
			当初見込み	事業場	—	—	—	10
	単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度
単位当たりコスト=X/Y		単位当たりコスト	円/件	—	—	2,177	—	
X:精算額 Y:アンケート対象事業場		計算式	X/Y	—	—	10,887千円/ 5,000件	—	
単位当たりコスト=X/Y		単位当たりコスト	円/事業場	—	—	—	163,700	
X:予算額 Y:個別支援事業場数		計算式	X/Y	—	—	—	1,637千円/10事業場	
単位当たりコスト=X/Y		単位当たりコスト	円/部	—	—	—	110	
X:予算額 Y:事例集作成部数		計算式	X/Y	—	—	—	6,178千円/ 56,350部	
単位当たりコスト=X/Y		単位当たりコスト	円/回	—	—	—	586,500	
X:予算額 Y:事例集周知研修会開催数		計算式	X/Y	—	—	—	1,173千円/2回	
単位当たりコスト=X/Y		単位当たりコスト	円/回	—	—	—	501,000	
X:予算額 Y:事業実施委員会開催数		計算式	X/Y	—	—	—	1,503千円/3回	
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	委託費	12	10	事例集作成に係る個別事業場への訪問支援、研究会開催経費の減				
計	12	10						

事業所管部局による点検・改善						
項目		評価	評価に関する説明			
国 必 費 投 入 の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	労働者の健康管理の促進は、国民全体の健康で活力ある社会の実現のために不可欠であるとともに、今後、労働力人口の急速な減少が見込まれることから、国費により労働者が長期にわたり健康に働ける体制を整備する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	労働安全衛生法第71条に基づき、労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るための必要な援助として、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	平成26年度労働政策の重点事項において、「6 労働者が安心して将来に希望を持って働ける環境の整備」の中で、「(1)ワーク・ライフ・バランスの実現③仕事と治療や介護のと両立支援の推進」が掲げられており、優先度の高い事業である。		
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	一般競争入札(最低価格落札方式)としており、競争性は確保されている。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は、作業関連疾患等の疾病により、治療を継続しながら仕事を継続する労働者のための支援を推進するものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出することは妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	ヒアリング等による情報収集を実施するとともに、実施委員会を開催し、有識者等による協議を踏まえて、手引きを作成することとしており、単位当たりのコストは妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	主に、手引き作成のための調査及び実施委員会等の開催のための経費であり、事業目的に即した適切な費目である。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	不用は、借料が不要となる会場を使用したこと等によるものであるが、成果目標及び活動指標ともに達成していることから、効率的な事業運営がなされた結果であると認められ、妥当である。		
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	-		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-		
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点 検 ・ 改 善 結 果	点検結果	本事業については、一般競争入札(最低価格落札方式)により受託者を決定することとしており、コスト削減に努める一方、成果目標及び活動指標ともに達成しており、効果的・効率的に事業が実施されていることから、引き続き事業を実施することとしたい。				
	改善の方向性	委託費執行の実態については委託事業実施計画書に沿って把握し、適宜効率的かつ適正な執行が行われるよう事業管理及び受託者への指導等に努めることとしたい。				
外部有識者の所見						
引き続き適正執行に努めること。(長崎)						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現 状 通 り	点検結果も妥当であり、本事業は、労働者の治療と職業生活の両立を支援する事業であることから、引き続き、必要な予算額を確保しつつ、適正な執行を行うこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮 減	「行政事業レビュー推進チームの所見」においては、「現状通り」との評価をいただいているところであるが、積算を見直した上で必要な経費について要求している。					
備考						
-						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成23年	-	平成24年	-	平成25年	新25-025	

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
(11百万円)

〔事業管理、受託者への指導〕



【一般競争入札(最低価格落札方式)】

A.みずほ情報総研株式会社
(11百万円)

〔就労継続支援のアンケート調査等〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

A.みずほ情報総研株式会社			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
事業費	アンケート調査費、データ入力費、ヒアリング調査費	9			
計		9	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入 札 者 数	落 札 率
1	みずほ情報総研株式会社	就労継続支援のアンケート調査等	11	6	86.2

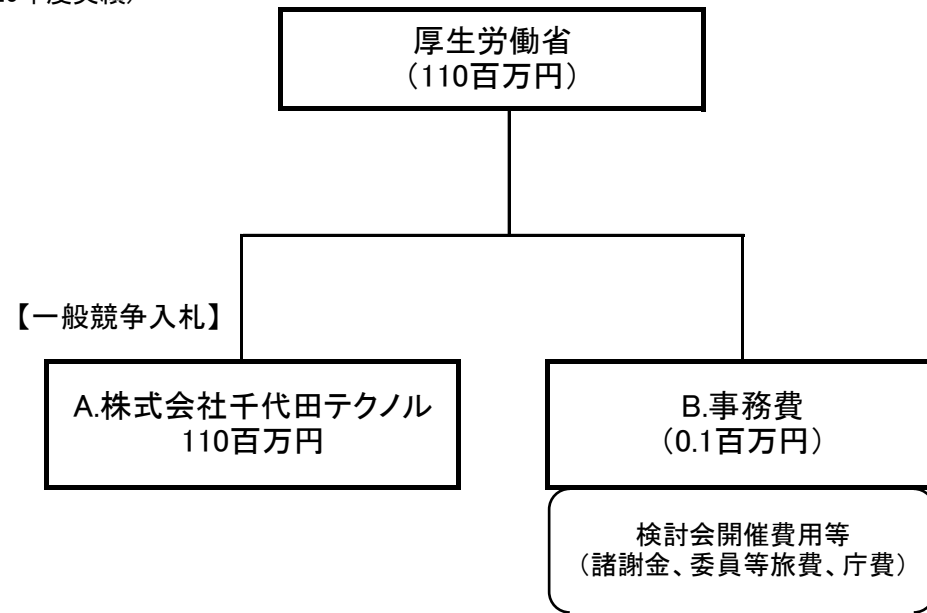
平成26年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	原発事故からの復旧・復興従事者の適正な放射線管理実施の指導		担当部局庁	労働基準局安全衛生部	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成25年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	労働衛生課	泉 陽子			
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等	(1)福島復興再生特措法(平成24年3月30日成立)の付帯決議、(2)福島復興再生特措法に基づく福島復興再生基本方針(平成24年7月13日閣議決定)、(3)東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	<p>(1)線量管理指導事業 除染特別地域等の復旧・復興作業を担う事業者の多くが中小・零細事業者であり、放射線被ばくに対する不安が事業再開の隘路となっている。このため、厚生労働省が、中小・零細事業者を会員とする団体等(以下「団体等」という。)に対して、適切な放射線管理を指導するための支援を実施する。本事業により、団体等が自主的に中小・零細事業者に対して線量管理指導を行い、中小・零細事業者が適正な放射線管理を実施することを目的とする。</p> <p>(2)除染等事業従事者に係る被ばく線量記録の一元化支援:平成26年度新規 除染や復旧作業等に従事する労働者の被ばく線量記録の一元化を促進するため、電気事業者が自発的に運用している「放射線管理手帳」及び線量データを一元管理している「中央登録センター」に準じる制度を、元方事業者が自発的に設立することを促すため、一定の支援を行う。</p>							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>(1)線量管理指導事業 次の①～⑤の業務を実施し、団体等が会員に対して行う放射線管理指導について支援を行う。 ①放射線管理マニュアルの作成、②線量管理指導員の選任、教育用資材の購入及び保守点検、③団体等に対する線量管理指導の実施、④団体等の線量管理教育(集合教育及び実地教育)の実施支援、⑤相談窓口及び電話照会窓口の設置及び対応</p> <p>(2)除染等事業従事者に係る被ばく線量記録の一元化支援 公益財団法人放射線影響協会が事務局となり実施している「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」にかかるシステム開発費用に関して補助を行う。</p>							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	—	—	144	149	57	
		補正予算	—	—	—	—	—	
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—	
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—	
		予備費等	—	—	—	—	—	
	計		—	—	144	149	57	
	執行額		—	—	110	—	—	
執行率(%)		—	—	76	—	—		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	(1)線量管理指導等の参加者に対し、指導内容等についてアンケートを実施し、7割以上の参加者から「有意義であった」等、ニーズに合致した指導であった旨の回答を得る。		成果実績	%	—	—	95.2	—
			目標値	%	—	—	70	90
			達成度	%	—	—	136	—
	(2)除染等業務従事者等線量管理登録制度の電算システムをH26年度中に稼働させる。		成果実績	—	—	—	—	—
			達成度	%	—	—	—	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	(1)線量管理の指導を150回以上実施する。(仕様書上の受講者数の下限は510人)		活動実績	人	—	—	198	—
			当初見込み	人	—	—	510	450
	(2)補助金の交付を行う。受益者は、今後、将来にわたり累積されていくので不明であるが、少なくとも年間1万3千人は見込まれる。		活動実績	人	—	—	—	—
			当初見込み	人	—	—	—	13,000
	単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度
単位当たりコスト = X:「経費」 / Y:「受益者数見込み」		単位当たりコスト(1)	百万円/人	—	—	27.8	10.1	
X:(1)予算内訳のうち、事業委託及び行政経費 (2)補助金		計算式	X / Y	—	—	110百万円/(198人×20)	91百万円/(450人×20)	
Y:(1)教育受講者やテキスト配布者の20倍(管理者や指導者の教育であるため、最終的な受益者は受講者の20倍を見込む) (2)H26年度システム登録人数(13,000人)		単位当たりコスト(2)	千円/人	—	—	—	4.5	
		計算式	X / Y	—	—	—	58百万円/13,000人	
平成26・27年度予算内訳(単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	委託費	90	53	教育用資材の購入費用の減				
	補助金	58	0	前年度限りの経費				
	行政経費	1	4	検討会経費の増				
	計	149	57					

事業所管部局による点検・改善						
項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	除染特別地域等の復旧・復興作業及び事業再開促進は国民的課題であり、国費により事業場における適切な線量管理を指導・教育する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	通常、放射線業務を生業としない事業者団体等における線量管理指導の促進を想定した事業であることから、営利企業等の実施する教育等を活用した自発的活動は見込めない。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	平成25年度労働政策の重点事項において、「4震災復興のための雇用・労働対策」の中で、「④原発事故からの復旧・復興従事者の適正な放射線管理と線量記録の散逸防止の指導」が掲げられており、優先度の高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	一般競争入札(最低価格落札方式)としており、競争性は確保されている。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は、労働者の放射線障害防止のために事業場に対する線量管理指導の支援を推進するものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出することは妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	平成25年度は初期費用として教育用資材である線量測定器購入に費用を要しているが、次年度以降は適正な単位当たりコストに収束していく見込みである。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	主に教育用資材の調達及び線量管理指導・教育支援の実施のための経費であり、事業目的に即した適切な費目である。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	不用は、教材(テキスト、測定器)の調達に時間を要したことから、事業期間が不足し、教育の実施回数が積算上限回数まで達しなかったことによるものであるが、成果目標は達成しており、一定の事業目的は達成できたものと考えられることから、妥当である。		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	専門機関が実施する同等の教育に要する受講料と同等レベルで実施できている。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		△	教材(テキスト、測定器)の調達に時間を要したことから、事業期間が不足し、教育の実施回数が積算上限回数まで達しなかった。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検・改善結果	点検結果	平成25年度の活動実績については目標を下回った。この原因について受託先及び受益者(事業者団体)に対してヒアリングを実施したところ、主な要因として、①教材(テキスト、測定器)の調達に時間を要したことから、事業実施期間が不足し、対象事業者団体の繁忙期と重なっていた、②法令による特別教育との違いなど、本事業の教育の位置付けを明確に事業者団体に理解させることができなかったことが上げられる。一方で、成果目標は達成していることから、上記の反省を踏まえつつ、引き続き事業を実施することとしたい。				
	改善の方向性	①事業の調達時期を早め4月1日から事業を開始し、繁忙期に重ならないように研修時期の調整を早め実施する。さらに、昨年度作成したテキスト、調達した測定器を使用し、第1四半期から教育支援を開始する。 ②管理者教育については、厚生労働省のガイドラインや、環境省の除染等工事仕様書で専任を求めている放射線管理者の養成講座に該当することを環境省の標準仕様書に昨年度末に明記済みであるので、これを事業者団体に明確に伝達する。基礎講座については、ガイドラインの放射線管理担当者の養成講座に該当することを明確に事業者団体に伝達する。 なお、予算の多くを占める教育用資材(測定器等)の調達はH25年度におおむね終了し、H26年度は追加分のみの調達となるため、単位あたりの行政コストは低減する見込みである。				
外部有識者の所見						
原発事故による復旧作業中の被曝線量を知り、適切に管理を行うための事業であるが、絶えず人命を危険に曝している困難な作業に従事する者の健康被害を極力排除するべく、適切な措置のために有効な予算執行となっているか、予算執行の詳細を明らかにしたうえで、精査する必要がある。特に、中小零細事業者が、放射線被害の詳細な説明を受けずに危険に曝されているおそれがあることから、当該業務の成果を測定する方法については、中小零細事業者の目線で検討し直すべきではないかと考える。(増田)						
行政事業レビュー推進チームの所見						
部容事改の業善一内	事業効果の大きいメニューに重点化すること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
改善等	本事業は、事業場規模や経験から、放射線管理を適切に実施することに困難が見込まれる中小零細企業の属する団体を支援する事業であるところ、支援内容も、管理者教育、基礎教育、実地教育など細かくニーズに分けて対応するなど、事業効果が最も高い形で支援を実施している。なお、今後については、ご指摘を踏まえ、受講者のアンケート等により、支援内容の見直しを必要に応じて検討することとする。					
備考						
-						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	-	平成24年	-	平成25年	新25-026

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

(線量管理指導事業:平成25年度実績)



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて補
足する)
(単位:百万円)

A.株式会社千代田テクノル			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
備品費	測定器等	67			
人件費	線量管理指導員、マニュアル作成者等	5			
印刷製本費	教育用マニュアル	1			
計		73	計		0
B.事務費			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
諸謝金	専門家への謝金	0.2			
委員等旅費	専門家への旅費	0.3			
庁費	役務・物品の購入等	0.03			
計		1	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社千代田テクノル	原発事故からの復旧・復興従事者の適正な放射線管理実施の指導事業	110	1	76.4%

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	委員等旅費	専門家への旅費	0.3	—	—
2	諸謝金	専門家への謝金	0.2	—	—
3	庁費	役務・物品の購入等	0.03	—	—

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	家内労働安全衛生確保事業		担当部局庁	雇用均等・児童家庭局		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度 : 平成25年度 終了(予定)年度 : 終了予定なし		担当課室	短時間・在宅労働課		短時間・在宅労働課長 宿里 明弘			
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	・家内労働法第25条 ・労働者災害補償保険法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等	家内労働安全衛生指導員規程(平成13年1月6日 厚生労働省訓第45号)家内労働者の安全衛生対策事業の実施について(平成20年3月21日付け雇児発第0321005号)					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	危険有害業務に係る家内労働の現状、問題点及び課題を把握した上で、今後の災害防止対策を検討し、家内労働者のけが災害及び疾病を予防する。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	事業主団体や委託者に対して、危険有害業務に関する安全措置の実態について訪問ヒアリングを実施するとともに、危険有害業務に従事する家内労働者に対して、産業医等による健康相談会を活用するなど、危険有害業務に関する作業環境や災害事例等についてヒアリングを実施する。								
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算の状況	当初予算	—	—	12	17	17		
		補正予算	—	—	—	—	—		
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—		
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—		
		予備費等	—	—	—	—	—		
	計		—	—	12	17	17		
	執行額		—	—	11	—	—		
執行率(%)		—	—	91.7	—	—			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	
	危険有害業務に従事する家内労働者の実態について把握した内容を部会への報告及びHPへの掲載により公表する。なお、本事業は、危険有害業務に係る家内労働の実態についてヒアリングを実施し、その結果に基づき災害防止対策を検討することを目的としているため、定量的指標は設定できない。			成果実績	—	—	—	—	
				目標値	—	—	—	左記のとおり	
				達成度	—	—	—	—	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	危険有害業務に従事する家内労働者の実態把握を目的とした調査を行う対象労働者の人数を80人以上とする。			活動実績	人	—	—	86人	—
				当初見込み	人	—	—	80人	80人
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	単位当たりコスト = X / Y			単位当たりコスト	円/人	—	—	129,377	—
	X: 執行額 Y: 危険有害業務に従事する家内労働者の実態把握を目的とした調査を行う対象労働者の人数			計算式	X / Y	—	—	11,126,386 / 86	執行額 / 危険有害業務に従事する家内労働者の実態把握を目的とした調査を行う対象労働者の人数
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由					
	委託費	17	17						
	計	17	17						

事業所管部局による点検・改善						
	項目	評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	危険有害業務に従事する家内労働者の実態は把握されておらず、家内労働に従事する際に発生する問題の把握も困難な状況となっている。このため、専門家によるきめ細やかな調査及び検討を国費を投入して行うことが必要である。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	家内労働の現状は地域により差が生じており、家内労働者の安全衛生管理についても各委託者及び各家内労働者に委ねられている部分が多い。このため、全国的に実態を把握し、一律に安全衛生対策を実施することが求められており、国が実施すべき事業である。			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	危険有害業務に従事する家内労働者の実態は把握されておらず、家内労働に対する災害防止対策を講じるには、実際に事故が発生するまでに至らないヒヤリハット事例を含めた詳細な調査及び検討が必要であり、家内労働者のけが災害及び疾病を予防するために、本事業は優先度の高い事業である。			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	一般競争入札(総合評価落札方式)で調達しており、競争性は確保されている、			
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	本事業は、事業主及び特別加入対象者から徴収した労災保険料を財源とし、特別加入対象者である家内労働者のうち危険有害業務に従事する者の今後の災害防止対策を検討するものであり、妥当である。			
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○	危険有害業務に従事する家内労働者の実態を把握するためには、家内労働者からヒアリングを行うことが必要であり、単位当たりコストは妥当である。			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—	—			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	本事業は、危険有害業務に従事する家内労働者の実態を把握し、今後の災害防止対策を講じるための専門家による調査及び検討に必要な経費であり、必要最低限のものとなっている。			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	—	—			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	本事業は、事業主団体、委託者等への訪問ヒアリング等により実施しており、実効性は高い。			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	当初見込みに見合った活動実績となっている。			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	危険有害業務に従事する家内労働者の実態について部会への報告等を行っており、活用されている。			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	危険有害業務に従事する個々の家内労働者等における災害等の発生予防のため、家内労働者等への訪問指導を行う家内労働安全衛生指導員等の経費である家内労働安全衛生管理費と異なり、本事業は危険有害業務に従事する家内労働者における災害等の発生予防対策に必要な情報を得るため、家内労働者等の実態把握に関する調査等を行う経費である。			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	353	家内労働安全衛生管理費	厚生労働省雇用均等・児童家庭局			
点検・改善結果	点検結果	活動実績(アウトプット)については、危険有害業務に従事する家内労働者の実態把握を目的とした調査を行う対象労働者の人数が86人と当初見込みを上回っており、効果的に事業を実施できている。				
	改善の方向性	引き続き目標を達成できるよう危険有害業務に従事する家内労働者の実態把握に係る調査を適切に実施し、その結果について部会への報告等を行い、家内労働安全衛生対策の充実を図る。				
外部有識者の所見						
事業の達成度、予算の執行率等は問題ない。一般競争入札が1者応募となっていることから、入札の仕様やプロセスに改善の余地がないか検討すること。(栗原)						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	点検結果も妥当であり、危険有害業務に従事する家内労働者の災害等の予防に必要な事業として、引き続き、適正な予算額を確保するとともに、適正な執行を行うこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	本事業は、平成25年度調達時において応募が1者であったことを踏まえ、公示期間を長くするなどの改善を検討したい。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	—	平成24年	—	平成25年	新25-027

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
11百万円

[事業管理、受託者への指導]



【一般競争入札(総合評価落札方式)】

A. 東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
11百万円

事業主団体や委託者に対する訪問調査の実施
家内労働者に対する健康相談会の活用等によるヒアリング調査の実施

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.東京海上日動リスクコンサルティング株式会社			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	調査等の担当者の人件費	7.9			
事業費	謝金、旅費、印刷製本費等	1.9			
管理費	地代家賃、光熱費、電話代等	0.8			
消費税		0.6			
計		11	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京海上日動リスクコンサルティング(株)	事業主団体・委託者への訪問調査、家内労働者へのヒアリング調査、調査報告書の作成等	11	1	97%
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					